平成８年版

消　防　白　書

消　防　庁　編

はじめに

我が国の消防は、昭和23年に消防組織法の施行により自治体消防として発足して以来、半世紀近い年月が流れたが、この間、その組織、施設、装備の充実が図られ、活動も火災予防、警防はもちろん、救急、救助から地震、風水害への対応まで広範囲にわたり、国民生活の基盤となる安全の確保に大きな役割を果たすとともに、海外への国際消防救助隊の派遣など、国際協力にも寄与してきている。

その一方で、平成７年１月の戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災をはじめとして大規模な災害の発生は依然として後を絶たず、また、地下鉄サリン事件のような特殊異常な事件も発生するなど災害の態様は複雑多様化の一途をたどっている。

こうした中で、防災に対する国民の関心はかつてないほどの高まりを見せており、消防防災体制の充実等、災害に強い安全なまちづくりに積極的に取り組むことが強く求められている。

今年の白書は、第１章において、阪神・淡路大震災の被害の実態と消防機関等の活動状況及び震災を踏まえて講じた措置について記述し、また、第２章以降においては、火災をはじめとする各種の災害の実態や消防防災行政の現況と課題等について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成８年12月

消　防　庁

目　　次

はじめに

第１章　阪神・淡路大震災について …… 1

第１節　災害の概要 …… 1
1　人的被害 …… 1
2　主な物的被害 …… 2
(1) 住家被害 …… 2
(2) 火災 …… 5
(3) 危険物施設被害 …… 7
(4) 交通機関の被害 …… 7
(5) ライフラインの被害 …… 8
(6) 液状化による被害 …… 8
(7) その他の被害 …… 9
第２節　消防機関・消防庁等の活動 …… 10
1　被災地域の消防本部の活動 …… 10
(1) 初動期の状況 …… 10
(2) 消火活動 …… 10
(3) 救助活動 …… 10
(4) 救急活動 …… 11
2　広域応援活動 …… 11
(1) 消防広域応援活動 …… 11
(2) 広域航空消防応援活動 …… 12
(3) 物資等の提供 …… 12
(4) 人的応援 …… 12
3　消防団の活動 …… 13

4　石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動……13
5　自主防災組織の活動……13
6　ボランティア活動……13
7　消防庁の活動……14
第3節　震災を踏まえて講じた措置……15
1　法律の整備等……15
(1)　災害対策基本法の一部改正……15
(2)　消防組織法の一部改正等……16
(3)　地震防災対策特別措置法の制定……16
(4)　防災基本計画の修正……17
(5)　自治省・消防庁防災業務計画の修正……17
(6)　地域防災計画の見直し……18
2　地方公共団体の消防防災施設等の整備に係る財政支援……18
3　防災体制等の充実・強化……19
(1)　情報収集・伝達体制の強化……19
(2)　航空消防防災体制の強化……20
(3)　防災拠点の整備……20
(4)　広域防災応援協定の締結……20
(5)　「防災とボランティアの日」の制定……20
4　防災に係る調査検討の実施及び教育内容の充実……21
(1)　防災に係る調査検討……21
(2)　消防大学校における防災教育の充実……22
5　消防庁における防災体制の充実・強化……22
(1)　防災情報システムの導入……22
(2)　夜間・休日における当直体制の充実……22
(3)　現地活動支援車の導入……22
第2章　火災等の災害対策……23
第1節　火　災　予　防……23

[火災の現況と最近の動向]……23
1　出　火　状　況……25
(1)　出火件数は減少、1日当たり172件出火……25
(2)　全火災における建物火災の割合は54.9%……25
(3)　冬季に火災が多い……26
(4)　出火率は5.0……26
(5)　火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消火器具……28
2　死者の状況……28
(1)　1日当たりの火災による死者は6.5人……28
(2)　死者発生率は、1.89人（人口10万人当たり）……30
(3)　火災による死者は冬と夜中に多い……31
(4)　死因は火傷が35.2%、中毒・窒息が30.1%……34
(5)　その他の火災による死者数は増加……34
(6)　逃げ遅れによる死者が75.1%……34
(7)　建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災1件当たり1.20人……35
(8)　建物火災による死者の85.2%が住宅火災で発生……35
(9)　住宅火災による死者は高齢者が多い……38
(10)　1件で3人以上の死者を出した火災……43
(11)　放火自殺者は減少、死者総数の22.8%……45
3　損　害　額……45
4　出　火　原　因……47
(1)　「たばこ」による火災が第1位……47
(2)　「放火」及び「放火の疑い」による火災の合計は増加……47
(3)　「たき火」及び「火あそび」による火災は減少……50
(4)　「ストーブ」による火災は増加……50
(5)　「こんろ」による火災は減少……51
(6)　着火物は前年同様「枯草」が首位……52
5　火災種別ごとの状況……52

(1) 建 物 火 災……52
(2) 林 野 火 災……61
(3) 車 両 火 災……62
(4) 船 舶 火 災……63
(5) 航 空 機 火 災……65
6 平成８年上半期における火災の発生状況……65
[火災予防行政の現況] ……65
1 防火管理制度……65
(1) 防 火 管 理 者……65
(2) 共同防火管理……67
2 消防用設備等の規制……67
(1) 防火対象物の実態……67
(2) 消防用設備等の設置の現況……69
～スプリンクラー設備への新技術の導入～……73
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者……74
(4) 防 炎 規 制……75
3 防火基準適合表示制度……78
(1) 「適マーク」交付状況 ……79
(2) 表示基準への適合の状況……79
4 消防同意及び予防査察等……82
(1) 消防同意の実態……82
(2) 予 防 査 察……83
(3) 違反状態の改善……84
5 消防用機械器具等の検定等……89
(1) 検 定……89
(2) 自 己 認 証……91
[火災予防行政の課題] ……91
(1) 住宅防火対策の推進……91
(2) 違反対象物への違反是正指導の推進……92

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底……92
(4) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策……92
(5) 自動通報システムの構築……93
(6) 建築物の大規模化・高層化に対応した総合的な防火安全対策の推進……93
～総合操作盤～……94
(7) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火安全対策の推進……95
(8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……96
第２節 危険物施設等における災害対策……97
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向] ……97
1 火 災……97
(1) 火災件数と被害……97
(2) 火災の発生原因及び着火原因……98
(3) 無許可施設の火災……99
(4) 危険物運搬中の火災……99
2 危険物漏えい事故……99
[危険物行政の現況] ……101
1 危 険 物 規 制 ……101
(1) 危険物規制の体系 ……101
～ガソリンの引火点は－40℃以下～ ……101
(2) 危 険 物 施 設 ……103
(3) 危 険 物 取 扱 者 ……105
(4) 事業所における保安体制の整備 ……106
(5) 保 安 検 査 ……107
(6) 立入検査及び措置命令 ……107
(7) 危険物に関する意識の高揚 ……108
2 石油パイプラインの保安 ……110

(1) 石油パイプライン事業の保安規制 ……110
(2) 石油パイプラインの保安 ……110
[危険物行政の課題] ……111
(1) 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進 ……111
(2) 危険物施設における保安体制の確立 ……111
(3) 危険物施設の地震対策の推進 ……111
第3節 石油コンビナート災害対策 ……113
[石油コンビナート災害の現況と最近の動向] ……113
1 災害件数と被害 ……113
2 災害の特徴 ……115
(1) 特定事業所区分別災害件数 ……115
(2) 特定事業所の業態別事故発生件数 ……116
[石油コンビナート災害対策の現況] ……116
1 石油コンビナート等特別防災区域の現況 ……117
2 都道府県・消防機関における防災体制 ……118
(1) 防災体制の確立 ……118
(2) 災害発生時の応急対策 ……118
(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備 ……118
3 特定事業所における防災体制 ……120
(1) 自衛防災組織等の現況 ……120
(2) 自衛防災体制の充実 ……120
(3) 防災要員に係る教育訓練の充実 ……121
4 事業所のレイアウト規制 ……121
(1) レイアウト規制対象事業所の実態 ……121
(2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出等の状況 ……122
(3) レイアウト規制の簡素合理化 ……122
5 その他の災害対策 ……123
(1) 通報体制の整備 ……123

(2) 防災緩衝緑地等の整備 ……123
[石油コンビナート災害対策の課題] ……123
1 総合的な災害対策の推進 ……123
(1) 防災資機材等の高度化 ……123
(2) 防災要員の防災行動力の向上 ……123
(3) 大規模地震発生時の自衛防災組織等のあり方 ……124
2 石油備蓄基地への対応 ……124
第4節 林野火災対策 ……125
[林野火災の現況と最近の動向] ……125
[林野火災対策の現況] ……125
1 林野火災特別地域対策事業 ……125
(1) 林野火災特別地域対策事業の実施 ……125
(2) 林野火災用消防施設等の整備 ……126
2 広域応援による消防活動 ……126
(1) 広域応援体制の整備 ……126
(2) 空中消火の実施状況 ……127
3 出火防止対策 ……127
(1) 出火防止対策の徹底 ……127
(2) 林野火災に係る調査研究 ……128
4 林野火災対策の課題 ……128
第5節 風水害対策 ……130
[風水害の現況と最近の動向] ……130
(1) 平成7年中の災害 ……130
(2) 平成8年上半期の災害 ……131
[風水害対策の現況] ……132
(1) 防災体制 ……132
(2) 災害危険箇所に対する措置 ……132
(3) 警戒避難体制の確立 ……133
(4) 二次災害防止対策の強化 ……133

[風水害対策の課題] ……134
(1) 防災体制の整備 ……134
(2) 土砂災害対策の推進 ……134
第6節 火山災害対策 ……136
[火山災害の現況と最近の動向] ……136
1 雲仙岳噴火災害 ……136
2 その他の火山災害 ……137
[火山災害対策の現況] ……137
(1) 地域防災計画 ……138
(2) 関係機関との連携 ……138
(3) 広域的な連絡・協力体制 ……138
(4) 避難体制 ……139
(5) 観光客対策 ……139
(6) 防災訓練の実施 ……139
[火山災害対策の課題] ……139
第7節 震災対策 ……141
[地震災害の現況] ……141
1 国内の地震災害 ……141
(1) 平成7年中の主な地震 ……141
(2) 平成8年中の主な地震 ……142
2 外国の地震災害 ……142
(1) 平成7年中の主な地震 ……142
(2) 平成8年中の主な地震 ……143
[震災対策の現況] ……143
1 震災対策の推進 ……143
～震度情報ネットワークシステムについて～ ……145
(1) 地震防災対策強化地域における震災対策 ……146
(2) 南関東地域における震災対策 ……147
(3) 総合防災訓練の実施 ……148

2 地方公共団体における震災対策 ……150
(1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況 ……150
(2) 震災時における相互応援協定等の締結状況 ……150
(3) 避難場所・避難路の指定状況 ……151
(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況 ……151
(5) 震災対策施設等の整備事業 ……152
(6) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況 ……153
[震災対策の課題] ……154
1 防災基盤等の整備 ……154
2 消防力の充実・強化 ……155
(1) 消防力の充実・強化 ……155
(2) 消防水利の多様化 ……155
(3) 消防団の活性化 ……155
3 震災対策のための消防用施設等の整備の強化 ……155
～地震防災緊急事業五箇年計画について～ ……156
4 情報通信体制の充実 ……156
5 初動体制の整備 ……157
6 広域応援体制の整備 ……157
7 津波対策の推進 ……157
8 自主防災活動の推進とボランティアの育成等 ……157
(1) 防災意識の高揚と防災訓練への参加促進 ……157
(2) ボランティア活動の環境整備 ……158
第8節 特殊災害対策 ……159
[ガス災害対策] ……159
1 ガスによる災害の現況と最近の動向 ……159
(1) 事故の発生件数 ……159
(2) 事故による死傷者数 ……161
(3) 自損行為によるガス事故 ……162
2 ガス災害対策の現況 ……162

3　ガス災害対策の課題 ……163
[毒物・劇物等の災害対策] ……163
1　毒物・劇物等災害の現況と最近の動向 ……163
(1)　事故の発生件数 ……163
(2)　事故による死傷者数 ……164
2　毒物・劇物等災害対策の現況 ……164
3　毒物・劇物等災害対策の課題 ……165
(1)　実態の把握及び指導 ……165
(2)　消防活動に係るマニュアルの整備 ……165
(3)　装備・資機材の整備 ……165
(4)　教育の徹底 ……165
[原子力災害対策] ……166
1　原子力災害の現況と最近の動向 ……166
2　原子力災害対策の現況 ……167
(1)　原子力発電所等の防災対策 ……167
(2)　放射性物質輸送の安全対策 ……167
3　原子力災害対策の課題 ……168
[海上災害対策] ……168
1　海上災害の現況と最近の動向 ……168
2　海上災害対策の現況と課題 ……169
[航空機災害対策] ……170
1　航空機の災害の現状と最近の動向 ……170
～福岡空港ガルーダ・インドネシア航空機炎上事故～ ……171
2　航空機災害対策の現況 ……172
3　航空機災害対策の課題 ……173
[地下施設等の災害対策] ……173
1　鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策 ……174
2　大深度地下空間の防災対策 ……175

第3章　消防防災の組織と活動 ……177

第1節　消防体制 ……177
1　消防組織 ……177
(1)　常備消防機関 ……177
(2)　消防団 ……180
～同時多発不審火への迅速な対応－東京都玉川消防団－～ ……181
2　消防施設 ……182
(1)　消防機械 ……182
(2)　消防水利 ……183
(3)　消防通信施設 ……183
3　消防職団員の活動状況 ……185
(1)　活動状況 ……185
(2)　公務災害の状況 ……185
(3)　安全衛生体制の整備 ……188
(4)　勤務条件等 ……188
(5)　消防表彰等 ……194
4　消防財政 ……195
(1)　市町村の消防費 ……195
(2)　市町村消防費の財源 ……197
(3)　都道府県の消防防災費 ……201
(4)　国の消防費 ……202
5　消防体制の整備の課題 ……202
(1)　消防力の重点的整備 ……202
(2)　消防職団員の処遇 ……206
(3)　消防職員の高齢化対策の推進 ……206
(4)　消防団の活性化対策の推進 ……207
第2節　教育訓練体制 ……208
1　消防職員及び消防団員の教育訓練 ……208

2　職　場　教　育 ……208
3　消防学校における教育訓練 ……208
(1)　消防学校の設置状況 ……208
(2)　教育訓練の基準 ……209
(3)　教育訓練の実施状況 ……209
(4)　教職員の状況 ……210
4　消防大学校における教育訓練及び技術的援助 ……211
(1)　教育訓練施設等 ……212
(2)　教　育　訓　練 ……212
～消防大学校の教育訓練状況～ ……216
(3)　消防学校等に対する技術的援助 ……217
5　その他の教育訓練 ……217
6　全国消防救助技術大会等の実施 ……218
7　教育訓練体制の課題 ……219
第3節　救　急　体　制 ……220
1　救急業務の実施状況 ……220
(1)　救急出場件数及び搬送人員の状況 ……220
(2)　医療機関別搬送人員の状況 ……224
(3)　傷病程度別搬送人員の状況 ……224
(4)　急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況 ……224
(5)　収容所要時間別搬送人員の状況 ……224
(6)　転　送　の　状　況 ……224
(7)　救急隊員の行った応急処置の状況 ……225
2　救急業務の実施体制 ……227
(1)　実　施　市　町　村 ……227
(2)　救急隊数及び救急隊員数 ……227
(3)　救　急　自　動　車 ……230
(4)　高速自動車国道等における救急業務実施体制 ……230
3　救急医療体制 ……231

4　救急体制の整備の課題 ……232
(1)　救急隊員の教育訓練の推進 ……232
(2)　救急用資機材等の整備 ……233
(3)　医療機関との連携の強化 ……233
(4)　住民に対する応急手当の普及 ……234
～応急手当の救命効果～ ……234
(5)　救急業務における感染防止対策 ……236
(6)　患者等搬送事業の指導育成 ……236
(7)　救急搬送におけるヘリコプターの活用推進 ……236
第4節　救　助　体　制 ……238
1　救助活動の実施状況 ……238
(1)　救助活動件数及び救助人員の状況 ……238
(2)　事故種別救助活動の状況 ……238
2　救助活動の実施体制 ……239
(1)　救助隊設置消防本部及び構成市町村 ……239
(2)　救助隊数及び救助隊員数 ……240
(3)　救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材 ……240
(4)　救助隊の教育訓練 ……241
3　救助体制の整備の課題 ……242
第5節　航空消防防災体制 ……244
1　航空消防防災体制の現況 ……244
2　航空消防防災体制の課題 ……245
～救助・救急活動に活躍する消防・防災ヘリコプター～ ……247
第6節　国と地方公共団体の防災体制 ……249
1　国と地方の防災組織等 ……249
(1)　防　災　組　織 ……249
(2)　災害対策基本法の改正等 ……249
(3)　消防庁の防災体制 ……250
(4)　地方公共団体の防災体制 ……251

2　地域防災計画 ……252
(1)　地域防災計画の修正 ……252
(2)　防災アセスメントと被害想定の推進 ……253
3　防災訓練の実施 ……254
4　防災体制の整備の課題 ……255
(1)　地方防災会議の一層の活用 ……255
(2)　地域防災計画の見直しの推進 ……255
(3)　実効ある防災体制の確保 ……255
第7節　広域応援体制 ……257
1　消防の広域応援体制 ……257
(1)　消防の相互応援協定 ……257
(2)　消防広域応援体制の整備 ……257
2　広域防災応援体制 ……258
(1)　広域応援体制の確立 ……258
(2)　広域応援協定の締結 ……260
3　広域航空消防応援体制の整備 ……261
4　緊急消防援助隊の整備 ……261
第8節　消防防災の情報化の推進 ……264
1　災害に強い消防防災通信ネットワークの整備 ……264
(1)　通信ルートの多重化及び耐震化の推進 ……266
(2)　災害に対する初動体制を確立する画像伝送システムの整備 ……266
(3)　市町村の消防・防災無線網の整備 ……266
(4)　多様な情報収集、伝達手段の整備とバックアップ機能の確保 ……268
2　被害状況等に係る情報の収集・伝達 ……268
～現地活動支援車～ ……269
3　情報処理システムの活用 ……270
(1)　防災情報システムの整備 ……270

～防災情報システム～ ……271
(2)　災害対応支援システム等の導入と普及 ……272
4　情報化の今後の展開 ……272
(1)　防災情報通信体制の充実強化 ……272
(2)　マルチメディアへの対応とインターネット等の活用 ……274
第4章　自主的な防災活動と災害に強い地域づくり ……277
第1節　防火防災意識の高揚 ……277
1　火災予防運動 ……277
(1)　全国火災予防運動 ……277
(2)　全国山火事予防運動 ……278
(3)　車両火災予防運動 ……278
(4)　文化財防火デー ……279
2　119番の日 ……279
3　防災知識の普及啓発 ……279
(1)　防災週間、防災とボランティア週間等を活用した啓発活動 ……279
(2)　インターネット等を活用した普及啓発 ……280
第2節　住民等の自主防災活動 ……282
1　コミュニティにおける自主防災活動 ……282
(1)　コミュニティにおける自主防災活動の促進 ……282
(2)　自主防災組織 ……283
2　事業所の自主防災体制 ……286
(1)　事業所の自主防災体制 ……286
(2)　危険物施設の自衛消防組織 ……286
(3)　石油コンビナート施設の自衛防災組織等 ……286
(4)　事業所の自主防災組織 ……287
3　災害時のボランティア活動 ……287
～災害ボランティアに関するアンケート調査～ ……288

第3節　災害に強い地域づくり ……290
1　防災基盤等の整備 ……290
(1)　公共施設等の耐震化 ……290
(2)　防災施設等の整備 ……290
(3)　防災拠点の整備 ……291
～防災センター～ ……292
2　防災に配慮した地域づくり ……294

第5章　規制緩和への対応 ……295

1　規制緩和推進計画 ……295
(1)　規制緩和推進計画の策定 ……295
(2)　規制緩和推進計画の改定 ……295
2　規制緩和推進計画に対する消防庁の対応 ……296
(1)　平成7年度中に措置した事項 ……296
(2)　平成7年度末の改定に向けての対応 ……296
(3)　今後の取組み ……297

第6章　国際協力の推進と地球環境の保全 ……309

[国際協力・国際交流] ……309
1　国際協力・国際交流の現況 ……309
(1)　アジア諸国等消防職員の研修 ……309
(2)　諸外国からの研修員受入れ ……309
(3)　諸外国への専門家派遣 ……309
(4)　国際交流 ……315
2　国際協力・国際交流の課題 ……316
[国際消防救助隊] ……317
[国際防災] ……319
1　国際防災の現況 ……319
(1)　国連等の動き ……319

(2)　我が国の対応 ……319
(3)　消防庁の対応 ……319
2　国際防災の課題 ……320
[基準・認証制度] ……320
1　基準・認証制度の現況 ……320
2　基準・認証制度の課題 ……321
[地球環境の保全] ……321
1　ハロン消火薬剤の使用抑制 ……321
2　クリーンエネルギー自動車の導入に伴う給油取扱所の技術基準の整備等 ……322

第7章　消防の科学技術の研究 ……323

[研究活動] ……323
1　特別研究 ……323
(1)　火災安全技術の高度化に関する研究 ……323
(2)　消防活動技術の高度化に関する研究 ……325
(3)　危険物災害の防止に関する研究 ……325
2　経常研究 ……326
～簡易型地震被害想定システムについて～ ……326
[外部の研究機関等との協力] ……328
1　国際協力 ……328
(1)　国際共同研究 ……328
(2)　外国研究者の受け入れ ……328
2　大学、自治体消防機関及び民間企業との共同研究 ……329
(1)　大学との共同研究 ……329
(2)　自治体消防機関との共同研究 ……329
(3)　民間企業等との共同研究 ……330
3　自治体消防機関との協力等 ……330
(1)　自治体消防機関による消防科学技術の研究 ……330

(2) 自治体消防機関との協力等 ……331
[消防の科学技術研究の課題] ……332

第8章 今後の消防防災行政の方向……335

一 図表索引 一

第1章 阪神・淡路大震災について

第1節 災害の概要

第1－1表 地震の概要（気象庁発表）…… 2
第1－2図 気象庁の現地調査により震度7とされた地域の分布…… 3
第1－3表 府県別死者・行方不明者の状況…… 4
第1－4表 府県別負傷者の状況…… 4
第1－5表 府県別住家被害の状況…… 5
第1－6表 府県別火災の概況…… 6
第1－7表 建物火災の火元用途別出火件数…… 6
第1－8表 火災の出火原因別状況…… 7
第1－9表 危険物施設の被害の状況…… 8

第2章 火災等の災害対策

第1節 火災予防

第1－1図 火災の傾向……23
第1－2表 火災の概況……24
第1－3表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況……25
第1－4表 火災種別出火件数の構成割合……26
第1－5表 火災種別出火件数の推移……27
第1－6表 四季別出火状況……27
第1－7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化……28
第1－8表 都道府県別出火率……29
第1－9表 覚知方法別出火件数……30

第１－10表　初期消火器具等の使用状況……30
第１－11図　火災による死傷者の推移……31
第１－12表　都道府県別の死者の状況……32
第１－13図　月別死傷者発生状況……33
第１－14図　時間帯別の火災による死者の発生状況……33
第１－15表　死因別死者発生状況の推移……34
第１－16表　火災種別死傷者数……35
第１－17表　死に至った経過と年齢別の死者発生状況……36
第１－18表　火災種別ごとの死者発生状況……38
第１－19表　建物用途別及び階層別の死者の発生状況……39
第１－20表　建物構造別・死因別死者発生状況……40
第１－21図　住宅火災における年齢階層別死者発生状況……41
第１－22表　住宅火災の発火源別死者数……41
第１－23表　住宅火災の着火物別死者数……42
第１－24図　住宅火災における時間帯別死者数……43
第１－25図　住宅火災の建物構造別死者数……43
第１－26表　１件で３人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況……44
第１－27表　１件で３人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況……45
第１－28図　放火自殺者の年齢別・性別発生状況……46
第１－29図　損害額の推移……46
第１－30図　出火原因別出火件数……47
第１－31図　出火原因別の出火件数と損害額……48
第１－32表　たばこによる火災の損害状況……48
第１－33表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況……49
第１－34図　放火及び放火の疑いによる火災出火時刻別件数……50
第１－35表　たき火及び火あそびによる火災の損害状況……51

第１－36表　ストーブによる火災の損害状況……52
第１－37表　こんろによる火災の損害状況……53
第１－38表　主な着火物別出火件数……54
第１－39図　建物火災の月別火災件数……54
第１－40表　建物火災の火元建物用途別の損害状況……56
第１－41表　火元建物の構造別損害状況……57
第１－42表　建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数……57
第１－43図　建物火災の主な出火原因と経過……58
第１－44表　建物火災１件当たりの焼損床面積……59
第１－45表　建物火災の放水開始時間別焼損状況……60
第１－46図　建物火災の鎮火所要時間別焼損状況……61
第１－47図　林野火災の月別出火件数……62
第１－48表　林野火災の焼損面積段階別損害状況……63
第１－49図　林野火災の主な出火原因と経過……63
第１－50図　車両火災の主な出火原因と経過……64
第１－51図　船舶火災の主な出火原因……64
第１－52表　平成８年上半期における火災の発生状況（概数）……66
第１－53表　全国の防火管理実施状況……68
第１－54表　全国の共同防火管理実施状況……69
第１－55表　防火対象物数……70
第１－56表　全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況……71
第１－57図　過去５年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移……72
第１－58表　社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況……73
第１－59表　消防設備士の数……76

第１－60表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況……77
第１－61表　防炎製品の認定件数及び販売件数……78
第１－62表　表示制度の実施状況……80
第１－63表　点検項目別適合率……81
第１－64表　消防同意処理状況……82
第１－65表　火災予防査察実施状況……83
第１－66表　防火管理に関する命令等（消防法第８条及び第８条の２）の状況……85
第１－67表　消防用設備等に関する命令等（消防法第17条の４）の状況……86
第１－68表　防火対象物に関する命令等（消防法第５条）の状況……88
第１－69表　特定違反対象物の改善状況の推移……89
第１－70表　検定申請状況……90

第２節　危険物施設等における災害対策

第２－１図　危険物施設における火災の発生件数と被害状況……97
第２－２図　危険物施設別火災発生件数……98
第２－３図　出火原因物質別火災発生件数……99
第２－４図　危険物施設における漏えい事故発生件数……100
第２－５図　危険物施設別漏えい事故発生件数……100
第２－６図　危険物施設数の状況……104
第２－７表　危険物施設数の推移……104
第２－８図　危険物施設の規模別構成比……105
第２－９図　危険物取扱者試験実施状況……106
第２－10表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳……107
第２－11表　自衛消防組織等を設ける事業所数の推移……108
第２－12図　危険物施設に対する立入検査の実施状況……109

第２－13表　危険物施設等に関する措置命令等の推移……110

第３節　石油コンビナート災害対策

第３－１表　石油コンビナート災害件数の推移……113
第３－２表　主な石油コンビナート災害……114
第３－３表　特定事業所区分別災害件数……116
第３－４表　業態別事故発生件数……117
第３－５図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況……119
第３－６表　レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況……122

第４節　林野火災対策

第４－１表　国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況……126
第４－２表　空中消火の実施状況……127

第５節　風水害対策等

第５－１図　風水害等による被害状況……130

第７節　震災対策

第７－１表　大震火災対策施設等の整備状況……144
第７－２表　地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）……148
第７－３図　東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域……149
第７－４表　地方公共団体と公共機関等との応援協定の締結状況……151
第７－５表　市区町村における避難場所の指定状況……151
第７－６表　主な備蓄物資の状況……152
第７－７表　単独事業として実施した震災対策施設等整備事業……153
第７－８表　市区町村における震災訓練の実施状況……154

第8節　特殊災害対策

第８－１図　ガス事故の態様別発生件数 ……160
第８－２図　ガス事故の発生場所別発生件数 ……160
第８－３図　消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数 ……161
第８－４図　ガス事故による死傷者数 ……162
第８－５図　消防機関が出場した毒劇物等の事故の内訳 ……164
第８－６表　消防活動阻害物質に係る届出施設の状況 ……164
第８－７図　原子力発電所立地図 ……166
第８－８表　主要港湾における消防機関の出動状況 ……169
第８－９図　民間航空事故等の推移 ……172
第８－10図　トンネルにおける火災事故の推移 ……174

第3章　消防防災の組織と活動

第1節　消　防　体　制

第１－１表　市町村の消防組織の現況 ……177
第１－２図　消防本部・消防署所数の推移 ……178
第１－３図　消防職団員数の推移 ……178
第１－４表　消防団員の年齢構成 ……180
第１－５表　消防機械の保有数 ……182
第１－６表　消防水利（人工水利）の保有数 ……183
第１－７図　消防通信施設等の状況 ……184
第１－８表　消防職員及び消防団員の活動状況 ……186
第１－９表　消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 ……186
第１－10表　消防団員報酬等の地方交付税算入額 ……191
第１－11表　消防団員の公務による死傷者数の推移 ……192
第１－12表　補償基礎額改定状況 ……192
第１－13表　消防協力者等の死傷者数の推移 ……193
第１－14表　退職報償金支給額 ……194

第１－15表　消防基金の公務災害補償費の支払状況 ……195
第１－16表　消防関係者の表彰者数等 ……196
第１－17表　普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに１世帯当たり及び住民１人当たり消防費の推移 ……197
第１－18表　市町村消防費の性質別歳出決算額の推移 ……198
第１－19表　市町村消防費決算額の財源内訳 ……198
第１－20表　消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移 ……199
第１－21表　市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移 ……201
第１－22表　都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移 ……202
第１－23表　平成８年度消防庁関係予算主要事項別一覧 ……203

第2節　教育訓練体制

第２－１表　消防職員に対する教育訓練の科別受講状況 ……210
第２－２表　新規採用者の初任教育受講状況 ……211
第２－３表　消防学校教職員数 ……211
第２－４表　教育訓練課程 ……213
第２－５表　教育訓練の実施状況 ……214

第3節　救　急　体　制

第３－１表　救急出場件数及び搬送人員の推移 ……220
第３－２表　急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合 ……221
第３－３図　医療機関別搬送人員の状況 ……221
第３－４表　傷病程度別搬送人員の状況 ……222
第３－５表　急病に係る疾病分類別搬送人員の状況 ……222
第３－６図　収容所要時間別搬送人員の状況 ……225
第３－７表　転送回数別搬送人員の状況 ……226
第３－８表　医療機関別転送理由の状況 ……226

第３－９表　救急隊員の行った応急処置の状況 ……228
第３－10表　救急業務実施市町村数の推移 ……229
第３－11図　救急業務実施形態の内訳 ……229
第３－12表　救急隊数の推移 ……229
第３－13表　救急隊員数の推移 ……230
第３－14表　救急病院及び救急診療所の推移 ……231

第４節　救　助　体　制

第４－１表　救助活動件数及び救助人員の推移 ……238
第４－２表　事故種別救助出動及び活動の状況 ……239
第４－３表　救助隊の設置状況 ……241
第４－４表　救助隊数及び救助隊員数 ……241
第４－５表　救助隊が乗車する車両及び主な資機材 ……242
第４－６表　消防本部における救助隊員の訓練実施状況 ……242

第５節　航空消防防災体制

第５－１表　消防・防災ヘリコプターの保有状況 ……246

第７節　広域応援体制

第７－１表　消防広域応援交付金制度適用事例 ……259
第７－２表　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援
実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績 ……262

第８節　消防防災の情報化の推進

第８－１表　消防防災通信ネットワークの概要 ……265

第４章　自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

第１－１表　テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況 ……280

第５章　規制緩和への対応

第１表　規制緩和推進計画以前の規制緩和事項（消防庁分） ……297
第２表　規制緩和推進計画個別施策（消防庁分） ……299

第６章　国際協力の推進と地球環境の保全

第１表　消防行政管理者研修受講状況 ……310
第２表　救急救助技術研修受講状況 ……311
第３表　消火技術研修受講状況 ……312
第４表　火災予防技術研修受講状況 ……313
第５表　防災技術研修受講状況 ……314
第６表　国際消防救助隊派遣実績 ……318

第７章　消防の科学技術の研究

第１表　自治体の消防防災研究部門の概要 ……331

附属資料

1　市町村別人的被害の状況（兵庫県分） ……347
2　市町村別人的被害の状況（大阪府、京都府分） ……348
3　市町村別人的被害の状況（その他の県分） ……349
4　市町村別住家被害の状況 ……350
5　市町村別火災発生状況 ……351
6　平成７年度の法令の制定 ……352
7　平成７年中の主な火災 ……355
8　都道府県別火災損害状況 ……358
9　月別火災損害状況 ……370
10　出火原因別火災損害状況 ……374
11　主な出火原因の推移 ……374
12　用途別の主な火災事例 ……376
13　昭和21年以降の火災損害状況 ……378
14　昭和21年以降の火災損害比較 ……382
15　昭和21年以降の大火記録 ……384

16　自然災害による都道府県別被害状況 ……388
17　関東大地震以後の主な地震災害 ……393
18　東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域
　　直下の地震対策に関する大綱対象地域 ……394
19　昭和21年以降の風水害等の記録 ……396
20　都道府県の防災訓練の実施状況 ……398
21　都道府県別市町村消防組織一覧 ……400
22　消防機関数と消防職団員数の推移 ……402
23　政令指定市町村数の推移 ……403
24　自主防災組織の都道府県別結成状況 ……404
25　事業所の自主防災組織の状況 ……406
26　危険物施設数の推移 ……408
27　容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数 ……410
28　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材
　　等の整備状況 ……412
29　都道府県別救急業務実施状況 ……416
30　都道府県別事故種別救急出場件数 ……418
31　都道府県別事故種別救急搬送人員 ……420
32　都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状
　　況一覧 ……422
33　都道府県別救助活動件数及び救助人員 ……424
34　国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況 ……426
35　国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況 ……428

第　1　章

阪神・淡路大震災について

第１章　阪神・淡路大震災について

平成７年１月17日５時46分頃、淡路島北部を震源とする地震（平成７年（1995年）兵庫県南部地震）が発生した。

本地震は、震源が都市の直下であったことから、その被害は大きく、特に住宅の倒壊やライフラインの寸断、交通システムの麻痺など戦後最大の被害をもたらす典型的な都市型災害となり、日本国内はもとより世界中にその被害状況が報道された。

なお、政府は後に災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを閣議で口頭了解した。

第１節　災害の概要

本地震では、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感地震が観測され、その被害は２府15県におよび、平成８年11月18日現在で、人的被害は死者6,310人、行方不明者２人、負傷者43,188人、住家被害は全壊９万3,181棟、半壊10万8,439棟、避難者は最大で31万人を超えるものとなった。

また、地震により285件の火災が発生し、全半焼7,071棟となった。
（第１－１表）（第１－２図）

１　人的被害

多くの人々が在宅中であったことと、強烈な地震動により特に屋根が重いにもかかわらず、耐震性に乏しい老朽木造住宅が全壊あるいは半壊で潰れたり、家具類の転倒で多くの死傷者を出した。また、死者のうち約１割が火災によるものであった。
（第１－３表）（第１－４表）

第１－１表　地震の概要（気象庁発表）

発生年月日	平成７年（1995年）１月17日(火)５時46分
地　震　名	平成７年（1995年）兵庫県南部地震
震央地名	淡路島（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16km
規　　模	マグニチュード（M）7.2
津　　波	なし
各地の震度	

震度６　神戸、洲本
震度５　京都、彦根、豊岡
震度４　岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴
大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知
境、呉、奈良
震度３　山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、
松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分
震度２　佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、
松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城、
軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉
震度１　福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮
前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山、
柿岡

注）　気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度７であった。
神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川等、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部

２　主な物的被害

（１）住家被害

特に老朽木造家屋の全壊及び半壊した事例が多く、そのほとんどが兵庫県に集中している（第１－５表）。

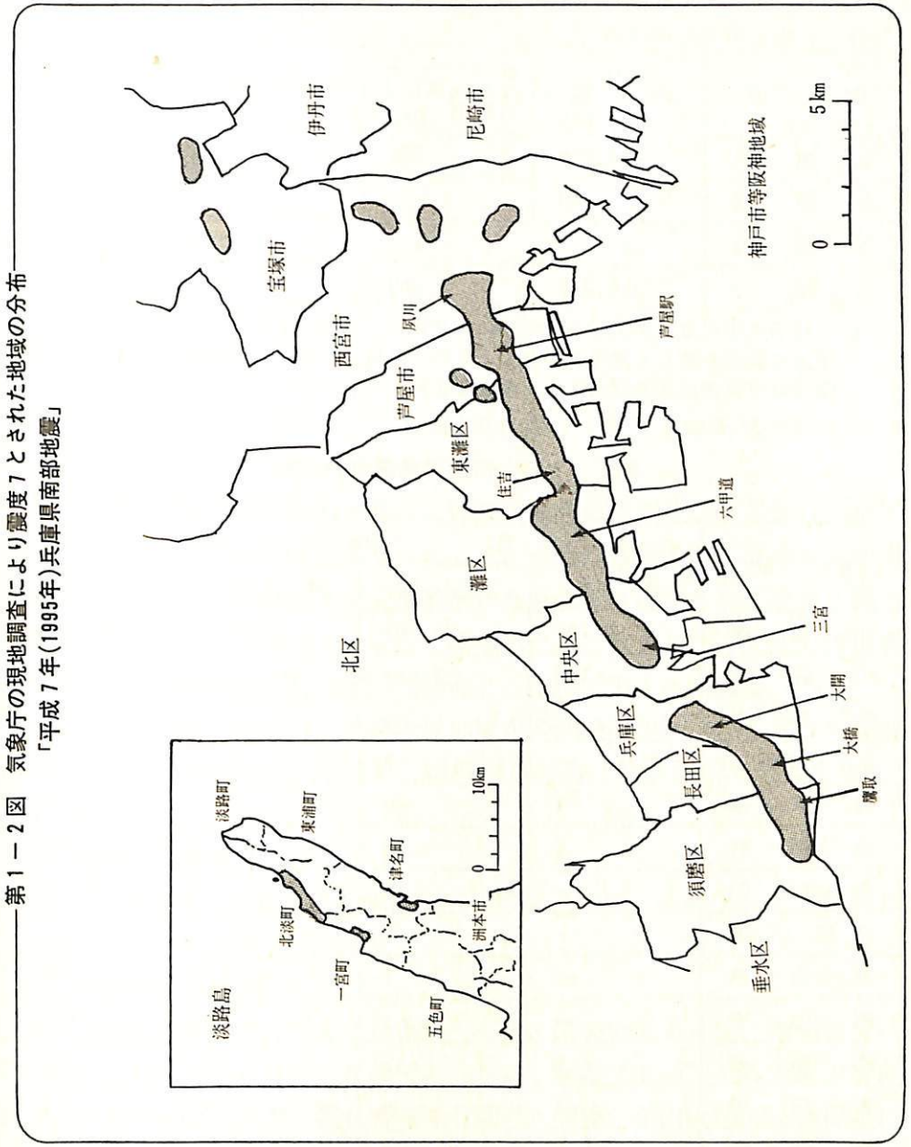

第１－２図　気象庁の現地調査により震度７とされた地域の分布
「平成７年(1995年)兵庫県南部地震」

第１－３表　府県別死者・行方不明者の状況

平成８年11月18日現在（人）

府県	死者	うち火災による死者	行方不明者	計
兵庫県	6,279	559	2	6,281
大阪府	30	－	－	30
京都府	1	－	－	1
計	6,310	559	2	6,312

（注）死者の中には、災害発生後疾病により死亡したものであるが、その疾病の発生原因や疾病を著しく悪化させたことについて災害と相当因果関係があるとして関係市町で災害による死者とした者が含まれている。

第１－４表　府県別負傷者の状況

平成８年11月18日現在（人）

府県	負傷者			
	重傷	軽傷	調査中	小計
兵庫県	1,706	23,103	14,679	39,488
大阪府	175	3,414		3,589
岐阜県	－	2		2
三重県	－	1		1
滋賀県	1	8		9
京都府	3	46		49
奈良県	－	12		12
和歌山県	－	7		7
鳥取県	－	1		1
岡山県	－	1		1
徳島県	9	12		21
香川県	1	6		7
高知県	－	1		1
計	1,895	26,614	14,679	43,188

第１－５表　府県別住家被害の状況

平成８年11月18日現在（棟）

府県	全壊	半壊	計
兵庫県	92,280	101,135	193,415
大阪府	894	7,214	8,108
京都府	3	6	9
徳島県	4	84	88
計	93,181	108,439	201,620

（２）火災

地震により発生した火災は285件（推定を含む）あり、地震発生直後のほか、数日後まで火災の発生が報告されている。

特に、神戸市内で発生した火災は、同時多発火災であったことから、全ての火災に消防機関が対応できなかったこと、水道の断水により消火栓が使用できなかったこと、消防車両が交通渋滞に巻き込まれたことなどにより消火活動が困難となり、街区がまとまって焼失したところもあり、全体で焼損棟数は7,483棟、焼損床面積は83万4,663㎡となった（第１－６表）。

ちなみに、当時の気象は、神戸海洋気象台の記録によれば、１月17日６時現在、気圧1,014hPa、気温3.4℃、相対湿度54％、北東の風、風速4.6m/sであった。

ア　火災の発生場所

261件の建物火災の火元の用途別出火件数は、住宅、共同住宅が全体の約半数を占めている（第１－７表）。

イ　火災の出火原因

火災の出火原因についてはその多くが不明・調査中であるが、判明している火災についてみてみると、冬場であったことからストーブからの出火が26件報告されている。また、電気機器等の電気に関係した出火が57件報告されている（第１－８表）。

第１－６表　府県別火災の概況

平成８年11月18日現在

区　　分	兵庫県	大阪府	京都府	奈良県	合　　計
出火件数（件）	251	32	1	1	285
建物火災	228	31	1	1	261
車両火災	9				9
その他火災	14	1			15
焼損棟数（棟）	7,443	37	2	1	7,483
全焼	6,981	1			6,982
半焼	82	7			89
部分焼	279	19	1		299
ぼや	101	10	1	1	113
焼損床面積（㎡）	832,151	2,492	20	0	834,663

第１－７表　建物火災の火元用途別出火件数

平成８年11月18日現在

建物用途	件　　数	建物用途	件　　数
住宅	63(24.1%)	学校	10(3.8%)
併用住宅	3(1.2%)	工場・作業場	15(5.7%)
共同住宅	70(26.8%)	倉庫	3(1.2%)
料理店	1(0.4%)	事務所	8(3.1%)
飲食店	4(1.5%)	複合用途(特定)	35(13.4%)
物品販売店舗	3(1.2%)	〃　(非特定)	12(4.6%)
旅館・ホテル	1(0.4%)	その他	33(12.6%)
		計	261(100%)

第１－８表　火災の出火原因別状況

平成８年11月18日現在

区　　分	件　　数	区　　分	件　　数
ストーブ	26	取灰	2
電灯電話等の配線	17	風呂かまど	1
電気機器	10	焼却炉	1
こんろ	7	ボイラー	1
配線機具	6	電気装置	1
灯火	5	マッチ・ライター	1
炉	2	その他	47
こたつ	2	不明・調査中	143
溶接機・切断機	2	計	274

（注）　上記以外に、例えば、住人が避難所に避難していて無人となった家屋に何者かが侵入し、放火したと思われるものなどが11件報告されている。

（３）危険物施設被害

危険物施設においては、幸い大規模な火災や危険物の流出等の被害は発生しなかったが、給油取扱所、屋外タンク貯蔵所等において機器の破損等にともなう配管からの漏洩、防油堤の亀裂や不等沈下等の被害が全体で1,350件（無許可貯蔵を含む。）発生している（第１－９表）。

（４）交通機関の被害

道路、鉄道は、至るところで寸断し、都市の交通動脈が完全に麻痺状態となり、市民生活に重大な影響をおよぼした。

道路は、地割れ、路肩の崩れ、液状化等による陥没などのほか、倒壊建物、橋梁、高架橋の落下等による通行の障害なども多数発生した。高速道路については、高架橋となっている部分に被害が集中しており、阪神高速道路第３号神戸線（神戸市東灘区）のように、橋脚が破壊され横倒しになったり、海岸線寄りの地域では、橋桁の落下などもみられた。

鉄道被害についても高架橋に被害が集中しており、特に橋脚の破壊が著し

第１－９表　危険物施設の被害の状況

平成８年11月18日現在（施設数）

製造所等の区分	火　災	漏　洩	破損等	計
製　造　所	－	5	16	21
屋内貯蔵所	－	96	86	182
屋外タンク貯蔵所	－	16	347	363
屋内タンク貯蔵所	1	3	11	15
地下タンク貯蔵所	－	12	91	103
移動タンク貯蔵所	－	－	3	3
屋外貯蔵所	－	－	42	42
給油取扱所	－	4	379	383
第１種販売取扱所	1	1	11	13
第２種販売取扱所	1	1	1	3
移送取扱所	－	4	7	11
一般取扱所	3	15	191	209
無　許　可	1	－	1	2
計	7	157	1,186	1,350

い。ポートライナーなどの新交通システムにおいても落橋などの被害が生じた。また、道路と鉄道が立体に交差したところでは、落橋により相互に被害が生じた。

地下鉄では、駅の鉄筋コンクリート柱の破壊によって真上を走る国道28号線に陥没が生じたり、線路部に被害を生じた。

（５）ライフラインの被害

ライフライン被害では、住民生活に著しい影響を与え、ピーク時には、停電約260万戸、ガス供給停止約86万戸、水道断水約130万戸、電話不通約30万回線超であった。

（６）液状化による被害

液状化により、地盤沈下、港湾の被害、ライフライン等の埋設物被害、橋脚の損害等が発生している。

特に、神戸市のポートアイランドや六甲アイランドなどの埋め立て地及び臨海地区においては、液状化による噴砂現象がいたるところで発生し、あたり一面、黄土色の水を含んだ泥砂で覆われた。その他、道路、堤防、下水道等に液状化による被害が生じた。

（７）その他の被害

崖崩れは全体で378箇所で発生し、特に、兵庫県西宮市では、大規模な土砂崩れにより多数の死傷者が出た。

港湾地区においても、岸壁、護岸の法線のずれ及び背後の陥没、クレーンの倒壊などが生じ、わが国内有数の国際港湾である神戸港も被害を受けた。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の液化プロパンタンクの配管部が地震により損傷し、液化プロパンの漏洩が激しくなったため、18日に、一時周辺住民７万人が避難した。

第２節　消防機関・消防庁等の活動

１　被災地域の消防本部の活動

（１）初動期の状況

地震発生直後から、各被災地消防本部に119番通報が殺到し、飽和状態となり、通信指令や情報連絡体制に混乱を生じたところもあった。主な通報内容は救助を求めるものや安否確認等であった。

神戸市消防局では、地震発生時勤務体制にあった消防職員が直ちに消火、救助・救急活動に従事した。また、その他の被災地域の消防本部においても直ちに活動を開始するとともに、計画に基づく職員の非常参集を行い、活動人員の確保を図った。

（２）消火活動

倒壊した建物のがれき等で道路が寸断した箇所が多く、これらの地区では、消防車両の通行に支障が生じた。

特に、神戸市では、地震による断水等により、消火栓はほとんどが使用できない状態であり、消火用水の確保に困難を極めた。このため、防火水槽、プール、河川水等を利用しており、長田区を中心とする火災に対しては、長田港から神戸市消防局の消防艇を用い、数台の消防ポンプ自動車で中継送水し、海水による消火活動を実施した。

また、芦屋市、西宮市、尼崎市においても同時多発火災が発生し、困難な状況の中で、消防団等との協力により消火活動を行った。

（３）救助活動

消防隊が現場に到着すると、住民から生き埋め等の情報が次々に寄せられ、消火活動と並行して救助活動を行うこととなった。消防団員との連携や付近住民の協力を得るとともに、警察、自衛隊等関係機関との緊密な連絡を取りながら救助活動を行った。

耐火建物の床の破壊が必要で時間を要する救助活動が多かったこと、損傷した建物の倒壊の危険性に留意する必要があったこと等もあり、救助活動は

非常に困難なものとなった。削岩機等の救助用資機材を要する救助活動については消防の救助に期待される場合が多かったため、発災当日から多くの隊員が救助活動に従事した。

なお、スイス災害救助隊等による捜索犬を用いた救助活動等海外からの支援活動も行われた。

（４）救急活動

発災直後から多数の負傷者が各消防署に殺到したため、急遽、応急救護所を設置し、応急処置を行った。しかし、負傷者の絶対数が多く、救急隊員がこの応急処理に追われたことなどもあり、救急搬送業務に従事する隊員が不足することもあった。

また、被災地域内のライフラインが途絶し、医療機関の機能が低下したため長距離搬送を余儀なくされたうえに、道路事情が極めて悪化しており、救急自動車の緊急車両としての優先通行が確保されず、搬送時間に長時間を要した例もあった。

なお、救急搬送の用に供するためヘリコプターを発災当日から待機させる態勢を取り、広域救急搬送を実施した。

２　広域応援活動

阪神・淡路大震災では、兵庫県内の各防災関係機関による応援活動はもちろんのことながら、兵庫県外からも消防機関による消火、救助・救急活動に関する応援や被災者に対する食料、飲料水、生活関連物資等の応援活動が行われた。

主な応援活動は以下のとおりである。

（１）消防広域応援活動

まず、大阪市消防局10隊50名が交通渋滞の中出動し、13時40分に長田区に到着し、直ちに消火活動を開始した。以降24時までに陸上部隊約170隊約900人が到着した。翌１月18日にも約1,000人が到着し、１月25日までに2,000人以上の応援体制が確保された。

その後、徐々に体制を縮小しながら３月末までに、41都道府県、451消防

本部、延べ7,602隊、車両7,628台、約32,400人の消防職員が応援活動を実施した。

（２）広域航空消防応援活動

消防・防災ヘリコプターによる広域航空消防応援活動は、15団体から延べ379機、人員2,471名が出動し、96名の負傷者を搬送したほか、情報収集や救助・救急、物資・人員搬送等の多岐にわたる活動を行い、その機動性により重要な役割を果たした。

（３）物資等の提供

多くの都道府県、市町村から被災者に対する食料、飲料水、毛布等の生活関連物資の提供が行われた。

なお、各市町村では、独自に被災地域へ物資の提供を行うのではなく、都道府県単位で集積し、都道府県が搬送を行うなどの応援方法が取られた。

また、民間企業からも多くの生活関連物資や電気用品等の提供が行われた。

これらの物資はボランティア等の協力により避難所へ搬送され、被災者に配布された。

（４）人的応援

各種の応急活動の応援を行うため、各地方公共団体から多くの職員が派遣された。

平成７年３月31日までに、都道府県職員（警察職員を除く）延べ約７万４千人、市町村職員（消防職員を除く）延べ約12万２千人が神戸市を中心に活動を行った。

なお、４月以降においても人的応援が行われ、平成８年３月31日現在で、都道府県職員（警察職員を除く）延べ約６万８千人、市町村職員（消防職員を除く）延べ約４万９千人となっており、現在も引き続き活動を行っている。

3　消防団の活動

消防団については、団員の多くが自らも被災者であったにもかかわらず、地震直後から、地元消防本部と連携し、消火活動、倒壊家屋の下敷きになった人々の検索・救助活動、住民の避難誘導活動、被害状況の調査、救援物資の搬送、給水活動、被災地の警戒活動等幅広い活動に従事した。

特に、地域住民の生活状況を日頃から把握している消防団にあっては、倒壊家屋のどの場所で誰が生き埋めとなっているかを察知でき、救出活動にめざましい活躍をした。

これらの消火活動や救援活動に従事した消防団員は、被災地周辺からの応援も含め、延べ７万１千人以上となり、被災者にとって力強い心の支えとなった。

4　石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動

阪神・淡路大震災においては、火災等の被害が著しく、石油コンビナート等特別防災区域の液化プロパン漏洩事故も発生したため、消防庁からの要請に応えて、県外の石油コンビナート等特別防災区域を含め、被災地外の17事業所の自衛防災組織から大型化学消防車等14台、延べ91人が広域応援活動を行った。

5　自主防災組織の活動

地震発生直後から地域住民による応急活動が行われている。特に、神戸市の長田区、東灘区、灘区など、火災の発生した地域においては、住民によるバケツリレーや地域企業の自衛消防隊の防災資機材を用いた消火活動により、火災の延焼が防止されている。

6　ボランティア活動

発災直後から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営、炊き出し、医療介護、運送、通訳等様々な分野で重要な役割を

担った。

関係地方公共団体では、こうした動きに対応して、ボランティアの受付窓口の設置や連絡等の業務に当たるなど、その活動が効果的に実施されるような様々な取り組みを行った。

7　消防庁の活動

消防庁では、６時05分に気象庁からの地震情報を受信し、直ちに関係府県に対し、適切な対応と被害状況について報告を行うよう連絡し、情報収集を開始した。特に、兵庫県に対し応援の要否について打診を行うとともに、並行して他の都道府県を通じて消防本部に対して出動の可否について確認し、消防広域応援の準備を連絡した。

消防庁長官は、10時00分に兵庫県知事からの応援要請を受け、直ちに全国的に都道府県を通じて、兵庫県以外の消防本部に対し出動を要請するとともに、順次応援要請による増強を行った。

また、消防庁に阪神・淡路大震災災害対策本部（本部長：消防庁長官）を設置し、以後、消防広域応援や被災者保護のための生活関連物資の支援調整、人的応援の調整、被災者の公営住宅等への受け入れ斡旋等の活動を行った。

なお、消防庁長官の要請により、都道府県の区域を越えて消防広域応援を行った消防機関等に対し、㈶全国市町村振興協会では、総額５億円の消防広域応援交付金を交付した。

第３節　震災を踏まえて講じた措置

1　法律の整備等

（１）災害対策基本法の一部改正

阪神・淡路大震災等の一連の災害の発生状況や近年の社会環境の変化を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われた。

改正の内容は以下のとおりである。

ア　阪神・淡路大震災では、災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞したことから、平成７年６月に災害対策基本法が改正された。

この改正では、都道府県公安委員会による災害時における交通規制に関する措置を拡充するとともに、特に、消防用緊急通行車両の通行の確保については、警察官がその場にいない場合に限り、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うことができることとされた。

イ　災害対策のための組織の充実等我が国の災害対策のより一層の充実・強化を図るため平成７年12月にも改正がなされた。

この改正では、災害緊急事態の布告がなくても著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することができること、緊急災害対策本部長が指定行政機関の長等に指示をすることができること、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部に現地対策本部を置くことができること、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、高齢者・障害者・乳幼児等に特に配慮すること、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないことなど防災問題懇談会の提言等を踏まえた防災対策全般にわたる所要の改正がなされた。

（２）消防組織法の一部改正等

阪神・淡路大震災のような大規模災害では、迅速に大量の救助部隊等が出動し、組織的に消防の広域応援を行う必要がある。

そこで、広域応援に係る手続きの迅速化を図るため、消防庁長官は、災害の規模等に照らし被災地の都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができることとするとともに、災害が発生した市町村以外の市町村長に対し、自ら応援を求めることができるよう平成７年10月に消防組織法が改正された。

また、消防庁では、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、緊急消防援助隊を創設し、併せて救助活動等に必要な資機材について整備の促進を図った。

（３）地震防災対策特別措置法の制定

地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県知事による地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制等について定めることにより、地震防災対策の強化を図ることを目的とした地震防災対策特別措置法が平成７年６月に議員立法により制定された。

この法律の主な内容は以下のとおりである。

ア　都道府県知事は、社会条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成８年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとされた。

なお、各都道府県においては当該計画に基づき、防災施設等の整備が進められることとなっている。

イ　総理府に地震調査研究推進本部（本部長：科学技術庁長官）が設置され、政府としての地震に関する調査研究体制の強化が図られた。

地震調査研究推進本部では、総合的かつ基本的施策の立案、予算の調整、総合的観測計画の作成、広報等を行う政策委員会と、各機関の調査結果の収集、整理、分析、これに基づく総合的評価を行う地震調査委員会が設けられ、地震に関する観測、測量、調査及び研究について、企画、調整、調査結果の総合的評価等を一元的に推進することとされた。

（４）防災基本計画の修正

防災基本計画は、昭和38年に作成され、昭和46年に一部修正がなされたが、阪神・淡路大震災等の一連の大規模災害が発生したこと、社会経済情勢に変化が見られることから、中央防災会議では、平成７年７月に防災機関の初動体制の充実、防災関連計画の実践的な見直し等を推進すべく全面的な修正を行った。

新しい防災基本計画は、震災対策を中心に、具体的かつ実践的に記述しており、主な見直し内容は以下のとおりである。

ア　災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるように、地震、風水害及び火山災害ごとに編集したこと。

イ　各編を災害対策の時間的な流れに沿って、災害予防・事前対策、災害応急対策、災害復旧・復興の順序で構成したこと。

ウ　災害対策の内容を具体的に記述し、「誰が」「何をすべきか」を明確にしたこと。

エ　家庭での予防対策や自主防災、ボランティア等の促進について定めたこと。

オ　社会構造の変化（高齢化、国際化等）に十分に配慮して防災対策を推進することとしている。

（５）自治省・消防庁防災業務計画の修正

阪神・淡路大震災等の教訓、平成７年の災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正等を踏まえ、自治省・消防庁では平成８年５月に自治省・消防庁防災業務計画の修正を行った。

防災業務計画は、災害対策基本法に基づき指定行政機関や指定公共機関がその所掌事務又は業務について定めるもので、自治省・消防庁防災業務計画

は、自治省及び消防庁の所掌について、防災に関してとるべき措置と地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めるものである。

今回の主な改正事項は以下のとおりである。

ア　できる限り具体的かつ実践的でわかりやすいものとしたこと。

イ　様々な災害に概ね共通する対策については基本対策編に、各種災害に特記すべき事項については個別災害対策編に記述したこと。

ウ　阪神・淡路大震災等を踏まえて、自治省・消防庁が重点的に推進している施策を盛り込んだこと。

エ　情報収集・伝達体制の整備については重点的に記述したこと。

オ　大規模災害発生時において自治省・消防庁災害対策本部（警戒宣言発令時には自治省・消防庁地震警戒本部）を設置すること等。

（6）地域防災計画の見直し

消防庁では、平成7年2月に情報の収集・伝達体制や応援体制など9項目について大規模災害も想定した地域防災計画の緊急点検を地方公共団体に要請した。また、同年7月の防災基本計画の修正に伴い、中央防災会議事務局次長（消防庁次長）通知等により、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画とするよう求めるとともに、当面の課題として情報の収集・伝達体制や初動体制など緊急を要する事項についての見直しを要請した。

計画の見直しに当たっては、①被害想定の策定、②職員の動員配備体制の整備、③情報の収集・伝達体制の整備、④応援体制の強化、⑤被災者の収容・物資等の調達体制の整備、⑥防災施設の整備、⑦消防団・自主防災組織の充実強化、⑧防災訓練の実施、⑨災害弱者への配慮、⑩防災ボランティア活動の環境整備等の10項目の基本的留意事項を示しているところである。

この結果、都道府県においては、平成7年1月から平成8年8月末までに、32団体が見直しを行っている。

2　地方公共団体の消防防災施設等の整備に係る財政支援

消防庁では、阪神・淡路大震災で被害を受けた消防防災施設等の早期復旧を図るとともに、大規模災害に対応できる全国的な消防防災体制の整備を促

進する観点から、平成6年度2次補正予算、平成7年度1次及び2次補正予算、平成8年度予算において所要の措置を講じたところである。

平成6年度2次補正予算においては、阪神・淡路大震災で被災した消防防災施設に係る災害復旧事業費として12億45百万円を措置し、平成7年度1次補正予算においては消防防災施設に係る災害復旧事業費15億24百万円に加えて、災害時の消防水利の確保、消防機関の広域応援体制等の整備を促進することとし、総額152億44百万円を措置した。

また、平成7年度2次補正予算では、情報収集・伝達体制の整備、多様な水利の確保を一層推進するという観点から、画像伝送システム、震度情報ネットワークシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、防火水槽、耐震性貯水槽等の整備を促進することとし、総額92億34百万円を措置し、平成8年度予算においても、引き続き消防防災施設等の整備の促進を図るため総額200億95百万円を措置した。

さらに、平成7年度において地方公共団体が地方単独事業で公共施設の耐震化等防災基盤を整備するに際しての財政支援措置として、地方債及び地方交付税を活用した緊急防災基盤整備事業を創設した。

3　防災体制等の充実・強化

（1）情報収集・伝達体制の強化

大規模地震では情報伝達ルートの確保が重要であり、阪神・淡路大震災においても、情報伝達施設の更なる充実・強化が求められたところである。

消防庁と地方公共団体では、地上通信系のバックアップ機能としての衛星系通信施設の導入をさらに進めるとともに、災害現場の映像をリアルタイムで伝送するヘリコプターテレビ電送システムの導入を行い、今後も導入を進めることとしている。

なお、平成7年度においては、ヘリコプターテレビ電送用周波数の増波や消防無線の全国共通波が増波され、情報伝達ルートの多重化を図った。

さらに、夜間・休日においては、初動体制の早期確立が求められていることから、消防庁では、都道府県、市町村における情報収集伝達体制の充実を

図るとともに、119番通報の殺到状況等を速やかに都道府県、消防庁等の防災関係機関へ報告し、また、状況の変化に応じて速やかに把握できる範囲で情報の収集・伝達を行うよう平成８年７月に地方公共団体へ通知を行った。

（２）航空消防防災体制の強化

消防庁では、従来から地震災害時等において機動力を有する消防・防災ヘリコプターを積極的に地方公共団体に配備することとしている。平成７年度末までに50機が整備され、平成８年度においても９機の導入が予定されており、今後もヘリコプターによる消防防災機関の機動力の強化を図っていくこととしている。

また、ヘリコプターの運航不能期間における地方公共団体間の相互補完に関する連絡調整等を目的とした全国航空消防防災協議会が平成８年１月に発足している。

（３）防災拠点の整備

大規模地震時においては、防災機関の活動拠点の確保、避難者のための安全な空間確保が必要となることから、消防庁では、平常時には防災のための研修・訓練施設であり、また、地域住民の憩いの場所として利用され、災害時には防災活動の拠点、避難地となる防災拠点の整備を推進するとともに、防災センター、ヘリポート、防災情報通信施設など地域の実情に応じた防災拠点の整備を推進している。

（４）広域防災応援協定の締結

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設や業務の提供等を目的とした全都道府県による災害時の広域応援に関する協定が平成８年７月に締結された。

その他、各ブロックにおいても食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の提供や収容施設の提供、職員の派遣等の応援活動を行うなどのための応援協定の締結・見直しが行われている。

（５）「防災とボランティアの日」の制定

広く国民が災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深め、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、毎年１月17日

を「防災とボランティアの日」、１月15日から21日の１週間を「防災とボランティア週間」とすることが平成７年12月の閣議で了解された。

平成８年１月には、全国的に、地域住民、ボランティア等を対象とした消火、救助等の講習会、防災写真展、各種講演会等の諸行事が行われた。

消防庁においても、神戸市及び東京都において防災に関するシンポジウムを開催した。

４　防災に係る調査検討の実施及び教育内容の充実

従来より、消防庁においては、地震防災に係る調査検討や消防職団員に対する防災教育内容の充実を図ってきたところであるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、特に、以下の点について調査検討等を行った。

（１）防災に係る調査検討

ア　地震防災対策検討会の開催

消防庁では、各地方公共団体の防災関連計画の緊急点検・見直しに際して活用してもらうことを目的として、平成７年３月から５月にかけて地震防災対策検討会を開催し、会議を開催するたびに審議概要を地方公共団体へ送付した。

イ　市町村地域防災計画（震災対策編）のあり方に関する調査検討

消防庁では、平成７年度において、災害の第一線で活動する市町村の地域防災計画（震災対策編）のあり方とその運用方法についての留意点等について提言を行うため、「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会」を設け、その検討結果を報告書として取りまとめ全地方公共団体へ配布した。

ウ　簡易型地震被害想定システムの開発

消防研究所では、平成７年度において、簡易型地震被害想定システムを開発し、全都道府県・政令指定都市へ配付した。

エ　消防用設備機器の耐震性の検討

消防庁では、平成７年度において、防火対象物における消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備機器の耐震性のあり方について調査検討を行った。

（２）消防大学校における防災教育の充実

消防職団員に対する防災教育については、従来から、消防大学校において行ってきたところであるが、あらたに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体等における防災体制の充実を図るため、災害対応活動（危機管理）等の教育内容の充実強化を図った。

また、防災情報に係る研修強化、教育のマルチメディア化を図るため、衛星地球局を活用した研修システムを整備することとしているが、本施設は、大規模災害時には消防庁通信施設のバックアップとして活用できるものである。

５　消防庁における防災体制の充実・強化

消防庁では、情報の収集・伝達体制の充実強化を図るため、平成８年５月に防災情報室を新設するとともに、以下のような体制の強化を図った。

（１）防災情報システムの導入

消防庁と地方公共団体との間において、災害情報、広域応援対応力情報、ヘリコプター運航情報、緊急消防援助隊情報、震度情報等の迅速な収集・伝達を目的とした、防災情報システムの整備を進めている。

また、気象庁からの地震情報については、従来から予警報一斉伝達装置（ファクシミリ送信）により情報を入手していたところであるが、入手ルートの多重化を図る観点から、気象庁の全国中枢気象資料自動編集中継装置（コンピュータによるデータ通信）から地震・津波等の防災情報を収集するためのシステムを整備し、迅速化を図った。

（２）夜間・休日における当直体制の充実

従来、夜間・休日にあっては１人体制の当直を行っていたが、新たに２人体制とし、情報収集・伝達能力の向上を図った。

（３）現地活動支援車の導入

大規模災害発生時に消防庁職員を災害現場に派遣し、また、現場での職員の活動支援や消防庁との情報伝達機能の充実を図るため現地活動支援車を新たに導入した。

第　２　章

火災等の災害対策

第２章　火災等の災害対策

第１節　火災予防

[火災の現況と最近の動向]

この10年間の火災の動向をみると、前半は減少傾向にあった出火件数及び損害額が、平成３年以降は増加傾向に転じていたが、平成７年中の出火件数は、前年に比べやや減少した。なお、死者、建物焼損床面積は、阪神・淡路大震災の影響を受け大幅に増加している（第１－１図）。

平成７年中における火災の概況をみると、出火件数は前年に比べ全体的にやや減少しているが、建物火災は震災の影響を受け増加している（第１－２表）。

また、建物火災の焼損棟数、全焼棟数及び建物焼損床面積は、大幅に増加している。

また、死者の傾向をみると、放火自殺者は減少傾向を示しているが、死者総数は前年に比べ大幅に増加している。また、死者総数のうち高齢者、乳幼

第１－１図　火災の傾向（昭和61年＝100）

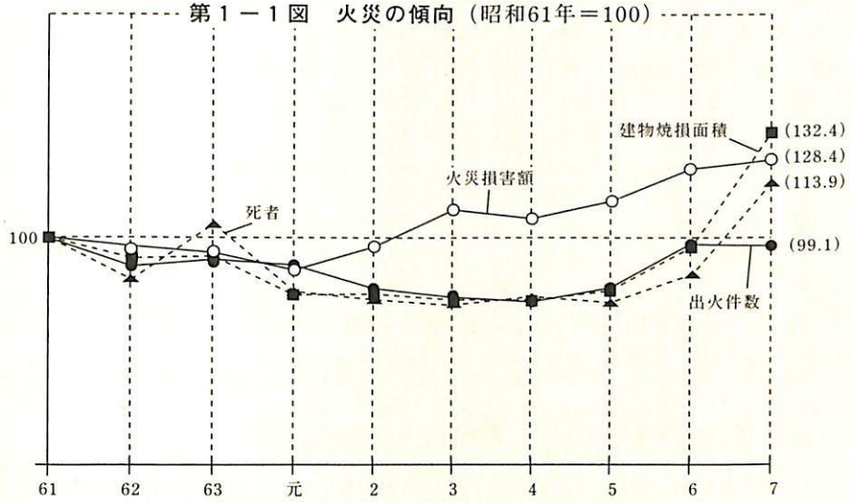

第１－２表　火災の概況

区　分	単位	平成７年	平成７年 (A)(爆発を除く)	平成６年 (B)	増減 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
出火件数	件	62,913 〔285〕	62,683 〔284〕	63,015	△ 332	△ 0.5
建物		34,539 〔261〕	34,386 〔260〕	34,315	71	0.2
林野		4,072	4,072	4,534	△ 462	△ 10.2
車両		6,971 〔9〕	6,964 〔9〕	6,765	199	2.9
船舶		125	121	136	△ 15	△ 11.0
航空機		2	2	3	△ 1	△ 33.3
その他		17,204 〔15〕	17,138 〔15〕	17,262	△ 124	△ 0.7
焼損棟数	棟	57,957 〔7,483〕	57,957 〔7,483〕	47,980	9,977	20.8
全焼		18,820 〔6,982〕	18,820 〔6,982〕	12,185	6,635	54.5
半焼		4,263 〔89〕	4,263 〔89〕	4,111	152	3.7
部分焼		16,915 〔299〕	16,915 〔299〕	31,684	3,190	10.1
ぼや		17,959 〔113〕	17,959 〔113〕	—	—	
建物焼損床面積	㎡	2,574,330 〔834,663〕	2,574,330 〔834,663〕	1,795,118	779,212	43.4
建物焼損表面積	㎡	181,210	181,210	—	—	
林野焼損面積	a	201,614	201,614	277,582	△ 75,968	△ 27.4
死者	人	2,356 〔559〕	2,347 〔559〕	1,898	449	23.7
負傷者	人	7,279 〔22〕	7,050 〔21〕	7,007	43	0.6
り災世帯数	世帯	40,372 〔9,017〕	40,298 〔9,016〕	32,560	7,738	23.8
全損		16,328 〔8,414〕	16,325 〔8,414〕	8,519	7,806	91.6
半損		3,082 〔182〕	3,077 〔182〕	2,881	196	6.8
小損		20,962 〔421〕	20,896 〔420〕	21,160	△ 264	△ 1.2
り災人員	人	105,335 〔15,885〕	105,145 〔15,879〕	92,768	12,377	13.3
損害額	百万円	193,759 〔24,162〕	192,311 〔24,162〕	172,692	19,619	11.4
建物		184,763 〔24,142〕	184,763 〔24,142〕	162,849	21,914	13.5
林野		677	677	1,595	△ 918	△ 57.6
車両		3,668 〔16〕	3,668 〔16〕	3,680	△ 12	△ 0.3
船舶		340	340	715	△ 375	△ 52.4
航空機		—	—	46	—	—
その他		2,037 〔4〕	2,037 〔4〕	3,807	△ 1,770	△ 46.5
爆発		2,274	826	—	—	
出火率		5.0	5.0	5.1	△ 0.1	—

（注）１　「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。
２　出火率とは、人口１万人当たりの出火件数をいう。
３　損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。
４　〔　〕は震災によるもの。
５　損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。
６　平成７年１月１日から火災の定義が改められ、「爆発のみで焼き損害のないもの」も含まれることとされた。本節において、前年の数値と比較する場合においては、「爆発のみで焼き損害のないもの」を差し引いた数値を用いることとし、その場合には「爆発を除く」旨を表記することとした。

児等の割合は、依然として高い状況が続いている。

１　出火状況

（１）出火件数は減少、１日当たり172件出火

平成７年中の出火件数は、６万2,913件であり、爆発を除くと６万2,683件で、前年の６万3,015件に比べ332件（0.5%）減少している。また、１日当たりの出火件数も172件で、前年に比べ１件減少している（第１－２表、第１－３表）。

（２）全火災における建物火災の割合は54.9%

火災は６種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が

第１－３表　１日当たり及び１件当たりの火災の概況

区	分	単位	平成７年	※平成７年	平成６年
全火災１日当たり	出火件数	件	172	172	173
	損害額	百万円	531	527	473
	焼損棟数	棟	159	159	131
	建物焼損床面積	㎡	7,053	7,053	4,918
	建物焼損表面積	㎡	496	496	—
	林野焼損面積	a	552	552	760
	り災世帯数	世帯	111	110	89
	り災人員	人	289	288	254
	死者	人	6.5	6.4	5.2
	負傷者	人	19.9	19.3	19.2
全火災１件当たり	損害額	万円	308	307	274
建物火災１件当たり	損害額	万円	535	537	475
	建物焼損床面積	㎡	75	75	52
	建物焼損表面積	㎡	5.2	5.3	—
	焼損棟数	棟	1.7	1.7	1.4
	り災世帯数	世帯	1.2	1.2	0.9
	り災人員	人	3.1	3.1	2.7
林野火災１件当たり	損害額	万円	17	17	35
	林野焼損面積	a	50	50	61

※爆発を除いたもの。

全火災の54.9%で最も高い比率を占めている（震災を除くと54.7%）（第1－4表）。

次いで、その他の火災（道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災）、車両火災、林野火災と続いている。

最近の火災種別出火件数の推移をみると、建物火災は昭和61年（38,121件）をピークに減少傾向にあり、平成7年は34,386件（爆発を除く）であり、昭和61年に比べ9.8%の減となっている。また、林野火災も平成6年の4,534件に比べ10.2%減少し、4,072件となっている。一方、車両火災は、この10年間で34.5%増加し6,964件（6,971件、爆発を含む）となっている（第1－5表）。

（3）冬季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、火災は、低温・低湿で、しかも火気を使用する機会の多い冬先から春先にかけて多く発生し、平成7年中では、冬季の火災が増加し、冬季と春季で総出火件数の56.8%を占めている（第1－6表）。

（4）出火率は5.0

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で5.0と前年と比べて0.1ポイント減少しており、昭和61年と比べると、0.2ポイント減少している（第1－7表）。

第1－4表　火災種別出火件数の構成割合

区分	平成7年	平成6年
建物火災	54.9 （54.9）	54.5
林野火災	6.5 （6.5）	7.2
車両火災	11.1 （11.1）	10.7
船舶火災	0.2 （0.2）	0.2
航空機火災	0.0 （0.0）	0.0
その他の火災	27.3 （27.3）	27.4
計	100.0 （100.0）	100.0

（注）構成比は、表示単位未満を四捨五入した。なお、四捨五入の関係で合計が合わないことがある。以下各図表において同じ。
（ ）は爆発を除いたもの。

第1－5表　火災種別出火件数の推移

（昭和61年＝100）

区分／年別	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
61	38,121	100	4,838	100	5,179	100	173	100	3	100	14,958	100
62	36,515	96	4,120	85	5,272	102	111	64	5	167	12,810	86
63	37,090	97	3,589	74	5,591	108	134	77	5	167	13,265	89
元	35,186	92	2,894	60	5,744	111	138	80	4	133	11,797	79
2	34,768	91	2,858	60	6,173	119	148	86	4	133	12,554	84
3	34,263	90	2,535	52	6,207	120	123	71	3	100	11,748	79
4	33,532	88	2,262	47	6,281	121	139	80	1	33	12,547	84
5	33,608	88	3,191	66	6,498	125	121	70	2	67	13,280	89
6	34,315	90	4,534	94	6,765	131	136	79	3	100	17,262	115
7	34,539	－	4,072	－	6,971	－	125	－	2	－	17,204	－
	(34,386)	90	(4,072)	84	(6,964)	134	(121)	70	(2)	67	(17,138)	115

（注）（ ）は、爆発を除いたもの。

第1－6表　四季別出火状況

季別／年別	平成7年				平成6年			
	出火件数（件）	割合（%）	損害額（百万円）	割合（%）	出火件数（件）	割合（%）	損害額（百万円）	割合（%）
春季（3月～5月）	16,074	25.5	44,409	22.9 (26.2)	17,571	27.9	45,342	26.2
夏季（6月～8月）	13,215	21.0	35,194	18.2 (20.8)	17,157	27.2	39,999	23.2
秋季（9月～11月）	13,950	22.2	38,448	19.8 (22.7)	13,182	20.9	34,345	19.9
冬季（12月、1月、2月）	19,674 (19,389)	31.3 (31.0)	75,708 (51,546)	39.1 (30.4)	15,105	24.0	53,006	30.7
計	62,913 (62,628)	100.0	193,758 (169,599)	100.0	63,015	100.0	172,692	100.0

（注）（ ）は、震災による火災件数を除いたもの。

第１－７表　出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区　　分	平成７年(爆発を除く)	昭 和 61 年	増減率(%)
出　火　率	5.0(　5.0)	5.2	－
出火件数(件)	62,913(62,683)	63,272	△　0.9
うち建物火災	34,539(34,386)	38,121	△　9.8
人　口(人)	124,655,498　－	120,720,542	3.3
世　帯　数	44,235,735　－	38,987,773	13.5

(注)　人口及び世帯数は、各年とも３月31日現在の住民基本台帳による。
(　)は爆発を除いたもの。

これを、都道府県別でみると、最高は山梨県の7.9、次いで高知県の6.9、最低は富山県の2.3、次いで京都府の3.2となっている（第１－８表）。

(５) 火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消火器具

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、火災報知専用電話（119番）による通報が76.4%と圧倒的に多い（第１－９表）。

また、初期消火器具等の使用状況をみると、消火器及び簡易消火器具を使用したものが35.7%となっているが、初期消火しなかったものが33.1%となっている（第１－10表）。

2　死者の状況

平成７年中の火災による死者数は2,356人であり、爆発を除くと2,347人で前年の1,898人に比べ23.7%増加している。これは、震災の影響を受けたものであり、震災による死者を除くと1,797人（爆発を除くと1,788人、対前年比5.8%の減少）となっている。

放火自殺者を除いた火災による死者は、1,820人であり、爆発を除くと1,811人で前年の1,274人に比べ537人（震災による死者559人を除くと、対前年比22人減少）増加している。また、放火自殺者は、536人で、前年の624人に比べ88人減少している（震災に伴う放火自殺者はない）（第１－11図）。

(１) １日当たりの火災による死者は6.5人

平成７年中の火災による一日当たりの死者数は、6.5人であり、爆発を除

第１－８表　都道府県別出火率

(平成７年中)

都道府県	出火件数	人　口	出火率	都道府県	出火件数	人　口	出火率
1　北海道	2,144	568	3.8	25　滋　賀	536	127	4.2
2　青　森	565	151	3.7	26　京　都	820	255	3.2
					(819)		(3.2)
3　岩　手	525	143	3.7	27　大　阪	4,073	856	4.8
					(4,041)		(4.7)
4　宮　城	1,098	230	4.8	28　兵　庫	3,359	543	6.2
					(3,108)		(5.8)
5　秋　田	402	123	3.3	29　奈　良	499	143	3.5
					(498)		(3.5)
6　山　形	465	126	3.7	30　和歌山	616	110	5.6
7　福　島	1,015	214	4.7	31　鳥　取	337	62	5.4
8　茨　城	1,900	295	6.4	32　島　根	512	77	6.6
9　栃　木	1,138	198	5.7	33　岡　山	1,026	195	5.3
10　群　馬	904	200	4.5	34　広　島	1,811	287	6.3
11　埼　玉	3,240	667	4.9	35　山　口	876	156	5.6
12　千　葉	3,206	575	5.6	36　徳　島	470	84	5.6
13　東　京	6,645	1,155	5.8	37　香　川	527	103	5.1
14　神奈川	3,035	814	3.7	38　愛　媛	755	153	4.9
15　新　潟	854	249	3.4	39　高　知	575	83	6.9
16　富　山	262	113	2.3	40　福　岡	2,376	487	4.9
17　石　川	384	117	3.3	41　佐　賀	483	88	5.5
18　福　井	297	83	3.6	42　長　崎	781	155	5.0
19　山　梨	685	87	7.9	43　熊　本	852	186	4.6
20　長　野	1,245	219	5.7	44　大　分	549	124	4.4
21　岐　阜	1,207	210	5.7	45　宮　崎	745	119	6.3
22　静　岡	2,390	373	6.4	46　鹿児島	1,179	179	6.6
23　愛　知	3,945	674	5.9	47　沖　縄	541	128	4.2
24　三　重	1,064	184	5.8	計	62,913	12,466	5.0
					(62,628)		(5.0)

(注)　人口は、平成７年３月31日現在の住民基本台帳による（単位：万人）。
(　)は震災を除いたもの。

第１－９表　覚知方法別出火件数

（平成７年中）

覚知方法別＼区分	出火件数（件）	構成比（%）
火災報知専用電話（119番）	48,078	76.4
事後聞知	7,287	11.6
加入電話	3,567	5.7
警察電話	1,581	2.5
駆けつけ通報	763	1.2
火災報知機	333	0.5
望楼発見	7	0.0
その他	1,297	2.1
計	62,913	100.0

第１－10表　初期消火器具等の使用状況

（単位：件、%）

区分＼年別	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
昭和61年	10,588	16.7	16,931	26.7	928	1.5	16,435	26.0	18,390	29.1
平成７年	6,991	11.1	15,492	24.6	890	1.4	18,742	29.8	20,798	33.1

くと6.4人で、前年の5.2人に比べ1.2人増加（震災及び爆発を除くと4.9人で対前年比0.3人減少）している（第１－３表）。

過去６年間の傾向をみると、放火自殺者は依然減少傾向にあるものの、放火自殺者を除いた死者数はおおむね横ばいから上昇している。

（２）死者発生率は、1.89人（人口10万人当たり）

人口10万人当たりの死者発生率は、全国平均で1.89人であり、昨年より0.25人増加している（震災による死者を除くと、1.44人で0.20人の減少）。

都道府県別に死者の発生状況をみると、震災の影響を受け兵庫県が624人（震災を除くと65人）で最も多く、次いで東京都が135人、大阪府が101人となっている。一方死者が少ないのは、徳島県で11人、佐賀県12人となっている。

第１－11図　火災による死傷者の推移

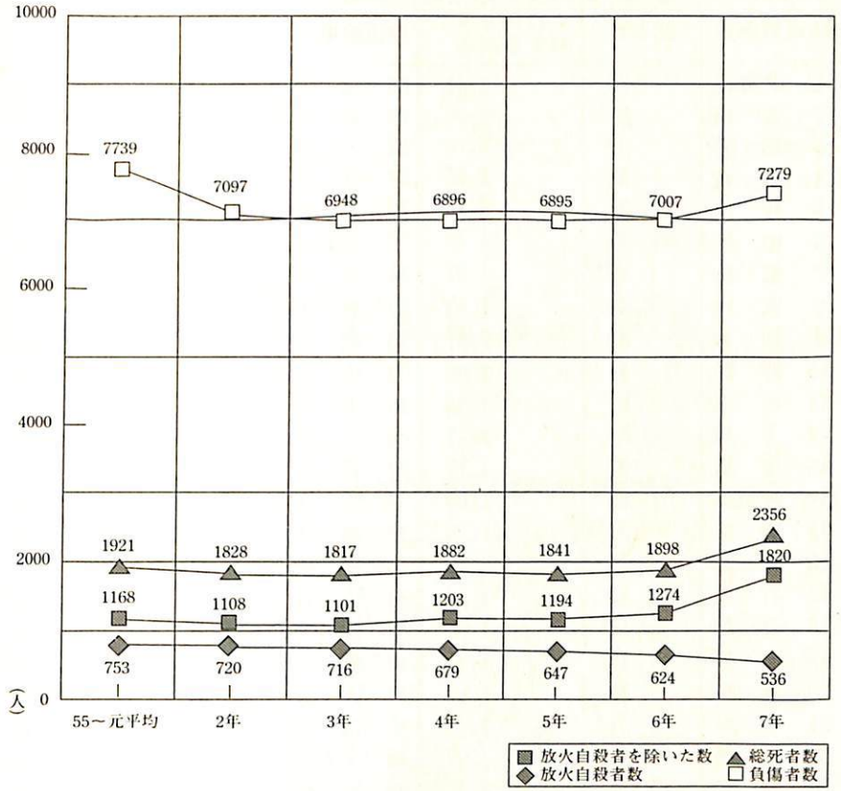

これを人口10万人当たりの死者数で比較すると、最も高いのは兵庫県で11.49人（震災を除くと1.20人）、最も低いのは神奈川県で1.09人となっている（第１－12表）。

（３）火災による死者は冬と夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成７年中においても１月から３月及び12月の月ごとの死者数は、年間の月平均（196人）以上の数となっており、この４か月間に死者総数の63.2%に当たる1,489人の死者が発生している（第

第１－12表　都道府県別の死者の状況

（平成７年中）

都道府県名	死者数	人口10万人に対する割合	都道府県名	死者数	人口10万人に対する割合
1　北海道	80	1.41	25　滋　賀	15	1.18
2　青　森	31	2.06	26　京　都	35	1.37
3　岩　手	39	2.73	27　大　阪	101	1.18
4　宮　城	38	1.65	28　兵　庫	624 (65)	11.49 (1.20)
5　秋　田	26	2.12	29　奈　良	21	1.47
6　山　形	22	1.75	30　和歌山	17	1.55
7　福　島	42	1.97	31　鳥　取	14	2.26
8　茨　城	54	1.83	32　島　根	15	1.94
9　栃　木	37	1.87	33　岡　山	33	1.69
10　群　馬	41	2.05	34　広　島	42	1.46
11　埼　玉	91	1.36	35　山　口	25	1.61
12　千　葉	81	1.41	36　徳　島	11	1.31
13　東　京	135	1.17	37　香　川	24	2.32
14　神奈川	89	1.09	38　愛　媛	27	1.77
15　新　潟	31	1.25	39　高　知	15	1.82
16　富　山	25	2.22	40　福　岡	63	1.29
17　石　川	18	1.54	41　佐　賀	12	1.36
18　福　井	15	1.82	42　長　崎	24	1.54
19　山　梨	15	1.71	43　熊　本	25	1.34
20　長　野	35	1.60	44　大　分	17	1.37
21　岐　阜	31	1.48	45　宮　崎	14	1.18
22　静　岡	51	1.37	46　鹿児島	33	1.84
23　愛　知	75	1.11	47　沖　縄	19	1.49
24　三　重	28	1.52	計	2,356 (1,797)	1.89 (1.44)

（注）　人口は、平成７年３月31日現在の住民基本台帳による。
（　）は震災を除いたもの。

１－13図）。

時間帯別に死者の発生状況をみると、震災の影響を受け、５時台が533人、９時台が120人にのぼっている（震災によるものを除くと５時台が85人、９時台が62人）。これら以外での発生状況をみると２時台が125人、23時台が100人、３時台が97人、１時台が91人となり就寝時間帯に多くの死者が発生

第１－13図　月別死傷者発生状況

（平成７年中）

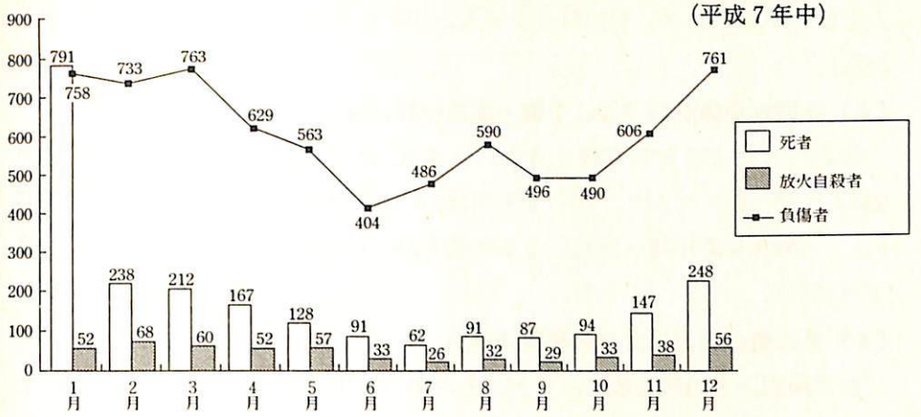

第１－14図　時間帯別の火災による死者の発生状況

（平成７年中）

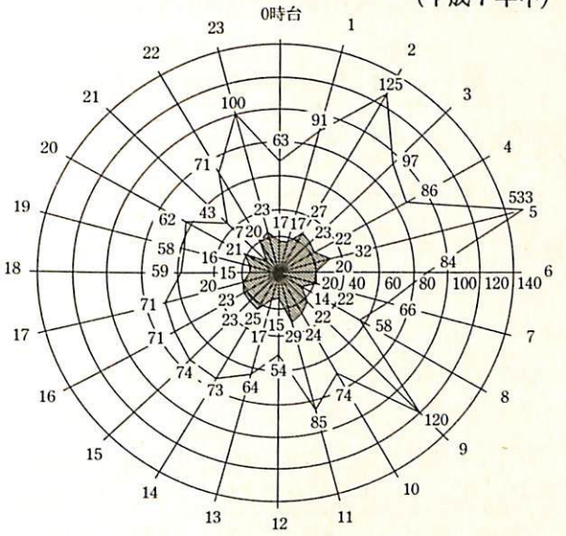

（注）１　死亡時刻不明者74人を除く。
２　斜線部分は放火自殺者を示し内数である。

している。一方、死者の発生が少ないのは、就寝前の時間帯で、21時台が43人となっており、次いで12時台が54人、19時台が58人となっている（第１－14図）。

（４）死因は火傷が35.2%、中毒・窒息が30.1%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は、火傷による死者が640人（35.2%）であり、次いで不明582人（32.0%）（震災によるものは503人）、一酸化炭素中毒・窒息による死者が548人（30.1%）となっている（第１－15表）。

（５）その他の火災による死者数は増加

火災種別ごとの死者数をみると、その他の火災による死者が主に震災によって前年に比べ490人増加し、839人であり、死者総数に対する割合も35.6%（前年16.1%）と増加している（第１－16表）。

（６）逃げ遅れによる死者が75.1%

死に至った経過をみると、逃げ遅れが1,367人で放火自殺者を除く死者総

第１－15表　死因別死者発生状況の推移

区分／年別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	総計
平成３年	441 (40.1)	532 (48.3)	7 (0.6)	52 (4.7)	69 (6.3)	1,101 (100.0)	716 〔39.4〕	1,817
平成４年	506 (42.1)	570 (47.4)	2 (0.2)	44 (3.7)	81 (6.7)	1,203 (100.0)	679 〔36.1〕	1,882
平成５年	464 (38.9)	606 (50.8)	4 (0.3)	40 (3.4)	80 (6.7)	1,194 (100.0)	647 〔35.1〕	1,841
平成６年	503 (39.5)	627 (49.2)	7 (0.5)	45 (3.5)	92 (7.2)	1,274 (100.0)	624 〔32.9〕	1,898
平成７年	548 (30.1)	640 (35.2)	8 (0.4)	42 (2.3)	582 (32.0)	1,820 (100.0)	536 〔22.8〕	2,356

（注）（　）内は構成比を示し、単位は%である。また〔　〕は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第１－17表において同じ。
平成７年中の不明のうち、503人は震災によるものである。

第１－16表　火災種別死傷者数

火災種別	死者			負傷者		
	平成６年	平成７年		平成６年	平成７年	
建物火災	1,323人	1,292人	54.8%	6,020人	6,142人	84.4%
林野火災	17	34	1.4	216	205	2.8
車両火災	207	189	8.0	251	244	3.4
船舶火災	1	2	0.1	14	17	0.2
航空機火災	1	0	0	12	0	0
その他の火災	349	839	35.6	494	671	9.2
計	1,898	2,356	100	7,007	7,279	100

数（1,820人）の75.1%を占め、その中でも延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難ができなかったと思われるものが551人（うち、震災によるものは507人）と最も多く、放火自殺者を除く死者総数1,820人（震災を除くと1,261）の30.3%（震災を除くと3.5%）を占めている。

また、放火自殺者を除く死者総数のうち、年齢別では、65歳以上の高齢者が918人（50.4%）、乳幼児が70人（3.8%）を占めている。また、死に至った経過では、熟睡が199人（10.9%）、病気又は身体不自由の者が220人（12.1%）を占め、二大要因となっている（第１－17表）。

（７）建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災１件当たり1.20人

建物火災による死者1,292人について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が781人（死者の出た火災１件当たり1.20人）、部分焼の場合が228人（同1.09人）、半焼の場合が182人（同1.12人）、ぼや101人となっている（第１－18表）。

（８）建物火災による死者の85.2%が住宅火災で発生

建物火災の死者1,292人について、建物用途別の発生状況をみると、専用住宅での死者が1,036人（80.2%）、併用住宅での死者が64人（5.0%）で両者をあわせた住宅火災による死者（1,100人）が建物火災の死者の85.2%を占めている。

第1－17表　死に至った経過と

年齢区分等	逃げ遅れ																	
	発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったもの。（全く気付かなかった場合を含む。）				判断に欠け、力が弱く、体力には、悪くて難と避けたもの。ある条件がどんかんとなるほきわれ					延焼拡大早等のため、ガス爆発のためんがか思もの。			逃げれば逃げられる機会われたが、逃げると思ったをるもの。					
	熟睡	泥酔	病気・身体不自由	その他	乳幼児	泥酔	病気・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばいして	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとして	その他
0～5	2				31							24						
6～10	17						1		1			5	2					
11～15	4		1	1					1			4						
16～20	6			1			1		1		2	13						1
21～25	8	2				1	1		3		3	16		1		1		
26～30	1	1	1			1					3	9				1		1
31～35	9	3					3		1		2	4						
36～40	5	2	1						3	1	2	8	1			1	1	1
41～45	12	4					2		1			19			2	1		
46～50	8	7		2		1	4		1	2	1	25	1	1		7		1
51～55	16	3	3	1		1	2				2	38				4	1	2
56～60	12	7	4	4		3	4			2	2	52				7	1	1
61～64	7	3	2	2		2	6		1	1	1	41	1	1		5		
65～70	16	1	7	2		1	12		2			70	1	3		10	2	
71～75	21	1	5	3			16		3		1	56	1	2		9	1	
76～80	20		6	3			17		1			65	4			24		1
81～	34		11	3			38	9	3		1	75	3	3		17	3	
不明	1			1								1						
計	199	34	41	23	31	10	107	9	22	6	20	525	14	11	2	87	9	8
	297 (16.3)				179 (9.8)					551 (30.3)			131 (7.2)					
(割合%)																		
平成6年	185	56	37	51	47	19	85	14	13	7	33	15	6	8	5	73	10	23
	329 (25.8)				178 (14.0)					55 (4.3)			125 (9.8)					
(割合%)																		

年齢別の死者発生状況

（平成7年中）

| 年齢区分等 | 逃げ遅れ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第１－18表　火災種別ごとの死者発生状況

（平成７年中）

区分	計	建物火災				林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他
		全焼	半焼	部分焼	ぼや					
死者数(人)	2,356	781	182	228	101	34	189	2	0	839
割合％	100	1,292　54.8				1.4	8.0	0.1	0	35.6
死者の出た火災件数(件)	1,703	653	163	209	101	34	180	2	0	361
割合％	100	1,126　66.1				2.0	10.6	0.1	0	21.2

（注）　ここでは、火災が２種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。
なお、四捨五入の関係で割合の合計が合わないことがある。

また、階層別では、１階と２階における死者が1,164人で建物火災による死者の90.1％を占めている（第１－19表）。

さらに建物構造別では木造建物における死者が852人（65.9％）で最も多く、死因別では火傷と一酸化炭素中毒・窒息による死者の合計が1,020人で建物火災による死者の78.9％を占めている（第１－20表）。

（９）住宅火災による死者は高齢者が多い

住宅火災による死者は、1,100人であり、このうち、放火自殺者（心中の道づれを含む。）が161人、失火等による死者が939人（震災による死者は29人）となっており、平成６年中（959人）に比べやや減少したが依然として多い。

このうち65歳以上の高齢者の死者数は503人（全死者数に占める割合は53.7％）となり、50％を大きく超えている。

ア　死者発生率は高齢者層で著しく高い

住宅火災における死者数（放火自殺者を除く。）について、年齢階層別に同階層の人口10万人当たりの死者発生率をみると、最も死者発生率が高いのは、高年齢者層で、年齢が高くなるにしたがって死者発生率も著しく増加しており、81歳以上の階層では、最も低い16歳から20歳の階層に比べ約35倍となっている。

第１－19表　建物用途別及び階層別の死者の発生状況

（平成７年中）

（単位：人）

区分	計	一般住宅		共同住宅		併用住宅	劇場	遊戯場	飲食店舗・待合	物品販売店舗	旅館・ホテル	寄宿舎	病院・診療所	社会福祉施設	学校	神社	工場・作業場	車庫・駐車場	倉庫・納屋	事務所	複合用途・特定	複合用途・非特定	その他
		専用住宅																					
地下１階	2	1																			1		
１階	865	669		57		39			2	1	3					1	10		3	4	16	9	51
２階	299	149		74		22			1		1		1				2			1	20	16	12
３階	45	9		20			4										1				6	5	
４階	18			11							1										3	3	
５階	13			11																	2		
６階	4			2									1										1
７階	2																				2		
８階	3			3																			
９階以上																							
不明	41	28		2		3											1				3	1	3
計		856		180		64	4	0	3	1	5	0	2	0	0	1	14	0	3	5	53	34	67
	1,292		1,100																				
(割合％)	100		85.3				0.3	0.0	0.2	0.1	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	1.1	0.0	0.2	0.4	4.1	2.6	5.2
		818		204		142	0	1	4	2	15	21	2	2	0	3	13	4	18	3	1	37	33
平成６年	1,323		1,164																				
(割合％)	100		87.9				0.0	0.1	0.3	0.2	1.1	1.6	0.2	0.2	0.0	0.2	1.0	0.3	1.4	0.2	0.0	2.8	2.5

第１－20表　建物構造別・死因別死者発生状況

（平成７年中）

構造別＼死因別		区分							合計	構成比
		一酸化炭素中毒窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺		
死者数	木造	336	329	1	10	48	724	128	852	65.9
	防火造	81	94	0	1	5	181	27	208	16.1
	準耐火(木造)	2	5	0	0	0	7	0	7	0.5
	準耐火(非木造)	29	23	1	0	4	57	9	66	5.1
	耐火造	61	41	0	5	1	108	26	134	10.4
	その他	10	9	0	1	0	20	5	25	1.9
	計	519	501	2	17	58	1,097	195	1,292	100.0

また、低年齢層の０歳から５歳の死者発生率は、最も低い16歳から20歳の階層と比べると約４倍を示している（第１－21図）。

イ　たばこから出火した火災による死者が19.4%

住宅火災で死者（放火自殺者を除く。）が発生した火災原因を発生源別にみると、たばこによるものが182人（19.4%）で最も多く、次いで暖房器具137人（14.6%）、ガスコンロ55人（5.9%）となっており、これらを合わせると死者総数の約40%を占めている。

65歳以上の高齢者についてみると、たばこ、暖房器具が最も多くこれらを合わせると死者総数の約36%を占めている（第１－22表）。

ウ　ふとん、衣類に着火した火災での死者が多い

住宅火災で死者（放火自殺者を除く。）が発生した火災原因を着火物別にみると、ふとん、衣類に着火した火災による死者が死者総数の約27%を占め、65歳以上の高齢者についても同様に、ふとん、衣類に着火した火災による死者が65歳以上の死者総数の約30%と高い比率を示している（第１－23表）。

第１－21図　住宅火災における年齢階層別死者発生状況

（平成７年中）

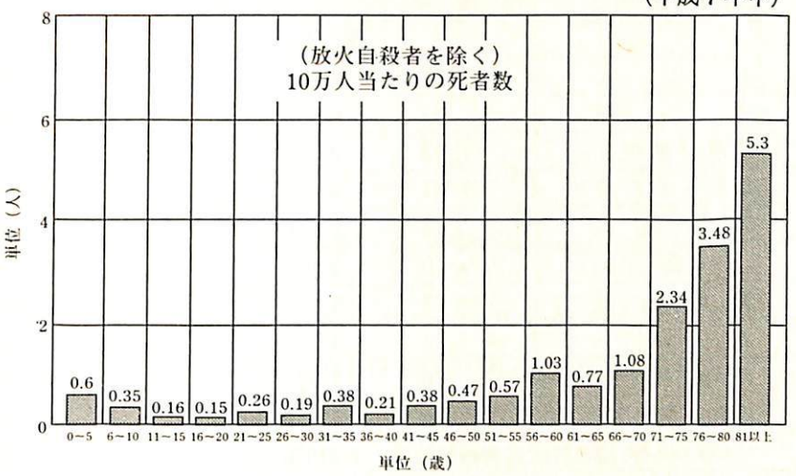

第１－22表　住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者を除く。）

（平成７年中）

発火源	死者数		65歳以上	
		割合		割合
たばこ	182	19.4%	91	18.1%
マッチライター	49	5.2%	22	4.4%
暖房器具	137	14.6%	91	18.1%
ガスこんろ	55	5.9%	32	6.3%
（ＬＰ）	(34)	(3.6%)	(20)	(4.0%)
（都市）	(21)	(2.2%)	(12)	(2.3%)
電気器具	24	2.6%	14	2.8%
ローソク・灯明	35	3.7%	25	5.0%
こたつ	19	2.0%	9	1.8%
その他	438	46.6%	219	43.5%
合計	939	100.0%	503	100.0%

第１－23表　住宅火災の着火物別死者数　（平成７年中）

着火物	死者数	割合	65歳以上	割合
ふとん	168	17.9%	96	19.1%
衣類	83	8.8%	50	9.9%
袋及び紙製品	42	4.5%	19	3.8%
紙屑・わら屑	41	4.4%	33	6.5%
繊維製品	22	2.3%	7	1.4%
畳	19	2.0%	11	2.2%
動植物油	17	1.8%	10	2.0%
カーペット	14	1.5%	9	1.8%
合成樹脂	10	1.1%	5	1.0%
ゴミ屑	10	1.1%	6	1.2%
仏壇・神棚	8	0.9%	4	0.8%
都市ガス	8	0.9%	2	0.4%
電線被類	7	0.7%	3	0.6%
板張・ベニヤ	7	0.7%	6	1.2%
その他	483	51.4%	242	48.1%
合計	939	100.0%	503	100.0%

エ　死者の44.5%が就寝時間帯

住宅火災の死者（放火自殺者を除く。）の発生状況を時間帯別にみると、就寝時間帯である22時から24時及び０時から６時において418人（放火自殺者を除く死者総数939人の44.5%）の死者が発生している。

また、65歳以上の高齢者の死者については、他の年齢層と比べ昼間の時間に関係なく多く発生している（第１－24図）。

オ　木造住宅における死者が69.0%

建物構造別に見た住宅火災の死者（放火自殺者を除く）では、依然として木造建築物におけるものが648人と放火自殺者を除く死者総数939人の69.0%を占めている。そのうち65歳以上の高齢者が58.2%（377人）を占めており、65歳以上の死者総数503人の75.0%が木造建築物における死者で占められている（第１－25図）。

第１－24図　住宅火災における時間帯別死者数（放火自殺者を除く）

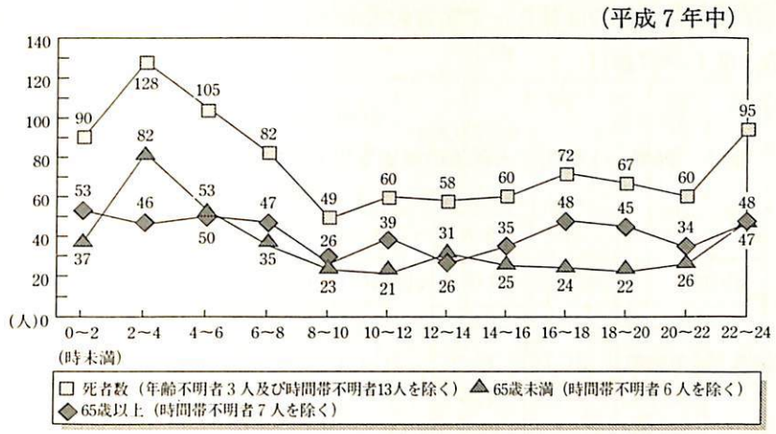

第１－25図　住宅火災の建物構造別死者数（平成７年中）

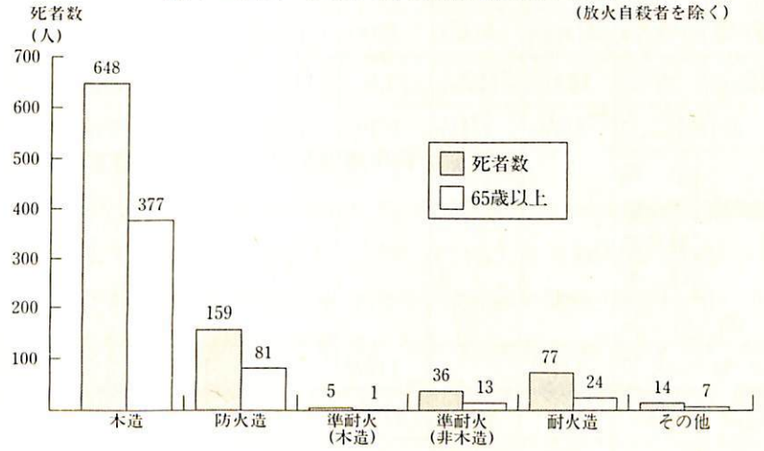

(10)　１件で３人以上の死者を出した火災

平成７年中の火災で、１件で３人以上の死者を出した火災は震災の影響を受け59件（震災によるものは38件）で前年より22件増加し、これによる死者は596人（震災によるものは523人）で前年より463人の増加を示している。

火災種別ごとにみると、建物火災によるものが25件95人（震災によるものは５件、25人）、車両火災１件３人、その他の火災33件498人（震災によるも

のは33件、498人）となっている。建物用途別では、専用住宅での死者が82人（震災によるものは25人）で建物火災全体の86.3%を占めている（第１－26表、第１－27表）。

第１－26表　１件で３人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

（平成７年中）

区分		計	3人	4人	5人	7人	8人	9人
計(件)		59(596)	21(63)	10(40)	6(30)	2(14)	5(40)	1(9)
建物火災	全焼	19(76)	9(27)	7(28)	2(10)			
	半全焼	2(7)	1(3)	1(4)				
	部分焼	4(12)	4(12)					
	ぼや							
車両火災		1(3)	1(3)					
その他の火災		33(498)	6(18)	2(8)	4(20)	2(14)	5(40)	1(9)

区分		10人	11人	12人	14人	15人	20人	25人
計(件)		1(10)	1(11)	1(12)	1(14)	1(15)	2(40)	2(50)
建物火災	全焼		1(11)					
	半全焼							
	部分焼							
	ぼや							
車両火災								
その他の火災		1(10)		1(12)	1(14)	1(15)	2(40)	2(50)

区分		27人	40人	48人	60人	73人
計(件)		1(27)	1(40)	1(48)	1(60)	1(73)
建物火災	全焼					
	半全焼					
	部分焼					
	ぼや					
車両火災						
その他の火災		1(27)	1(40)	1(48)	1(60)	1(73)

第１－27表　１件で３人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

（平成７年中）

	出火件数	死者数 計	専用住宅 一般住宅	専用住宅 共同住宅	併用住宅 店舗	併用住宅 倉庫	寄宿舎	工場・作業所	旅館・ホテル	倉庫	その他
			60	22	3	3				3	4
計	25	95	82		6						
1階	17	48	30	12		3				3	
2階	6	35	25	7	3						
3階		5	1								4
4階		3		3							
5階											
6階											
不明	2	4	4								

(11) 放火自殺者は減少、死者総数の22.8%

平成７年中の放火自殺者は536人で、死者総数2,356人に占める割合は22.8%（前年32.9%）となっており、前年（624人）より88人減少している。過去10年間では平成元年(950人)をピークにこの数年間減少傾向を示している。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、46歳から50歳が75人（前年90人）と最も多く、全体の14.0%を占めている。性別では男性52人、女性23人となっている（第１－28図）。

3　損害額

平成７年中における火災による損害額は1,938億円（震災による損害は242億円）であり、爆発を除くと1,923億円で前年に比べ196億円増加し、一日あたりでは５億３千万円（前年４億７千万円）となっており、平成元年以降増加の傾向にある（第１－29図）。

なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体

第１－28図　放火自殺者の年齢別・性別発生状況（平成７年中）
（年齢・性別不明者6人を除く）

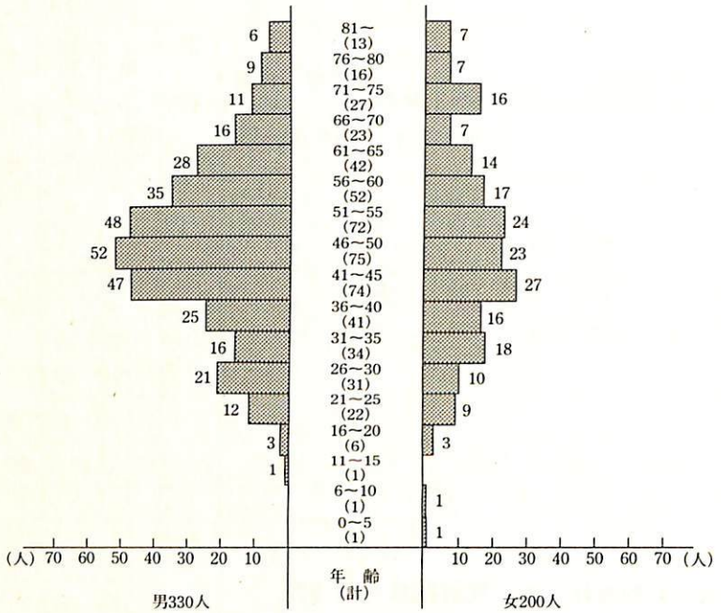

第１－29図　損害額の推移　（平成７年中）

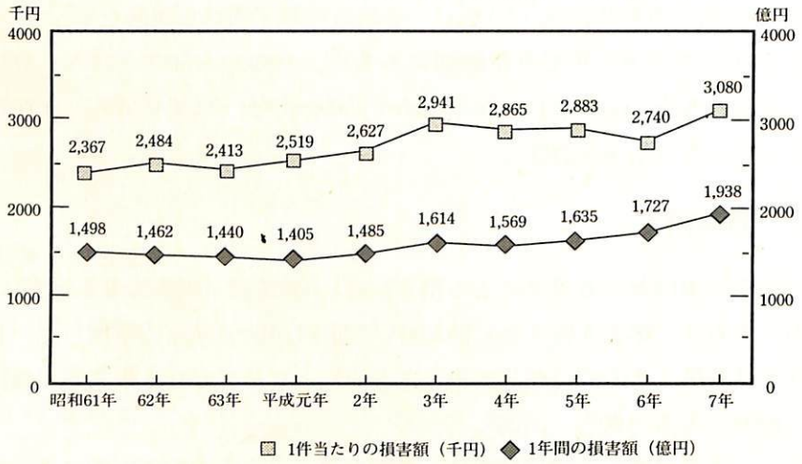

の95.4%（震災を除くと94.7%）を占めている（第１－２表参照）。

4　出火原因

総出火件数６万2,913件のうち、失火による火災が４万2,387件（全体の67.4%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（第１－30図）。

（１）「たばこ」による火災が第１位

たばこによる火災は、7,176件であり、爆発を除くと7,175件で前年に比べ８件（0.1%）増加し、爆発を除く全火災の11.4%となっている（第１－31図）。

たばこによる火災の主な経過別出火状況をみると、投げ捨てによるものが約６割を占め、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。たばこが原因の火災による損害額は、152億3,348万円であり、７億1,321万円（4.5%）減少しており、１件当たりの損害額では、約11万円減少している（第１－32表）。

（２）「放火」及び「放火の疑い」による火災の合計は増加

放火による出火件数は、6,169件で、爆発を除くと6,165件で前年に比べ60件（1.0%）減少している。放火の疑いによるものは5,136件であり、爆発を

第１－30図　出火原因別出火件数

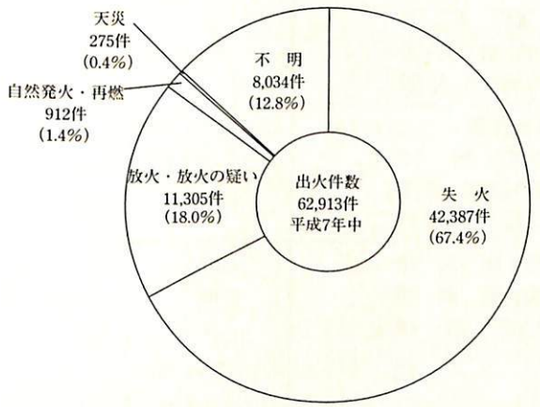

第１－31図　出火原因別の出火件数と損害額

（平成７年中）

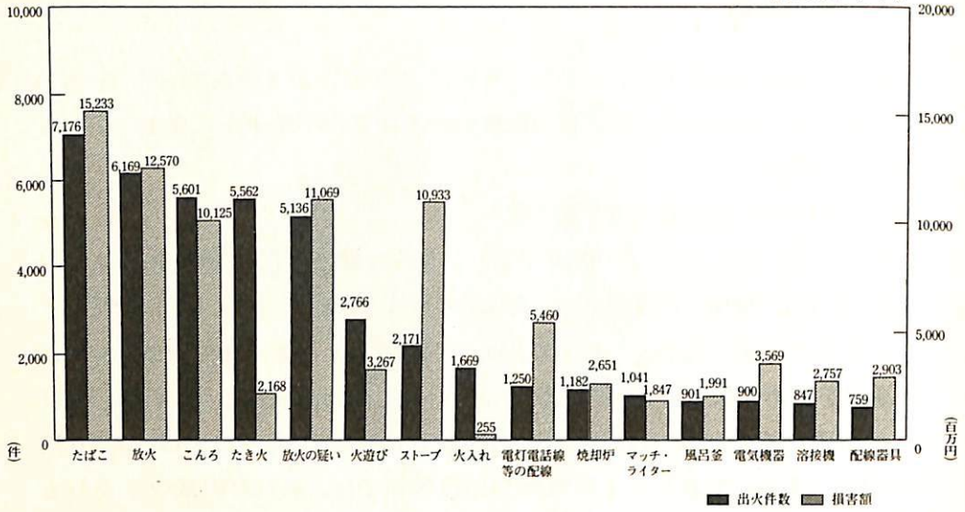

第１－32表　　たばこによる火災の損害状況

（平成７年中）

区　　分	単　位	たばこ
出火件数	件	7,176 (7,175)
うち建物火災		3,719
林野火災		650
車両火災		319
船舶火災		6
航空機火災		0
その他の火災		2,482
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		4,203
火源の転倒・落下		1,311
消し忘れ		313
建物焼損床面積	m²	131,510
建物焼損表面積	m²	15,201
林野焼損面積	a	21,826
損害額	万円	1,523,348 (1,523,348)

（注）（ ）は爆発を除いたもの。

除くと5,135件で前年に比べ203件（4.1%）増加している。放火及び放火の疑いは合わせて１万1,305件（全火災の18.0%）で、爆発を除くと１万1,300件で前年に比べ143件（1.3%）増加し、平成４年以降連続して１万件を超えている。

放火による損害額は、125億7,050万円であり、爆発を除くと125億6,930万円で前年に比べ20億9,967万円（20.1%）増加している。放火の疑いによるもののうち、爆発を除いた損害額は110億6,921万円で、前年より１億6,382万円（1.5%）減少している。この結果、放火と放火の疑いを合わせたもののうち、爆発を除いた損害額は236億3,851万円で、前年に比べ19億3,585万円（8.9%）増加し、火災１件当たりの損害額は前年より約15万円増え約209万円となっている（第１－33表）。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが3,772件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっており、前年と同様の傾向を示している。

また、放火（放火の疑いを含む。）があった時間帯をみると、前年同様、夜間から深夜（20時以降翌朝の６時までの間）にかけてが最も多くなっており、この時間帯に6,719件（59.4%）発生している（第１－34図）。

第１－33表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

（平成７年中）

区　　分	単　位	放　火	放火の疑い	計
出火件数	件	6,169 (6,165)	5,136 (5,135)	11,305 (11,300)
うちライターによるもの		2,145	1,627	3,772
マッチによるもの		375	119	494
たきつけによるもの		20	113	133
建物焼損床面積	m²	88,959	99,712	188,671
建物焼損表面積	m²	13,118	15,227	28,345
林野焼損面積	a	351	5,402	5,753
損害額	万円	1,257,050 (1,256,930)	1,106,921 (1,106,921)	2,363,971 (2,363,851)

（注）（ ）は爆発を除いたもの。

第１－34図　放火及び放火の疑いによる火災出火時刻別件数

（平成７年中）

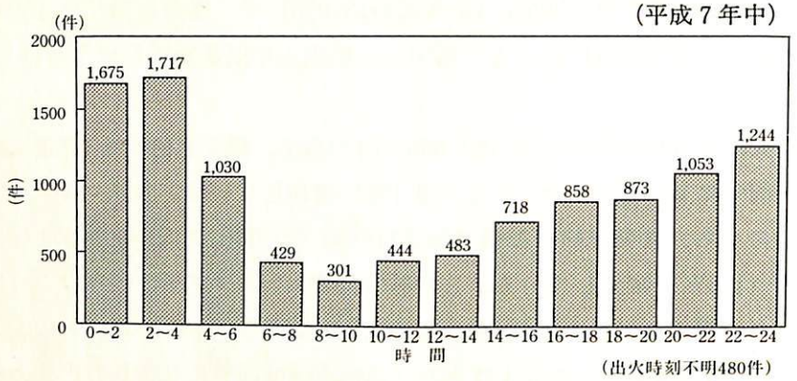

（出火時刻不明480件）

（３）「たき火」及び「火あそび」による火災は減少

たき火による火災は、5,562件であり、爆発を除くと5,559件で前年に比べ2,405件（30.2%）減少している。

たき火による火災の主な経過別出火件数をみると、火の粉の飛び火が最も多く2,037件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている。

たき火が原因の火災による損害額は、21億6,759万円であり、爆発を除くと21億6,758万円で前年に比べ約17億１千万円減少しており、また、火災１件当たりでは約40万円で、前年より約９万円減少している（第１－35表）。

次に、火あそびによる火災は、2,766件であり、爆発を除くと2,761件で前年に比べ373件（11.9%）減少している。火遊びによる火災の損害額をみると32億6,708万円であり、爆発を除くと32億6,689万円で前年より10億673万円（23.6%）減少しており、１件当たりの損害額では約18万円減少している。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,318件、次いで、マッチ、花火の順となっている（第１－35表）。

（４）「ストーブ」による火災は増加

ストーブによる火災は、2,171件であり、爆発を除くと2,167件で前年に比べ14件増加している。ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,492件で、ストーブによる火災の68.7%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが616件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

また、ストーブが原因の火災による損害額は、109億3,326万円であり、爆発を除くと109億3,282万円で前年に比べ10億3,322万円（8.6%）減少している。火災１件当たりの爆発を除いた損害額は約505万円で、前年よりも約51万円減少している（第１－36表）。

（５）「こんろ」による火災は減少

ガスこんろ、電気こんろなどのこんろによる火災は、5,601件で、爆発を除くと5,573件で前年に比べ56件減少し、爆発を除く全火災の8.9%となっている。こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く5,336件で、こんろ火災による火災全体の95.3%と大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、72.3%に当たる4,048件が消し忘れによるものである。

また、こんろが原因の火災による損害額は、101億2,505万円であり、爆発を除くと101億740万円で、前年に比べ２億4,170万円（2.4%）増加しており、火災１件当たりの損害額は約181万円で、前年より約６万円多くなって

第１－35表　たき火及び火あそびによる火災の損害状況

（平成７年中）

区　分	単位	たき火		火あそび	
出火件数	件		5,562 (5,559)		2,766 (2,761)
主な経過（発火源）別出火件数	件	火の粉の飛火	2,037	ライター	1,318
		たき火の延焼拡大	1,859	マッチ	508
		消し忘れ	661	花火	118
建物焼損床面積	㎡		47,882		45,813
建物焼損表面積	㎡		4,651		7,099
林野焼損面積	a		59,123		2,304
損害額	万円		216,759 (216,758)		326,708 (326,689)

（注）（ ）は爆発を除いたもの。

第１－36表　ストーブによる火災の損害状況

（平成７年中）

区分	単位	ストーブ
出火件数	件	2,171 (2,167)
うち石油ストーブ		1,492
電気ストーブ		493
ガスストーブ		69
まきストーブ		103
石炭ストーブ		4
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		616
引火・ふく射		437
使用方法の誤り		380
消し忘れ		66
調整不良ふく射		99
建物焼損床面積	m²	131,862
建物焼損表面積	m²	10,147
損害額	万円	1,093,326 (1,093,282)

（注）（ ）は爆発を除いたもの。

いる（第１－37表）。

（６）着火物は前年同様「枯草」が首位

全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数は、枯草が全体の16.0％を占め、最も多くなっている（第１－38表）。

5　火災種別ごとの状況

（１）建物火災

最近の10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるものの、おおむね３万3,000件から３万8,000件程度で、平成７年の建物火災は３万4,539件（うち、震災によるものは261件）であり、爆発を除くと３万4,386件で前年より0.2％増加しているが、過去10年間のピークである昭和61年の３万8,121件に比べ9.8％減少している（第１－５表）。

第１－37表　こんろによる火災の損害状況

（平成７年中）

区分	単位	こんろ
出火件数	件	5,601 (5,573)
うち建物火災		5,532
林野火災		3
車両火災		24
船舶火災		2
その他の火災		40
出火件数	件	
うちガスこんろ		5,336
電気こんろ		149
石油こんろ		66
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		4,048
使用方法の誤り		178
過熱		495
建物焼損床面積	m²	142,571
建物焼損表面積		14,412
損害額	万円	1,012,505 (1,010,740)

（注）（ ）は爆発を除いたもの。

ア　建物火災は１日に95件、15分ごとに１件

これを１日当たりの出火件数でみると95件となり、15分に１件の割合で出火していることになる。

また、月別の出火件数をみると、冬から春（１月～４月及び12月）にかけて多く発生し、全体の48％を占めている（第１－39図）。

イ　居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、居住建物の出火件数が最も多く、全体の55.5％を占めている。次いで、工場・作業場、特定複合用途、非特定複合用途、倉庫となっており、これらの５用途で全体の76.8％を占めている。

第１－38表　主な着火物別出火件数

着火物	平成７年 出火件数（件）	平成７年 総出火件数に占める割合（%）	平成６年 出火件数（件）	平成６年 総出火件数に占める割合（%）
枯草	10,054	16.0	10,701	17.0
動植物油	4,381	7.0	4,498	7.1
袋・紙製品	3,374	5.4	3,112	4.9
紙くず・わらくず	2,919	4.6	3,296	5.2
寝具	2,687	4.3	2,592	4.1
合成樹脂・成形品	2,240	3.6	3,441	5.5
ガソリン	2,027	3.2	2,006	3.2
落葉	1,842	2.9	1,591	2.5
ごみ屑	1,611	2.6	－	－
衣類	1,412	2.2	－	－

（注）　着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

第１－39図　建物火災の月別火災件数（平成７年中）

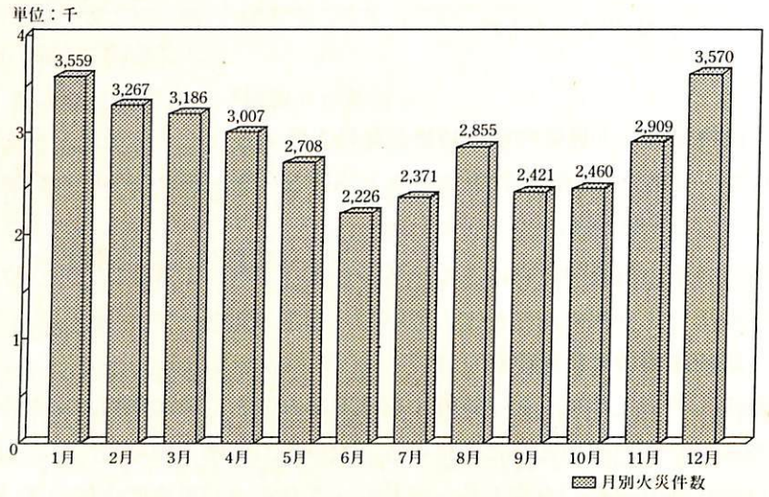

震災によって最も多くの損害額を被った建物は住宅であり（4,342百万円）、次いで工場・作業所（3,449百万円）、倉庫（3,200百万円）となっている（第１－40表）。

ウ　木造建物の火災が半数

建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物からの火災が17,088件で、49.5%を占め、次いで、耐火造、防火造、準耐火非木造、準耐火木造の順となっている。

火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を構造別にみると、防火造の場合が最も多く、出火件数の37.4%が別棟に延焼している。以下、木造、耐火造、準耐火木造、準耐火非木造の順となっている。

また、火元建物の構造別に火災１件当たりの焼損床面積をみると、全建物火災平均は74.5㎡となっている（第１－41表）。

なお、震災による火災の延焼率の平均は、42.1%であり、また、１件当たりの焼損床面積の平均は、3,197.9㎡と非常に高い数値となっている。

エ　建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、損害額では１件の火災につき50万円未満の出火件数が２万43件で全体の58.0%、焼損床面積50㎡未満の出火件数が２万6,036件で全体の75.4%をそれぞれ占め、建物火災の過半数は小火災であることがうかがえる（第１－42表）。

オ　建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いで、たばこ、放火、放火の疑い、ストーブの順となっている（第１－43図）。

主な経過をみると、消し忘れによるものが、こんろによる火災のうち73.0%、たばこによる火災では、投げ捨てが34.8%となっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油（天プラ油等）による火災が4,375件で、こんろによる建物火災の78.5%と大半を占めている。

なお、震災による建物火災（261件）の主な出火原因は、ストーブ（26件）、電灯・電話線等の配線（14件）、電気機器（９件）、こんろ（７件）、配

第１－40表　建物火災の火元建物用途別の損害状況

（平成７年中）

用途別＼損害状況	出火件数（件）	焼損床面積（㎡）	損害額（百万円）
住宅	13,287	848,804	57,616
併用住宅	1,458	111,636	7,492
共同住宅	4,429	77,769	7,482
劇場等	17	937	62
公会堂等	61	1,816	129
キャバレー等	30	1,723	257
遊戯場等	108	3,458	844
料理店等	35	6,279	233
飲食店等	556	17,013	1,977
物品販売店舗等	482	26,005	2,852
旅館・ホテル	148	6,553	543
病院等	128	1,682	498
社会福祉施設等	74	1,272	97
幼稚園	18	425	8
学校	394	10,336	794
図書館	7	244	85
特殊浴場	8	603	44
公衆浴場	22	892	69
停車場	45	980	161
神社・寺院	150	8,108	2,638
工場・作業場	2,655	371,401	36,270
スタジオ	7	1,394	177
駐車場	121	3,147	219
航空機格納庫	4	190	14
倉庫	1,010	103,010	15,306
事務所	799	52,282	3,047
特定複合用途	2,337	71,441	10,505
非特定複合用途	1,358	54,990	7,132
地下街	3	231	38
準地下街	1	0	0
文化財	5	335	29
その他	4,782	788,161	28,090
計	34,539	2,573,117	184,706

（注）　延焼建物の損害は含まない。
　　四捨五入の関係で合計数値が合わないことがある。

第１－41表　火元建物の構造別損害状況

構造別＼年別	出火件数 平成３年	出火件数 平成４年	出火件数 平成５年	出火件数 平成６年	平成７年 出火件数	平成７年 延焼率（%）	平成７年 延焼件数	平成７年 １件当たり焼損床面積（㎡）	平成７年 １件当たり損害額（千円）
木造	17,433	17,179	17,005	17,277	17,088〔51〕	28.4〔47.1〕	4,857〔24〕	70.3〔768.7〕	4,773〔24,771〕
耐火造	5,973	5,898	6,301	4,095	6,549〔83〕	28.3〔8.4〕	1,852〔7〕	13.1〔282.1〕	3,482〔51,778〕
防火造	4,738	4,427	4,314	4,317	4,220〔42〕	37.4〔47.6〕	1,580〔20〕	37.3〔265.5〕	4,433〔15,966〕
簡易耐火造	3,878	3,753	3,659						
準耐火木造				1,589	472〔6〕	17.6〔66.7〕	83〔4〕	62.6〔1,189.5〕	6,713〔128,223〕
準耐火非木造				5,282	3,809〔30〕	14.9〔30〕	566〔9〕	59.4〔346.7〕	8,334〔19,246〕
その他・不明	2,241	2,275	2,329	1,755	2,401〔49〕	42.3〔93.9〕	1,016〔46〕	363.6〔15,170〕	11,127〔338,026〕
全建物火災	34,263	33,532	33,608	34,315	34,539〔261〕	28.8〔42.1〕	9,954〔110〕	74.5〔3,197.9〕	5,348〔92,496〕

（注）〔　〕は、震災によるものを示す。

第１－42表　建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

（平成７年中）

損害額（万円）	出火件数	焼損面積（㎡）	出火件数
10未満	14,980（ 52）	50未満	26,036（117）
10～50 〃	5,063（ 26）	50～100 〃	3,092（ 18）
50～100 〃	2,194（ 13）	100～200 〃	3,087（ 23）
100～500 〃	5,821（ 52）	200～300 〃	1,125（ 16）
500～1,000 〃	2,577（ 14）	300～500 〃	690（ 15）
1,000～2,000 〃	2,127（ 20）	500～1,000 〃	347（ 16）
2,000～3,000 〃	771（ 12）	1,000～2,000 〃	101（ 15）
3,000～5,000 〃	513（ 15）	2,000～3,000 〃	44（ 34）
5,000以上	493（ 57）	3,000以上	17（ 7）
計	34,539（261）	計	34,539（261）

（注）（　）は震災によるものを示す。

第１－43図　建物火災の主な出火原因と経過（平成７年中）

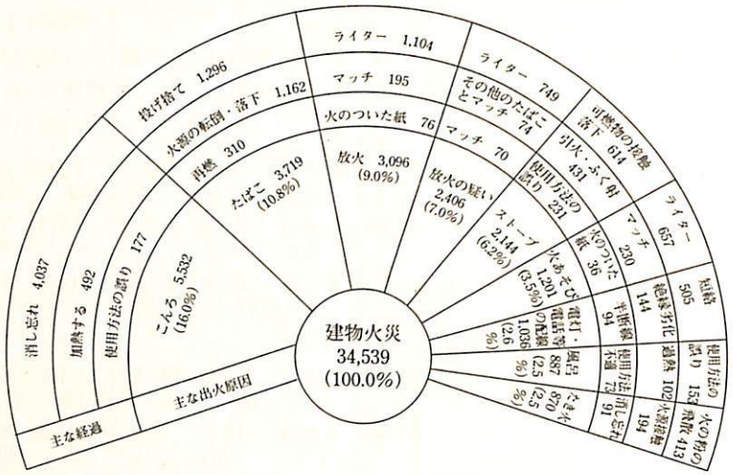

線器具等となっている。

カ　３DKの住戸３万9,605戸相当分が焼損

建物焼損床面積は、前年に比べ77万9,212㎡（43.4％）増加し257万4,330㎡となっている。この面積は３DK（65㎡）の住宅が３万9,605戸焼損したことに相当する。このうち、震災によるものは、全建物火災の焼損床面積の32.4％（83万4,663㎡）になっている。都道府県別の建物焼損床面積をみると、震災の影響を受け最高は兵庫県で892,261㎡（震災によるものは、832,151㎡）、次いで埼玉県、北海道の順となっており、一方、最小は前年同様沖縄県の9,938㎡、次いで、福井県、鳥取県、徳島県の順となっている（第１－44表）。

キ　１件当たりの焼損面積は74.5㎡

建物火災１件当たりの焼損面積をみると、全国平均は74.5㎡で前年に比べ22.2㎡（42.4％）増加している。都道府県別にみると、全国平均を上回るのは、震災の影響を受けた兵庫県の494.3㎡を最高に、秋田県98.5㎡、岩手県93.9㎡など12県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京

第１－44表　建物火災１件当たりの焼損床面積

（平成７年中）

都道府県	建物火災（件）	建物焼損床面積（㎡）	１件当たりの焼損床面積(㎡)	都道府県	建物火災（件）	建物焼損床面積（㎡）	１件当たりの焼損床面積(㎡)
1　北海道	1,516	90,487	59.7	25　滋　賀	318	14,977	47.1
2　青　森	423	37,035	87.6	26　京　都	533	27,824	52.2
3　岩　手	349	32,754	93.9	27　大　阪	2,604	78,223	30.0
4　宮　城	642	40,061	62.4	28　兵　庫	1,805	892,261	494.3
5　秋　田	300	29,562	98.5	29　奈　良	296	21,495	72.6
6　山　形	339	22,171	65.4	30　和歌山	325	18,572	57.1
7　福　島	602	48,609	80.7	31　鳥　取	206	11,656	56.6
8　茨　城	875	62,908	71.9	32　島　根	224	15,833	70.7
9　栃　木	605	42,576	70.4	33　岡　山	591	42,745	72.3
10　群　馬	565	49,955	88.4	34　広　島	871	39,237	45.0
11　埼　玉	1,810	105,169	58.1	35　山　口	443	24,619	55.6
12　千　葉	1,408	62,037	44.1	36　徳　島	247	14,039	56.8
13　東　京	3,795	64,000	16.9	37　香　川	326	21,357	65.5
14　神奈川	1,674	49,530	29.6	38　愛　媛	447	39,473	88.3
15　新　潟	588	46,010	78.2	39　高　知	290	16,743	57.7
16　富　山	192	14,436	75.2	40　福　岡	1,387	57,773	41.7
17　石　川	268	22,280	83.1	41　佐　賀	269	23,845	88.6
18　福　井	186	11,573	62.2	42　長　崎	434	24,929	57.4
19　山　梨	260	15,010	57.7	43　熊　本	526	34,518	65.6
20　長　野	634	36,130	57.0	44　大　分	308	20,340	66.0
21　岐　阜	547	28,258	51.7	45　宮　崎	376	32,450	86.3
22　静　岡	931	47,399	50.9	46　鹿児島	637	37,348	58.6
23　愛　知	1,841	73,494	39.9	47　沖　縄	276	9,938	36.0
24　三　重	450	22,691	50.4	計	34,539	2,574,330	74.5

都の16.9㎡を最低に、神奈川県29.6㎡、大阪府30.0㎡など35都道府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災１件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している（第１－44表）。

なお、震災のみに限定すると、建物火災１件当たりの焼損床面積の平均

は、3,197.9㎡で、中でも兵庫県は、3,649.8㎡となっている。

ク　建物火災の35.1%は覚知後５分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は19,812件（建物火災の57.4%）で、このうち覚知から放水開始までの時間が５分以内のものは6,958件（放水した建物火災の35.1%）、10分以内のものは16,903件（放水した建物火災の85.3%）となっている（第１－45表）。

覚知から放水開始までの時間ごとの１件当たり建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第１－45表　建物火災の放水開始時間別焼損状況

（平成７年中）

覚知から放水開始まで ＼ 区分	出火件数			焼損床面積 一件当たり ㎡		焼損表面積 一件当たり ㎡		放水台数 一件当たりポンプ台		延焼率 %
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
５分以内	6,958 (51)	4,063 (19)	2,895 (32)	63.8 (60.1)	159.9 (6803.9)	7.1 (5.0)	11.4 (9.6)	3.6 (3.1)	4.0 (3.4)	40.4 (33.3)
6～10 〃	9,945 (56)	5,703 (28)	4,242 (28)	80.1 (492.8)	117.2 (1823.1)	7.8 (13.0)	8.1 (6.4)	3.9 (3.8)	4.4 (4.5)	36.0 (41.1)
11～15 〃	2,049 (25)	1,097 (12)	952 (13)	124.2 (1451.2)	129.8 (1179.1)	8.1 (0)	5.6 (7.3)	4.2 (4.8)	4.5 (3.4)	33.7 (52.0)
16～20 〃	493 (12)	260 (4)	233 (8)	154.5 (2550.5)	141.6 (374.0)	9.3 (8.8)	12.9 (2.8)	3.9 (2.8)	4.0 (2.0)	33.9 (58.3)
21分以上	367 (42)	158 (18)	209 (24)	1613.3 (13411.1)	1254.3 (9799.0)	10.9 (13.0)	5.2 (6.3)	3.7 (6.6)	3.4 (4.0)	33.5 (69.0)
放水した建物火災	19,812 (186)	11,281 (81)	8,531 (105)	101.7 (3505.6)	161.6 (4974.0)	7.6 (9.0)	9.0 (7.2)	3.8 (4.3)	4.2 (3.7)	37.2 (47.8)
全建物火災（放水しなかった火災を含む。）	34,539 (261)			74.5 (3197.9)		5.2 (7.1)		2.3 (2.9)		28.8 (42.1)

（注）（　）は震災による火災のみ。

ケ　建物火災の約６割は放水開始後30分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後11分から20分までに鎮火したものが3,857件で最も多く、30分以内に鎮火した件数は１万1,175件で放水した建物火災の56.4%となっている。また焼損床面積については、鎮火所要時間90分まではゆるやかに推移し、90分を超えると大きく延焼拡大していることがうかがえる（第１－46図）。

（２）林野火災

平成７年中の林野火災の出火件数は、4,072件で、前年に比べ462件（10.2%）減少した。焼損面積は2,016haで前年より760ha（27.4%）減少しており、また、損害額も６億7,728万円で前年より９億1,728万円減少している。平成７年中の林野火災による死者は34人で、前年より17人増加している。

都道府県別の焼損面積をみると岡山県が321haで最も大きく、次いで広島県、愛媛県、香川県、大分県の順となっている（附属資料８）。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成７年中は２月に多く発生した（第１－47図）。林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,041件で全体の99.2%を占めている

第１－46図　建物火災の鎮火所要時間別焼損状況（平成７年中）

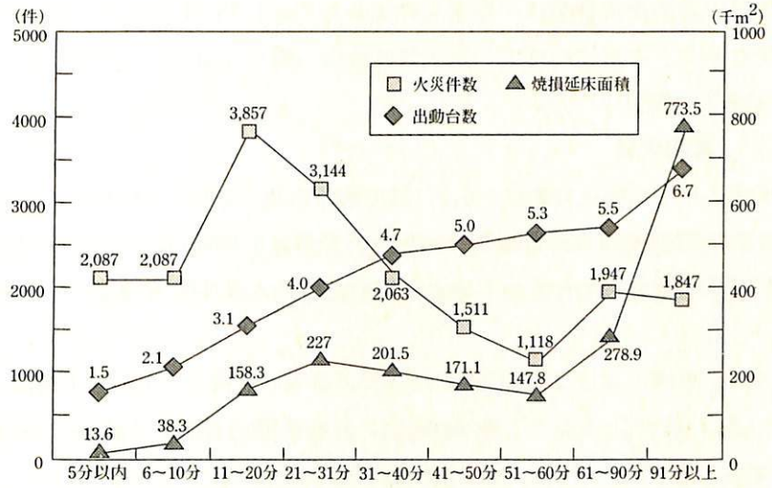

第１－47図　林野火災の月別出火件数（平成７年中）

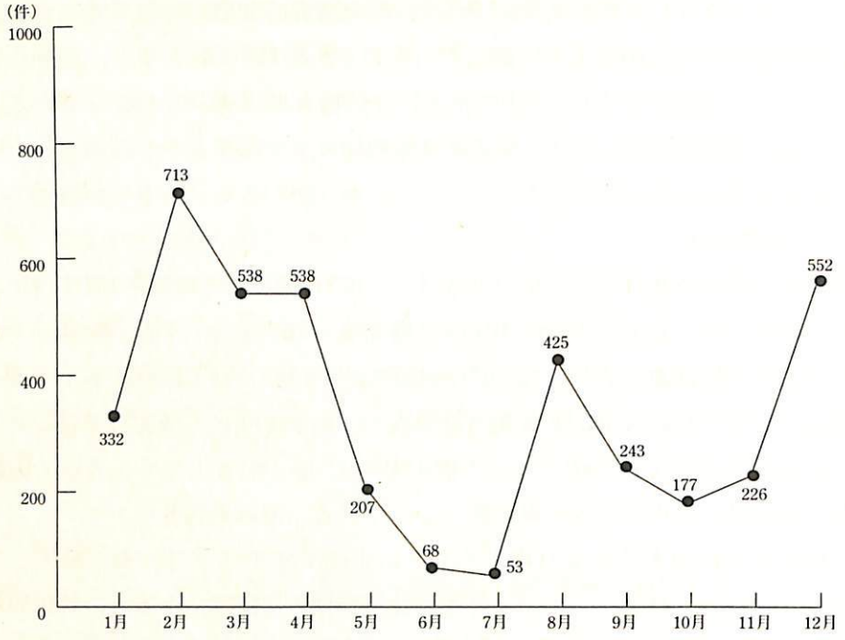

（第１－48表）。

林野火災の出火件数は、たき火によるものが1,253件で全体の30.8％を占め最も多く、次いでたばこ、火入れ、放火（疑いを含む。）の順となっている（第１－49図）。

（３）　車両火災

平成７年中の出火件数は、6,971件で前年に比べ206件（3.0％）増加した。最近数年間の車両１万台当たりの出火件数は、0.8件程度で大きな変化はないが、車両数が増加していることに伴い、車両火災件数も増加する傾向にある。

一方、車両火災による損害額は32億1,721万円で前年と比べ４億6,239万円（12.6％）減少しており、車両火災による死者も190人で前年に比べ17人（8.2％）減少している。

第１－48表　林野火災の焼損面積段階別損害状況

（平成７年中）

区分＼面積	10ha未満	10ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上40ha未満	40ha以上50ha未満	50ha以上	計
出火件数（件）	4,041	17	5	3	0	6	4,072
焼損面積（ha）	907	230	134	100	0	645	2,016
損害額（千円）	390,937	75,921	6,311	2,526	0	201,583	677,278

（注）　焼損面積は、単位未満を四捨五入しているので、合計の数値とその内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

第１－49図　林野火災の主な出火原因と経過（平成７年中）

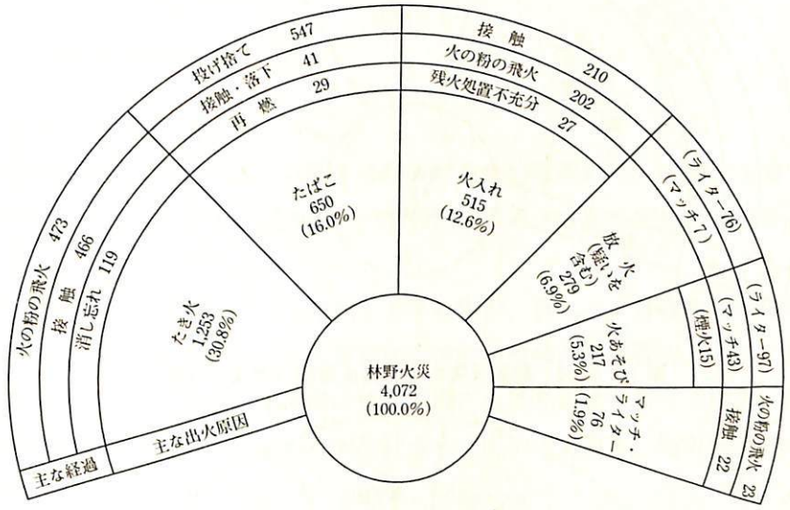

車両火災の出火原因は、放火によるもの（放火の疑い含む）が1,619件（23.2％）と最も多く、次いで交通機関内配線、排気管、内燃機関の順となっている（第１－50図）。

（４）船舶火災

平成７年中の出火件数は前年に比べ11件（8.1％）減少し、125件となっている。また、損害額は前年より３億8,205万円（53.4％）減少し、３億3,314

万円となっている。船舶火災による死者は２人となっている。

船舶火災の出火原因は、溶接機・接断機によるものが14件と最も多く、次いで放火（放火の疑い含む）、電気機器、電灯電話等の配線の順となっている（第１－51図）。

第１－50図　車両火災の主な出火原因と経過（平成７年中）

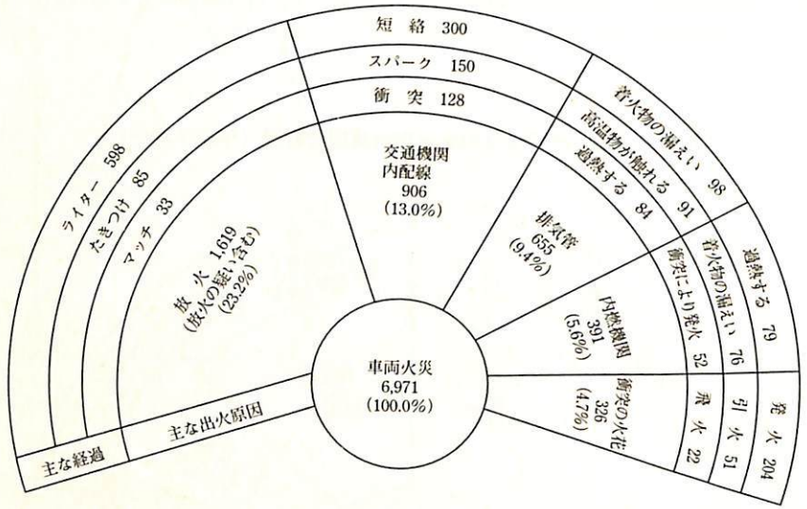

第１－51図　船舶火災の主な出火原因（平成７年中）

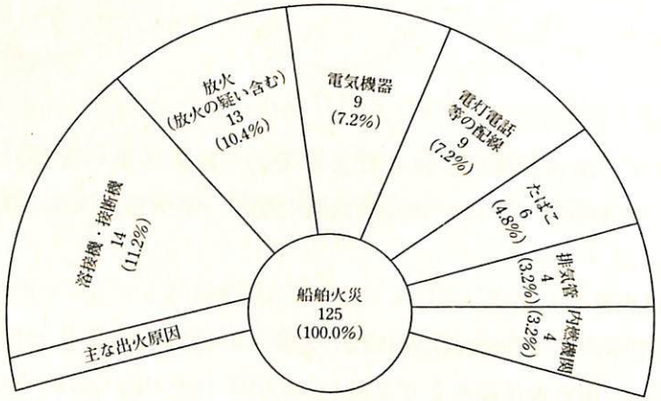

（５）航空機火災

平成７年中の航空機火災は、２件（前年３件）発生し、火災による死傷者はなかった。

6　平成８年上半期における火災の発生状況

平成８年上半期における火災の概況を見ると、前年同期に比べ、火災件数、建物焼損表面積、林野焼損面積および負傷者数は増加しているが、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損床面積、損害額および死者数は減少している（第１－52表）。

[火災予防行政の現況]

1　防火管理制度

（１）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して防火管理者を選任し、一定の防火管理上必要な業務を行わせるべきことを義務付けている。

防火対象物の管理について権原を有する者が、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、防火管理者が消防用設備の維持管理、火気の取扱方法、階段・廊下等の避難施設の維持管理、火災発生に対応する消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画を作成して実現し、防火対象物の安全を図ることとしている。

平成８年３月31日現在において、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に94万3,967件あり、そのうち74.0％に当たる69万8,993件が防火管理者を選任し、その旨を消防機関に届け出ている。しかしながら、24万4,974件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理について権原を有する者に対して、消防機関が命令・指導を行い、是正に努めている。また、防火管理者が自らの事業所の適正な防火管理業務を遂行するために、最初に着手し

第１－52表　平成８年上半期における火災の発生状況（概数）

区　　分	平成８年上半期(A)	平成７年上半期(B)	対前年増減数 (A)－(B)＝(C)	増減率 (C)÷(B)
総出火件数(件)	37,219	32,220	4,999	15.5%
建　　物	18,799	17,953	846	4.7%
林　　野	3,487	2,396	1,091	45.5%
車　　両	3,481	3,209	272	8.5%
船　　舶	67	53	14	26.4%
航 空 機	3	1	2	200.0%
そ の 他	11,382	8,608	2,774	32.2%
焼損棟数(棟)	25,556	33,800	△ 8,244	△ 24.4%
り災世帯数(世帯)	17,956	25,607	△ 7,651	△ 29.9%
建物焼損床面積(㎡)	960,729	1,753,932	△ 793,203	△ 45.2%
建物焼損表面積(㎡)	98,672	95,302	3,370	3.5%
林野焼損面積(ａ)	206,961	129,780	77,181	59.5%
損害額(千円)	85,679,518	110,045,953	△24,366,435	△ 22.1%
死者数(人)	1,220	1,627	△ 407	△ 25.0%
(放火自殺者数)	412	322	90	28.0%
建　　物	844	1,313	△ 469	△ 35.7%
林　　野	26	25	1	4.0%
車　　両	123	113	10	8.8%
船　　舶	1	0	1	皆増
航 空 機	4	0	4	皆増
そ の 他	222	176	46	26.1%
負傷者数(人)	4,489	3,850	639	16.6%
建　　物	3,572	3,247	325	10.0%
林　　野	191	140	51	36.4%
車　　両	142	118	24	20.3%
船　　舶	7	4	3	75.0%
航 空 機	192	0	192	皆増
そ の 他	385	341	44	12.9%

なければならない消防計画の作成及び消防機関への届出を行っている防火対象物は60万3,648件で全体の63.9%という状況となっている（第１－53表）。

（２）共同防火管理

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街（建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの）、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の防火安全を図ることとしている。

平成８年３月31日現在の全国の共同防火管理実施状況をみると、地下街、準地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際に的確な対応が期待できないので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている（第１－54表）。

２　消防用設備等の規制

（１）防火対象物の実態

平成８年３月31日現在における全国の防火対象物の数（消防法施行令別表第１（一）項から（十六の三）項に掲げるもので、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げるもの。第１－55表において同じ。）は329万3,114件である。また、13大都市の防火対象物は79万3,864件で、全国の防火対象物の24.1%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（74.1%）、準地下街（57.1%）、一般複合用途防火対象物（50.0%）、スタジオ（49.4%）等である（第１－55表）。

地下街及び準地下街に関しては、火災の際、煙の充満により消防活動が困難になるなど災害時の危険性が非常に高いことから、消防庁をはじめとする５省庁により策定された基本方針に基づき、適正な設置を図ることとしている。

第１－53表　全国の防火管理実施状況

（平成８．３．31現在）

防火対象物の区分＼項目		防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率(%)	消防計画書を作成している防火対象物数	作成率(%)
(一)	イ 劇場等	2,748	2,395	87.2	2,242	81.6
	ロ 公会堂等	51,808	35,662	68.8	30,043	58.0
(二)	イ キャバレー等	1,158	638	55.1	483	41.7
	ロ 遊技場等	15,385	11,268	73.2	9,512	61.8
(三)	イ 料理店等	5,362	4,357	81.3	3,527	65.8
	ロ 飲食店	58,759	40,932	69.7	33,551	57.1
(四)	百貨店等	83,675	56,726	67.8	49,401	59.0
(五)	イ 旅館等	53,935	49,179	91.2	46,181	85.6
	ロ 共同住宅等	140,081	91,397	65.2	75,598	54.0
(六)	イ 病院等	23,960	21,476	89.6	20,289	84.7
	ロ 社会福祉施設等	36,430	34,674	95.2	33,665	92.4
	ハ 幼稚園等	14,356	13,696	95.4	13,106	91.3
(七)	学校	46,618	44,283	95.0	43,031	92.3
(八)	図書館等	3,857	3,118	80.8	2,862	74.2
(九)	イ 特殊浴場	1,331	1,090	81.9	1,002	75.3
	ロ 一般浴場	5,061	4,504	89.0	3,986	78.8
(十)	停車場	767	621	81.0	527	68.7
(十一)	神社・寺院等	20,494	15,082	73.6	12,317	60.1
(十二)	イ 工場等	48,646	40,863	84.0	35,459	72.9
	ロ スタジオ	103	94	91.3	92	89.3
(十三)	イ 駐車場等	1,312	977	74.5	911	69.4
	ロ 航空機格納庫等	74	54	73.0	46	62.2
(十四)	倉庫	6,475	4,583	70.8	3,917	60.5
(十五)	事務所等	89,437	70,369	78.7	60,416	67.6
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	197,531	126,631 (140,210)	64.1 (71.0)	101,398 (115,999)	51.3 (58.7)
	ロ 一般複合用途防火対象物	33,554	23,436 (26,281)	69.8 (78.3)	19,290 (22,299)	57.5 (66.5)
(十六の二)	地下街	66	53	80.3	47	71.2
(十七)	文化財	984	835	84.9	749	76.1
	計	943,967	698,993	74.0	603,648	63.9

（注）１　防火対象物の区分は、消防法施行令別表第１による区分であり、施設の名称はその例示である（以下の表について同じ）

２　防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画書の作成をしている場合のみ計上している。（　）内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

第１－54表　全国の共同防火管理実施状況

（平成８．３．31現在）

防火対象物の区分＼項目		防火対象物数	協議事項届出数	届出率（%）
(一)	イ 劇場等	13	10	76.9
	ロ 公会堂等	40	23	57.5
(二)	イ キャバレー等	43	21	48.8
	ロ 遊技場等	61	31	50.8
(三)	イ 料理店等	6	0	0
	ロ 飲食店	1,888	929	49.2
(四)	百貨店等	443	271	61.2
(五)	イ 旅館等	96	68	70.8
(六)	イ 病院等	45	27	60.0
	ロ 社会福祉施設等	39	20	51.3
	ハ 幼稚園等	7	2	28.6
(九)	イ 特殊浴場	24	16	66.7
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	56,500	32,971	58.4
	ロ 一般複合用途防火対象物	8,581	5,059	59.0
(十六の二)	地下街	51	47	92.2
(十六の三)	準地下街	3	3	100.0
	高層建築物	5,138	3,429	66.7
	計	72,978	42,927	58.8

（２）消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために必要なものである。

消防法では、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとしている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみて

第１－55表　防　火　対　象　物　数

（平成８．３．31現在）

防火対象物の区分 / 区分	(一)		(二)	(三)		(四)	(五)		(六)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等
全国	3,613	56,656	1,521	17,219	6,807	67,628	116,641	84,964	862,640	54,893
13大都市	439	3,649	206	2,757	1,029	11,003	13,655	6,514	292,473	8,037
割合（%）	12.2	6.4	13.5	16.0	15.1	16.3	11.7	7.7	33.9	14.6

防火対象物の区分 / 区分	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)
	社会福祉施設等	幼稚園等	図書館等	特殊浴場等	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	スタジオ
全国	46,243	20,434	128,417	5,416	1,513	7,894	3,372	45,634	532,722	358
13大都市	4,683	3,426	20,303	545	575	2,876	1,074	7,172	69,049	177
割合（%）	10.1	16.8	15.8	10.1	38.0	36.4	31.9	15.7	13.0	49.4

防火対象物の区分 / 区分	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	計	
	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	
全国	35,767	567	301,247	347,466	335,437	200,889	58	7	5,710	1,381	0	3,293,114
13大都市	9,370	75	45,409	75,808	112,118	100,446	43	4	611	338	0	793,864
割合（%）	26.2	13.2	15.1	21.8	33.4	50.0	74.1	57.1	10.7	24.5	0.0	24.1

（注）消防法施行令別表第一(一)項から(十六の三)項に掲げるもので延べ面積が150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項に掲げるもの。

みると、平成８年３月31日現在、屋内消火栓設備の設置率95.4％（前年95.3％）、スプリンクラー設備の設置率98.9％（同98.5％）となっている（第１－56表）。また、過去５年間の主な用途の防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第１－57図のとおりである。

消防庁は、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパン火災の惨事にもかんがみ、防火基準適合表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき命令を発する等厳正な措置を講じるよう指導してい

第１－56表　全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

（平成８．３．31現在）

消防用設備 / 事項 / 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）	設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）
劇場等	1,931	1,904	27	98.6	487	486	1	99.8
公会堂等	5,099	4,931	168	96.7	495	494	1	99.8
キャバレー等	45	40	5	88.9	4	4	0	100.0
遊技場等	1,454	1,357	97	93.3	386	384	2	99.5
料理店等	634	549	85	86.6	5	5	0	100.0
飲食店	1,562	1,345	217	86.1	79	77	2	97.5
百貨店等	10,979	9,825	1,154	89.5	3,941	3,796	145	96.3
旅館等	15,010	14,363	647	95.7	1,532	1,531	1	99.9
病院等	9,040	8,901	139	98.5	3,858	3,811	47	98.8
社会福祉施設等	5,142	5,058	84	98.4	4,683	4,678	5	99.9
幼稚園等	2,087	1,981	106	94.9	67	67	0	100.0
特殊浴場	138	134	4	97.1	14	14	0	100.0
特定複合用途防火対象物	19,476	18,903	573	97.1	5,543	5,514	29	99.5
地下街	62	61	1	98.4	58	58	0	100.0
準地下街	0	0	0	0.0	6	6	0	100.0
計	72,659	69,352	3,307	95.4	21,158	20,925	233	98.9

（注）「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第１－57図　過去５年間の主な防火対象物における
スプリンクラー設備の設置率の推移

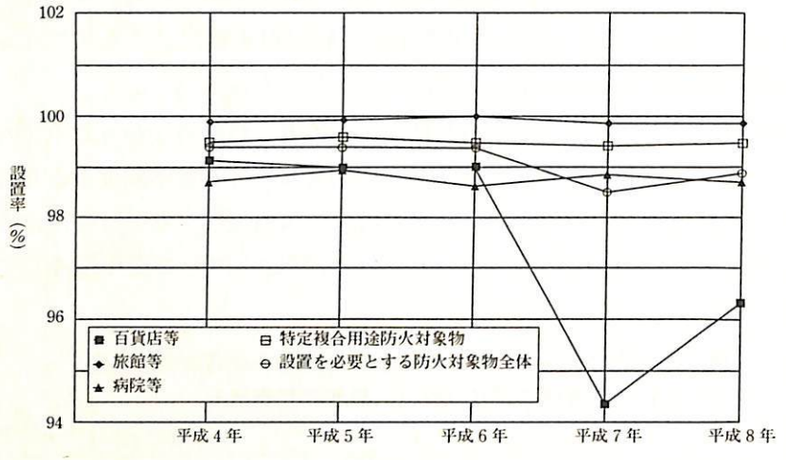

（注）各年とも３月31日現在の設置率

る。

また、養護老人ホーム等の一定の社会福祉施設及び病院については、スプリンクラー設備の設置義務の対象が拡大され、平成８年３月31日までに設置することとされており、継続的な指導を行ってきたところであるが、その設置率は、平成８年４月１日現在、社会福祉施設は、98.8%、（前年３月31日、96.2%）、病院は89.0%（同50.9%）となっており、一定の成果をあげたが、未だ設置が行われていない対象物に対してさらなる指導を行っていく必要がある（第１－58表）。

最近の動きとしては、平成８年２月に消防法施行令の一部改正等を行い、スプリンクラー設備について高感度型ヘッド等のスプリンクラーヘッドの種別に応じた設置基準を整備するとともに、消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の改正等を行っている。今回の改正は、消防用設備等の技術の向上等にかんがみ、実施したものである。

第１－58表　社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等
の設置状況

（平成８．４．１現在）

消防用設備 / 事項 / 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置必要数	設置数	未設置数	設置率（%）	設置必要数	設置数	未設置数	設置率（%）
社会福祉施設等	1,385	1,370	15	98.9	2,407	2,379	26	98.8
病院	－	－	－	－	3,076	2,737	339	89.0

（注）昭和63年の消防法施行令一部改正等に伴い、あらたに設置が必要となった既存の病院及び社会福祉施設等については、平成８年３月31日までに設置が完了するよう経過措置が設けられた。

〈スプリンクラー設備への新技術の導入〉

スプリンクラー設備は、天井等に設置されたスプリンクラーヘッドにより消火を行う消火設備であり、過去の火災事例において非常に高い奏功率を有する消火設備です。

スプリンクラーヘッドの種類には、①閉鎖型スプリンクラーヘッド、②開放型スプリンクラーヘッド及び③放水型ヘッド等があります。

①閉鎖型スプリンクラーヘッドは、放水部分が感熱体によって閉鎖されていて火熱により作動するもので、従来の標準型ヘッド（天井面に設置し散水するもの）に加え、「高感度型ヘッド」（火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるもの）、「小区画型ヘッド」（小区画の部分に適した散水分布等を有するもの）及び「側壁型ヘッド」（通常のヘッドと異なり天井面ではなく壁面に設置し散水するもの）があります。

②開放型スプリンクラーヘッドは、劇場等の舞台部分に設けられるもので、放水部分が常時開放されているものです。

③放水型ヘッド等は、建築物の高天井の部分（アトリウム、多目的ドーム等）について、従来のものでは有効に火災の感知・消火を行うことができないため、当該部分の火災感知・消火に適したものとして導入したものです。具体例としては、屋内多目的球場に設置されている放水銃等が挙げられます。

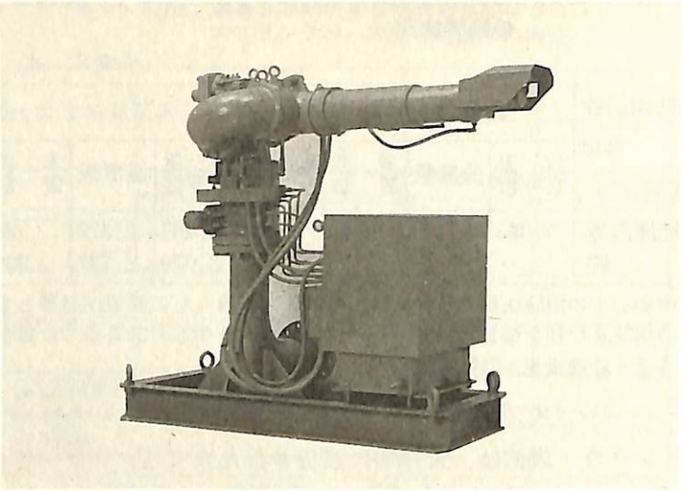

放水銃

さらに、近年増加しつつある高層建築物、大規模建築物等については、最新の技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要があるため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰制度を設け、技術開発の促進とその適用の推進を図っている。また、消防用設備等を含む防災設備全般の監視、操作を行うための総合操作盤については、平成５年６月から一定以上の性能の確保を図るための評価を行っているところであり、平成８年度に融資制度を創設したところである。

（３）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等については、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備欠陥があれば消防用設備等はその機能を発揮することができないことから、このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士免状の交付を受けた者（消防設備士）に限って行うことができることとしている。

また、消防用設備等は、いついかなるときでも機能を発揮できるようにするため日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、消防用設備等については点検制度が設けられ、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を消防用設備等に貼付する点検済表示制度が、自主的なものとして各都道府県において実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行に対する認識の高揚が図られている。

さらに、維持管理の前提となる点検には消防用設備等についての知識や技能が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者（消防設備点検資格者）に行わせなければならないこととしている。

これらの消防設備士及び消防設備点検資格者の資質の向上を図るために、再講習の受講率の向上を図る必要がある。また、業務を誠実に行うよう指導するとともに、これらの者が消防法に違反した場合においては、平成４年７月１日に策定された「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」に基づいて免状の返納命令を的確に実施することとしている。

平成８年３月31日現在、消防設備士の数は延べ70万1,004人となっており（第１－59表）、また、消防設備点検資格者の数は第１種（機械系統）８万2,343人、第２種（電気系統）７万7,977人となっている。

（４）防炎規制

ア　防炎物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品を燃えにくいものにしておき、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上防火に特に留意する必要のある防火対象物や、劇場、キャバレー、旅館、病院等、不特定多数の者やいわゆる災害弱者が利用する防火対

第１－59表　消防設備士の数

（平成８．３．31現在）

種別＼類別	第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	第７類	計
	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲　種	（人）							
（工事）	92,432	25,756	21,873	198,690	16,804	—	—	355,555
乙　種	（人）							
（整備）	21,874	6,362	5,985	37,706	8,913	125,691	138,918	345,449

象物等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防炎対象物品）又はその材料には、所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）を使用することを義務付けている。

平成８年３月31日現在、防炎規制の対象となる防火対象物数は、77万6,766件であり、適合率は、カーテン・どん帳等を全部使用しているものにあっては83.8%、じゅうたんを全部使用しているものにあっては80.3%、展示用合板を全部使用しているものにあっては77.4%となっている（第１－60表）。

イ　防炎表示者の認定

防炎対象物品又はその材料が防炎性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防炎物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防炎表示を付すこととしている。

平成８年３月31日までの防炎表示者の認定数は２万7,192業者（このうち裁断・施工・縫製業者が93.8%を占めている。）で、前年同期と比較すると326業者（1.3%）の増加となっている。

また、防炎表示者の認定については、政府における規制緩和の推進の一環として、防炎表示者認定に係る申請書類の見直し、認定申請者への通知方法の見直し等認定事務の簡素化・合理化を実施している。

第１－60表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況

（平成８年３月31日現在）

防炎防火対象物の区分	防炎防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率	じゅうたんを使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率	展示用合板を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率
劇　場　等	3,533	2,275	2,105	92.5	1,463	1,347	92.1	273	243	89.0
公　会　堂　等	55,680	36,546	30,872	84.5	18,330	14,762	80.5	1,853	1,363	73.6
キャバレー等	1,428	834	621	74.5	845	626	74.1	31	26	83.9
遊　技　場　等	16,498	6,442	5,526	85.8	5,230	4,417	84.5	404	333	82.4
料　理　店　等	6,625	4,278	3,390	79.2	3,506	2,627	75.0	133	106	79.7
飲　食　店	65,329	33,186	26,985	81.3	24,093	18,647	77.4	1,086	835	76.9
百　貨　店　等	113,624	40,828	33,526	82.1	26,986	21,165	78.4	3,211	2,493	77.6
旅　館　等	83,763	69,962	61,480	87.9	57,425	49,391	86.0	1,955	1,376	70.4
病　院　等	53,527	41,991	37,754	89.9	20,975	18,134	86.5	1,315	1,077	81.9
社会福祉施設等	45,689	37,567	33,973	90.4	20,753	17,690	85.2	1,284	1,026	79.9
幼　稚　園　等	19,998	15,943	14,032	88.0	7,620	6,252	82.0	709	577	81.4
特　殊　浴　場	1,483	1,159	1,010	87.1	1,259	1,097	87.1	32	27	84.4
テレビスタジオ	278	146	131	89.7	124	112	90.3	98	88	89.8
特　定　複　合	281,906	129,142	101,396	78.5	92,845	69,668	75.0	5,721	4,414	77.2
一　般　複　合	8,153	1,391	1,099	79.0	977	749	76.6	180	128	71.1
地　下　街	64	56	48	85.7	56	50	89.3	14	13	92.9
準　地　下　街	7	7	4	57.1	6	4	66.7	0	0	—
高　層　建　築　物	19,181	10,007	7,819	78.1	9,831	7,990	81.3	1,073	874	81.5
合　計	776,766	431,760	361,771	83.8	292,324	234,728	80.3	19,372	14,999	77.4

ウ　寝具類等の防炎化

消防法で定められている防炎対象物品以外の寝具類等についても、防炎化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防炎性能を有するものについて、財団法人日本防炎協会が発行する「防炎製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、防炎製品全体の平成７年度における販売件数は、非常持出袋、防災頭巾、毛布等の需要が増加したこと等により、前年度に比べ約29％の増となっている（第１－61表）。

3　防火基準適合表示制度

「防火基準適合表示制度」は、旅館・ホテル、劇場、公会堂、百貨店の表示対象物について立入検査を通して審査し、一定の防火基準に適合する表示対象物に対して消防機関が「適マーク」を交付する制度であり、その対象物の防火に関する状況を広く国民に対して情報提供することにより、対象物関係者の防火に対する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げている。

また、平成２年３月の長崎屋尼崎店火災を教訓として、同年８月、適マーク交付基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク

第１－61表　防炎製品の認定件数及び販売件数

（平成７年度）

防炎製品の種類	ふとん類				テント類・シート類・幕類	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	布張家具等		自動車・オートバイのボディカバー等	合計
	側地・敷布・カバー類	わた・プラスチック発泡体等	とん・座とん・ベットふとん・パッド・マットレス・枕	毛布・ベッドスプレッド・タオルケット					完成品	側地		
認定件数	38	14	80	31	56	59	21	5	4	37	1	346
販売件数	490,293	395	247,900	929,536	3,970,170	1,325,255	461,207	31,910	3,760	630	20,000	7,481,056
(平成6年度)販売件数	462,475	300	292,764	535,879	3,382,149	708,975	330,624	58,276	68	435	4,500	5,776,490

返還に関する規定の整備を行うほか、２年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する制度（「適継続章」の交付）の改善を図った。

さらに、平成６年12月に発生した福島県飯坂温泉若喜旅館の火災では、適マーク交付対象物にもかかわらず死者５名及び負傷者２名の犠牲者を出したことを厳しく受けとめ、平成８年４月より適マーク交付基準に、消防機関へ通報する火災報知設備の設置等２項目を加える等一層の防火安全対策の徹底を図っているところである。

（１）「適マーク」交付状況

平成８年３月31日現在の防火基準適合表示制度の対象とされた表示対象物は全国で５万2,041件であり、そのうち、立入検査を完了した表示対象物数は５万0,030件（調査率96.1％）である。立入検査を終えた表示対象物のうち適マークを交付された表示対象物数は３万6,057件（交付率72.1％）である（第１－62表）。

また、平成８年３月31日現在、２年以上表示基準に適合していると認められ、その旨の表示（適継続章）がなされた防火対象物は２万8,804件である。

なお、既に適マークの交付を受けている防火対象物であっても、その後において、表示基準に合致しなくなった場合、火災が発生した場合等の適合状態の維持が困難になったことにより、適マークを返還した防火対象物は平成８年３月31日現在735件となっている。

（２）表示基準への適合の状況

表示基準に基づく点検項目は、26項目*である。このうち、適合率が低い項目は、消火・避難訓練の実施（該当する表示対象物全体の81.7％）、防火管理体制指導マニュアルの実施（該当する表示対象物全体の88.6％）、自主チェック体制の整備（該当する表示対象物全体の89.2％）等となっている。

全体的にみると、防火管理面における適合率が低い。また、各用途ごとにみると、劇場・映画館等及び旅館・ホテル等では、消火・避難訓練の実施が、百貨店等では防火管理体制指導マニュアルの実施が他の適合率に比べ低くなっている（第１－63表）。

第１－62表　表示制度の実施状況

区分		表示対象物数(A)	左のうち、立入検査を完了した表示対象物数(B)〔B／A〕	「適マーク」が交付された表示対象物数(C)〔C／B〕
(一) 項イ (劇場、映画館等)	平成4年3.31現在	2,491	2,397 〔96.2%〕	1,533 〔64.0%〕
	平成5年3.31現在	2,755	2,646 〔96.0%〕	1,709 〔64.6%〕
	平成6年3.31現在	2,793	2,666 〔95.5%〕	1,791 〔67.2%〕
	平成7年3.31現在	2,829	2,705 〔95.6%〕	1,844 〔68.2%〕
	平成8年3.31現在	2,905	2,789 〔96.0%〕	1,941 〔69.6%〕
(一) 項ロ (公会堂又は集会場)	平成4年3.31現在	4,405	4,172 〔94.7%〕	2,800 〔67.1%〕
	平成5年3.31現在	4,835	4,585 〔94.8%〕	3,098 〔67.6%〕
	平成6年3.31現在	4,966	4,666 〔94.0%〕	3,240 〔69.4%〕
	平成7年3.31現在	4,983	4,690 〔94.2%〕	3,299 〔70.3%〕
	平成8年3.31現在	5,133	4,839 〔94.3%〕	3,419 〔70.7%〕
(四) 項 (百貨店等)	平成4年3.31現在	13,942	13,369 〔95.9%〕	7,711 〔57.7%〕
	平成5年3.31現在	15,761	15,007 〔95.2%〕	8,868 〔59.1%〕
	平成6年3.31現在	15,915	15,063 〔94.6%〕	8,817 〔58.5%〕
	平成7年3.31現在	16,560	15,608 〔94.3%〕	9,127 〔58.5%〕
	平成8年3.31現在	17,589	16,580 〔94.3%〕	9,650 〔58.2%〕
(五) 項イ (旅館、ホテル等)	平成4年3.31現在	24,900	24,076 〔96.7%〕	19,186 〔79.7%〕
	平成5年3.31現在	26,599	25,742 〔96.8%〕	20,820 〔80.9%〕
	平成6年3.31現在	26,019	25,399 〔97.6%〕	20,835 〔82.0%〕
	平成7年3.31現在	26,169	25,590 〔97.8%〕	20,923 〔81.8%〕
	平成8年3.31現在	26,414	25,822 〔97.8%〕	21,047 〔81.5%〕
合計	平成4年3.31現在	45,738	44,014 〔96.2%〕	31,230 〔71.0%〕
	平成5年3.31現在	49,950	47,980 〔96.1%〕	34,495 〔71.9%〕
	平成6年3.31現在	49,693	47,794 〔96.2%〕	34,683 〔72.6%〕
	平成7年3.31現在	50,541	48,593 〔96.1%〕	35,193 〔72.4%〕
	平成8年3.31現在	52,041	50,030 〔96.1%〕	36,057 〔72.1%〕

第１－63表　点検項目別適合率

(平成８年３月31日現在)

点検項目		適合率(%) 1項イ	1項ロ	4項	5項イ	合計
防火管理等	1 防火管理者	94.7	95.5	91.9	97.7	95.4
	2 消防計画	91.7	93.1	88.6	96.7	93.4
	3 自主チェック体制	87.5	89.0	81.6	94.3	89.2
	4 消火・避難訓練	79.0	78.3	71.0	89.6	81.7
	5 共同防火管理協議事項	92.9	94.3	91.0	97.2	93.7
	6 防火・避難施設等	95.2	95.4	88.1	97.3	94.0
	7 裸火使用	98.8	99.2	97.2	99.8	98.4
	8 防炎対象物品	93.3	93.0	92.7	97.1	95.1
	9 点検報告	91.8	95.3	88.2	94.8	92.5
	10 防火管理体制指導マニュアル	－	－	79.6	93.0	88.6
消防設備等	1 消火器	97.6	98.5	97.0	99.0	98.2
	2 屋内(屋外)消火栓設備	95.4	95.9	91.3	97.4	95.0
	3 スプリンクラー設備	97.6	97.4	92.0	97.3	95.0
	4 自動火災報知設備	93.4	95.6	92.9	97.3	95.5
	5 漏電火災警報器	92.5	99.2	97.0	98.5	98.1
	6 非常ベル・サイレン	96.1	98.5	97.4	99.1	98.4
	7 放送設備	97.2	97.6	97.6	99.8	98.3
	8 避難器具	95.6	97.2	93.4	98.4	97.0
	9 誘導灯	92.9	94.7	91.6	97.5	95.0
危険物施設等		97.4	95.8	95.9	97.0	96.7
少量危険物・指定可燃物		96.4	98.1	96.6	98.0	97.6
火気使用設備・器具		99.2	98.9	98.5	98.9	98.8
電気設備		98.8	99.4	98.9	99.7	99.3
建築構造等	建築構造(不適格数)	93.6 (50)	97.1 (35)	92.4 (191)	94.7 (401)	94.1 (677)
	防火区画(不適格数)	92.4 (80)	92.9 (142)	90.7 (312)	95.0 (492)	93.3 (1,026)
	階段(不適格数)	96.2 (43)	97.7 (50)	95.7 (131)	97.5 (289)	96.9 (513)

＊平成８年４月１日より点検項目が２項目追加され28項目となった。

4　消防同意及び予防査察等

（１）消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用にあたって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成７年度の全国における消防同意事務処理件数は、55万3,631件（前年56万3,240件）であり消防同意した申請のうち13万8,413件（25.0％）について消防機関により指導が行われている（第１－64表）。

第１－64表　消防同意処理状況

（平成７年度）

内訳／申請要旨	同意			不同意					合計
	件数	内訳		件数	理由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難	その他	
新築	460,094	346,617	113,477	15	4	6	1	6	460,109
増築	69,222	47,867	21,355	2	0	1	0	1	69,224
改築	5,484	4,425	1,059	0	0	0	0	0	5,484
移転	246	190	56	0	0	0	0	0	246
修繕	94	49	45	0	0	0	0	0	94
模様替	112	53	59	0	0	0	0	0	112
用途変更	1,437	610	827	1	1	1	0	0	1,438
その他	16,908	15,373	1,535	16	0	0	0	16	16,924
計	553,597	415,184	138,413	34	5	8	1	23	553,631

（注）　不同意の理由が１件について２以上わたる場合があるので、理由欄の合計数と不同意の件数は一致しない場合がある。

（２）予防査察

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第４条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。

平成７年度に全国の消防機関が行った予防査察件数は、1,173,183件であり、防火対象物数（3,293,114件）の35.6％について指導を行っている（第１－65表）。

第１－65表　火災予防査察実施状況

（平成７年度）

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等
査察回数	3,428	23,538	448	8,887	3,044	29,402	64,717	62,885

防火対象物の区分	(五)	(六)			(七)	(八)	(九)	
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
査察回数	249,630	29,599	28,765	11,586	54,860	2,542	1,095	2,914

防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	停車場	神社・寺院等	工場等	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等
査察回数	1,725	15,876	158,848	312	13,493	782	84,237	111,788

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
査察回数	143,456	58,828	267	43	4,261	696	0	1,231	1,173,183

防火対象物火災予防査察（横須賀市消防本部）

（3）違反状態の改善

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置については、消防長又は消防署長は、消防法第８条第３項、第８条の２第３項及び第17条の４の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命じることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第５条の規定に基づき、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合には、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

予防査察等を行った結果、消防法違反を発見した場合は、消防長又は消防署長による警告、命令等が行われ、法令に適合したものとなるよう指導している。

平成７年度における消防法の規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第１－66表、第１－67表、第１－68表のとおりである。

平成６年11月30日に、床面積3,000㎡以上6,000㎡未満の既存の物品販売店舗に対するスプリンクラー設備の設置義務の猶予期間が終了したことにより

第１－66表　防火管理に関する命令等（消防法第８条及び第８条の２）の状況

（平成７年度）

命令の内容等 ＼ 防火対象物の区分	(一) 劇場等	(二) 公会堂等	(三) キャバレー等	(四) 遊技場等	(五) 料理店等	(六) 飲食店	(七) 百貨店等	(八) 旅館等	(九) 共同住宅等	(十) 病院等	(十一) 社会福祉施設等	(十二) 幼稚園等	(十三) 学校	(十四) 図書館等	(十五) 特殊浴場	(十六) 一般浴場	(十七) 停車場	(十八) 神社・寺院等	(十九) 工場	(二十) スタジオ	(二十一) 駐車場等	(二十二) 航空機格納庫	(二十三) 倉庫	(二十四) 事務所等	(二十五) 特定複合用途防火対象物	(二十六) 一般複合用途防火対象物	(二十七) 地下街	(二十八) 準地下街	(二十九) 地下化建築物	(三十) 文化財	(三十一) 高層建築物	計
防火管理者選任命令						1	4	5	5	1														1	14						31
（是正件数）							2	3																	6						11
防火管理業務適正実施命令	4					1	26	39		2	3							1						2	50						128
（是正件数）	1						19	32		2	3							1						1	38						97
共同防火管理協議事項作成命令																															
（是正件数）																															
命令の計	4					2	30	44	5	3	3							1						3	64						159
（是正件数の計）	1						21	35		2	3							1						1	44						108

（注）　是正件数欄の数は、平成７年４月１日から平成８年３月31日までに発せられた命令に基づき、平成８年３月31日までに是正された件数である。

第１－67表　消防用設備等に関する命令等（消防法第17条の４）の状況

（平成７年度）

設備の種類 ＼ 防火対象物の区分		(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店	(四) 百貨店等	(五) 旅館等	(五) 共同住宅等	(六) 病院等	(六) 社会福祉施設等	(六) 幼稚園等
消火設備	消火器具	命令件数						1		1			
		是正 〃						1		1			
	屋内消火栓	命令 〃			1			4					
		是正 〃			1			3					
	スプリンクラー	命令 〃						15					
		是正 〃						8					
	水噴霧	命令 〃											
		是正 〃											
	泡	命令 〃											
		是正 〃											
	二酸化炭素	命令 〃											
		是正 〃											
	ハロゲン化物	命令 〃											
		是正 〃											
	粉末	命令 〃											
		是正 〃											
	屋外消火栓	命令 〃											
		是正 〃											
	動力消防ポンプ	命令 〃											
		是正 〃											
	小計 (A)	命令 〃				1		20		1			
		是正 〃				1		11		1			
警報設備	自動火災報知設備	命令 〃						4					2
		是正 〃						3					2
	ガス漏れ火災警報設備	命令 〃											
		是正 〃											
	漏電火災警報器	命令 〃											
		是正 〃											
	消防機関通報設備	命令 〃											
		是正 〃											
	非常警報設備	命令 〃											
		是正 〃											
	小計 (B)	命令 〃						4					2
		是正 〃						3					2
避難設備	避難器具	命令 〃					1	1					
		是正 〃					1	1					
	誘導灯・誘導標識	命令 〃						2	1				
		是正 〃						1	1				
	小計 (C)	命令 〃					1	3	1				
		是正 〃					1	2	1				
(A)＋(B)＋(C) 計		命令 〃				1	1	27	1	1			2
		是正 〃				1	1	16	1	1			2

設備の種類 ＼ 防火対象物の区分		(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社・寺院等	(十二) 工場等	(十二) スタジオ	(十三) 駐車場等	(十三) 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等	(十六) 防火対象物特定複合用途	(十六) 一般複合用途防火対象物	(十六の二) 地下街	(十六の三) 準地下街	(十七) 文化財	計
消火設備	消火器具	1						2											5
		1						2											4
	屋内消火栓	4						4					1	1					15
		4						2					1	1					12
	スプリンクラー													1					16
														1					9
	水噴霧																		
	泡																		
	二酸化炭素																		
	ハロゲン化物																		
	粉末																		
	屋外消火栓							1											1
	動力消防ポンプ							1											1
								1											1
	小計 (A)	5						8					1	2					38
		5						5					1	2					26
警報設備	自動火災報知設備	1						4					3	1					15
		1						3					3						12
	ガス漏れ火災警報設備																		
	漏電火災警報器																		
	消防機関通報設備																		
	非常警報設備	2																	2
		2																	2
	小計 (B)	3						4					3	1					17
		3						3					3						14
避難設備	避難器具	6												4					12
		6												1					9
	誘導灯・誘導標識	2											1	1					7
		2											1						5
	小計 (C)	8											1	5					19
		8											1	1					14
(A)＋(B)＋(C) 計		16						12					5	8					74
		16						8					5	3					54

（注）　是正件数欄の数値は、平成７年４月１日から平成８年３月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成８年３月31日までに是正された件数（平成８年３月31日現在）

第１－68表　防火対象物に関する命令等（消防法第５条）の状況

（平成７年度）

防火対象物の区分 ＼ 命令の内容等		(一) 劇場等	(二) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店	(四) 百貨店等	(五) 旅館等	(六) 共同住宅等	(七) 病院等	(八) 社会福祉施設等	(九) 幼稚園等	(十) 学校	(十一) 図書館等	(十二) 特殊浴場	(十二) 一般浴場	(十三) 停車場	(十四) 神社・寺院等	(十五) 工場等	(十六) スタジオ	(十七) 駐車場等	(十八) 航空機格納庫	(十九) 倉庫	(二十) 事務所等	(二十一) 特定防火対象物用途	(二十一の二) 一防火対象物用途	(二十一の三) 地下街	(二十一の三) 準地下街	(二十二) 文化財	計
改修								1	4		1		3	4											3	1				18
（是正件数）								(1)	(4)			(1)	(3)	(3)											(3)	(1)				(16)
移転																														
（是正件数）																														
除去																														
（是正件数）																														
小計 (A)								1	4		1	1	3	4						1					3	1				18
（小計）(E)								(1)	(4)			(1)	(3)	(3)											(3)	(1)				(16)
使用禁止																														
（是正件数）																														
使用停止																				1										1
（是正件数）																				(1)										(1)
使用制限																														
（是正件数）																														
小計 (B)																				1										1
（小計）(F)																				(1)										(1)
工事の停止 (C)																														
（是正件数）(G)																														
その他 (D)							5							4										1						10
（是正件数）(H)							(5)							(4)										(1)						(10)
計 (A)+(B)+(C)+(D)							5	1	4		1	1	3	8						1				4	1					29
計 (E)+(F)+(G)+(H)							(5)	(1)	(4)			(1)	(3)	(7)						(1)				(4)	(1)					(27)

（注）　是正件数は、平成７年４月１日から平成８年３月31日までに発せられた命令に基づき、平成８年３月31日までに是正された件数（平成８年３月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

第１－69表　特定違反対象物の改善状況の推移

区　分	年度当初の違反対象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率〈%〉 (c＝b／a×100)
平成２年度	181	45	24.9
平成３年度	164	40	24.4
平成４年度	149	38	25.5
平成５年度	144	37	25.7
平成６年度	162	54	33.3
平成７年度	390	109	27.9
平成８年度	304	－	－

（注）　年度当初の違反対象物数は、各年度とも前年度終了時（３月31日現在）の数値である。

特定違反対象物の件数は、平成６年度末の時点で390件となったが、平成７年度末には304件まで減少し、引き続き重点的に是正の推進が図られているところである（第１－69表）。

5　消防用機械器具等の検定等

（１）検定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の２の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める14品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定）とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについ

第１－70表　検定申請状況

（平成７年度）

種別＼区分		型式試験（件）	型式変更試験（件）	個別検定（個）
① 消火器	大型	3	1	13,509
	小型	24	40	3,639,673
② 消火器用消火薬剤	大型	0	－	21,297
	小型	4	－	1,483,128
③ 泡消火薬剤		3	－	137,391
④ 消防用ホース	ゴム引	38	17	427,829
	濡れ	0	0	439
	保形	1	1	38,272
⑤ 結合金具		34	0	1,024,572
⑥ 火災報知設備	感知器	89	6	7,177,799
	発信機	17	0	353,910
⑦ 中継器		59	10	292,214
⑧ 受信機		73	8	292,933
⑨ 漏電火災警報器		8	6	83,599
⑩ 閉鎖型スプリンクラーヘッド		29	1	3,186,649
⑪ 流水検知装置		17	69	18,631
⑫ 一斉開放弁		13	0	48,324
⑬ 金属製避難はしご		7	0	208,241
⑭ 緩降機		2	0	10,309
計		421	159	18,458,719

ては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

また、個別検定については、昭和63年12月に提出された臨時行政改革推進審議会答申等の指摘を踏まえ、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした簡素合理化を実施している。

平成７年度の検定申請状況は、第１－70表のとおりである。

（２）自己認証

自己認証とは、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付すことができる制度であり、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として定めている。

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成８年３月31日現在まで、動力消防ポンプにあっては1,272件、消防用吸管にあっては42件である。

[火災予防行政の課題]

（１）住宅防火対策の推進

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね９割を占め、特に、高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にある。今後も高齢化が一層進展することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生と、これによる死者の発生を抑えることが、現下の消防行政における極めて重要な課題である。このような状況を踏まえ、消防庁では平成３年３月に「住宅防火対策の推進に係る基本方針」を定め、各種施策を積極的に推進してきた。

平成７年末までの住宅火災による死者の発生状況を見てみると、各年における死者発生数は、これまでの施策の成果を反映し、人口及び世帯数の増加の状況と比較して抑制状態にあるものの、絶対数では増加の傾向を示しており、また、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は、人口高齢化率（平成７年３月31日現在の65歳以上の人口：14.4％）に比べて依然著しく高

い水準（平成７年中の住宅火災による死者のうち65歳以上の占める割合：53.7%）となっている。

このため、基本方針の設定から５年を経過した平成８年７月に、平成８年度以降の施策展開の方向を定め、実効性のある各種施策を強力に推進することとしたところである。今後の住宅防火対策は、「抑制から減少へ」を目標とし、関係行政機関、関係業界団体等との連携の下に、①地域主導型の住宅防火対策の推進、②幅広い協調体制と推進基盤の確立、③住宅防火設計の普及の推進、④住宅用防災機器等の実効ある普及、⑤火災データ等の分析による死者発生防止対策や、高齢者の居住環境、生活実態等の把握を通じ、高齢者を住宅火災から守るためのガイドライン作成のための調査研究等の実施などを主要施策として、これらの積極的な展開を図ることとしている。

（２）違反対象物への違反是正指導の推進

消防法は、不特定多数の者が出入りする特定防火対象物については、既存の防火対象物であっても現行の消防用設備等の基準を適用するなど、特に厳しい義務付けをしているが、繰り返しの指導にもかかわらず、消防法の規定に違反し、消防用設備等の設置維持が十分に行われないものがある。このため、これらの違反対象物の管理権原者に対して、措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に違反状態の是正を図る必要がある。なお、平成８年３月31日には3,000㎡以上6,000㎡未満の既存の病院等及び1,000㎡以上6,000㎡未満の既存の社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の経過措置の猶予期間が終了し、同年４月１日には新規に380件の特定違反対象物が出現しているが、これらに対しても速やかに是正指導を進めることが必要である。

（３）消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、火災の際に有効に機能するよう設置した後においても、定期的な点検を実施する等十分な維持管理を行うことが極めて重要であり、今後とも、点検等を確実に実施するよう指導していくことが必要である。

（４）防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策

防火基準適合表示制度は、劇場・映画館、旅館・ホテル、百貨店等の利用

者に対する情報提供のための「適マーク」として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実に大きな成果を上げている。今後は、さらに表示基準を充実するとともに適正な運用について指導し、この種の防火対象物における防火安全対策の一層の推進を図る必要がある。

（５）自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

これからの消防防災対策を考える場合、従来の119番通報のような、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムと併せて、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができるシステム（自動通報システム）等を構築することが必要である。また、併せて本格的な高齢化社会の到来を迎え、より適切かつ迅速な火災・救急業務の実施を図るため、高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者との間に、119番通報に代わる新たな消防緊急通報システムを構築する必要がある。

このため、「災害弱者消防緊急通報システムモデル事業」を実施し、火災の発生を自動的に消防機関に通報する機能を持った、緊急通報システムの普及促進に取り組んでいるところである。

（６）建築物の大規模化・高層化に対応した総合的な防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化・高層化し、用途の複合化が進むとともに、その利用形態も多様化している。このような建築物においては、日常時の防火管理はもとより、火災等の災害時において要求される対応も、複雑化かつ高度化している。

このため、最新の技術を活用し、建築物の形態に応じ、建物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの高度化を推進するとともに、消防防災システムの機能を確保するため、消防防災システム及び総合操作盤に係る評価制度の活用を積極的に推進する必要がある。これらのハード面の対応と併せ、防災センター要員に対する教育制度を適切に運用し、防災セン

〈総合操作盤〉

近年、建築物の大規模化、高層化、利用形態の多様化が進行している状況にあります。これに対応し、有効な防災対策を講じていくためには、消防用設備等を個々に設置するだけではなく、これらの設備等を集中的に監視・操作し、総合的な機能を発揮させる必要があります。

「総合操作盤」とは、このように消防用設備等を総合的に監視・操作する機能を有する設備をいい、表示部（CRT、グラフィックパネル等）、操作部（各種防災設備の起動装置等）、制御部（CPU等）、記録部（プリンター等）等により構成されています。

消防庁では、大規模建築物、高層建築物等について総合操作盤の設置の促進を図っており、具体的には次のような方策を講じています。

○　総合操作盤に関するガイドラインを制定し、これに基づく評価制度の活用を推進しています。

○　総合操作盤の設置に係る融資制度を平成８年度から創設し、一定の性能を有するものを設置する場合には、日本開発銀行による低利融資を行っています。

なお、総合操作盤を有する防災センターが設置されている一定規模以上の防火対象物の防災センター要員は、一定の講習を受講する必要があります。

「総合操作盤」

ターの機能を十分に発揮させるためのソフト面の対応を充実させることが重要である。

また、建築物の高層化も進展しており、最近増加している超高層建築物については、避難誘導、消防活動等が特に困難になることから、これらに係る消防用設備等のあり方を検討する必要がある。

さらに、管理形態が複合する防火対象物において、建物で一体となった防火管理体制を確保するためには、防火対象物の複合する用途の状況、管理権原の範囲の状況に応じた適切な共同防火管理の実施についてポイントをとらえた指導を行うことが重要である。

このため、複雑多様化する防火対象物の実態に即した、共同防火管理の協議事項の作成及び個々の管理権原ごとの消防計画の作成に係る指導指針を作成する必要がある。

これらに加え、防火管理、防炎物品の使用及び消防用設備等の設置に当たって消防法を適用する際に基礎となる防火対象物の用途の区分については、防火対象物の現状にそぐわないものも生じていることから、その適切なあり方を検討することが必要である。

（７）物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火安全対策の推進

物品販売店舗をはじめ病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等において火災が発生し拡大した場合には、大きな被害が発生することが懸念される。このため、消防用設備等の適切な設置、維持・管理、防火管理体制の充実、整備等が特に重要である。今後とも、これらの施設における防火安全対策の充実を図るため、消防用設備等の設置を促進し、また防火管理体制の充実を図るため、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等の用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用するなど、自主防火管理体制の強化について指導していくことが必要である。

また、国民共通の財産である文化財を火災による焼失等から保護し、次代に残すことは極めて重要な課題である。しかし、伝統的建造物の多くは木造の大規模建造物であるとともに、その利用の形態、建造物の構造、立地条件

等は多種多様であり、従来の防火安全対策のみでは、実態に即したきめ細かい防火対策を実施する上で十分とはいえない。このため、文化財の特性に応じた防火管理体制、警防活動等についての調査研究を行い、文化財建造物に係る総合的な防火安全対策のあり方について指針を作成することが必要である。

（8）災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

視聴覚障害者等の身体障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災害発生時において、状況に迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。そのため、一人でも操作できる屋内消火栓設備や火災通報装置の設置の促進を図っていくことが必要である。

さらに、病院・社会福祉施設等に対しては、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、防火管理上特に問題点が多い夜間における防火管理体制の整備を図るなど、ソフト面の充実に努める必要がある。

また、火災が発生した場合に、必要な情報を有効に伝達することのできる機器の開発及び普及の促進を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策の推進を指導していくことが必要である。

さらに、年少者に対する防火・防災に関する教育の充実を図るため、成長等の段階を踏まえた教育の推進方策について検討し、年少者の防火・防災教育に係るガイドラインづくりに取り組んでいるところである。

第2節　危険物施設等における災害対策

[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]

1　火災

（1）火災件数と被害

危険物施設における平成7年中の火災の発生件数は140件（前年113件）、損害額は35億2,450万円（同26億7,931万円）、死者及び負傷者は、それぞれ2人（同4人）、88人（同41人）となっている（第2－1図）。

このうち、阪神・淡路大震災により発生した火災は6件（全て類焼）、損害額は8,350万円であり、死者及び負傷者は報告されていない。

火災発生件数は、前年より27件増加しているが火災による被害は、前年に比べ死者数は2人減少した。ただし、負傷者数は47人、損害額は8億4,519万円それぞれ増加している。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、128件（他の施設から類焼した12件を除く。）の火災のうち124件（96.9%）が当該危険物施設のみの火災にとどまり、3件（2.3%）が他の施設にまで延焼し、

第2－1図　危険物施設における火災の発生件数と被害状況

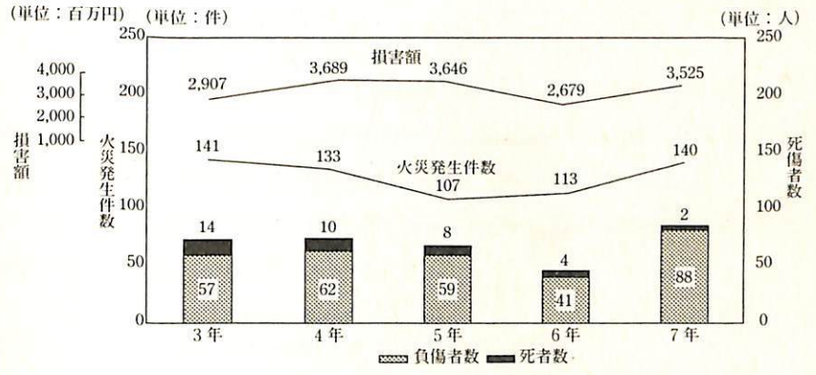

1件（0.8%）が危険物施設からの危険物の漏えいに起因して施設外から火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が115件と最も多く、一般取扱所での火災が83件、給油取扱所での火災が29件と、この2施設で全体の8割を占めている（第2－2図）。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の類別等に従って区分すると、140件の火災のうち83件（59.3%）が危険物が出火原因物質となっている。これを品名別にみると、第4類第1石油類34件、第4類第3石油類17件、第4類第4石油類14件等の順となっている（第2－3図）。

（2）火災の発生原因及び着火原因

平成7年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が59.3%（83件）と最も多くなっている。物的要因は16.4%（23件）、その他の要因は16.4%（23件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火が26.4%（37件）で最も多く、次いで高温表面熱17.1%（24件）、静電気火花15.0%（21件）、溶接・溶断等火花8.6%（12件）となっている。

第2－2図　危険物施設別火災発生件数（平成7年中）

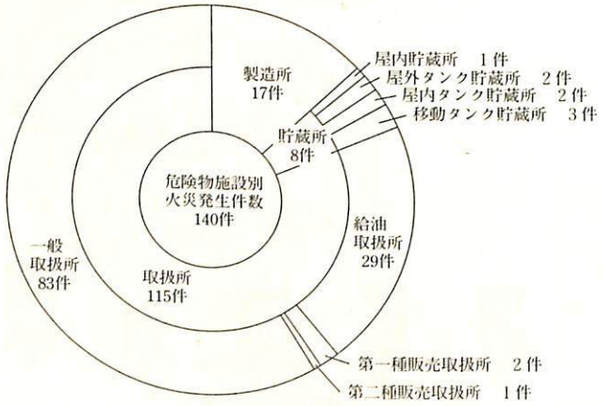

第2－3図　出火原因物質別火災発生件数（平成7年中）

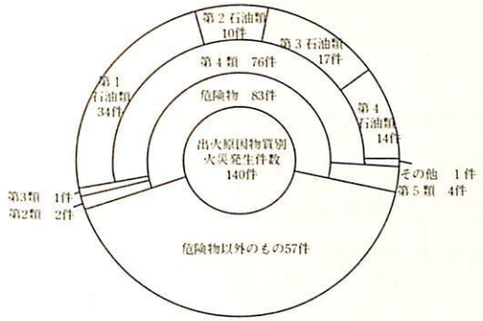

（3）無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は13件、損害額は45億6,918万円であり、死者はなく、負傷者が12人となっている。

このうち、阪神・淡路大震災により発生した火災は1件で、死者及び負傷者はいない。

なお、損害額のうち44億6,089万円は1件の火災によるものである。

（4）危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は14件で、死者はなく、負傷者は1人となっている。なお、これらの火災による損害額は1,420万円となっている。

2　危険物漏えい事故

平成7年中の危険物施設における危険物漏えい事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、367件（前年197件）となっている（第2－4図、第2－5図）。このうち、阪神・淡路大震災によるものは157件である。

このほか、危険物運搬中に10件（前年21件）、仮貯蔵・仮取扱中に6件（前年0件）の事故が発生している。

第２―４図　危険物施設における漏えい事故発生件数

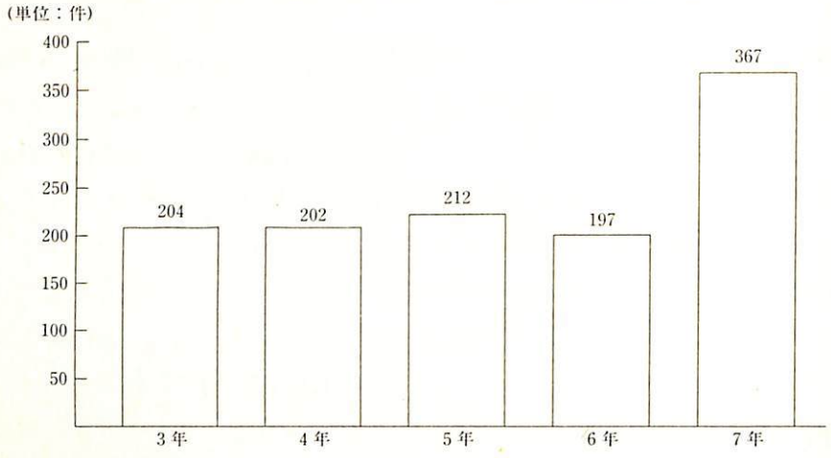

第２－５図　危険物施設別漏えい事故発生件数（平成７年中）

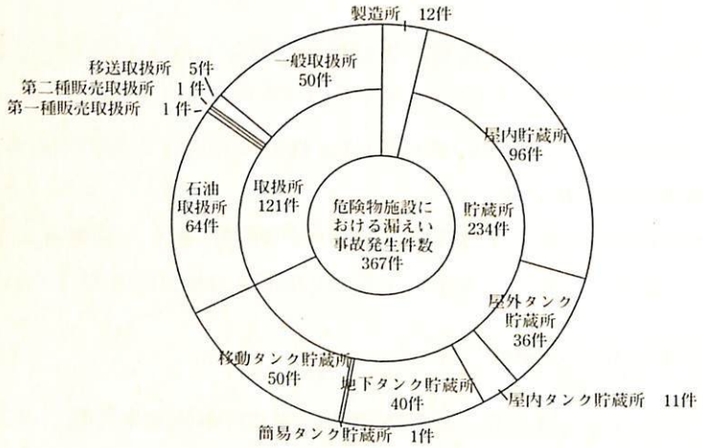

[危険物行政の現況]

1　危険物規制

(1) 危険物規制の体系

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされた。それ以来、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきたところである。

消防法では、火災発生の危険性が大きい、火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

〈ガソリンの引火点は－40℃以下〉

冬のある夜、バイクで走行中のＡさんは、突然エンジンが停止してしまったので、ガソリンの量を直接確認しようと燃料タンクのキャップを開け、暗かったので明かりをとるためライターに点火したところ、突然バイクに火が着き、燃えあがってしまいました。この事故は、ガソリンの蒸気にライターの火が着いたために起こったのですが、Ａさんはガソリンに直接火をつけなければ燃え出さないと間違って考えていたのです。このように、ガソリンや灯油等から生じる可燃性蒸気と空気との可燃性混合気に火源を近づけた時に火が着く現象を「引火」といいます。「引火」は可燃性蒸気と空気とが、ある一定の濃度範囲で混合しているときに起こります。混合気中に含まれる可燃性蒸気の割合が低すぎる場合や、高すぎる場合には引火は起こりません。ガソリン等の液面付近の蒸気の濃度は液温によって定まりますので、液温が一定範囲にある場合に火が着くことになります。一般に、引火の起こる液温のうち最も低い温度のことを「引火点」といいます。ガソリンの引火点は－40℃以下ですので、常温で引火に十分なガソリン蒸気が発生するため、取り扱いには注意が必要です。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならないとされている。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。さらに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

危険物の運搬については、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で

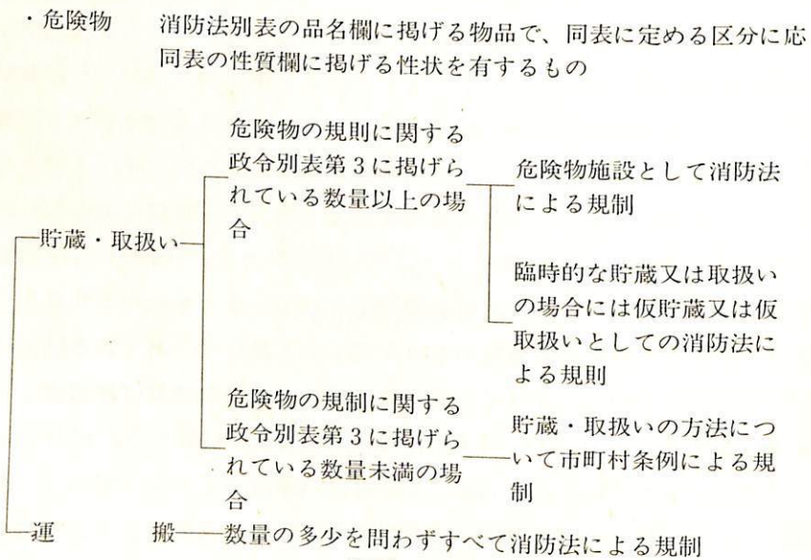

「規制の体系図」

貯蔵・取扱いに関する基準を定め、規制することとされている。

一方、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われており、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法に関する勧告が実施されている。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入している。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関側においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなっている。消防庁では、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。

(2) 危険物施設

ア　危険物施設の数

平成８年３月31日現在における危険物施設の総数は、56万1,094施設で前年同期（56万1,295施設）に比べて201施設（0.04%）減少した。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万6,552施設（全体の22.5%）と最も多く、次いで給油取扱所の９万2,037施設（16.4%）、屋外タンク貯蔵所の８万5,114施設（15.1%）等となっている（第２－６図）。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第４類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万1,774施設と全体の98.3%を占めている。

危険物施設数の最近における推移についてみると、製造所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所等はわずかに増加しているが、その他の施設はわずかながら減少傾向にある（第２－７表）。

イ　危険物施設の規模別構成

平成８年３月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第２－８図のとおりである。

第２－６図　危険物施設数の状況（平成８．３．31現在）

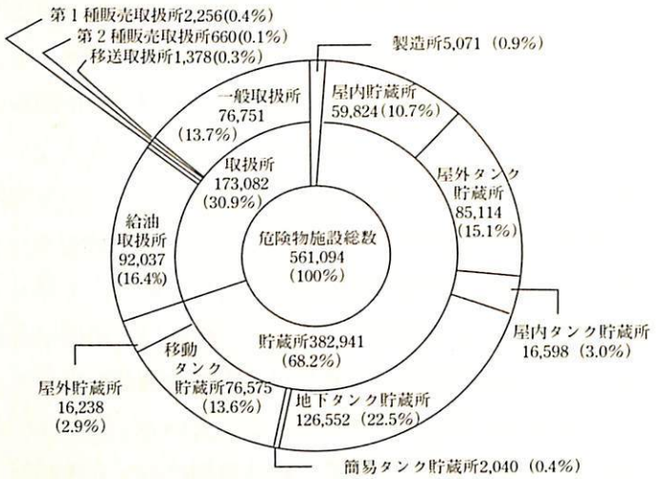

第２－７表　危険物施設数の推移

施設＼年		4 (A)	5	6	7 (B)	8 (C)	増減率(%) (C/A－1)×100	増減率(%) (C/B－1)×100
製造所		4,917	4,975	5,013	5,046	5,071	3.1	0.5
貯蔵所	屋内貯蔵所	61,522	61,285	60,862	60,304	59,824	△ 2.8	△ 0.8
	屋外タンク貯蔵所	87,550	87,038	86,272	85,764	85,114	△ 2.8	△ 0.8
	屋内タンク貯蔵所	17,710	17,459	17,168	16,880	16,598	△ 6.3	△ 1.7
	地下タンク貯蔵所	126,599	126,706	126,543	126,533	126,552	△ 0.0	△ 0.0
	簡易タンク貯蔵所	2,266	2,212	2,169	2,089	2,040	△10.0	△ 2.3
	移動タンク貯蔵所	73,111	73,699	73,704	75,307	76,575	4.7	1.7
	屋外貯蔵所	18,261	17,623	17,261	16,806	16,238	△11.1	△ 3.4
	小計	387,019	386,022	383,979	383,683	382,941	△ 1.1	△ 0.2
取扱所	給油取扱所	89,616	89,996	90,647	91,418	92,037	2.7	0.7
	第一種販売取扱所	2,554	2,464	2,395	2,321	2,256	△11.7	△ 2.8
	第二種販売取扱所	640	652	647	647	660	3.1	2.0
	移送取扱所	1,369	1,377	1,380	1,382	1,378	0.7	△ 0.3
	一般取扱所	76,865	76,764	76,729	76,798	76,751	△ 0.1	△ 0.1
	小計	171,044	171,253	171,798	172,566	173,082	1.2	0.3
計		562,980	562,250	560,790	561,295	561,094	△ 0.3	△ 0.0

（注）　各年とも３月31日現在の数値である。

第２－８図　危険物施設の規模別構成比（平成８．３．31現在）

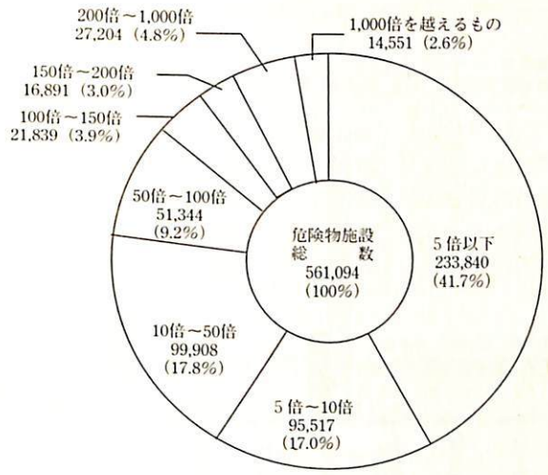

（３）危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分され、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、あるいは甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければできないこととされている。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成８年３月31日現在512万6,022人と広く国民の間に定着してきており、広く危険物に関する知識、技能の普及を図っているところである。今後とも、危険物の安全の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

ア　危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年１回以上実施することとされている。

平成７年度において危険物取扱者試験は全国で266回（前年度268回）実施されている。受験者数は、54万5,124人（同54万2,498人）、合格者数は、21万5,067人（同20万4,378人）で平均の合格率は39.5%（同37.7%）となっている（第２－９図）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種

第2—9図　危険物取扱者試験実施状況(平成7年度)

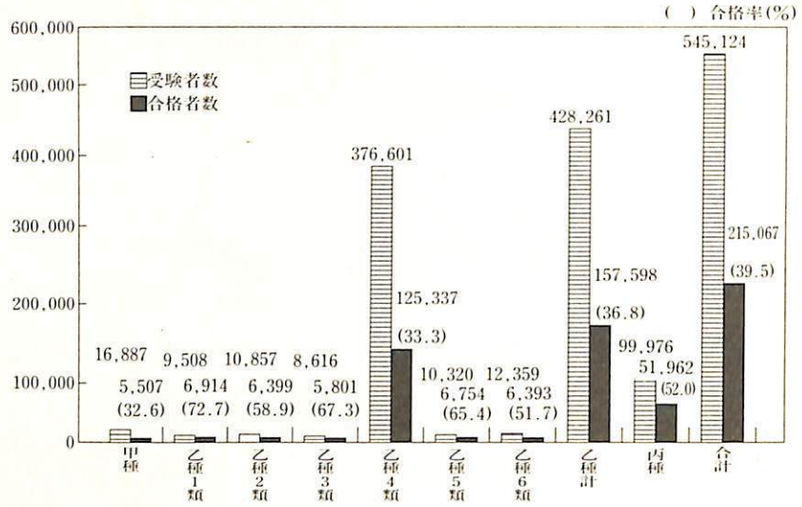

第4類が37万6,601人（全体の69.1%）と最も多く、次いで丙種の9万9,976人（同18.3%）となっており、この両者で全体の87.4%を占めている。合格者数でも乙種第4類が12万5,337人（同58.3%）、丙種が5万1,962人（同24.2%）となっており、この両者で全体の82.4%を占めている。

イ　保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成7年度において、保安講習は、全国で延べ1,335回（前年度1,418回）実施され17万3,911人（同17万9,178人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第2－10表のとおりである。

（4）事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物保安監督者の選任、自衛消防組織の設置、危険物施設保安員の指定又は予防規程の作成が義務付けられている。さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

第2－10表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分／年度	受講者数	甲種	乙種							丙種	種類別総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
3	174,869	10,433	4,752	4,152	4,403	147,253	3,156	11,141	174,857	20,391	205,681
4	171,850	9,682	4,520	3,875	4,542	148,933	3,479	9,945	175,294	20,920	205,896
5	173,015	10,802	5,255	4,266	4,765	150,323	4,173	10,237	179,019	21,247	211,068
6	179,178	11,542	5,693	4,949	5,369	153,647	4,759	11,489	185,906	21,874	219,322
7	173,911	10,463	5,066	4,825	4,758	150,230	4,371	10,244	179,494	22,077	212,034

平成8年3月31日現在における事業所総数26万9,972のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数の状況は、第2－11表のとおりである。なお、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合については、許可の取消し等ができることとされている。また、著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対しては、消防機関が解任を命ずることができるとされている。

（5）保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成7年度に実施された保安検査は375件（前年度388件）であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは366件（前年度379件）、特定移送取扱所に関するものは9件（前年度9件）となっている。

（6）立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

第２－11表　自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分 / 年	危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所
平成 4	222	1,630	68,622	35
5	221	1,636	68,939	34
6	223	1,663	69,653	33
7	214	1,644	70,682	33
8	215	1,654	71,110	34

（注）　各年とも３月31日現在の数値である。

平成７年度においては、30万4,852（前年度30万9,787）の危険物施設について、延べ35万643回（同36万2,634回）の立入検査が行われている（第２－12図）。

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに係る基準の遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成７年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、433件（前年度320件）となっている（第２－13表）。

（７）危険物に関する意識の高揚

危険物施設の事故原因を分析すると、管理や確認が不十分であるなど人的要因によるものが多いことから、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため、平成２年度からは毎年６月の第２週を「危険物安全週間」として、全国的な啓発運動を展開している。

平成８年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者等の表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等を実施したほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等を行った。また、「危険物むき合う心　いざ集中」を危険物安全週間推進標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためポスター・パンフレットの配布等広報活動を行った。

第２—12図　危険物施設に対する立入検査の実施状況

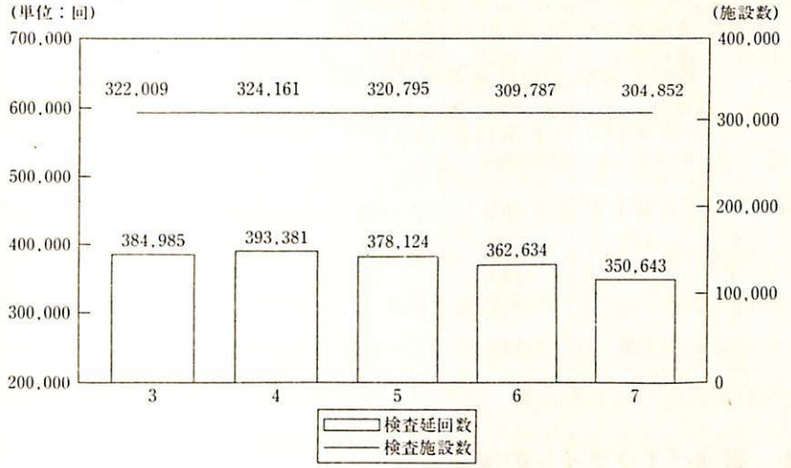

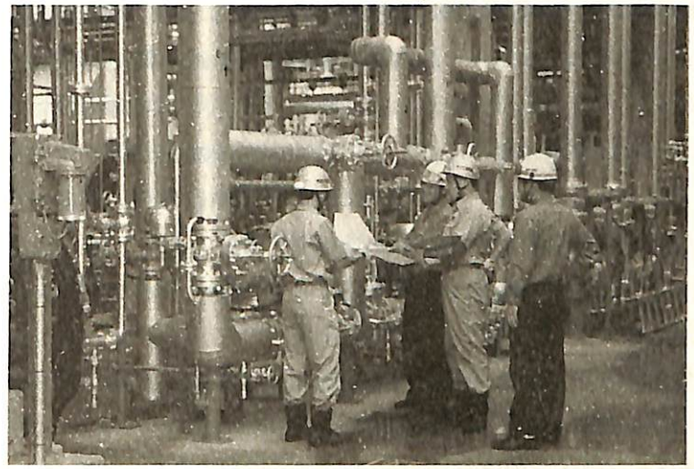

危険物施設立入検査（横浜市消防局）

第２－13表　危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 / 年度	危険物の貯蔵取扱いに関する遵守命令（法 第11条の５）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法 第12条第２項）	製造所等の使用停止命令（法 第12条の２）	製造所等の緊急使用停止命令（法 第12条の３）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の６）	計
平成３	103	253	16	82	73	527
4	155	209	9	53	70	496
5	53	143	11	53	74	334
6	75	112	7	71	55	320
7	126	139	16	89	63	433

2　石油パイプラインの保安

（１）石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって自治大臣の意見を聞かなければならないこととされている。また、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

なお、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

（２）石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

[危険物行政の課題]

（１）科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

近年、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物の流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など、危険物行政を取り巻く環境は大きく変ぼうしており、こうした状況に的確に対応するため、保安基準の整備や国際基準との整合化を行うなど、適切な安全対策を図ってきた。平成７年度においては阪神・淡路大震災における危険物施設の被害状況を踏まえた危険物施設の耐震性に関する調査結果に基づき、特定屋外タンク貯蔵所の地震対策として二段階設計の考え方の導入等技術上の基準の見直しについて検討を行ったところである。

（２）危険物施設における保安体制の確立

危険物施設における火災等の事故を見ると、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するものが多く見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策の一層の充実を図る必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有している。このため、保安要員の適正な配置、従業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。

（３）危険物施設の地震対策の推進

阪神・淡路大震災では、危険物施設からの火災や大規模な漏えい事故等の被害は発生していないが、主として容量が1,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所において不等沈下によりタンクが傾斜した事例が生じたほか、地盤の被害にともない防油堤に亀裂や割れが発生する等の被害が発生した。

今後これら危険物施設の被害の分析結果を踏まえ、技術上の基準の整備を

行うとともに、防災体制を含めた危険物施設の一層の地震対策の推進を図る必要がある。

第3節　石油コンビナート災害対策

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]

1　災害件数と被害

平成7年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は456件で、その内訳は平成7年1月7日に発生した三陸はるか沖地震の最大余震による災害が22件、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災による災害が367件、地震による災害を除いた災害が67件となっている。前年と比較すると、総件数は349件増加しているが、地震による災害を除いた災害の件数に限れば前年より6件の増加となっている。

また、17件の災害により、死者2人、負傷者76人が発生している。なお、地震による災害では死傷者は発生していない。損害額は総額228億5,028万円で、その内訳は、地震による389件の災害のうち、損害額が判明している164件で216億5,775万円、地震による災害を除いた災害による67件の災害で11億9,253万円となっている。負傷者、損害額とも前年より増加している。

災害原因を見ると自然災害（阪神・淡路大震災等）によるものが392件と

第3－1表　石油コンビナート災害件数の推移

形態＼年	元		2		3		4		5		6		7	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災 危険物等の火災	6	13.0	13	20.7	11	19.6	8	15.1	16	32.0	17	15.9	15	3.3
火災 その他の火災	11	24.0	14	22.2	15	26.8	16	30.2	11	22.0	18	16.8	19	4.2
爆発	8	17.4	8	12.7	10	17.9	4	7.5	1	2.0	3	2.8	6	1.3
危険物等の漏えい	15	32.6	21	33.3	17	30.3	21	39.7	16	32.0	23	21.5	59	12.9
その他	6	13.0	7	11.1	3	5.4	4	7.5	6	12.0	46	43.0	357	78.3
計	46	100	63	100	56	100	53	100	50	100	107	100	456	100

第３－２表　主な石油

発生年月日	地区	事業所	災害種別
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学㈱徳山工場	プラント火災
48.10.8	京葉臨海中部	チッソ石油化学㈱五井工場	プラント爆発火災
48.10.28	直江津	信越化学工業㈱直江津工場	プラント爆発火災
49.12.18	水島臨海	三菱石油㈱水島製油所	タンク漏えい
50.2.16	四日市臨海	大協石油㈱四日市製油所	タンク火災
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業㈱姫路製造所	タンク爆発火災
53.6.12	仙台	東北石油㈱仙台製油所	タンク漏えい
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油㈱四日市製油所	タンカー漏えい
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産㈱徳山製油所	プラント破裂
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業㈱川崎工場	タンカー爆発火災
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油㈱鹿島製油所	プラント爆発火災
58.5.26	秋田	東北電力㈱秋田火力発電所	タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業㈱岩国大竹工場	タンク爆発火災
60.12.17	水島臨海	三菱石油㈱水島製油所	タンカー爆発
62.5.26	品川・大井	東京電力㈱大井火力発電所	タンク爆発火災
63.8.1	尼崎	関西電力㈱尼崎第三発電所	発電設備爆発
平元.3.6	水島臨海	日本鉱業㈱水島製油所	プラント爆発火災
元.7.10	和歌山北部臨海北部	大岩石油㈱青岸油槽所	タンク爆発火災
2.2.6	阿南	日本電工㈱徳島工場	電気炉ガス漏えい
3.6.26	京葉臨海中部	ライオン㈱千葉工場	プラント爆発火災
4.10.16	京葉臨海中部	富士石油㈱袖ケ浦製油所	プラント爆発
5.7.4	新居浜	住友化学工場㈱愛媛工場	プラント爆発火災
6.2.25	京浜臨海	東燃㈱川崎工場	プラント火災
7.5.30	京浜臨海	東燃㈱川崎工場	プラント有毒ガス漏えい

最も多くなっており、次いで管理面や操作面などの人的要因が多く、設備の劣化や故障などの物的要因を上回っている。

なお、過去の石油コンビナート災害の件数は第３－１表、主な事故事例は第３－２表のとおりである。

コンビナート災害

（単位：人、百万円）

死者	負傷者	損害額	備考
1	－	2,500	アセチレン水添塔
2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
－	－	50,000	重油漏えい　42,888kl
－	－	36	灯油中間タンク
－	－	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
－	－	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい　68,160kl
－	－	770	係留中のタンカー隆洋丸
－	－	200	接触水添脱硫装置
3	2	128	係留中のタンカー第５豊和丸
2	6	3,000	重油脱硫装置（負傷者６人には事故発生後48時間以上経過して死亡した３人を含む）
－	－	305	日本海中部地震による原油タンク火災
－	－	78	トルエンタンク
2	－	111	係留中のタンカー第６明和丸
4	1	60	原油中継タンク
2	13	245	ボイラー空気予熱器のホッパー部
－	1	480	重油脱硫装置
－	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
1	8	－	一酸化炭素による中毒
2	10	850	メタノール精留塔
9	8	2,800	熱交換器
1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
－	－	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
1	46	調査中	定期点検整備中の流化水素ガス漏洩（負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した２人を含む）

2　災害の特徴

（１）特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、地震による災害を除いた67件の災害においては、第１種事業所が43件（うちレイアウト規制対象事業所41件）と全体の64.2％を占めている。１事業所当たりの災害発生率はレイアウト規制対象

事業所が17.4%と最も高い。

また、地震による389件の災害においては、第１種事業所が284件（うちレイアウト規制対象事業所32件）と全体の73.0%を占めている（第３－３表参照）。

（２）特定事業所の業態別事故発生件数

特定事業所の事業所業態別事故発生件数は、地震による災害を除いた67件の災害においては、化学工業関係26件（38.7%）、石油製品・石炭製品製造業関係及び鉄鋼業関係が各12件（17.9%）となっている。

また、地震による389件の災害においては、倉庫業関係294件（75.5%）、化学工業関係24件（6.2%）となっている（第３－４表参照）。

[石油コンビナート災害対策の現況]

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、

・危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る災害の発生防止について定めた消防法

・高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について定めた高圧ガス取締法

・労働災害防止について定めた労働安全衛生法

・海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

による各種規制措置等に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

第３－３表　特定事業所区分別災害件数

事業所種別	特定事業所数	事故件数	全体数に対する割合(%)	１事業所当たりの事故発生率(%)
第１種事業所	492	43 (284)	64.2 (73.0)	8.7
うちレイアウト規制対象事業所	236	41 (32)	61.2 (8.2)	17.4
第２種事業所	392	24 (105)	35.8 (27.0)	6.1
計	884	67 (389)	100.0 (100.0)	7.6

第３－４表　業態別事故発生件数

①　地震以外

業態	事故件数	割合(%)
化学工業関係	26	38.7
石油製品・石炭製品製造業関係	12	17.9
鉄鋼業関係	12	17.9
電気業関係	4	6.0
建築材料、鉱物、金属材料等卸売業関係	4	6.0
その他	9	13.5
合計	67	100.0

②　地震のみ

業態	事故件数	割合(%)
倉庫業関係	294	75.5
化学工業関係	24	6.2
鉄鋼業関係	19	4.9
建築材料、鉱物、金属材料等卸売業関係	19	4.9
食料品製造業関係	16	4.1
その他	17	4.4
合計	389	100.0

１　石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域として、現在、34都道府県の87地区が指定されている（第３－５図）。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、平成８年４月１日現在、第一種事業所が487事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は235）、第二種事業所が390事業所となっている。

なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料27のとおりとなっている。

２　都道府県・消防機関における防災体制

（１）防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の業務を行っている。

（２）災害発生時の応急対策

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

（３）特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

大規模かつ特殊な災害が発生する恐れのある特別防災区域に係る消防力は充分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年７月に消防力の基準を改正して、これを強化している。

平成８年４月１日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車103台、大型高所放水車87台、泡原液搬送車104台、泡消火薬剤3,636kl、消防艇33艇等が配備されている。

第３－５図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況（平成８．８．１現在）

番号	特別防災区域	市町村
1	釧路	釧路市
2	苫小牧	苫小牧市，厚真町
3	室蘭	室蘭市
4	上磯	上磯町
4-2	知内	知内町
4-3	むつ小川原	六ヶ所村
5	青森	青森市
6	八戸	八戸市
6-2	久慈	久慈市
7	塩釜	塩釜市
8	仙台	仙台市，多賀城市，七ヶ浜町
9	男鹿	男鹿市
10	秋田	秋田市
11	酒田	酒田市
11-2	広野	広野町
12	いわき	いわき市
13	鹿島臨海	鹿嶋市，神栖町
14	京葉臨海北部	市川市，船橋市
15	京葉臨海中部	市原市，千葉市，袖ケ浦市
16	京葉臨海南部	君津市，木更津市
18	品川・大井	品川区
19	京浜臨海	川崎市，横浜市
20	根岸臨海	横浜市
21	久里浜	横須賀市
22	新潟東港	新潟市，聖籠町
23	新潟西港	新潟市
24	直江津	上越市，頸城村
25	富山	富山市
26	新湊	新湊市
27	伏木	高岡市

番号	特別防災区域	市町村
28	婦中	婦中町
29	金沢港北	金沢市
30	福井臨海	福井市，三国町
31	清水	清水市
32	渥美	渥美町
32-2	田原	田原町
33	蒲郡	蒲郡市
34	衣浦	碧南市，半田市，武豊町
35	名古屋港臨海	名古屋市，東海市，知多市，飛島村
36	四日市臨海	四日市市，楠町
37	尾鷲	尾鷲市
38	大阪北港	大阪市
39	堺泉北臨海	堺市，高石市，泉大津市，泉佐野市，田尻町，泉南市
39-2	関西国際空港	

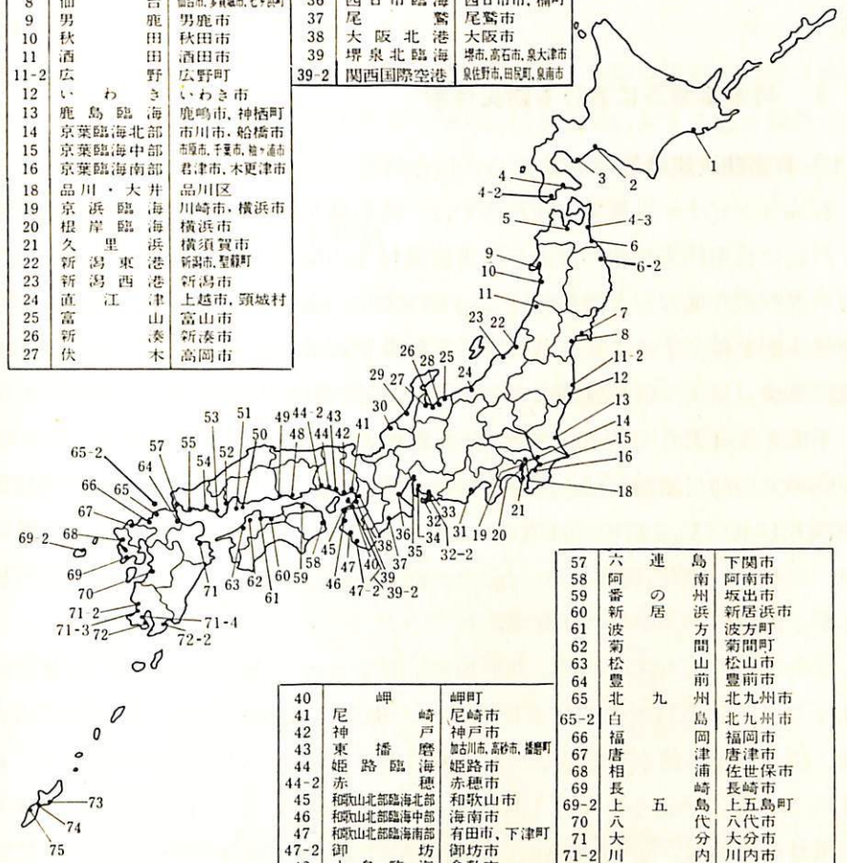

番号	特別防災区域	市町村
40	岬	岬町
41	尼崎	尼崎市
42	神戸	神戸市
43	東播磨	加古川市，高砂市，播磨町
44	姫路臨海	姫路市
44-2	赤穂	赤穂市
45	和歌山北部臨海北部	和歌山市
46	和歌山北部臨海中部	海南市
47	和歌山北部臨海南部	有田市，下津町
47-2	御坊	御坊市
48	水島臨海	倉敷市
49	福山・笠岡	福山市，笠岡市
50	江田島	江田島町
51	能美	能美町
52	岩国・大竹	岩国市，大竹市，和木町
53	下松	下松市
54	徳山・新南陽	徳山市，新南陽市
55	宇部・小野田	宇部市，小野田市

番号	特別防災区域	市町村
57	六連島	下関市
58	阿南	阿南市
59	番の州	坂出市
60	新居浜	新居浜市
61	波方	波方町
62	菊間	菊間町
63	松山	松山市
64	豊前	豊前市
65	北九州	北九州市
65-2	白島	北九州市
66	福岡	福岡市
67	唐津	唐津市
68	相浦	佐世保市
69	長崎	長崎市
69-2	上五島	上五島町
70	八代	八代市
71	大分	大分市
71-2	川内	川内市
71-3	串木野	串木野市
71-4	鹿児島	鹿児島市
72	喜入	喜入町
72-2	志布志	東串良町，高山町
73	平安座	与那城村
74	泊	中城村
75	小那覇	西原町，中城村

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備22基、泡放水砲18基等が整備されている。

消防庁は、特別防災区域所在市町村における大型化学消防車等の整備について補助を行っており、この補助を受けて平成７年度までに、78団体で、大型化学消防車87台、大型高所放水車87台、泡原液搬送車88台が整備されている。

3　特定事業所における防災体制

（１）自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の設置について定めている。

平成８年４月１日現在、877の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか99の共同防災組織、65の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,452人の防災要員、193台の大型化学消防車、154台の大型高所放水車、162台の泡原液搬送車、21台の大型化学高所放水車、50隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成８年４月１日現在、流出油等防止堤が219事業所に、消火用屋外給水施設が659事業所に、非常通報設備が877の事業所にそれぞれ設置されている。

（２）自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は困難な場合が多く、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による的確な消防活動が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育のあり方について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」をとりまとめるとともに、これら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

（３）防災要員に係る教育訓練の充実

石油コンビナート災害に対処する自衛防災組織、共同防災組織の防災要員は広範な知識と技術を必要とすることから、防災要員に対する教育訓練の充実を図るために、防災要員教育訓練指針及び訓練用ビデオを作成している。

4　事業所のレイアウト規制

（１）レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、事業所全体として災害防止の観点から対策を講じることが必要である。

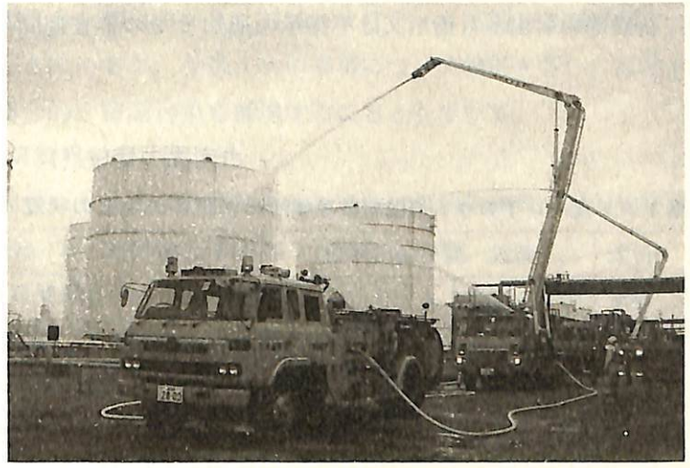

製油所における防災訓練（京葉臨海中部地区）

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付けるとともに、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないこととされている。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は235事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては57.0％（石油備蓄基地を除いた場合は70.0％）、高圧ガスにあっては98.1％となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

（2）レイアウト規制対象事業所の新設等の届出等の状況

平成7年度における事業所の新設及び変更の届出件数は25件であった。

また、平成7年度における確認件数は16件であった（第3－6表参照）。

（3）レイアウト規制の簡素合理化

平成8年3月に、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため「レイアウト規制に係る審査に関する運用指針」の見直しを行うとともに、届出を要しない軽微な変更の範囲を拡大する等の措置を講じたほか、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第3－6表　レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

件数 / 区分＼年度	新設・変更届出件数							確認件数						
	元	2	3	4	5	6	7	元	2	3	4	5	6	7
新設	1	1	4	1	0	0	1	4	1	1	2	2	1	1
変更	42	48	36	29	16	26	24	38	35	35	46	36	14	15
計	43	49	40	30	16	26	25	42	36	36	48	38	15	16

5　その他の災害対策

（1）通報体制の整備

特定事業所において異常現象が発生した場合には、消防機関等へ直ちに通報することが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられているところであるが、必ずしも徹底されていない傾向にあるので、迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。

（2）防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担によりその設置を推進することとしている。

[石油コンビナート災害対策の課題]

1　総合的な災害対策の推進

消防庁では、学識経験者等により構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」等において、石油コンビナートに関わる諸問題について検討を行ってきているが、今後、次の事項について検討を行い、石油コンビナート等の総合的な防災対策を推進することとしている。

（1）防災資機材等の高度化

技術進歩により新たに開発された高性能の消防車両の導入等防災資機材等の高度化について検討を進めることとしている。

（2）防災要員の防災行動力の向上

自衛防災組織、共同防災組織の防災要員は、近年、災害における防災活動を経験した者が減少してきており、防災要員の対処能力を向上させるためには、実際の災害と同様の環境のもとで訓練を行うことが必要と考えられる。

消防庁では、防災行動力の向上を図るため、個々の事業所では設置が困難

な実大規模のタンク火災の消火訓練等を実施することができる施設の整備について検討を進めることとしている。

（3）大規模地震発生時の自衛防災組織等のあり方

阪神・淡路大震災においては、石油コンビナートにおいて大規模な災害は発生しなかったが、今後、大規模な地震発生時に、石油コンビナートで大規模災害が多数発生した場合には、当該石油コンビナートの自衛防災組織では十分に対応できないことが想定される。

この対処方法として、災害が発生した石油コンビナートの近隣に位置する石油コンビナートの自衛防災組織等による応援が考えられる。

このため、消防庁では、他の石油コンビナートの自衛防災組織が応援を行う場合の手続き、応援等の方法について検討を進めることとしている。

2　石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家石油備蓄が開始された。国家備蓄は、民間タンクの借り上げを含め5,000万キロリットルを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められてきた。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきている。また、平成８年には全ての国家備蓄基地が完成し、既に備蓄が開始されており、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

第４節　林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]

平成７年中の林野火災の出火件数は4,072件（前年4,534件）、焼損面積は2,016ha（同2,776ha）、損害額は６億7,728万円（同15億9,456万円）であり、件数、焼損面積、損害額とも前年より減少した。

平成７年は、２年続きの猛暑になり、７月下旬の梅雨明けから、８月末までほとんど途切れることなく暑さが続いた。こうした少雨による乾燥した気象条件の下、８月27日、岡山県玉野市で発生した林野火災は、焼損面積が200haを超す大規模な火災となり、地元消防機関等による懸命な消火活動にもかかわらず、多大な被害をもたらすこととなった。

例年、林野火災は春先を中心に発生しており、このことは、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどにより入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

[林野火災対策の現況]

1　林野火災特別地域対策事業

（1）林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

①　防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
②　火災予防の見地からの林野管理
③　消防施設等の整備
④　火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成７年度までに、38都道府県の937市町村に

わたる223地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

（2）林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に林野火災用消防施設等（防火水槽、林野火災用活動拠点広場、消防無線、林野火災用工作機器、可搬式消火機材及び小型動力ポンプ付水槽車）の整備に対して補助を行っている。

平成７年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は第４－１表のとおりである。

2　広域応援による消防活動

（1）広域応援体制の整備

林野火災は、発災頻度は住宅火災より小さいものの、ひとたび発災すると、対応が遅れれば貴重な森林資源を大量に焼失することとなり、ときには隣接市町村、隣接都府県に及ぶ場合がある。

消防庁は、林野火災が発生した場合に迅速に十分な消防力を投入して火災による被害を最小限に抑えるために、消防による広域応援体制の整備及びヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進めるとともに、広域応援の早期要請について指導している。

その一環として広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等を「林野火災活動マニュアル」としてまとめている。

第４－１表　国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地等	消防無線		林野火災用工作機器	可搬式消火機材			小型動力ポンプ付水槽車
				消防専用電話装置	受令機		可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	3,426基	21施設	12基	1,651台	67組	139台	477組	140組	95組	15台

（2）空中消火の実施状況

ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、過疎化等による人員不足が問題となる中で、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動の実施のために欠かせない消防戦術であり、消防庁は、地方公共団体に対し、比較的小規模な状況でも空中消火を実施し、早期消火に努めるよう指導している。

空中消火は、都道府県や消防機関が保有する消防・防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施されているが、消防・防災ヘリコプターの整備に伴い、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防・防災ヘリコプターの応援出動による空中消火も増えてきている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第４－２表のとおりであり、20ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、香川県９件、広島県８件、長野県７件、岡山県５件となっている。

なお、平成７年度から、林野火災時に安全に離着陸し、効率よく水利を確保できるとともに、平常時においては地域住民にも多目的に利用できる「林野火災用活動拠点広場」の整備に対して国庫補助を行っている。

3　出火防止対策

（1）出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要であり、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

①　林野周辺住民、入山者等の防災意識のかん養を図ること。特に、出火が

第４－２表　空中消火の実施状況

年	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
実施件数	36	35	39	19	16	10	23	33	51	83

行楽期等一定の期間に集中し、かつ土・日曜日、休日に多いことから、このような多発期の週末、休日の前に徹底した広報を行うこと。

② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。

③ 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

なお、消防庁においては、平成8年2月及び4月、林野火災の多発状況を踏まえ、地方公共団体に対し林野火災への警戒の強化等を指導するとともに、報道機関に林野火災防止への協力を要請したところである。

（2）林野火災に係る調査研究

消防庁では、これまで、異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方についての検討（林野庁と共同）、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討、林野周辺の住宅地開発の増加に伴う延焼拡大防止対策に関する調査（林野庁と共同）、林野火災対策に係る消防水利のあり方に関する調査など林野火災に係る調査研究を行ってきている。

4 林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、3で述べた出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を今後積極的に講じる必要がある。

① 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼危険性が認められる地域においては、市街地の水利状況等に留意した水利の整備を図ること。

② 近隣の市町村に対する応援要請など林野火災の早期拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火の早期実施を励行するとともに、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。また、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術を徹底すること。

③ 林野火災状況の的確な把握、防ぎょ戦術の決定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図の整備を促進するとともに、シミュレーション等を活用した消防活動の高度化を検討すること。

④ 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大を考慮した有効な情報通信体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

第５節　風水害対策

[風水害の現況と最近の動向]

（１）平成７年中の災害

平成７年の年降水量は北日本の日本海側で多く、東・西日本の太平洋側及び南西諸島で少なかった。また、台風の発生数、接近数等は、いずれも平年を下回った。この結果、風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震、火山噴火を除く。）による人的被害は、死者・行方不明者41人（前年36人）、負傷者201人（同350人）、住家被害では全壊148棟（前年61棟）、半壊227棟（同271棟）、一部損壊2,943棟（同5,577棟）となっている（第５－１図参照）。

なお、主な風水害の状況は、以下のとおりである。

ア　梅雨前線豪雨災害

平成７年６月30日から７月７日まで、７月11日から７月14日まで、７月20

第５－１図　風水害等による被害状況

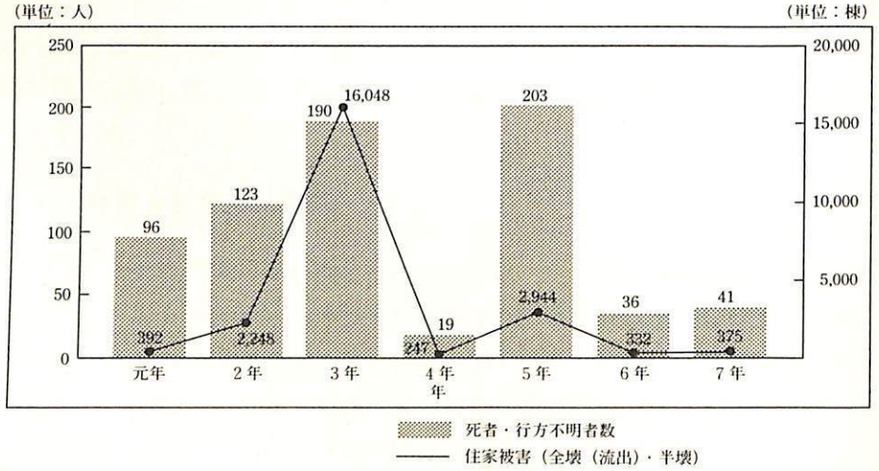

（注）地震、火山噴火による被害を除いた数値である。

日から７月22日までの間の梅雨前線に伴う豪雨により、鹿児島県、新潟県、長野県、島根県等で、死者・行方不明者５人、負傷者17人、床上浸水2,185棟、床下浸水16,594棟の被害が発生した。

イ　平成７年８月９日から８月11日までの間の豪雨

平成７年８月９日から11日までの間の豪雨により、新潟県等で被害が発生し、死者１人、負傷者２人、住家の全壊15棟、半壊20棟、床上浸水803棟の被害が生じた。

これに対し、７市町村で災害対策本部が設置された。

ウ　平成７年９月16日から９月17日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第12号を含む。）

平成７年９月16日から９月17日までの間の暴風雨及び豪雨により、神奈川県等で被害が発生し、死者２人、行方不明者２人、負傷者28人、住家の全壊19棟、半壊36棟、床上浸水111棟の被害が生じた。

これに対し、２県202市町村で災害対策本部が設置された。

（２）平成８年上半期の災害

６月19日から７月12日までの間の梅雨前線豪雨等により全国各地で被害が発生し、死者２人、負傷者39人、住家の半壊６棟、床上浸水188棟の被害が

長野県豊野町の豪雨災害（平成７年７月12日）

生じた。

これに対し、18道府県の149市町村で災害対策本部が設置された。

[風水害対策の現況]

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、平成5年8月豪雨災害のように豪雨に伴うがけ崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じている。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、地方公共団体に対し指導を行っている。

(1) 防災体制

都道府県及び市町村においては、積極的に地方防災会議を開催し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容の見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成8年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している市町村は78団体である。

また、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第3章8節参照）。

さらに、日ごろの防災訓練が、災害時に大きな成果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、平成7年度中には、風水害を想定した防災訓練を都道府県では28団体で46回、市町村では延べ745回実施している。

(2) 災害危険箇所に対する措置

地方公共団体においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、標識の配置等により周辺の住民に対して周知徹底を図っている。

なお、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で施工される自然災害防止事業に対しては、地方債措置と元利償還費に対する地方交付税措置が講じられている。

(3) 警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えてきており、今後こうした体制の一層の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関等は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に注意を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者など自力避難の困難ないわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

(4) 二次災害防止対策の強化

二次災害については、これまでも、避難から帰宅した住民が土砂災害に巻き込まれた事例や、被災現場での救出活動中二次崩壊が生じ更に甚大な被害に拡大した事例等が発生している。

このため、消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も引き続き気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うとともに、安全が確認されるまでの間、警戒区域の設定、立ち入り規制、避難勧告等必要な措置を講じ、特に、救出活動や応急復旧対策の実施に当たっては十分な警戒等を行うよう、土砂災害時における二次災害防止対策の強化について指導している。

[風水害対策の課題]

(1) 防災体制の整備

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量、河川の水位状況等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等さまざまな広報媒体により住民への周知の徹底を図り、被害の軽減に努める必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

昭和57年の長崎豪雨災害や、近年では平成5年8月の豪雨災害にみられるように、がけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが課題となっている。

土砂災害対策については、中央防災会議で決定された「土砂災害対策推進要綱」に基づき、国、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって推進してきたが、平成5年8月豪雨等の被害を契機に、特に重点的に推進すべき事項について、平成6年4月関係省庁により重点申し合わせがなされたところである。消防庁では、毎年、出水期を前に、通知を発し、警戒の強化を促すとともに、土砂災害対策の充実を指導しており、また、台風の襲来時には、台風警戒情報を提供し、地方公共団体に警戒の強化を呼びかけているところである。

また、平成7年度より、降雨情報収集体制の整備についての国庫補助を実施している。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱、通知及び重点申し合わせ事項の趣旨を踏まえ、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

なお、阪神・淡路大震災等により、斜面崩壊、ひび割れ、地盤のゆるみ等が生じ、土砂災害の発生が予想される箇所等については、特に警戒が求められている。

第６節　火山災害対策

[火山災害の現況と最近の動向]

１　雲仙岳噴火災害

平成３年６月、大火砕流により死者・行方不明者43人が発生した長崎県の雲仙岳噴火災害は、平成３年９月、平成４年８月及び平成５年４月から８月にかけて、火砕流や大規模な土石流を頻発して被災地域が拡大、死者１人のほか、住家等に甚大な被害をもたらした。

その後、噴火活動は沈静化に向かい、平成７年５月の火山噴火予知連絡会で「マグマの供給と噴火活動はほぼ停止状態」との統一見解が出されるに至っているが、平成７年中にも土石流、降灰による被害が生じており、その被害総額は８年の３月まで747億円を超えるものとなっている。

また、長崎県や島原市、深江町など５市町においては、平成８年６月３日、噴火活動の状況や災害応急対策の進捗状況を踏まえ、それぞれ災害対策本部を解散したが、引き続き島原市の一部において警戒区域を設定するとともに、長崎県、島原市において土石流等に対する警戒のための24時間体制を継続するなど警戒体制が敷かれている。

雲仙岳噴火災害（水無川方向）

雲仙岳噴火災害（中尾川方向）

なお、消防庁の災害対策本部及び政府の非常災害対策本部も、同年６月４日解散している。

２　その他の火山災害

平成７年10月に九重山が257年ぶりに、平成８年３月に北海道駒ヶ岳が54年ぶりに噴火し、九重山においては噴火の模様が地域衛星ネットワークにより全国に映像が配信された。また昭和30年以降噴火が恒常化している桜島では、平成７年中に226回爆発し、臨時火山情報が８回発表され、阿蘇山においても、臨時火山情報が８回発表され、関係地方公共団体では、立ち入り規制等、警戒監視体制を強化する措置がとられた。

[火山災害対策の現況]

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された市町村に対し、ヘリコプター離着陸用広場、退避壕及び退避

舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

また、雲仙岳噴火災害における貴重な体験を基に、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集伝達等の活動のために使用する耐熱装甲救助活動車及び火山噴火災害特殊避難車を補助対象に加え、火山災害に対する消防の対応力の強化を図るとともに、火山を有する都道県及び市町村が地域の特色を生かした火山災害に強いまちづくりを推進できるように、活動火山情報教育施設、大規模避難宿泊施設、避難休憩施設、活動火山情報表示施設などの火山対策施設を、防災まちづくり事業の対象としている。

さらに、火山を有する関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるようにしておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実践的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

（1）地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山災害に関する地域防災計画を整備する必要があり、都県で7団体、市町村で26団体が整備している。

また、整備済みの団体においては、最新資料（危険予測結果等）の活用等により適宜見直しが行われているところである。

（2）関係機関との連携

火山災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学等、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

（3）広域的な連絡・協力体制

周辺に地方公共団体が複数ある火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、雲仙岳、草津白根山、有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳の7火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

（4）避難体制

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがある場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を伝えるよう、その伝達体制の整備が進められている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるように配慮されている。

（5）観光客対策

観光客、登山者の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

（6）防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実践的な防災訓練が行われ、平成7年度は火山災害を想定した防災訓練を都道府県2団体、市町村18団体において実施されている。その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

[火山災害対策の課題]

我が国は、現在86（北方領土を含む）の活火山があり、近年、十勝岳、伊豆東部火山群、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島等活発な火山活動の経過がある。火山災害の態様は、溶岩の流出をはじめとして、爆発、火砕流、噴石、ガスの流出、降灰、土石流、泥流など多岐にわたっている。

このため、活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の火山災害対策編の作成・見直しを行い、一貫した総合的な火山災害対策の充実に努める必要

がある。また、警戒・避難・誘導体制の充実、消防防災用施設・資機材等の整備、観光客対策の整備並びに実践的な防災訓練の実施等に努めるとともに、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

第7節　震災対策

[地震災害の現況]

1　国内の地震災害

(1) 平成7年中の主な地震

平成7年中に発生した有感地震は1,902回（前年778回）で、前年より大幅に増加しており、かつ、震度4以上を記録した地震も47回（前年20回）と前年より大幅に増加した。

死者、行方不明者6,312人という、戦後最大の被害となった阪神・淡路大震災のほかに次のような人的被害をもたらした地震が発生した。

ア　茨城県南西部を震源とする地震

1月7日、茨城県南西部を震源とするM5.4の地震が発生した。この地震で、柿岡、水戸、日光、足利、八郷で震度4を記録し、負傷者1名を出した。

イ　新潟県北部を震源とする地震

4月1日、新潟県北部を震源とするM5.5の地震が発生した。この地震で、新潟、相川、笹神村、出雲崎町で震度4を記録し、負傷者82名を出したほか、住家の全壊55棟、半壊181棟などの被害を出した。

ウ　上川・空知地方を震源とする地震

5月23日、上川・空知地方を震源とするM5.7の地震が発生した。この地震で、北竜で震度5、留萌で震度4を記録し、負傷者4名を出した。

エ　奄美大島近海を震源とする地震

10月18日、奄美大島近海を震源とするM6.6の地震が発生した。この地震で、喜界島で震度5、名瀬、奄美大島龍郷で震度4を記録し、負傷者1名を出した。この他、11月1日までの間に、喜界島では震度4以上を記録した地震が8回発生した。

（2）平成8年中の主な地震

ア　福島県東方沖を震源とする地震

2月17日に福島県東方沖を震源とするM6.5の地震が発生した。この地震で、大船渡、盛岡、一関、石巻、仙台、福島等で震度4を記録し、負傷者2名を出した。

イ　山梨県東部を震源とする地震

3月6日に山梨県東部を震源とするM4.4及びM5.8の地震が連続して発生した。この地震で、河口湖で震度4及び5を記録し負傷者8名を出した。

ウ　宮城県北部（秋田・宮城県境付近）を震源とする地震

8月11日未明に、秋田県内陸南部を震源とするM5.9の地震が発生し、栗駒町沼倉で震度5、新庄で震度4を記録した。なお、11日夜までに宮城県北部又は秋田県内陸南部を震源とする震度4以上の余震が6回（最大M5.7）発生した。さらに、13日にも宮城県北部を震源とするM4.9の地震が発生し、負傷者16名、住家の半壊28棟などの被害を出した。

エ　種子島近海を震源とする地震

9月9日に種子島近海を震源とするM5.7の地震が発生した。この地震で種子島住吉で震度4を記録し、負傷者1名、住家の半壊2棟などの被害を出した。

2　外国の地震災害

（1）平成7年中の主な地震

ア　2月8日に発生した、コロンビアの首都サンタフェデボコダ西南西約200kmのセビリャ付近を震源とするM6.3の地震。

イ　5月27日に発生した、サハリン北部の町ネフチェゴルスク付近を震源とするM7.6の地震。

ウ　6月15日に発生した、ギリシャのエレアス付近を震源とするM6.5の地震。

エ　10月1日に発生した、トルコの首都アンカラから南西約300kmのディナル付近を震源とするM6.1の地震。

オ　10月6日に発生した、スマトラ島の中部を震源とするM6.9の地震。

カ　10月9日に発生した、メキシコの首都メキシコシティから西約500kmのハリースコ沿岸付近を震源とするM7.3の地震。

キ　10月24日に発生した、中国の雲南省を震源とするM6.4の地震。

ク　11月22日に発生した、シナイ半島とサウジアラビアの間のアカバ湾付近を震源とするM7.3の地震。

（2）平成8年中の主な地震

ア　2月3日に中国の雲南省で発生したM6.5の地震では、多くの建物が倒壊し、これらの建物の下敷きになり、多数の死傷者を出した。

なお、この付近では平成7年10月24日にM6.4の地震が発生し、この時にも多数の死傷者が発生している。

イ　2月17日には、インドネシアのイリアンジャヤの沖合でM8.1の地震が発生し、この地震により発生した津波により、多くの死傷者を出した。

なお、日本の太平洋沿岸に津波警報及び注意報が発表された。

[震災対策の現況]

1　震災対策の推進

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画（震災対策編）、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、震災対策に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、阪神・淡路大震災の経験にかんがみ、地域防災計画が発災時に迅速かつ適切な応急対策の実施ができる実践的なものとなるように早急な見直しを指導しているところである。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防

第７－１表　大震火災対策施設等の整備状況

（単位：百万円）

区　　分	昭和47年度～平成７年度		左のうち平成７年度分	
	数　量	補助金額	数　量	補助金額
耐震性貯水槽（60m³）	1,107 (781)	3,349 (2,400)	246 (90)	919 (328)
〃　（100m³）	4,665 (782)	15,777 (3,447)	345 (39)	2,168 (220)
〃　（飲料水兼用60m³）	31 (13)	337 (139)	23 (7)	275 (86)
〃　（飲料水兼用100m³）	325 (112)	2,814 (949)	100 (14)	1,505 (217)
〃（飲料水兼用1,500m³）	40	3,045	2	237
可搬式小型動力ポンプ	6,239 (2,429)	2,393 (1,159)	390 (277)	62 (17)
電源車（大型）	58	525	5	53
〃　（小型）	32	115	2	7
起震車	87	260	8	26
防災指導車	22	156	1	8
震災救援車	8	39	0	0
備蓄倉庫	57	544	22	54
多重情報処理車	3	29	0	0
震災工作車	3	37	1	13
救護所用資機材	24	89	20	67
給水車	8	28	8	28
震度情報ネットワークシステム	46	4,068	46	4,068
被害予測システム基本設計	4	12	4	12
被害予測システムデータ整備	3	100	3	100
地震津波職員参集装置	112	430	112	430
その他	8	223	－	－
計	－	34,370 (8,094)	－	10,032 (868)

（注）　1　（　）内の数値は、地震防災対策強化地域分の内数である。

2　「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

3　平成７年度事業には、平成８年度に繰り越しているものがあることから、補助金額には交付決定額で計上しているものが含まれている。

止のため、危険物に関する規制の適切な運用、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設等の整備を推進している。

さらに、防災機関の初期活動を迅速に実施するため、震度情報ネットワークシステムの整備を進めているところである。

平成７年度末までの補助事業による大震火災対策施設等の整備状況は第７－１表のとおりである。

なお、国庫補助事業のほか、公益法人による震災避難標識、応急仮設テント、消火・通報訓練指導車に対する助成事業が行われている。

〈震度情報ネットワークシステムについて〉

大規模地震による被害状況を早期に把握するには119番通報状況、消防車両による警戒出動等によって対応していますが、これだけでは被害の全体像をつかむのに時間を要してしまいます。

このような、被害情報の空白時間における防災機関の初期活動を迅速に実施するためには、地域に震度計を配備し、その震度情報に基づき被害推定を行い、対応方針などを検討することが有効です。

そこで、消防庁では、全国に震度計を配置するとともに、震度情報を市町村、都道府県及び消防庁等でネットワーク化する「震度情報ネットワークシステム整備事業」を進めています。

①　施策の概要

全市町村に震度計を配置し、各都道府県では管下市町村の震度分布状況の把握を行い、県内応援体制の確立を図る。

また、消防庁では、都道府県から送られてくる震度情報により、県外応援等の迅速な広域応援体制の確立を行う。

なお、各都道府県から送られてきた震度情報については、消防庁から全都道府県へフィードバックすることとしている。

②　関係機関の整備している設備の利用

気象庁、科学技術庁において既に震度計等の整備が行われている市町村にあっては当該機関の設備を可能な限り利用することとしている。

③　システム概要

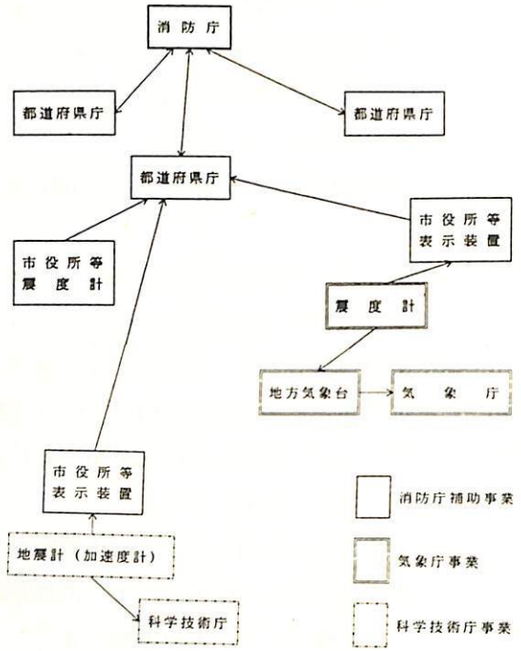

（1）地震防災対策強化地域における震災対策

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域（第7－3図）に指定された6県167市町村においては、予想される東海地震の発生に備え、県及び市町村の地方防災会議等が地震防災強化計画を、病院、百貨店、劇場及び鉄道事業等地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策・各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した地震防災に関する事項を計画的、総合的に推進している。

消防庁では、この地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画作成のための指導・助言を行っている。現在、地震防

災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万6千の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

また、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災対策の推進を図っている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特例措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

地震対策緊急整備事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するもので、平成8年3月31日までの16年間で整備された施設等の総事業費は、8,523億円となっている。

なお、この法律の有効期限は、3回延長され平成12年3月31日までとなっており、この計画に基づいて整備される消防用施設は第7－2表のとおりである。

（2）南関東地域における震災対策

南関東地域は、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大かつ広範なものとなるおそれがあるため、中央防災会議において昭和63年12月に「南関東地域震災応急対策活動要領」が、平成4年8月に「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が決定された。

この活動要領及び大綱の趣旨を踏まえ、震災対策用施設・設備の整備の促

第７－２表　地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消防用施設	事業費
消防ポンプ自動車	179
小型動力ポンプ	9
防火水槽	219
消防専用電話装置	4
小型動力ポンプ付積載車	18
耐震性貯水槽	200
可搬式小型動力ポンプ	23
その他	116
計	768

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第４条の適用対象外の施設である。

進、都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報伝達及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域と一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

（３）総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生したとの想定及び南関東地域直下に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として平成８年９月１日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。

当該訓練には、28指定行政機関、20指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の13都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、緊急消防援助隊の消防広域応援等について、消防防災無線を運用した国と関係各都県の間の情報収集・伝達訓練等を実施した。

第７－３図　東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域

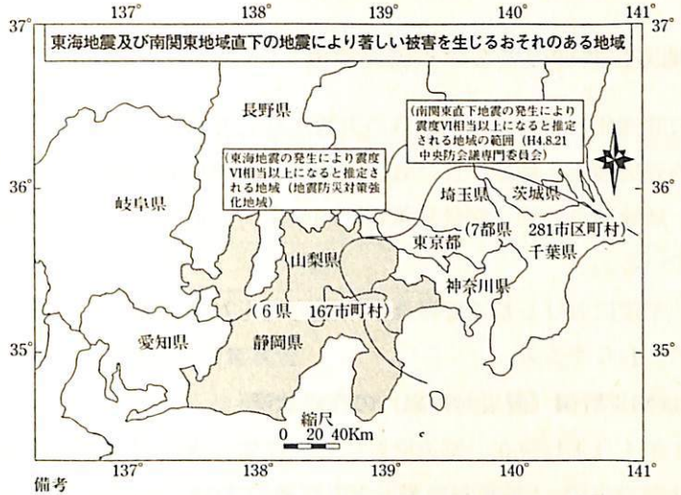

備考
南関東地域直下の地震については、一つの地震の発生によりこのラインの内側が同時に震度Ⅵ相当以上になるものではない。一つの直下の地震が発生した時に震度Ⅵ相当以上になると推定される地域の範囲は概ね半径30Km程度であるが更に局地的になることも考えられる。

総合防災訓練（川崎市）

さらに、新たに消防庁に整備された現地活動支援車を訓練現場に出動させ、実践的な情報収集・伝達訓練を実施した。

2　地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策を推進するため、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、物資の備蓄、地震防災訓練、地域防災計画（震災対策編）の策定・見直し等について積極的に取り組んでいる。

平成７年度における都道府県及び市区町村を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

（１）地域防災計画（震災対策編）の作成状況

平成８年４月１日現在、都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが39都道府県、火災、風水害等と同列の「節」を設けているものが７県、「その他災害等」として扱っているものが１県という状況となっている。

市区町村においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが561市区町村、「節」等を設けているものが1,466市区町村、「その他災害等」として扱っているものが199市区町村となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で19団体、市区町村で393団体となっている。

（２）震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたっておよぼすことが予想されることから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力体制が取られている。特に阪神・淡路大震災以降は、各地方公共団体において積極的な応援協定の締結が行われており、震災後から平成８年９月10日までの間に都道府県相互間において17協定（延べ114団体）が新規に締結されたほか、既存３協定（延べ27団体）の見直しが図られた。

なお、地方公共団体と公共機関等との応援協定の締結状況は、第７－４表のとおりである。

第７－４表　地方公共団体と公共機関等との応援協定の締結状況

（平成８．４．１現在）（団体数）

協定事項	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定
都道府県数	47	31	8	10	16
市区町村数	27	393	84	141	148

（３）避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成８年４月１日現在、市区町村において６万7,305箇所が指定されている（第７－５表）。

また、避難路の指定については、197市区町村が指定している。

第７－５表　市区町村における避難場所の指定状況

（平成８．４．１現在）

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
	ha			ha			ha
		20ha以上	642	36,886	学校（校庭・グラウンド）	29,418	45,175
					保育所・幼稚園の広場	4,057	980
		20ha未満10ha以上	709	9,739	公園・広場	14,526	29,458
67,305	103,504				河川敷	329	4,588
					グラウンド（学校以外）	3,286	5,846
		10ha未満	65,954	56,879	神社・寺院の境内等	2,886	910
					その他	12,803	16,547

（４）備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食料、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を

行うほか、民間事業者等と協定を結び、必要な物資の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

特に阪神・淡路大震災以降、備蓄物資の増加が図られており、平成8年4月1日現在、主な物資の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7－6表のとおりである。

これらの物資を備蓄するため、44都道府県において1,431棟、2,270市区町村において1万1,623棟の備蓄倉庫を設置している。

また、備蓄倉庫の借上げは、16都道府県において239棟、106市区町村において876棟となっている。

第7－6表　主な備蓄物資の状況

（平成8．4．1現在）（団体数）

区分	公的備蓄												
	乾パン	インスタント麺類	米	缶詰		水	ローソク	懐中電灯	毛布	テント	担架	簡易トイレ	浄水器
				主食	副食								
都道府県数	22	1	8	10	8	11	7	6	37	14	11	14	11
市区町村数	671	18	260	310	201	316	313	975	1208	838	602	335	276

区分	流通在庫備蓄												
	乾パン	インスタント麺類	米	缶詰		水	ローソク	懐中電灯	毛布	テント	担架	簡易トイレ	浄水器
				主食	副食								
都道府県数	6	6	12	2	2	1	1	2	4	2	1	1	0
市区町村数	75	99	268	66	110	77	94	104	153	32	20	25	7

（5）震災対策施設等の整備事業

平成7年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は467億9,046万円、単独事業として実施した事業費は1,329億9,496万円である。

また、市区町村が国庫補助事業で実施した事業費は347億3,411万円、単独事業として実施した事業費は584億9,234万円である。

特に、平成7年度においては、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫の補助対象地域が拡大されるとともに、耐震性貯水槽については補助率の引き上げがなされた。

単独事業として実施した事業は第7－7表のとおりである。

第7－7表　単独事業として実施した震災対策施設等整備事業

（平成7年度）（単位：百万円）

事業名	都道府県事業費	市区町村事業費
避難地・避難路整備事業	92,367	4,474
防災行政無線整備事業	19,569	15,638
備蓄倉庫整備事業	177	3,772
防災センター整備事業	1,174	9,821
防災用資機材等整備事業	2,166	4,263
耐震性貯水槽等整備事業	3,493	8,584
大震用車両整備事業	108	158
地震観測機器整備事業	39	139
備蓄物資整備事業	721	6,320
その他	13,181	5,323
合計	132,995	58,492

（6）震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成7年度は、全都道府県と1,108市区町村が総合防災訓練を実施した。

都道府県においては、各都道府県内の行政機関、公共機関、自主防災組織のほか、緊急消防援助隊や自衛隊が参加した広域応援を想定した総合防災訓練が行われ、市区町村においては、職員の参集訓練や情報伝達訓練等の初動体制の確保に主眼をおいた訓練及び消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い（第7－8表）。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、全都道府県及び1,883市区町村において、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

第７－８表　市区町村における震災訓練の実施状況

（平成７年度）（単位：回、人、団体）

区　分	総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	1,427	547	683	935	483	555	284	20	262
参加人員	3,386,778	132,413	221,309	136,469	257,216	92,676	62,891	1,510	169,491
団体数	1,108	455	410	165	202	113	78	15	66

[震災対策の課題]

1　防災基盤等の整備

阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊や木造密集地域での延焼、交通網の寸断、ライフラインの機能停止など大規模な被害が発生したところであり、その教訓を踏まえて災害に強い安全なまちづくりを推進する必要がある。

特に、避難所となる公共施設や災害対策の拠点となる公用・公共施設、公立学校、福祉施設などの耐震性の強化や道路橋梁などの公共基盤、通信、水道などのライフラインの耐震性の強化を図っていくことが重要である。

また、ヘリポートや防災情報通信施設などの大規模災害に重要な防災基盤等の整備を進めるとともに、普段は防災研修や住民の憩いの場となり、災害時には防災活動の拠点となる防災拠点等の整備を推進し、地域の防災機能の向上を図る必要がある。

さらに、燃えにくい街路樹による都市の緑化や延焼の防止に配慮した道路整備など多種多様な観点から、防災に配慮したまちづくりを推進することが求められるところである。

2　消防力の充実・強化

（１）消防力の充実・強化

地域の第一線における消防活動を行う消防職員については、今後とも地域の実情に即して人員配置を行うとともに、資機材の充実、機動力の強化に努め、さらに教育訓練を充実していく必要がある。

（２）消防水利の多様化

阪神・淡路大震災では、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に困難を極めたことから、今後も、消防水利を整備するに当たっては、耐震性貯水槽、防火水槽、海水利用型消防水利システムの整備、河川水・海水等の自然水利の活用など多様な水利の確保を推進するとともに、少量水による消火方法を開発していく必要がある。

（３）消防団の活性化

阪神・淡路大震災において、地域の安全を守るための要としての消防団の重要性が一層強く認識されており、今後とも消防団の充実強化及び装備の充実を図るとともに、青年層・女性層の加入を促進するなど消防団の活性化を促進することが必要である。

3　震災対策のための消防用施設等の整備の強化

地震防災対策強化地域における防災施設等の整備や地震防災緊急事業五箇年計画に基づく防災施設等の整備については、国の負担又は補助の割合の特例措置等が講じられており、また、地方単独事業についても地方債等の措置により地方公共団体の財政負担の軽減が図られているところであるが、大規模地震発生時における防災活動が迅速かつ適切に行われるためには、今後ともこれらの財政支援策を確保しつつ、なお一層の消防防災施設等の整備強化を図っていくことが必要である。

〈地震防災緊急事業五箇年計画について〉

地震防災緊急事業五箇年計画は、防災施設の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について都道府県知事が定めるものとされており、特に、最初に作成された計画に基づき当初計画期間内に実施される事業のうち主務大臣の定める基準に適合するものについては、国の補助率のかさ上げの対象となっています。

国の補助の特例の対象となる施設等（消防庁関係分）については、以下のとおりです。

① 耐震性貯水槽
② 可搬式小型動力ポンプ
③ 小型動力ポンプ付積載車
④ 海水利用型消防水利システム
⑤ 緊急消防援助隊関係の資機材
⑥ 市町村防災行政無線及び画像伝送システム
⑦ 給水車
⑧ 電源車
⑨ 備蓄倉庫
⑩ 救護所用資機材

4 情報通信体制の充実

災害応急対策を迅速に実施するためには、被害情報を迅速かつ的確に収集することが重要である。

このため、被害想定システム等を活用した被害状況の推定を行い、初動体制の迅速化を図ることが必要である。また、高所監視カメラやヘリコプターテレビ電送システム等を整備し、この画像伝送による情報収集を行うなど、多面的な対策が求められている。

特に、震災時においては通信途絶や輻輳を回避するため、地上系の防災行政無線、消防防災無線に加え衛星通信系の整備を図るなど通信手段の多様化を図る必要がある。

5 初動体制の整備

防災拠点となる施設が機能できない場合をも想定した防災応急活動の実施方策、防災関連施設・設備のバックアップ体制の確保、夜間・休日における職員動員方策等についての検討を行い、初動体制の整備を図る必要がある。

6 広域応援体制の整備

震災時の広域応援は、人的・物的支援等が迅速かつ効率的に実施されなくてはならないことから、今後も各地方公共団体は広域応援協定の締結を更に推進し、防災関連計画において広域応援に関する計画を明らかにしておく必要がある。

7 津波対策の推進

離島・沿岸地域の市町村においては、避難路、避難場所の整備を図るとともに防災アセスメント等に基づく地域防災計画の見直し、津波警報等の迅速かつ確実な伝達のためのオンラインシステム等を用いた高度な情報通信体制の充実を図っていく必要がある。

8 自主防災活動の推進とボランティアの育成等

(1) 防災意識の高揚と防災訓練への参加促進

発災直後においては、地域住民・事業所の自主的な救出・救護、消火、避難誘導等の活動が重要である。

そこで、今後も地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成を促進し、訓練の充実・強化を図っていく必要がある。

また、地震後の火災発生を防止するため、地震火災の発生原因を究明し、防止対策を講ずるとともに、住民等に対して火を出さないよう意識の高揚を図り、併せて家庭用消火器、対震自動消火装置付ストーブ等の機器の普及を

今後も促進していく必要がある。

（2）ボランティア活動の環境整備

大規模災害にあっては、ボランティア活動への期待が大きい。

例えば、消防機関の行う応急手当の普及講習を修了した者のうち、負傷者に対する応急手当を行うボランティアとして協力する意志のある者を事前に登録し、災害時において効果的な活動が行えるような体制の整備が求められている。

そこで、災害時においてボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアとの連携方策の検討を行い、ボランティア活動の環境整備を図っておくことが必要である。

第8節　特殊災害対策

[ガス災害対策]

1　ガスによる災害の現況と最近の動向

（1）事故の発生件数

平成7年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故（以下「ガス事故」という。）の総件数は、2,929件（前年1,664件）である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るものが2,237件（同959件）、液化石油ガスに係るものが692件（同705件）である。

このうち、阪神・淡路大震災により発生した漏えい事故は1,298件が報告されており、都市ガスに係るものが1,271件、液化石油ガスに係るものが27件である。

前年と比較すると、ガス事故の総件数では1,265件（76.0%）、都市ガスに係るものが1,278件（133.2%）それぞれ増加しているが、液化石油ガスに係るものは13件（1.8%）減少している。

ア　事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると、漏えい事故が88.9%、爆発・火災事故が11.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が95.0%、爆発・火災事故が5.0%に対し、液化石油ガスでは漏えい事故が69.2%、爆発・火災事故が30.8%である（第8－1図）。

イ　事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、消費先におけるものが59.2%と約6割を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが40.8%となっている（第8－2図）。

ウ　事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が41.0%を占めている。これを

第８－１図　ガス事故の態様別発生件数(平成７年中)

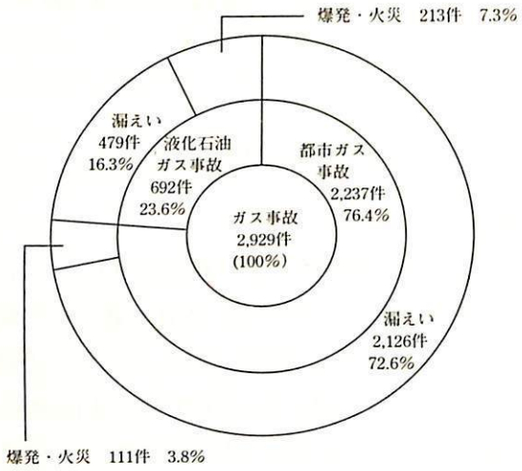

第８―２図　ガス事故の発生場所別発生件数(平成７年中)

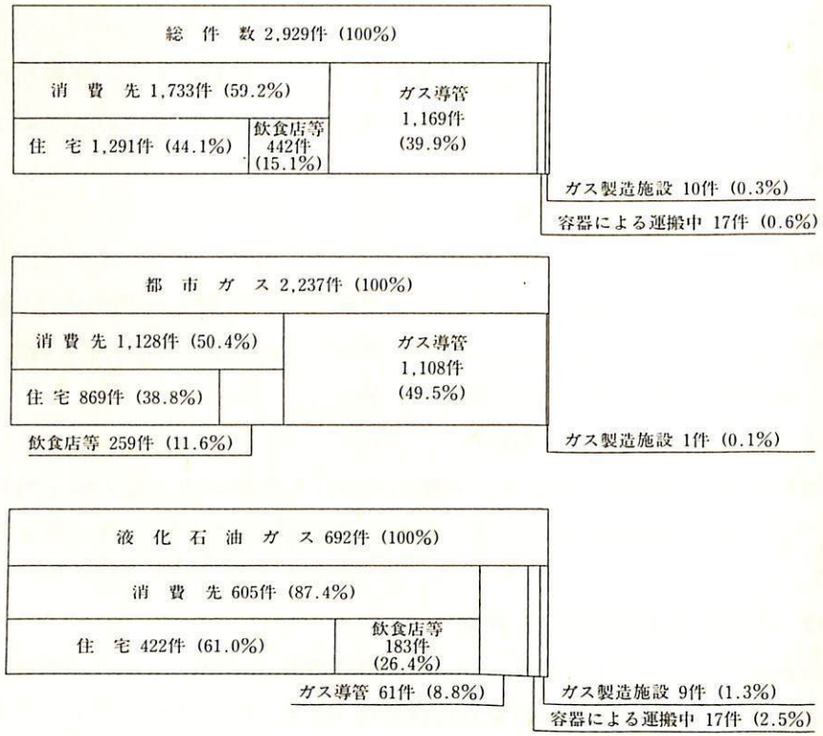

ガスの種別ごとにみると、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは37.5%、液化石油ガスでは47.4%となっている（第８－３図)。

(２) 事故による死傷者数

平成７年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は40人（前年42人)、負傷者数は435人（同369人）である。死者のうち、都市ガスによるものは30人（同30人）で75.0%、液化石油ガスによるものは10人（同12人）で25.0%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは202人（同174人）で46.4%、液化石油ガスによるものは233人（同195人）で53.6%を占めている。

死傷者を事故の態様別にみると、死者数では漏えい事故によるものが72.5%を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが38.1%、爆発・火災事故によるものが61.9%となっている（第８－４図)。

なお、死者の82.5%、負傷者の94.0%が、消費先における事故によるものである。

第８―３図　消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数(平成７年中)

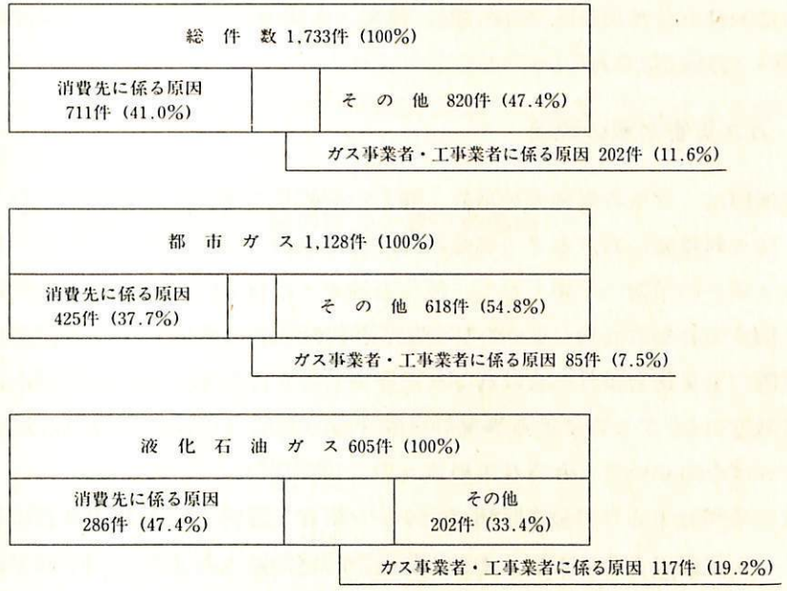

第８－４図　ガス事故による死傷者数(平成７年中)

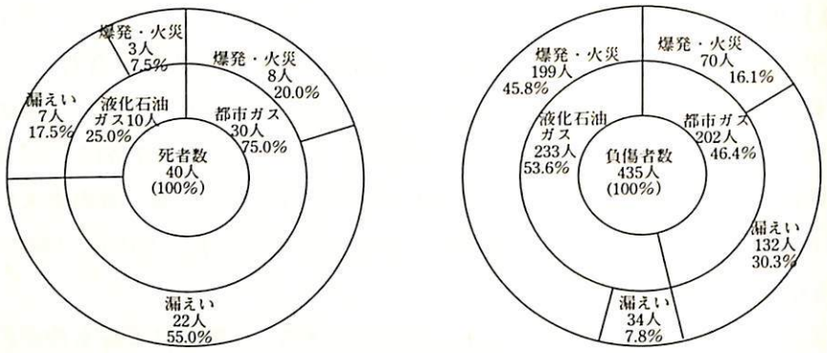

(３)　自損行為によるガス事故

平成７年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は117件（前年181件)、これらの事故による死者数は20人（同31人)、負傷者数は96人（同124人）で、それぞれの総数の4.0%、50.0%及び22.1%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまったものは94件（前年152件）で80.3%、爆発・火災事故に至ったものは23件（同29件）で19.7%である。

２　ガス災害対策の現況

消防機関は、ガスの爆発火災事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされている。このほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和55年８月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、そのガス漏れ事故への対応能力の向上に努めている。

３　ガス災害対策の課題

ガス事故は、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

[毒物・劇物等の災害対策]

科学技術の進展により化学物質の種類は増加し、さまざまな分野で使用されているが、この中には人体に有毒な物質や火災が発生した場合に著しく消火が困難な物質も多々ある。これらの物質は、車両等による輸送も頻繁に行われていることから、あらゆる場所で関連した災害が発生する危険性がある。

１　毒物・劇物等災害の現況と最近の動向

(１) 事故の発生件数

平成７年中に発生した毒劇物等（毒物及び劇物取締法第２条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第２条に定める毒性ガス）による事故で消防機関が出場したものの総件数は56件（前年29件）で、火災が８件（同１件)、漏えいが31件（同18件)、それ以外のものが17件（同10件）である。

毒劇物等の内訳は、アンモニアが14件（25.0%)、クロルピクリンが10件(17.9%)、以下塩酸、硫酸等の順になっている（第８－５図)。

第８－５図　消防機関が出場した毒劇物等の事故の内訳

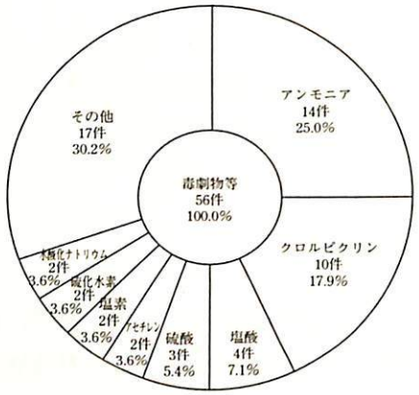

（２）事故による死傷者数

死者は１人（前年１人）で自損行為によるものであり、負傷者は101人（同42人）である。

２　毒物・劇物等災害対策の現況

毒物・劇物等のうち特に火災予防及び消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として指定し、一定数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法９条の２の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、消防機関では、これらの届出等に基づき実態の把握に努め、必要に応じて警防計画等を整備しているところである。

第８－６表　消防活動阻害物質に係る届出施設の状況

（Ｈ８．３．31）

区　分	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	毒　物	劇　物
施設数	12,196	2,363	255,244	1,167	3,590	9,744

なお、平成７年３月の地下鉄サリン事件等の発生にかんがみ、消防庁ではサリン、ソマン、タブン等の毒性等についての情報を消防機関に提供するとともに救助用資機材として防毒衣や防毒マスク等の整備を推進しているところである。これに加えて、平成８年度から化学災害担当職員を対象とした教育訓練制度を創設している。

３　毒物・劇物等災害対策の課題

（１）実態の把握及び指導

毒物・劇物等災害時において消防活動に重大な支障を及ぼす恐れのある物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努めるとともに、査察等を通じて貯蔵・取扱いの安全対策について指導を徹底する必要がある。

（２）消防活動に係るマニュアルの整備

毒物・劇物等に係る災害時においては、消防職員の安全を確保した上で、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で毒物・劇物等の危険性及び活動要領等にかかる情報を把握することが重要となる。このため、毒物・劇物等の危険性等に係る情報を収集整理し、的確な消防活動を行うためのマニュアルを整備するとともに、これら情報を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できる対策を講じていく必要がある。

（３）装備・資機材の整備

有毒ガスの発生など特殊な状況下では、通常の消防装備・資機材では的確な消防活動を行うことが困難な場合があることから、防毒衣及び防毒マスク等の整備を推進する。

（４）教育の徹底

毒物・劇物等に係る災害に対処するためには、化学に関する専門的知識をはじめとする様々な科学的専門的知識が不可欠であることから、各種の教育訓練等を通じて、消防職員の専門的な知識や技術の充実強化に努める必要がある。

[原子力災害対策]

1　原子力災害の現況と最近の動向

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等原子力施設については、原子炉等規制法及び電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている（第８－７図）。

最近の主な事故としては、平成７年12月８日に使用前検査中の高速増殖原型炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏洩し、火災が発生した。

なお、周辺公衆及び従事者への放射性物質による影響や炉心への影響はなかった。

第８－７図　原子力発電所立地図（平成8.10.1現在）

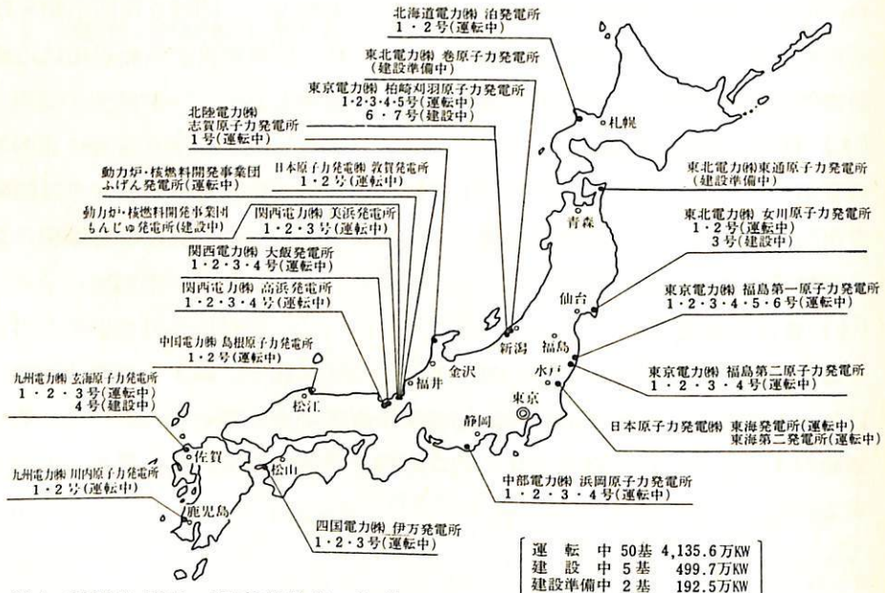

（注）科学技術庁・通商産業省の資料による。

2　原子力災害対策の現況

（１）原子力発電所等の防災対策

原子力防災対策は、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置が講じられていたが、昭和54年３月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」、「緊急時環境放射線モニタリング指針」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の14道府県と57市町村は、地域防災計画において緊急時環境放射線モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めている。

（２）放射性物質輸送の安全対策

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（RI）の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしているほか、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において放射性物質輸送の事故時安全対策に関して取るべき措置がまとめられているところである。消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図っているほか、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知している。

3　原子力災害対策の課題

昭和61年４月26日、旧ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年５月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見い出されないとの結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

同委員会の報告書の指摘を踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を推進していく必要がある。

[海上災害対策]

1　海上災害の現況と最近の動向

平成７年中の主要港湾（１船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが平成７年１月１日から平成７年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）122港における海上災害で消防機関が出動したものは37件あり、このうち火災によるものが17件（45.9%）、油の流出によるものが７件（18.9%）、爆発によるものが１件（2.7%）ある。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が32件で86.5%を占めている（第８－８表）。

最近の主な船舶火災としては、平成８年４月９日に大阪港内に停泊中のパナマ船籍「エバートラスト号」のエンジン部分から出火し、死者１名、負傷者２名を出す火災が発生している。

第８－８表　主要港湾における消防機関の出動状況

（平成７年度）

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故船舶隻数			
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000ｔ未満	1,000ｔ以上1万ｔ未満	1万ｔ以上10万ｔ未満	10万ｔ以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
17	1	7	12	16	1	3	17	32	1	2	2

2　海上災害対策の現況と課題

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難であるため、消防庁においては、船舶火災時における消防活動上の留意事項、有効な資機材、外国船に係る留意事項等を取りまとめた「船舶火災対策活動マニュアル」を作成し、関係消防本部を指導しているところである。消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているところである。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律によっても、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備されている。

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（略称SAR条約）が昭和60年に発効したことなどを踏まえて、海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

また、我が国は、平成７年10月、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」（通称OPRC条約）を締結し、同条約は平成８年１月、我が国において発効した。

我が国は同条約の締結に伴い、平成７年５月に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正するとともに、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定（平成７年12月閣議決定）する等国内体制を整備し、関係省庁間の連携の強化を図ったところである。

[航空機災害対策]

１　航空機の災害の現状と最近の動向

平成７年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は28件発生しており、そのうち飛行機事故は21件となっている。また、民間航空事故による死者は12人となっている（第８－９図）。

平成７年中に民間航空事故等で消防機関が出動したものは30件あり、このうち飛行場内が28件、飛行場外が２件となっている。なお、消火救難活動を実施したものは２件となっている。

最近の主な飛行機事故としては、平成６年４月26日に中華航空機が名古屋空港で着陸に失敗し、墜落、飛散炎上した事故があり、死者264名、負傷者７名が発生した。

また、平成８年６月13日にはガルーダ・インドネシア航空機が福岡空港で離陸時にオーバーランして大破炎上、死者３名、負傷者109名（消防庁調べ）

〈福岡空港ガルーダ・インドネシア航空機炎上事故〉

平成８年６月13日12時08分頃、ガルーダ・インドネシア航空機福岡発バリ島デンパサール経由ジャカルタ行き、DC-10-30型機GIA865便が、離陸時に南北に延びる滑走路南端を約620メートルオーバーランして大破炎上、３名の死者と109名の負傷者（消防庁調べ）が発生しました。

事故の発生と同時に火災を覚知し、初動の段階から部隊を増強して出動した地元福岡市消防局、応援にかけつけた筑紫野太宰府消防組合消防本部、春日大野城消防組合消防本部、粕屋南部消防組合消防本部及び那珂川町消防本部の周辺４消防本部と地元福岡市博多消防団８分団により消火、救助救急活動が行われました。

消防隊員等の迅速果敢な消火活動により、20分後には火勢をほぼ鎮圧し、多数の乗客・乗員を早期に救出、搬送いたしました。

これらの消火・救助救急活動は、日頃の訓練の成果が十分に発揮されたものであり、地元及び応援消防本部、医療関係者、関係機関等が早期に協力体制を構築し、円滑な活動ができたことによるものです。

消防庁では、今回の消防活動の経験が他の空港所在消防本部等に参考となるよう福岡市において事故報告会を開催しました。

消防庁としては、このような大事故であっても、より的確に消防活動が行えるよう、空港周辺消防機関の消防力の充実、消防相互応援体制の確立をより一層推し進めていきます。

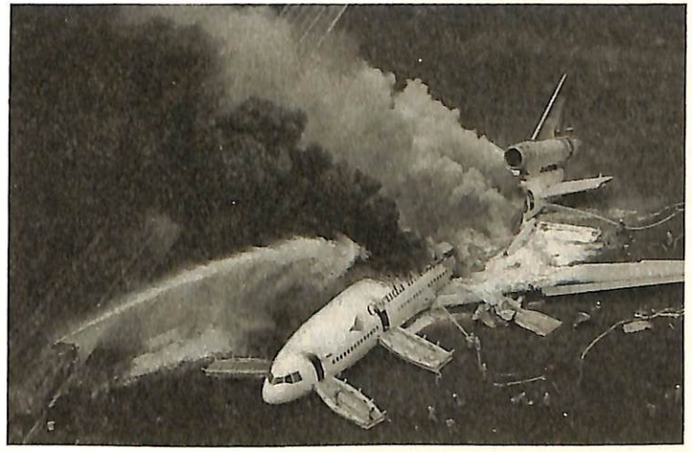

第８－９図　民間航空事故等の推移

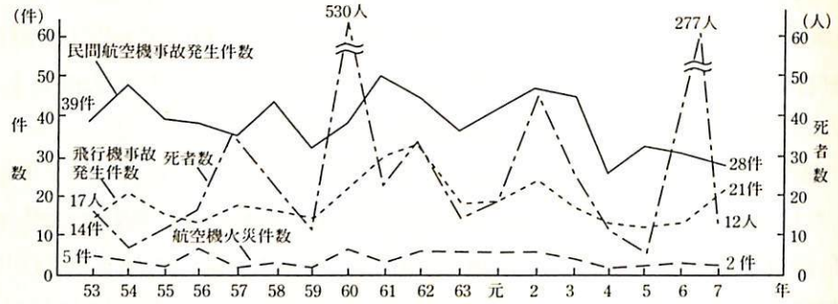

（注）航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

を出す事故が発生している。

2　航空機災害対策の現況

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書（救難及び消防業務）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が行われているが、消防庁では、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、空港所在市町村が行う、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行うなど、空港及びその周辺における消防力の整備に努めている。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成８年４月１日現在、81空港所在市町村の消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に昭和62年８月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、昭和63年４月21日航空機の捜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に関係機関として参加している。

3　航空機災害対策の課題

昭和60年８月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者４人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この事故を教訓として、航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

また、航空機事故のほぼ４割は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要であるが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港において、年々改善されてきつつあるものの、いまだ満足すべき状態にない空港もあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を推進するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

[地下施設等の災害対策]

一般に、地下街、鉄道トンネル、道路トンネル等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなる。

1　鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策

鉄道トンネルに関しては、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図っている。また、青函トンネルについては、特に長大トンネルの防災対策を取りまとめ、関係消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

道路トンネルに関しては、昭和54年７月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。平成７年中における道路トンネル火災は30件となっている。トンネルにおける火災

第８－10図　トンネルにおける火災事故の推移

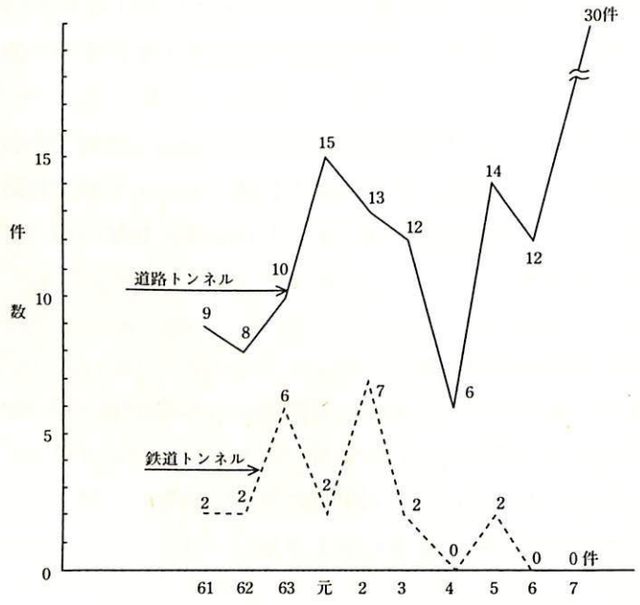

事故の推移は第８－10図のとおりである。

2　大深度地下空間の防災対策

大深度地下空間の公的利用については、昭和63年６月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」において指摘されている。また、平成７年６月に「臨時大深度地下利用調査会設置法」が成立し、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため臨時大深度地下利用調査会を設置し、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項等について調査審議が行われている。

大深度地下空間の利用形態の中でも、鉄道トンネルや道路トンネルについては、災害が発生すると地下の深部に多数の利用者が取り残される可能性があり、消防活動や救助活動が従来の施設と比較して極めて困難になることが予想されている。

このようなことから、大深度地下空間の利用については、その特性に応じた防災対策を講じるとともに、個々の施設等の位置、構造、設備、用途、規模、収容人員等に応じた特別の防災対策を講じる必要がある。

第 3 章

消防防災の組織と活動

第3章　消防防災の組織と活動

第1節　消防体制

1　消防組織

(1) 常備消防機関

平成8年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が925本部、消防署が1,636署、出張所が3,219所、消防職員が14万8,989人となっている。

前年と比較すると、消防本部は広域化が進められたことにより6本部減少し、消防署は5署増加し、消防職員は1,973人増加している（第1－1表参照）。

常備化の進展に伴い、消防署所数は増加している（第1－2図、第1－3図参照）。

第1－1表　市町村の消防組織の現況

区分			平成8年4月1日現在	平成7年4月1日現在	比較 増減数	比較 増減率%
消防本部	消防本部		925	931	△6	△0.6
	内訳 単独	市	345	351	△6	△1.7
		町・村	110	113	△3	△2.7
		一部事務組合	470	467	3	0.6
	消防署		1,636	1,631	5	0.3
	出張所		3,219	3,207	12	0.4
	消防職員数		148,989	147,016	1,973	1.3
消防団	消防団		3,636	3,637	△1	△0.0
	分団		25,480	25,506	△26	△0.1
	非常勤消防団員		972,078	975,512	△3,434	△0.4
	消防団常備部		－	－	－	－
	常勤消防団員		－	－	－	－

第１―２図　消防本部・消防署所数の推移

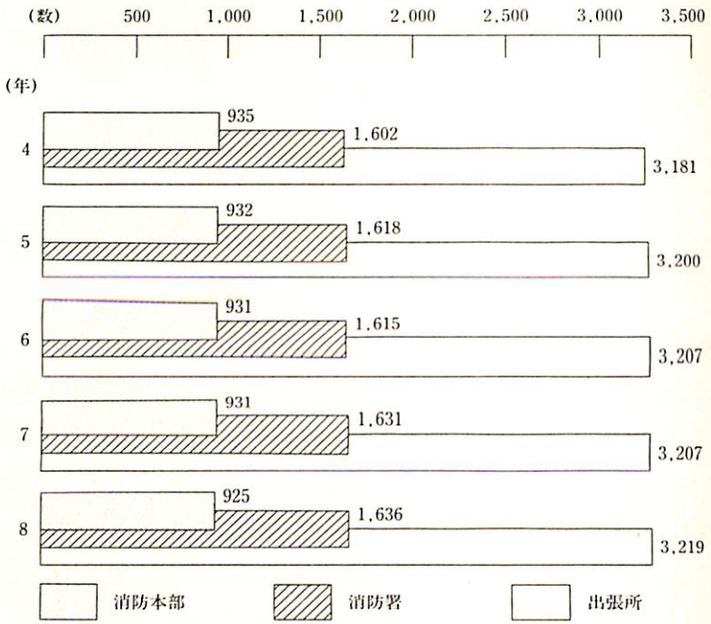

(注) 各年とも４月１日現在の数値である。

第１－３図　消防職団員数の推移

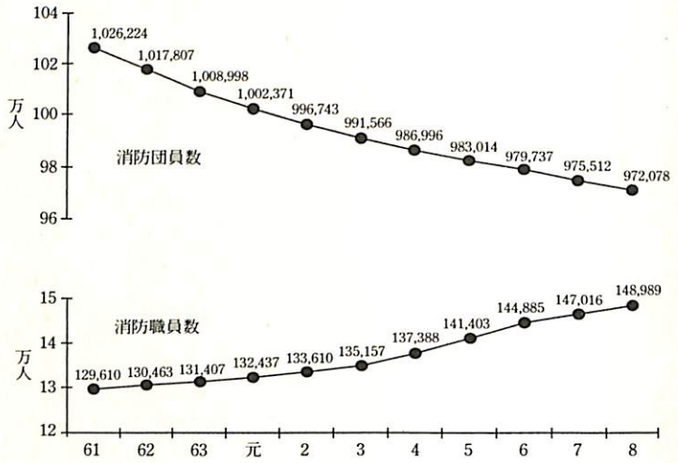

(注) 各年とも４月１日現在の数値である。

ア　常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域（いわゆる非常備町村）がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成８年４月１日現在、常備化市町村は、3,106市町村（うち３町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で96.1％（市は100％、町村は95.1％）に達し、人口の99.6％が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

イ　広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎょし得ない場合が多い。また、最近は、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、消防事務を市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第１項）又は事務委託（第252条の14第１項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第２項）によるものがある。

一部事務組合によるものは、消防事務を２以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成８年４月１日現在、470組合に達しており、その構成市町村数2,470市町村（297市、1,703町、470村）は

常備化市町村数全体の79.5%に相当する。

次に、事務委託によるものは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成8年4月1日現在、事務委託市町村数は181市町村（25市、126町、30村）に達している。

（2）消防団

消防団は、常備化が進展してきた今日においても、地域の消防防災に果たす役割は依然として重要である。

消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等を行っているほか、大規模災害時には、災害防ぎょのため多数の要員を必要とすることから、大量の消防団員が動員され活動している。

さらに、火災予防の面でも、住民指導、巡回広報、特別警戒等多面的活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

平成8年4月1日現在、消防団は3,636団、消防団員は97万2,078人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。団員数は減少傾向にあり、10年前の昭和61年4月1日現在に比べ5万4,146人（5.3%）減少している。この間、女性消防団員数は、5,571人増えて6,796人となっている。

なお、消防団員の年齢構成は、第1－4表のとおり40歳以上の団員が32.0%を占め、また、平均年齢は36.1歳となっており、その高齢化が進んでいる。

第1－4表　消防団員の年齢構成

（平成8．4．1現在）

区分＼年齢	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	計	平均年齢
消防団員数（人）	4,901	251,155	404,895	232,180	61,457	17,490	972,078	36.1
構成比（%）	0.5	25.8	41.7	23.9	6.3	1.8	100.0	－

〈同時多発不審火への迅速な対応—東京都玉川消防団—〉

平成7年11月末から平成8年にかけて、東京都内では連続不審火が頻発しました。東京都内の消防団は、連夜警戒パトロールを行い、不審火の防止に努めました。

こうしたなか、東京都世田谷区では、平成7年12月9日深夜から10日にかけての約1時間の間に、連続4件の不審火による火災が発生しました。地元玉川消防団は、団長、副団長以下4分団89名が出動し、各分団が相互に緊密な連絡をとりながら、可搬ポンプによる消火作業をはじめ、消防署隊ポンプから延長されたホースの筒先を担当するなど消防署隊と連携した迅速な消火活動を行い、被害を最小限に止めました。

この一連の活動は、震災時等の同時多発火災に対する消防団の活動のあり方にも通じるものとして、高く評価されました。

警戒パトロール中の玉川消防団（東京都）

2　消防施設

(1) 消防機械

消防機関における消防機械の保有状況は第１－５表のとおりである。消防活動において基本となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等を中心に整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も充実されてきている。

さらに、消防団については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

第１－５表　消防機械の保有数

(平成８．４．１現在)(単位：台、艇、機)

区　分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	4,444	14,378	18,822
水槽付消防ポンプ自動車	3,465	749	4,214
はしご付消防自動車	1,286	1	1,287
化学消防自動車	1,036	7	1,043
救急自動車	5,040	33	5,073
指揮車	1,953	605	2,558
消防艇	55	4	59
救助工作車	1,033	－	1,033
林野火災工作車	37	55	92
電源・照明車	155	26	181
小型動力ポンプ積載車	428	30,272	30,700
手引動力ポンプ	39	1,329	1,368
小型動力ポンプ	3,489	52,259	55,748
その他の消防自動車	6,387	949	7,336
ヘリコプター	24	－	24

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。

消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、消火栓が73.9％を占めており、防火水槽の割合は24.8％にすぎないが、阪神・淡路大震災以後特に大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている（第１－６表)。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び

第１－６表　消防水利（人工水利）の保有数

区　分	平成８年	平成７年	比　較	
	４月１日現在	４月１日現在	増減数	増減率(％)
全国の現有数	1,687,585	1,644,933	42,652	2.6
	(100.0)	(100.0)		
消火栓	1,247,224	1,216,992	30,232	2.5
	(73.9)	(74.0)		
防火水槽	418,661	407,575	11,086	2.7
	(24.8)	(24.8)		
20～40㎥未満	107,501	106,924	577	0.5
40㎥以上	311,160	300,651	10,509	3.5
井戸	21,700	20,366	1,334	6.6
	(1.3)	(1.2)		
20～40㎥未満	10,238	9,540	698	7.3
40㎥以上	11,462	10,826	636	5.9

(注)　(　) 内は構成比を示し、単位は％である。

指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話（119番）、火災報知機、消防電話及び消防無線電話等がある。

ア　119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成８年４月１日現在、全国の消防機関に１万3,731回線が設置され、逐年増加している（第１－７図）。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成８年４月１日現在、全国で、受信機が109基、発信機が584基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

第１－７図　消防通信施設等の状況

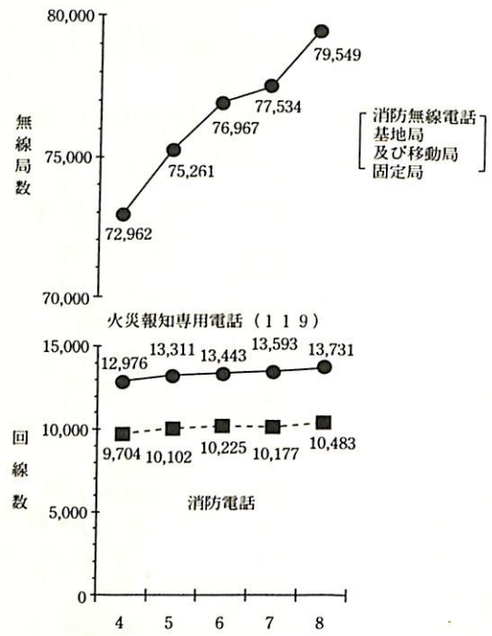

（注）各年とも４月１日現在の数値である。

イ　消防緊急通信網

消防電話は、消防本部・消防署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活躍する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

3　消防職団員の活動状況

（１）活動状況

平成７年中における全国の消防職団員の活動状況をみると、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、捜索、誤報等及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は89万915回で、前年80万4,670回を上回り、また、出動延人員では977万1,062人である。（このうち、阪神・淡路大震災に係る出動回数は３万2,464回、出動延人員は18万5,926人である。）１日当たりの出動回数は2,441回であり、35秒に１回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が21.6％で最も多く、次いで火災出動が12.7％となっている（第１－８表）。

（２）公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成７年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は23人、同じく負傷したものは2,647人である。前年

第１－８表　消防職員及び

区分	火災		救急		救助	
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
消防職員	65,466	1,157,969	3,237,080	9,606,026	52,413	563,189
消防団員	47,833	1,793,521	2,134	5,791	815	13,033
計	113,299	2,951,490	3,239,214	9,611,817	53,228	576,222
構成比(%)	1.7	8.9	47.3	29.1	0.8	1.7

区分	火災原因調査		特別警戒		捜索	
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
消防職員	61,909	263,481	121,026	726,489	1,931	20,600
消防団員	8	52	71,571	1,762,511	3,570	94,758
計	61,917	263,533	192,597	2,489,000	5,501	115,358
構成比(%)	0.9	0.8	2.8	7.5	0.1	0.3

第１－９表　消防職員及び消防

区分	計		火災		風水害等の災害		救急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	13	1,681	7	378	－	5	－	171
消防団員	10	966	4	444	－	13	－	－
計	23	2,647	11	822	－	18	－	171
構成比(%)	100.0	100.0	47.9	31.1	0.0	0.7	0.0	6.5

消防団員の活動状況

（平成７年中）（単位：回、人）

風水害等の災害		演習訓練		広報・指導		警防調査	
回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
37,148	172,727	455,147	2,502,087	321,164	1,204,650	523,875	1,742,481
6,319	217,324	145,751	4,637,385	48,254	699,878	22,850	340,756
43,467	390,051	600,898	7,139,472	369,418	1,904,528	546,725	2,083,237
0.6	1.2	8.8	21.6	5.4	5.8	8.0	6.3

予防査察		誤報等		その他		計	
回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
1,135,828	2,264,159	59,691	405,527	287,923	974,310	6,360,601	21,603,695
20	160	4,869	75,727	130,340	1,793,377	484,334	11,434,273
1,135,848	2,264,319	64,560	481,254	418,263	2,767,687	6,844,935	33,037,968
16.6	6.9	0.9	1.5	6.1	8.4	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

（平成７年中）（単位：人）

演習訓練		特別警戒		捜索		その他	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
1	366	－	5	－	1	5	755
4	324	1	21	－	8	1	156
5	690	1	26	－	9	6	911
21.7	26.1	4.3	1.0	0.0	0.3	26.1	34.3

に比べて殉職者は５人、負傷者は42人それぞれ増加している。

負傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが31.1％と最も多く、次いで演習訓練によるものが26.1％、救急によるものが6.5％となっている（第１－９表）。

（３）安全衛生体制の整備

消防には、原則としてその業務の性格から労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけた規定は適用されないが、消防庁では公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実にかつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整備についての準則並びに訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備の促進と事故防止の徹底を指導している。

また、消防の衛生管理については、労働安全衛生法の規定が適用され、常時50人以上の職員を有する事業所は衛生管理者、衛生委員会、産業医を選任又は設置することとされているが、消防職員の勤務体制や職務内容からして、職員の健康管理には特に配慮する必要があるため、消防庁としては、消防衛生管理規程のマニュアルを示すなど、衛生管理体制の整備の徹底を図っているところである。

（４）勤務条件等

ア　消防職員の勤務条件等

消防職員の勤務条件は、勤務の特殊性や職務の危険性に配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

（ア）　給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。

消防職員の平均給料月額は、平成７年４月１日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢38.4歳で31万4,151円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.9歳で32万1,866円となっている。なお、平成５年地方公務員給与実態調査による平均昇級間差額を用いて、消防職員の平均年齢38.4歳を一般行政職員の平均年齢39.9歳に置き換えた場合の平均給料月額は、32万4,453円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が10万305円であり、一般行政職員は７万9,162円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

（イ）　勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、２部制と３部制に分けられる。

２部制は、職員が２部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の消防本部でこの制度を採用している。３部制は、職員が３部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁、京都市消防局をはじめ一部の本部で採用されているほか、業務の実態を勘案し、通信指令部門等一部の部門において採用している本部もある。

完全週休二日制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてその導入が進められたところであり、消防職員についても、一般行政職員への完全週休二日制の実施状況を勘案しつつ、順次実施が進められたところである。なお、週40時間勤務制へは、一般行政職員と同様平成６年４月１日に移行したところである。

（ウ）　勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでにも処遇改善の措置が講じられてきたが、社会経済情勢の著しい変化の中で業務内容も複雑多様化しており、これに即応し、勤務の特殊性や職務の危険性の実態に配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めているところである。

（エ）　消防職員委員会

平成７年10月の消防組織法の一部改正により、新たに各消防本部に消防職

員委員会が置かれることとなった。

委員会は、①消防職員の勤務条件及び厚生福利、②消防職員の被服及び装備品、③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関して消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることをその役割としており、平成８年10月１日から制度が施行された。

（オ）　公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な給付等を受けることができる。

また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について特殊公務災害の補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成７年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,909件であり、職員1,000人当たりの受理件数は12.9件となっている。ちなみに、警察職員は17.9件である。

イ　消防団員の処遇改善

（ア）　報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の公務員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村に対しては、支給額の引き上げ等の適正化を図るよう指導している。

なお、平成８年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第１－10表のとおり改善措置が講じられた。

（イ）　公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷

第１－10表　消防団員報酬等の地方交付税算入額

（単位：円）

項目＼年度	7	8
報酬		
団員（年額）	27,500	28,500
団長（年額）	74,000	75,000
出動手当（１回当たり）	6,000	6,100
県内出張旅費（１回当たり）	7,190	7,190
公務災害補償負担金		
人口１人当たり	3.5	3.5
団員１人当たり	1,900	1,900
退職報償金負担金		
団員１人当たり	14,800	14,800

する事例は決して少なくない。過去５年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第１－11表のとおりである。消防組織法第15条の７の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。このうち介護補償については、消防団員に対する損害補償の充実を図るため平成８年度に創設されたものである。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償及び介護補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第１－12表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うことと

第１－11表　消防団員の公務による死傷者数の推移

（単位：人）

項目＼年	3	4	5	6	7
死者	22	2	3	11	10
負傷	1,051	1,028	1,020	1,036	966
計	1,073	1,030	1,023	1,047	976

第１－12表　補償基礎額改定状況

（単位：円）

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
6	団長、副団長	12,140	13,020	13,900
	分団長、副分団長	10,370	11,250	12,140
	部長、班長、団員	8,600	9,490	10,370
7	団長、副団長	12,240	13,120	14,000
	分団長、副分団長	10,470	11,350	12,240
	部長、班長、団員	8,700	9,590	10,470
8	団長、副団長	12,400	13,300	14,200
	分団長、副分団長	10,600	11,500	12,400
	部長、班長、団員	8,800	9,700	10,600

されており、その対象者数は第１－13表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

（ウ）　福祉事業

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

第１－13表　消防協力者等の死傷者数の推移

（単位：人）

項目＼年	3	4	5	6	7
死者	1	1	2	2	3
負傷	119	119	99	131	117
計	120	120	101	133	120

（エ）　退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数５年以上10年未満の団員で11万5,000円、勤務年数30年以上の団長で89万円となっている（第１－14表）。

（オ）　公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに昭和47年には、消防基金による福祉事業（平成７年７月までは「福祉施設」）の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の２分の１であったものが全額となった。

平成８年３月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している関係市町村の数は、公務災害補償業務については、2,953市町村（契約対象市町村の91.34％）、退職報償金の支払業務については3,223市町村（契約対象市町村の99.88％）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

第１－14表　退職報償金支給額

（平成８年度）　（単位：円）

階級	勤務年数					
	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	160,000	265,000	380,000	515,000	700,000	890,000
副団長	150,000	250,000	350,000	455,000	630,000	820,000
分団長	140,000	235,000	330,000	430,000	580,000	765,000
副分団長	135,000	220,000	305,000	395,000	545,000	730,000
部長及び班長	125,000	200,000	275,000	355,000	485,000	655,000
団員	115,000	185,000	255,000	330,000	440,000	610,000

消防基金の平成７年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第１－15表のとおりであり、福祉事業の支給額は、1,093人に対し３億7,586万円になっている。

消防基金の平成７年度の退職報償金の支給額は、６万2,269人に対し158億2,332万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

また、消防基金については、平成８年６月の消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正により、平成９年４月１日から民間法人化されることとなった。

これは、消防団員等の公務災害補償等の責任共済事業の公正かつ確実な実施を確保しつつ、当該事業への指定法人制度の導入、消防基金の役員の選任、財務等についての政府の関与の縮小等を行うものであり、これにより消防基金の経営の活性化、事業の効率化を図ろうとするものである。

（５）消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位・叙勲及び褒章、閣議了解に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、

第１－15表　消防基金の公務災害補償費の支払状況

（平成７年度）

補償の種類	支払人員（人）	支払額（千円）
療養補償	1,288	272,614
休業補償	474	112,234
傷病補償年金	7	17,007
障害補償	128	236,450
遺族補償	514	909,274
葬祭補償	8	4,718
計	2,419	1,552,297

消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体等を対象として行われている。

なお、消防関係者の表彰者数等は第１－16表のとおりである。

４　消防財政

（１）市町村の消防費

ア　消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第１－17表のとおりである。平成６年度の消防費歳出決算額は１兆7,137億円（前年度１兆6,465億円）で、前年度に比べ672億円（4.1％）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額49兆1,876億円（前年度49兆712億円）に占める消防費決算額の割合は3.5％（前年度3.4％）となっている。

イ　１世帯当たり及び住民１人当たりの消防費

平成６年度の１世帯当たりの消防費の全国平均額は３万8,740円（前年度３万7,708円）であり、住民１人当たりでは１万3,748円（前年度１万3,244円）となっている（第１－17表）。

ウ　経費の性質別内訳

平成６年度消防費決算額１兆7,137億円の性質別内訳は、人件費１兆2,205

第１－16表　消防関係者の表彰者数等

（単位：人）

表彰等の種類＼年度	2	3	4	5	6	7
叙位	114	138	134	142	162	188
叙勲						
特別叙勲等	122	178	145	179	172	206
生存者叙勲	801	814	805	840	820	814
銀杯	－	－	－	－	－	－
木杯	－	－	－	－	－	1
褒章						
紅綬褒章	－	－	－	－	－	－
	(3.4.29)	(4.4.29)	(5.4.29)	(6.4.29)	(7.4.29)	(8.4.29)
黄綬〃	2	2	1	2	2	1
	(3.4.29)	(4.4.29)	(5.4.29)	(6.4.29)	(7.4.29)	(8.4.29)
藍綬〃	61	57	62	60	54	38
紺綬〃	20	16	21	19	20	11
総理大臣表彰						
安全功労	5	6	6	6	7	7
防災功労	2	11	8	1	7	10
自治大臣表彰	15	14	13	10	15	13
消防庁長官表彰						
安全功労	30	35	33	36	34	34
防災功労	2	34	13	1	20	26
消防庁長官表彰（随時）						
特別功労章	2	12	－	－	－	3
顕功章	3	2	1	1	2	3
功績章	15	37	1	2	4	2
※国際協力功労章			－	11	－	－
顕彰状	6	2	2	1	5	－
表彰状	1	2	－	1	－	1
賞状	4	4	－	4	－	－
消防庁長官表彰（定例）						
功労章	175	175	185	199	175	175
永年勤続功労章	2,346	2,349	2,550	2,846	2,348	2,347
表彰旗	47	47	46	52	47	47
竿頭綬	60	60	58	54	51	51
賞じゅつ金	6人	15人	2人	3人	5人	9人
	4,970万円	22,130万円	1,540万円	1,920万円	2,440万円	11,160万円
報賞金	4人	4人	2人	2人	2人	1人
	180万円	270万円	80万円	100万円	80万円	100万円
退職消防団員報償						
1号報償	7,286	7,332	7,424	7,050	7,454	7,049
2号報償	17,424	17,827	17,532	17,146	17,752	16,815

（注）・「安全功労」、「防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体（機関）、「賞状」は隊である。
・※は、平成４年度改正により新設した。

第１－17表　普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに１世帯当たり及び住民１人当たり消防費の推移

年度	普通会計決算額（百万円）(A)	消防費決算額（百万円）(B)	１世帯当たり消防費（円）	住民１人当たり消防費（円）	(B)/(A)×100（%）
4	46,890,725	1,577,309	36,616	12,725	3.4
5	49,071,154	1,646,532	37,708	13,244	3.4
6	49,187,612	1,713,707	38,740	13,748	3.5

（注）１　世帯数及び人口は、当該年度の３月31日現在の数値である。
２　各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

億円（全体の71.2%、前年度71.1%）、物件費1,442億円（同8.4%、前年度8.4%）、普通建設事業費2,778億円（同16.2%、前年度16.3%）、その他712億円（同4.2%、前年度4.2%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が501億円（4.3%）、物件費が60億円（4.3%）それぞれ増加している（第１－18表）。

（２）市町村消防費の財源

ア　財源構成

平成６年度の消防費決算額の財源内訳を見ると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が１兆4,927億円（全体の87.1%、前年度88.0%）、次いで地方債1,637億円（同9.6%、前年度8.6%）、国庫補助金173億円（同1.0%、前年度1.0%）となっている（第１－19表）。

イ　地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第１－20表のとおり逐年増加している。平成７年度の単位費用は9,710円（対前年度伸び率4.1%）、基準財政需要額は１兆6,131億円（対前年度伸び率3.5%）であったが、平成８年度は、救助用資機材の見直し等に伴い所要経費の充実を図ったほか、消防団の活性化に資するため、消防団員の報酬額が引き上げられたこと等により、単位費

第１－18表　市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、％）

区分	平成４年度		平成５年度		平成６年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)－(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
人件費	11,083	70.3	11,704	71.1	12,205	71.2	501	4.3
物件費	1,330	8.4	1,382	8.4	1,442	8.4	60	4.3
普通建設事業費	2,703	17.1	2,690	16.3	2,778	16.2	88	3.3
補助事業費	419	2.7	448	2.7	477	2.8	29	6.5
単独事業費	2,278	14.4	2,240	13.6	2,298	13.4	58	2.6
受託事業費	6	0.0	1	0.0	3	0.0	2	200.0
その他	657	4.2	690	4.2	712	4.2	22	3.2
計	15,773	100.0	16,465	100.0	17,137	100.0	672	4.1

（注）　単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

第１－19表　市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、％）

区分	平成４年度		平成５年度		平成６年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)－(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
決算額	15,773	100.0	16,465	100.0	17,137	100.0	672	4.0
一般財源等	13,847	87.8	14,492	88.0	14,927	87.1	435	3.0
特定財源 国庫補助金	155	1.0	159	1.0	173	1.0	14	8.8
特定財源 地方債	1,393	8.8	1,417	8.6	1,637	9.6	220	15.5
特定財源 使用料、手数料	37	0.2	35	0.2	39	0.2	4	11.4
特定財源 その他	341	2.2	362	2.2	360	2.1	△ 2	△ 0.6
特定財源 計	1,926	12.2	1,973	12.0	2,209	12.9	236	12.0

（注）　単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

用は9,870円（対前年度伸び率1.6％）に引き上げられ、基準財政需要額は１兆6,388億円（同1.6％）に増加している。

ウ　国庫補助金

市町村の消防防災施設等整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助に

第１－20表　消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用（円）	対前年度伸び率（％）	基準財政需要額（百万円）	対前年度伸び率（％）
4	8,470	6.4	1,439,971	6.3
5	9,060	7.0	1,522,920	5.8
6	9,330	3.0	1,559,135	2.4
7	9,710	4.1	1,613,077	3.5
8	9,870	1.6	1,638,752	1.6

より、市町村等（一部都道府県を含む。以下同じ。）の消防防災施設等の整備について、補助基準額の３分の１以内の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の引上げが規定されているものがある。人口急増地域の市町村に対しては２分の１又は10分の４、地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては２分の１、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の町村に対しては３分の２、地域改善対策地域及び沖縄県の市町村に対しては３分の２以内の補助を行っている。また、平成８年度からは、地震防災対策特別措置法に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設等のうち、同法第４条の適用を受ける施設等に対しては、２分の１以内の補助を行っている。

平成７年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防防災施設・設備の整備状況は、附属資料34、35のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設等である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、コンビナート火災等のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、人命救助のための救助工作車等の整備が進んでいる。

市町村等に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況の中ではあるが平成元年度以来増加しており、平成８年度においては前年度に比べて14.9％増の200億9,498万円（前年度174億8,695万円）となった。

平成８年度の補助金については、阪神・淡路大震災の教訓にかんがみ、消防水利の多様化方策の一環として海水利用型消防水利システム、大規模災害

が発生した場合の迅速かつ的確な防災活動を展開するため、映像による被害状況を早期に把握できる画像伝送システム及びこれらの災害による被害を最小限に止めるための自主防災組織等が使用するコミュニティ防災資機材等整備事業並びに災害現場へ派遣される緊急消防援助隊関係の資機材を補助対象とした。

また、消防団拠点施設等整備事業、消防団活性化総合整備事業、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、消防ポンプ自動車等についてそれぞれ数量の増を図った。

エ　地方債

消防防災施設等整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村等における消防防災施設等整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第１－21表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム、災害弱者消防緊急通報システムモデル事業等の消防防災施設整備、避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）、避難地及び避難休憩施設の防災基盤整備並びに震災対策特別事業として拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設の耐震化、ヘリコプター離着陸場の整備及び災害情報システム整備がある。

さらに、平成７年度からは、消防広域化の推進を図るため、消防の広域再編を行う市町村が住民に対する消防・防災の啓発等に使用する施設を消防庁舎と一体的に整備する事業等を対象とすることとしている。

また、ふるさとづくり事業等の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり事業等を活用して行う事業に要する経費については、地域総合整備事業債の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

オ　その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関係する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

（３）都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況を見ると、平成６年度における歳出決算額は835億9,700万円であり、平成６年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.17％である（第１－22表）。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、

第１－21表　市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移
（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、％）

区分	平成４年度	平成５年度 (A)	平成６年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)－(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	30,931	28,216	24,474	△ 3,742	△ 13.3
共済組合資金	9,639	8,852	6,877	△ 1,975	△ 22.3
損保資金	7,246	8,826	10,728	1,902	21.5
市有物件資金	5,433	6,011	5,922	△ 89	△ 1.5
全国自治協会資金	2,863	2,837	2,945	108	3.8
共済農協連資金	1,000	1,000	2,000	1,000	100.0
その他	21,362	16,726	19,327	2,601	15.6
小計	78,474	72,468	72,273	△ 195	△ 0.3
地域総合整備事業債（防災まちづくり事業）	31,103	35,930	36,353	423	1.2
合計	109,577	108,398	108,626	228	0.2

火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

平成６年度における補助金の決算額は90億5,700万円で、前年度に比べて６億8,100万円（7.0％）減少している。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の嵩上げ補助の方法によっている。

また、貸付金の決算額は9,700万円で、前年度に比べて１億700万円（52.5％）減少している。

（４）国の消防費

消防庁の平成８年度予算額は、前年度より11.5％増の233億4,131万円となっている（第１－23表）。

総額のうち200億9,498万円（対前年度比114.9％）は、消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金に充てられている。

５　消防体制の整備の課題

（１）消防力の重点的整備

ア　常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、

第１－22表　都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

（単位：百万円、％）

年度	普通会計決算額 (A)	消防防災費決算額 (B)	(B)／(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
4	47,439,741	101,647	0.21	10,048	90
5	49,258,036	89,724	0.18	9,738	204
6	50,144,684	83,597	0.17	9,057	97

（注）　地方財政統計年報による。

第１－23表　平成８年度消防庁関係予算主要事項別一覧

（単位：千円、％）

事項	平成８年度予算額 (A)	平成７年度予算額 (B)	増△減 (A)－(B)	前年度対比 (A)／(B)
〔主要事項〕				
1　消防防災施設整備に必要な経費	6,350,745	5,463,829	886,916	116.2
(1)　市町村消防施設整備費補助金	3,420,623	3,887,181	△ 466,558	88.0
(2)　特殊災害用消防施設整備費補助金	352,139	397,709	△ 45,570	88.5
(3)　大震火災対策施設等整備費補助金	2,577,983	1,178,939	1,399,044	218.7
(ｱ)　一般分	0	678,638	△ 678,638	皆減
(ｲ)　地震強化分	0	500,301	△ 500,301	皆減
(ｳ)　地震防災分	2,577,983	0	2,577,983	皆増
(ｴ)　火山分	0	0	0	－
2　消防防災設備整備に必要な経費	13,744,231	12,023,118	1,721,113	114.3
(1)　市町村消防設備整備費補助金	10,575,223	10,285,558	289,665	102.8
(2)　特殊災害用消防設備整備費補助金	187,767	200,591	△ 12,824	93.6
(ｱ)　石油コンビナート分	121,589	133,248	△ 11,659	91.3
(ｲ)　林野分	66,178	67,343	△ 1,165	97.5
(3)　大震火災対策設備等整備費補助金	2,981,241	1,536,969	1,444,272	194.0
(ｱ)　一般分	253,144	94,549	158,595	267.7
(ｲ)　地震強化分	0	67,700	△ 67,700	皆減
(ｳ)　地震防災分	969,947	0	969,947	皆増
(ｴ)　消防防災無線分	1,747,350	1,342,500	404,850	130.2
(ｵ)　風水害分	10,800	32,220	△ 21,420	33.5
(ｶ)　火山分	0	0	0	－
〔主要事項計〕	20,094,976	17,486,947	2,608,029	114.9
〔その他の経費〕	3,246,330	3,441,196	△ 194,866	94.3
【合計】	23,341,306	20,928,143	2,413,163	111.5

初期出動体制の確保が最も肝要である。このため、24時間常時出動可能な常備消防体制が全国の市町村で逐次整備され、平成８年４月１日現在、常備化市町村数は3,106を数え、全国市町村数に対する常備化率は96.1％に達している。

加えて、最近の急激な高齢化社会の進行等の地域社会の変化に伴い消防需要は大きく変化しており、近年は、救急業務の高度化の要請が高まってきて

いるほか、高層建築物、危険物施設の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、はしご付消防自動車や化学消防自動車等高度な設備と予防査察体制の一層の整備充実等が必要となってきている。

市町村は、これらの新たな消防需要に対応し消防体制の一層の整備充実を図り、全国いずれの地域においても等しく生活の安全が確保されるよう、住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していかなければならない。

しかしながら、全国の消防本部の組織体制は、消防本部により大きな差異があり、職員規模でみても、50人未満のものから1,000人以上のものまで極めて多様であり、また、どちらかといえば小規模な消防本部が多数を占めている現状にある。

これらの、規模の小さな消防本部の場合、一般に、財政基盤や人員、施設装備の面で十分でなく、今後これらの消防需要に十分対応できるようにするため、小規模消防の広域再編など組織面での消防の対応力の強化方策を推進することが必要である。

都道府県においては、関係市町村間の連絡協調を図り、計画的に県内の小規模消防本部の広域再編を推進するとともに、組合消防本部の人事、財政面での運用改善を促進するなど、消防の対応力強化に向け積極的な役割を果たすことが期待され、このため、各都道府県において消防広域化基本計画を策定することとしており、消防庁においても、都道府県消防広域化基本計画の策定指針を示し、その策定指導を行っているところである。

また、小規模消防の広域再編が全国的に推進される契機として、先導的に消防の広域再編を図ろうとする市町村等をモデル広域消防として指定し、支援を行うこととし、平成6年度に14の圏域を、平成7年度に9の圏域を指定したところである。

イ　消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務と

なっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するため、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図る必要がある。

さらに、高度情報通信社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、必要な情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について重点的に整備を推進する必要がある。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成8年4月1日現在で14万8,989人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効果的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図る必要がある。

消防団員は、平成8年4月1日現在で97万2,078人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ　消防財源の強化

消防力は逐年強化されているものの、大規模化、複雑多様化している災害への対応力を強化するためには、その整備を一層推進する必要がある。

消防力の充実強化の基礎となる消防財源については、地方交付税における

消防費の基準財政需要額を逐年増額するとともに、国庫補助金や地方債資金確保等なお一層その充実を図っていく必要がある。

（2）消防職団員の処遇

消防職団員の処遇は、消防業務の性格を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図る必要がある。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとすること、②仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、③消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、④安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞じゅつ金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

（3）消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の平均年齢は、平成7年4月1日現在38.4歳と一般行政職の39.9歳より若いが、年齢構成は、40歳～43歳と44歳～47歳の階層が、それぞれ16％以上を占める構成となっており、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防機関においても、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理など職員の高齢化対策を推進する必要がある。

また、消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進する必要がある。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交流等に取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少ない消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立する必要がある。

（4）消防団の活性化対策の推進

消防団は、平成7年1月の阪神・淡路大震災における目覚しい活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動に大きな役割を果たしている。また、近年は地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等の分野でも地域防災のリーダーとして活躍しているが、他面、都市化による住民の連帯意識の希薄化の傾向、過疎地域における若年層の減少及び国民の就業形態の変化等近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、団員の高齢化、サラリーマン化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、平成7年度においては、①消防団員の待機室に加え研修施設も併設し、住民との交流活動も可能な施設として、地域における消防団の活動拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等整備事業」、消防団員の高齢化に対応し、装備の省力化、安全化に資する無線機器や安全装備品等の消防団に必要な設備の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化総合整備事業」及び地域住民の消防団活動への積極的な参加、協力を推進するための活動に必要な設備、備品に対して助成を行う「ふるさと消防団活性化助成事業」を引き続き推進する、②消防団加入促進ポスターを作成、配布するなど消防団のPRを行う、③団員の処遇の改善を図る、等の措置を講じたところである。今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青年層、女性層の消防団活動への積極的な参加の促進及び消防団活動の安全の確保に努めるとともに、団員の処遇改善を一層進める等、引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

第２節　教育訓練体制

１　消防職員及び消防団員の教育訓練

複雑・多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識、技能の向上が不可欠であり、消防職員及び消防団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職員及び消防団員の教育訓練は、各消防本部（訓練機関）、消防署や消防団における教育訓練を基本としつつ、消防に係る知識、技能を習得させるため、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校が設置されている。また、これらのほか、救急救命研修所等において専門的な教育訓練が行われている。

このように、消防職員及び消防団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、また、相互に連携して実施されている。

２　職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教育訓練（職場教育）が行われている。

職場教育における基準としては、「消防訓練礼式の基準」、「消防操法の基準」、「消防救助操法の基準」があり、また、消防庁としては、訓練時の安全管理体制等の整備について指導するなど、効率的かつ安全な訓練の推進を図っている。

３　消防学校における教育訓練

（１）消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならず、また、指定都市は、

「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

消防学校を設置、運営する場合の基準としては「消防学校の施設、人員及び運営の基準」がある。

これに基づき、平成８年度現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市及び平成８年４月１日から開校の千葉市の７市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある。

（２）教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は６か月以上とされている。
- 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は４日以上とされている。
- 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- 「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（３）教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第２－１表のとおりである。

初任教育の期間は、平成７年度は、53校が６か月以上の教育訓練を実施し

ている。

新規採用者の初任教育受講状況をみると、平成７年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は3,426人で、採用者数の減に伴い前年度に比べ977人減少しているが、受講率については、85.2%と前年度より0.5ポイント高くなっている（第２－２表）。

消防団員については、平成７年度において延べ58,699人が消防学校における教育訓練を受講している。

消防団員にあっては、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成７年度においては、地方自治体職員、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、企業の自衛消防隊等のべ22,025人に対し教育訓練が行われている。

（４）教職員の状況

平成８年４月１日現在の消防学校教職員数の状況は第２－３表のとおりで

第２－１表　消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

（単位：人、%）

区分	平成６年度	平成７年度
初任教育	5,105（ 18.6）	4,231（ 15.0）
専科教育	13,556（ 49.6）	14,265（ 50.6）
警防科	1,219（ 4.5）	1,397（ 5.0）
予防科	1,489（ 5.4）	1,768（ 6.3）
機関科	234（ 0.9）	374（ 1.3）
救急科	9,307（ 34.0）	9,409（ 33.4）
救助科	1,307（ 4.8）	1,317（ 4.7）
幹部教育	2,833（ 10.3）	3,105（ 11.0）
特別教育	5,887（ 21.5）	6,606（ 23.4）
計	27,381（ 100.0）	28,207（ 100.0）

第２－２表　新規採用者の初任教育受講状況

（単位：人、%）

区分		平成６年度	平成７年度
初任教育を受けた者	６か月以上	4,147（ 79.8）	3,317（ 82.5）
	５か月	105（ 2.0）	99（ 2.5）
	４か月以下	151（ 2.9）	10（ 0.2）
	小計	4,403（ 84.7）	3,426（ 85.2）
初任教育を受けなかった者		796（ 15.3）	594（ 14.8）
計		5,199（ 100.0）	4,020（ 100.0）

第２－３表　消防学校教職員数

（平成８．４．１現在）（単位：人）

教員					事務職員			その他			計
専任		兼任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
実員	派遣	実員	派遣								
310	160	47	4	521	117	10	127	84	2	86	734

ある。専任教員470人のうち派遣の教員が160人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県の他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

4　消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、その前身である「消防講習所」が、昭和23年４月に国家消防庁の内部組織として設置され、その後、昭和34年４月に発展的に解消して、「消防大学校」となったものである。

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する

必要な技術的援助を行っている。

（1）教育訓練施設等

消防大学校の施設は、本館、第二本館、訓練塔、屋内火災防ぎょ訓練棟、訓練用プール、視聴覚別館、教官宿泊棟、不二寮（新北寮、北寮、西寮）などである。

平成8年度には施設の一部を撤去、新築している。体育館、特別教室、救急訓練室、講堂、演習室からなる第二本館、コンピュータによる訓練条件が設定できる屋内火災防ぎょ訓練棟、個室化した寮の完成により、一層充実した教育訓練が可能となっている。主な内容として、特別教室では、屋外テレビカメラで訓練棟の訓練状況を遠隔操作で撮影するとともに、多方向の映像や時間経過ごとの映像を同時に映像化した図上訓練などが実施できるようになっている。救急訓練室では、心電図伝送装置等による救急業務の高度化に対応した訓練が可能となっている。体育館では、雨天時の消防活動訓練の他に学生の昼夜の健康維持にも活用されている。屋内火災防ぎょ訓練棟では、訓練条件を外壁の電光表示装置に表示し、放水等の活動状況に応じて自動的に変化するとともに訓練室の濃煙熱気状況も自動的にコンピュータによりコントロールされ、より実火災に即した現場指揮訓練が可能である。

資機材としては、平成7年度に新たに救助用支柱器具、簡易画像探査機、熱画像直視装置を導入するとともに高度救命処置用資機材を増強した。平成8年度には新たに高規格救急自動車、救急車モニタリングAVシステムを導入するとともに高度救命処置用資機材を新たに整備している。

（2）教育訓練

ア　教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である。

平成7年度及び平成8年度には、地震災害等大規模広域災害に対応するための広域部隊運用、航空防ぎょ戦術に係る科目を充実するとともに地下鉄サリン事件等の特異事例をふまえてサリン等の有毒物質による特殊な災害に備える科目を取り入れている。また、平成8年度には救急科のカリキュラムを見直し、入校資格を救急標準課程、救急II課程修了者とするとともに監督者、指導者としての資質をより一層向上させるための科目に重点を置いている。

第2－4表　教育訓練課程

部	学科	教育訓練目的	期間
総合教育	本科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救急科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

イ　教育訓練の実施状況

消防大学校（消防講習所を含む）の卒業生は、平成7年度末現在で2万3,572人となっており、平成8年度の計画人数は797人である。

また、平成7年度には2名の外国人研修生（中国2名）を受け入れた。

第２－５表　教育訓練の実施状況

	学科	卒業生			左のうち平成７年度卒業生		平成８年度計画	
		昭和23.6～昭和34.3消防講習所	昭和34.4～平成8.3消防大学校	合計	実施回数	人数	実施回数	人数
		人	人	人	人	人		
総合教育	本科	796	2,111	2,907	1	51	1	52
	幹部研修科	－	1,095	1,095	2	114	2	112
	上級幹部科	668	2,728	3,396	2	90	2	98
	消防団長科	453	1,267	1,720	1	29	1	50
	小計	1,917	7,201	9,118	6	284	6	312
専科教育	警防科	－	4,045	4,045	2	133	2	140
	予防科	386	3,890	4,276	2	138	2	140
	救急科	－	2,475	2,475	2	106	2	107
	救助科	－	1,430	1,430	2	101	2	98
	小計	386	11,840	12,226	8	478	8	485
	危険物保安科	－	327	327	－	－	－	－
	教員科	－	244	244	－	－	－	－
	専修科等	817	840	1,657	－	－	－	－
	小計	817	1,411	2,228	－	－	－	－
合計		3,120	20,452	23,572	14	762	14	797

（注）「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

（参考）

第２－５表　教育訓練の実施状況

	学科	卒業者数			左のうち平成７年度卒業生		平成８年度計画	
		前期	後期	合計	実施回数	人数	実施回数	人数
				人		人		人
総合教育	本科	51	－	51	1	51	1	52
	幹部研修科	60	54	114	2	114	2	112
	上級幹部科	43	47	90	2	90	2	98
	消防団長科	29	－	29	1	29	1	50
	小計	183	101	284	6	284	6	312
専科教育	警防科	78	55	133	2	133	2	140
	予防科	60	78	138	2	138	2	140
	救急科	51	55	106	2	106	2	107
	救助科	50	51	101	2	101	2	98
	小計	239	239	478	8	478	8	485
合計		422	340	762	14	762	14	797

ウ　実務講習会

消防大学校で実施している実務講習会は次のとおりである。平成８年度においては、地方公共団体の防災責任者等に対し大規模災害発生直後の対策活動とそれに必要な事前準備（危機管理）について習得させる「大規模災害発災時に係る災害対策活動（危機管理）講習会」を新たに実施している。

（ア）　火災調査講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するために実施している。

（イ）　防災講習会

地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するために実施している。

（ウ）　はしご自動車等講習会

はしご自動車の操作員の安全確保のための教育の必要性が提言されたことに伴って実施している。

（エ）　大規模災害発災時に係る災害対策活動（危機管理）講習会

地震等の大規模災害発災時に必要とされる緊急災害対策活動を有効に展開できるようにするために講習会を実施している。

〈消防大学校の教育訓練状況〉

平成８年度には第二本館（特別教室、救急訓練室、体育館、講堂）、屋内火災防ぎょ訓練棟、新北寮の完成や高規格救急自動車の導入などにより、一層充実した教育訓練が可能となっています。その主なものは次のとおりです。

① 屋内火災防ぎょ訓練棟では、訓練条件を外壁の電光表示装置に表示し、放水等の活動状況に応じて自動的に変化するとともに訓練室の濃煙熱気状況も自動的にコンピュータによりコントロールされ、より実火災に即した現場指揮訓練を行っている。

② 特別教室では、屋外テレビカメラで訓練棟の訓練状況を遠隔操作で撮影するとともに、多方向の映像や時間経過ごとの映像を同時に映像化した図上訓練などが実施できるようになっている。

③ 救急訓練室では、心電図伝送装置等による救急業務の高度化に対応した訓練が可能となっている。

④ 体育館では、雨天時の消防活動訓練の他に学生の昼夜の健康維持にも活用されている。

（３）消防学校等に対する技術的援助

ア　消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。

イ　消防学校長研修会

複雑多様化する各種災害に的確に対処するため、消防職団員の教育訓練の多様化、専門化が進んでいることから実施している。

ウ　講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

エ　教員用指導資料等の作成及び視聴覚教材の整備

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、消防学校の初任者用教科書の編集、作成について指導を行っており現在までに29種類が配布している。

さらに、視聴覚教育の重要性にかんがみ、視聴覚教材の整備を進めている。

5　その他の教育訓練

職場教育や消防学校、消防大学校における教育訓練のほか、救急救命士の養成など、消防に関する専門的な知識・技能について必要がある場合は、専門の教育訓練が行われている。

救急救命士の養成のための教育訓練については、救急隊員が救急救命士（第３章第３節参照）の資格を国家試験により取得するための養成所として、平成３年８月に財団法人救急振興財団が救急救命中央研修所（年間120人規模）を開設し、さらに養成規模の拡大を図るために、平成５年10月にはこれを改組して救急救命東京研修所（年間400人規模）を開設した。これに引き続き、平成７年４月には救急救命九州研修所（年間400人規模）を開設した

ところである。また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成８年度には、全国で約1,300人の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受けている。

救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」（平成３年文部省・厚生省令第２号）に基づき、835時間以上の講義及び実習が行われている。

その他、出火原因の究明率向上等、火災原因調査体制の整備充実を図るため、平成７年度から（財）消防科学総合センターにより火災原因調査担当者研修が実施されている。また、平成７年３月に発生した地下鉄サリン事件など有毒ガス等の化学物質を用いた事件の発生に伴い、消防機関においてもこれらの化学災害に際して、要救助者の迅速な救助救出、隊員の安全管理体制を強化すること等が求められていることから、消防庁においても、平成８年度から、化学災害担当消防職員を、高度かつ専門的な知識・技能を有する防衛庁（陸上自衛隊化学学校）における教育訓練に参加させることとしたところである。

6　全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ錬成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第25回大会は、平成８年８月23日に全国９ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた209チーム、939名が参加して札幌市で開催された。

また、消防団員や地域における婦人消防隊の技術の向上を目指し、財団法人日本消防協会の主催による第15回全国消防操法大会が平成８年10月16日に、第12回全国婦人消防操法大会が平成８年10月24日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。

全国消防救助技術大会

7　教育訓練体制の課題

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成７年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が85.2%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保と消防学校の教育訓練の基準の見直しを図っていく必要がある。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校に対する教育需要は教育訓練課程をはじめとして一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

第３節　救急体制

１　救急業務の実施状況

（１）救急出場件数及び搬送人員の状況

平成７年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数328万46件（対前年23万1,046件増、対前年比7.6％増）、搬送人員316万4,483人（同21万5,853人増、同7.3％増）である（第３－１表）。

なお、救急出場件数のうち１万887件、搬送人員のうち１万263人は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災に係るものであるが、これを除いても救急出場件数は対前年比7.2％増、搬送人員は対前年比7.0％増と、近年では非常に大きい増加を見せている。

これは、全国で１日平均8,986件（前年8,353件）、9.6秒（前年10.3秒）に１回の割合で救急隊が出場したことになり、国民の40人に１人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第１位が急病によるもので半数以上を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。急病については、

第３－１表　救急出場件数及び搬送人員の推移

区分／年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による出場件数 (B)	(A)に対する(B)の割合（％）	(A)のうち急病による出場件数 (C)	(A)に対する(C)の割合（％）
	件数 (A)	対前年増減率（％）	人員	対前年増減率（％）				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
3	2,829,248	2.3	2,765,836	2.4	645,397	22.8	1,428,145	50.5
4	2,861,311	1.1	2,793,495	1.0	638,585	22.3	1,467,345	51.3
5	2,931,663	2.5	2,853,339	2.1	632,164	21.6	1,522,365	51.9
6	3,049,000	4.0	2,948,630	3.3	626,604	20.6	1,605,195	52.6
7	3,280,046	7.6	3,164,483	7.3	643,037	19.6	1,771,468	54.0

（注）　昭和38年の数は４月１日から12月31日までのものである。

引き続いて増加の傾向にあり、交通事故についても、平成３年以降漸減の傾向にあったが、再び増加している（附属資料30）。

また、急病と交通事故の割合を13大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている（第３－２表）。

第３－２表　急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分／年	13大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に対する割合（％）	件数	全件数に対する割合（％）	件数	全件数に対する割合（％）	件数	全件数に対する割合（％）
3	489,253	54.3	174,807	19.4	938,892	48.7	470,590	24.4
4	517,491	55.0	178,417	19.0	949,854	49.5	460,168	24.0
5	528,973	55.2	176,064	18.4	993,392	50.3	456,100	23.1
6	555,711	56.1	171,998	17.4	1,049,484	51.0	454,604	22.1
7	556,060	59.1	187,587	19.9	1,215,408	52.0	455,450	19.5

（注）　13大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区（事務委託団体に係るものを含む。）をいい平成４年からは千葉市を含む（第３－４表についても同じ。）。

第３－３図　医療機関別搬送人員の状況（平成７年中）

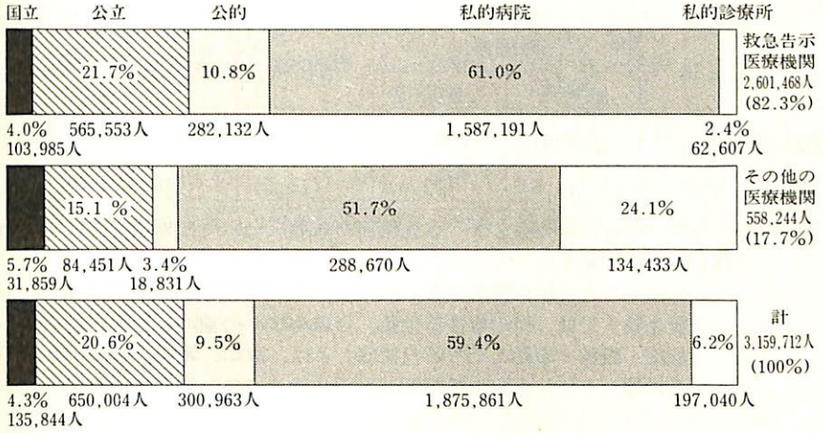

第3－4表　傷病程度別

区分 / 事故種別 / 傷病程度	13大都市 死亡	13大都市 重症	13大都市 中等症	13大都市 軽症	13大都市 計	その他 死亡	その他 重症
急病	6,867 (1.2)	48,060 (8.7)	216,084 (38.9)	284,392 (51.2)	555,403 (100.0)	32,951 (3.0)	160,718 (14.6)
交通事故	601 (0.3)	6,764 (3.6)	31,306 (16.7)	148,859 (79.4)	187,530 (100.0)	5,293 (1.0)	40,484 (7.6)
一般負傷	425 (0.4)	5,619 (4.8)	30,689 (26.0)	81,379 (68.9)	118,112 (100.0)	2,519 (1.1)	26,943 (11.5)
その他	1,075 (0.9)	23,725 (19.4)	60,392 (49.3)	37,248 (30.4)	122,440 (100.0)	4,592 (1.5)	103,219 (34.0)
計	8,968 (0.9)	84,168 (8.6)	338,471 (34.4)	551,878 (56.1)	983,485 (100.0)	45,355 (2.1)	331,364 (15.2)

（注）　1　死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
　　2　重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
　　3　中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
　　4　軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
　　5　（　）内は構成比を示し、単位は％である。

第3－5表　急病に係る疾病

分類項目別	循環系 脳疾患	循環系 心疾患等	消化系	呼吸系	精神系
搬送人員（人）	241,810	201,037	190,775	174,195	86,740
構成比（％）	(14.6)	(12.1)	(11.5)	(10.5)	(5.2)

（注）　1　急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病については初診時における医師の
　　類したものである。
　　2　「脳疾患」とは脳血管疾患をいう。
　　3　「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びその他
　　4　「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい等の
　　5　「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病分類

搬送人員の状況

（平成7年中）

その他の市町村 中等症	その他の市町村 軽症	その他の市町村 計	全体 死亡	全体 重症	全体 中等症	全体 軽症	全体 計
443,703 (40.2)	465,349 (42.2)	1,102,721 (100.0)	39,818 (2.4)	208,778 (12.6)	659,787 (39.8)	749,741 (45.2)	1,658,124 (100.0)
119,604 (22.4)	369,755 (69.1)	535,136 (100.0)	5,894 (0.8)	47,248 (6.5)	150,910 (20.9)	518,614 (71.8)	722,666 (100.0)
68,694 (29.3)	136,250 (58.1)	234,406 (100.0)	2,944 (0.8)	32,562 (9.2)	99,383 (28.2)	217,629 (61.7)	352,518 (100.0)
132,307 (43.6)	63,300 (20.9)	303,418 (100.0)	5,667 (1.3)	126,944 (29.8)	192,699 (45.2)	100,548 (23.6)	425,858 (100.0)
764,308 (35.1)	1,034,654 (47.6)	2,175,681 (100.0)	54,323 (1.7)	415,532 (13.2)	1,102,779 (34.9)	1,586,532 (50.2)	3,159,166 (100.0)

分類別搬送人員の状況

（平成7年中）

感覚系	泌尿系	新生物	その他	症状・徴候・診断名不明確の状態	計
80,592	60,049	23,390	221,886	377,650	1,658,124
(4.9)	(3.6)	(1.4)	(13.4)	(22.8)	(100.0)

診断に基づく症病名をＷＨＯ（世界保健機構）で定める国際疾病分類（ＩＣＤ）により分

の新生物をいう。
疾病をいう。
の全てである。

（2）医療機関別搬送人員の状況

平成7年中の搬送人員316万4,483人のうち、医療機関に搬送された救急患者は、315万9,712人であり、その82.3%に当たる260万1,468人が救急告示医療機関へ、残り17.7%に当たる55万8,244人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている（第3－3図）。

（3）傷病程度別搬送人員の状況

平成7年中の搬送人員316万4,483人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した315万9,166人の状況をみると、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の49.8%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は50.2%となっており、長期的に見て軽症患者の割合が漸増の傾向にある。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている（第3－4表）。

（4）急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成7年中の急病の内訳をWHO（世界保健機構）が定める国際疾病分類（ICD）の項目別にみると、症状・徴候・診断名不明確の状態（22.8%）、脳疾患（14.6%）、心疾患等（12.1%）の順となっている。全体の傾向としては、症状・徴候・診断名不明確の状態が増加しており、脳疾患、心疾患等の循環系については、全体に占める割合はむしろ漸減しているものの、件数は依然として増加している（第3－5表）。

（5）収容所要時間別搬送人員の状況

平成7年中の搬送人員316万4,483人の収容所要時間（救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の状況は、10分～20分未満が123万4,410人（全体の39.0%）で最も多く、10分未満の12万7,776人（全体の4.0%）と合わせると全体の半数近くとなっている（第3－6図）。

（6）転送の状況

平成7年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.8%に当たる312万6,678人で、残りの1.2%に当たる3万7,805人が転送されている。転送された患者の全体に占める割合は年々減少している。また、転送された人員の転送回数別の状況は、転送回数1回が3万7,248人と転送者全体の98.5%を占めており、転送の理由は前年と同様に、処置困難、

第3－6図　収容所要時間別搬送人員の状況（平成7年中）

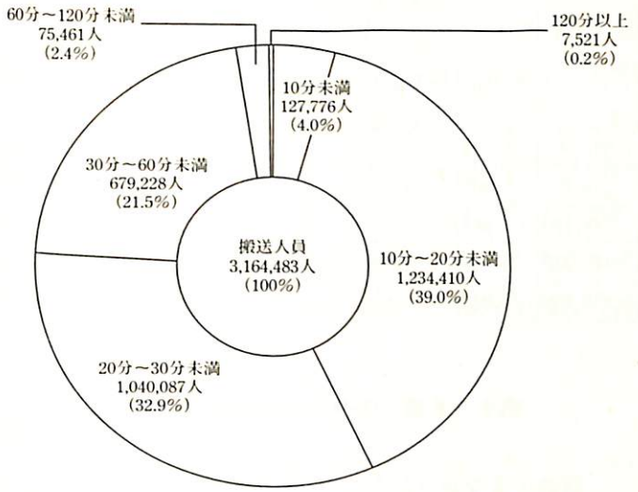

救急活動（船橋市消防局）

専門外、ベッド満床の順となっている（第3－7表、第3－8表）。

（7）救急隊員の行った応急処置の状況

平成7年中の搬送人員316万4,483人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は215万7,293人（搬送人員の68.2%、前年は63.1%）であり、前年

第３－７表　転送回数別搬送人員の状況

（平成７年中）

区分	転送なし	転送あり						計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1回	2回	3回	4回	5回以上	小計 (A)		
急病	1,637,508	21,534	290	10	1		21,835	1,659,343	1.3
交通事故	715,792	7,302	122	4			7,428	723,220	1.0
一般負傷	348,140	4,667	67	2			4,736	352,876	1.3
その他	425,238	3,745	60	1			3,806	429,044	0.9
計	3,126,678	37,248	539	17	1	0	37,805	3,164,483	1.2

第３－８表　医療機関別転送理由の状況

（平成７年中）

理由＼収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	11,896 (49.8)	9,079 (62.7)	20,975 (54.7)
専門外	5,162 (21.6)	2,717 (18.8)	7,879 (20.5)
ベッド満床	3,854 (16.1)	1,015 (7.0)	4,869 (12.7)
医師不在	313 (1.3)	144 (1.0)	457 (1.2)
手術中	428 (1.8)	88 (0.6)	516 (1.3)
理由不明	123 (0.5)	62 (0.4)	185 (0.5)
その他	2,109 (8.8)	1,384 (9.6)	3,493 (9.1)
計	23,885 (100.0)	14,489 (100.0)	38,374 (100.0)

（注）（　）内は構成比を示し、単位は％である。

に比較し、29万6,655人（13.8％）増加している。その内容は毛布等による保温が最も多く、次いで血圧測定、血中酸素飽和度測定の順となっている。また、平成３年８月の「救急隊員の行う応急処置等の基準」（昭和53年消防庁告示第２号）の改正により拡大された応急処置の件数は、212万4,701件と前年の約1.6倍となっており、このうち救急救命士が行う、心肺機能停止状態に陥った傷病者の蘇生等のために行う高度な応急処置の件数は１万1,985件にのぼり、前年の約1.2倍となっている。これは、救急標準課程又は救急Ⅱ課程の修了者の養成及び運用が着実に推進されているとともに、救急救命士についても、制度の定着に伴い、その養成及び運用が着実に推進されていることを示している（第３－９表）。

２　救急業務の実施体制

（１）実施市町村

救急業務実施市町村数は、平成８年４月１日現在、3,125市町村（667市、1,944町、514村）で前年と比較して７市町村の増加となっている（第３－10表）（東京特別区は、１市として計上している。以下同じ。）。

この結果、全市町村3,233のうち、96.7％（前年96.4％）に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.6％（前年99.6％）がカバーされることとなった（附属資料29）。なお、救急業務形態の内訳は単独が456市町村、委託が201市町村、組合が2,468市町村となっている（第３－11図）（人口は、平成７年の国勢調査人口速報値による。以下同じ。）

また、実施市町村のうち、3,100市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、25町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

（２）救急隊数及び救急隊員数

救急隊は、平成８年４月１日現在、4,416隊（対前年29隊増、対前年比0.7％増）設置されている（第３－12表）。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければ

第３－９表　救急隊員の行った応急処置の状況

（平成７年中　単位：人）

処置項目＼事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員	1,203,127	417,252	254,026	282,888	2,157,293
止血	7,686 (0.3)	71,740 (9.0)	44,469 (9.4)	21,827 (3.8)	145,722 (3.0)
固定	6,959 (0.2)	85,969 (10.8)	47,146 (9.9)	25,646 (4.5)	165,720 (3.4)
人工呼吸	56,911 (1.9)	5,985 (0.8)	4,969 (1.0)	7,840 (1.4)	75,705 (1.6)
酸素吸入	331,060 (11.1)	28,742 (3.6)	15,360 (3.2)	90,411 (15.7)	465,573 (9.6)
保温	602,834 (20.1)	82,222 (10.4)	71,488 (15.1)	113,686 (19.8)	870,230 (18.0)
被覆	7,599 (0.3)	180,768 (22.8)	99,350 (20.9)	43,248 (7.5)	330,965 (6.8)
心肺蘇生	51,697 (1.7)	5,243 (0.7)	4,439 (0.9)	6,376 (1.1)	67,755 (1.4)
心マッサージ	52,994 (1.8)	5,398 (0.7)	4,566 (1.0)	6,569 (1.1)	69,527 (1.4)
※うち自動式心マッサージ器	687	49	63	76	875
※在宅療法	3,464 (0.1)	42 (0.0)	109 (0.0)	159 (0.0)	3,774 (0.1)
※ショックパンツ	49 (0.0)	98 (0.0)	41 (0.0)	62 (0.0)	250 (0.0)
※血圧測定	604,680 (20.2)	104,747 (13.2)	57,662 (12.2)	71,335 (12.4)	838,424 (17.3)
※心音・呼吸音聴取	215,322 (7.2)	27,698 (3.5)	18,158 (3.8)	20,549 (3.6)	281,727 (5.8)
※血中酸素飽和度測定	588,374 (19.7)	104,040 (13.1)	55,886 (11.8)	88,350 (15.4)	836,650 (17.3)
※心電図測定	99,615 (3.3)	5,942 (0.7)	3,638 (0.8)	14,721 (2.6)	123,916 (2.6)
うち伝送	4,352	293	265	483	5,393
気道確保	113,878 (3.8)	12,195 (1.5)	8,886 (1.9)	18,548 (3.2)	153,507 (3.2)
※うち経鼻エアウェイ	15,483	1,749	1,281	1,891	20,404
※うち喉頭鏡、鉗子等	4,196	353	1,687	460	6,696
※うちラリンゲアルマスク等	6,335	319	516	599	7,769
※除細動	1,375 (0.0)	14 (0.0)	29 (0.0)	82 (0.0)	1,500 (0.0)
※静脈路確保	2,142 (0.1)	125 (0.0)	206 (0.0)	243 (0.0)	2,716 (0.1)
その他	245,131 (8.2)	72,098 (9.1)	38,128 (8.0)	45,404 (7.9)	400,761 (8.3)
計	2,991,770 (100.0)	793,066 (100.0)	474,530 (100.0)	575,056 (100.0)	4,834,422 (100.0)
※拡大された応急処置等	1,541,722	245,176	139,276	198,527	2,124,701

（注）１　１人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。
２　（　）内は構成比を示し、単位は％である。
３　※は拡大された応急処置等の項目である。

第３－10表　救急業務実施市町村数の推移

区分＼年	38	4	5	6	7	8
市町村数	214	3,067	3,099	3,099	3,118	3,125
対前年増加数	45	1	32	0	19	7
対前年増加率（％）	23.6	0.4	1.0	0.0	0.6	0.2
指数	100	1,433	1,448	1,448	1,457	1,460

（注）　実施市町村は、昭和38年（1月1日現在）を除き、各年とも4月1日現在による。

第３－11図　救急業務実施形態の内訳

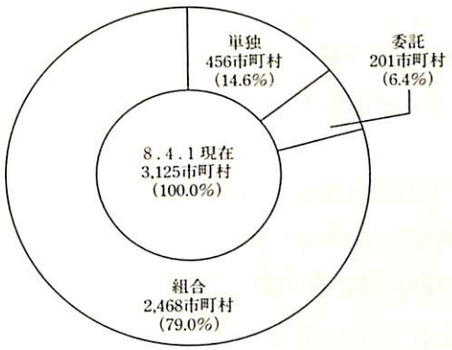

第３－12表　救急隊数の推移

区分＼年	4	5	6	7	8
救急隊数	4,237	4,299	4,331	4,387	4,416
対前年増加数	85	62	32	56	29
対前年増加率（％）	2.0	1.5	0.7	1.3	0.7

（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

ならないとされている。平成８年４月１日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で８万7,789人（対前年1,768人増、対前年比2.1％増）となっており、このうち５万3,250人（対前年29人減、対前年比0.1％減）が、救急隊員として救急業務に従事している（第３－13表）。

また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応して、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第１号）の改正により新設された救

第３－13表　救急隊員数の推移

区分＼年	4	5	6	7	8
救急隊員資格者数	79,937	82,330	83,122	86,021	87,789
対前年増加数	1,227	2,393	792	2,899	1,768
対前年増加率（％）	1.6	3.0	1.0	3.5	2.1
救急隊員運用数	49,959	50.563	52,315	53,279	53,250
対前年増加数	1,172	604	1,752	1,144	△ 29
対前年増加率（％）	2.4	1.2	3.5	2.2	△ 0.1

（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

急標準課程又は救急II課程修了者は、それぞれ3,749人、２万6,726人となっており、このうちそれぞれ2,718人、２万2,210人が救急隊員として救急業務に従事している。

なお、平成８年７月１日現在、消防職員関係者の救急救命士の資格を有する者の数は4,164人で、このうち3,338人が救急隊員として救急業務に従事し、全都道府県の430消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。

（３）救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成８年４月１日現在、5,063台（対前年95台増、対前年度比1.9％増）である。

そのうち、拡大された応急処置を行うために必要な高規格救急自動車は1,119台配置されている。

（４）高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成８年３月31日現在、総延長5,966.9kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは5,931.3kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは35.6km（中

央自動車道恵那山トンネル24.5km、関越自動車道関越トンネル11.1km）である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

３　救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成８年４月１日現在、全国で5,202箇所となっている（附属資料32）。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、救急病院数、救急診療所数はともに漸減している（第３－14表）。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

①　初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口５万人以上の市に整備することとし、平成８年４月１日現在523箇所が整備されている。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

②　第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保

第３－14表　救急病院及び救急診療所の推移

年	病　院	診療所	計	指　数
39	719	463	1,182	100
4	4,401	1,210	5,611	475
5	4,356	1,046	5,402	457
6	4,356	1,039	5,395	456
7	4,328	1,047	5,375	455
8	4,269	933	5,202	440

（注）　昭和39年（８月１日現在）を除き、各年とも４月１日現在の数値である。

するためのもので、平成８年４月１日現在399地区が整備されている。

③　第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者医療を確保するためのもので、平成８年４月１日現在129箇所が整備されている。また、特に、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応できる高度救命救急センターが、平成８年４月１日現在で６箇所整備されている。

その他、各救急医療施設の受け入れ体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報センターの整備が進められており、平成８年４月１日現在で34都道府県に設置されている。

4　救急体制の整備の課題

（１）救急隊員の教育訓練の推進

我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）については、その充実を図るため、平成３年４月に制定された救急救命士法（平成３年法律第36号）に基づき、医師の指示の下に、心肺機能停止状態に陥った傷病者に対して、病院又は診療所に搬送されるまでの間に高度な応急処置を行うための資格制度として、救急救命士の資格が設けられた。

救急隊員が救急救命士の資格を取得する場合、救急II課程を修了し、５年あるいは2,000時間以上救急業務に従事したうえで、835時間以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することが必要となっている。現在、都道府県の共同出資により設立された財団法人救急振興財団及び大都市の消防機関等の養成施設（第３章第２節参照）で教育訓練が行われている。この救急救命士の資格を持つ救急隊員による高度な救急業務は、平成４年７月から実施に移され、傷病者の救命に効果を上げているところである。

また、消防庁では、平成３年８月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」を改正し、都道府県消防学校等で行う新たな教育訓練（救急II課程教育）を

前提として、救急隊員の行う応急処置等の範囲を拡大した。

救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に伴い、新たに拡大した救急隊員の行う応急処置等が早期に実施できるよう、救急II課程教育を計画的に推進し、従来の救急Ｉ課程を合わせた救急標準課程に移行させていく必要がある。また、全国の全ての救急隊に少なくとも常時１名の救急救命士が配置できるよう、救急救命士の資格を有する救急隊員の養成を早急に進めるため、救急振興財団の救急救命士養成所の養成規模を、平成10年度に現在の年間800人から200人拡大して年間1,000人とすることとしており、今後とも救急救命士の計画的な養成を推進する必要がある。

（２）救急用資機材等の整備

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、高度な応急処置を実施するために必要となる救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、「救急業務高度化資機材緊急整備事業」により、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備に対する国庫補助を行うとともに、地方交付税措置を講じることにより、資機材の整備の一層の促進を図っているところであるが、今後とも引き続き、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の早急な配備を促進するとともに、搬送途上における資機材の使用の実態を踏まえて検討を行い、改善を図っていく必要がある。

（３）医療機関との連携の強化

救急業務の高度化を円滑に推進するためには、救急II課程教育等における医療機関での実習や救急救命士の病院内実習及び就業前教育等を充実していく必要があり、そのためにも地域医療機関の協力が不可欠である。また、救急救命士が救急救命応急処置を行う上での医師の指示体制の確立など、救急隊と医療機関との間の連携体制を強化することが必要である。したがって、医療機関との定期的な会議等を通じて連携体制を強化し、地域として一体的な救急医療体制の整備を図っていく必要がある。

さらに、医療機関との連携体制を確立していくためには、広域的な取組みも重要であり、都道府県においても、消防機関と医療機関との調整を積極的に推進していく必要がある。

（4）住民に対する応急手当の普及

救急事故の覚知から救急隊が現場に到着するまでに要した時間は、平成7年中の平均で約6.0分であるが、それまでに、救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果がある。したがって、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。特に、心肺停止状態の傷病者の救命効果に資するCPR（心肺蘇生法）の修得に主眼を置き、かつ訓練用人形等を用いた住民体験型の普及啓発活動の積極的な推進が求められている。

消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急手当講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めるとともに、平成5年3月に消防庁が制定した「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する普及講習の実施や、応急手当の指導者の養成を行っている。

今後とも、消防機関による応急手当の普及啓発活動が計画的に、かつ、円滑に進むよう、全国的な水準の確保に配意しつつ、応急手当指導員等の養成や応急手当普及啓発用資機材の整備を引き続き推進していく必要がある。

〈応急手当の救命効果〉

平成7年3月、40歳の男性が飲食店において友人と食事をしていたところ、突然意識を失い椅子から転倒してしまいました。友人と店長とでこの男性を座敷席に移動させ、傷病者の状態を友人が観察したところ、脈拍が感じられなかったため、119番通報をするとともに、即座に心臓マッサージを行いました。

救急隊が到着後、救急救命士が傷病者を引き継ぎ、携行した心電図モニターを傷病者に装着し、様態を観察したところ、脈拍と呼吸が停止していたため、電話で医師の指示を受け、電気ショックによる心拍の再開を促す救命処置（除細動）を実施するとともに、経鼻エアウエイを用いて気道を確保し、さらに静脈路確保のための点滴を実施しました。

その結果、現場で傷病者の呼吸と脈拍を確保することができ、搬送した医療機関では2日後に意識が清明となり社会復帰できる見通しとなりました。

このように、現場にいる者が心臓マッサージや人工呼吸などの応急手当を実施できることは、傷病者の救命にあたり大変重要なことであり、救急隊員による応急処置や医療機関における救急医療とともに、尊い人命を救う「救命リレー」のスタートとなります。

平成7年1月からの1年間に、全国の救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者のうち、救急隊の到着時に家族等により応急手当が実施されている場合の1か月後の生存者の割合は、応急手当が実施されていない場合に比べ、約2倍の救命効果の向上が確認できました。

消防機関では、地域住民を対象として、心臓マッサージや人工呼吸などの応急手当の知識と技術についての講習の開催などを通じて、応急手当の普及啓発に努めているところです。

応急手当の普及講習（東京消防庁）

（５）救急業務における感染防止対策

救急隊員は、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務を通して他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、Ｂ型肝炎、AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）、病原性大腸菌Ｏ－157等の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

（６）患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、昭和63年12月、運輸省において新たに患者等輸送に限定された一般乗用旅客自動車運送事業免許が与えられることとなったが、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全輸送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事業者を広く住民に周知するための消防機関の事務処理基準を設けた。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は、平成８年７月末現在で、55消防本部が119社、121事業所を認定している状況であるが、今後とも、利用者の安全及び利便を確保するという観点から、消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

（７）救急搬送におけるヘリコプターの活用推進

傷病者の救命効果の向上を図り、救急業務の一層の高度化を実現するためには、搬送時間の短縮により専門的かつ迅速な救急医療の実施を可能にする、ヘリコプターを活用した救急搬送が有効である。特に、離島・山間地域等からの救急患者の搬送や、交通事故等が発生した場合の救急搬送、さらには大規模災害時における広域的な救急搬送などに大きな効果を発揮することが期待されている。

今後は、すべての都道府県の区域にできるだけ早期に消防・防災ヘリコプターの計画的な配置を積極的に推進するとともに、消防・防災ヘリコプターを用いた救急搬送業務の実施基準、医療機関との連携体制、臨時離着陸場の整備等、消防・防災ヘリコプターを救急搬送に活用するシステムの整備を全国的に推進していくことが必要である。

第４節　救助体制

１　救助活動の実施状況

（１）救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関の行う人命の救助とは、火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険を排除し、安全な場所に救助する活動をいう。

平成７年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数３万3,149件（対前年4,463人増、対前年比15.6％増）、救助人員３万4,272人（同4,459人増、同15.0％増）である（第４－１表）。

なお、救助活動件数のうち2,449件、救助人員のうち2,991人は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災に係るものであるが、これを除いても救助活動件数は対前年比7.0％増、救助人員は対前年比4.9％増と、例年と比較しても大きい増加率となっている。

（２）事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第４－２表のとおりであり、救助出動人員（救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。）は、延べ96万1,761人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の72.1％、消防団員については、火災のみで80.0％を占め、水難事故、交通事故を含めると85.2％となっている。

また、救助活動人員（出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ35万9,708人となっており、救助活動１件当たり10.9人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動１件当たりの従事人員はガス及び酸欠事故の20.3人が最も多く、次に水難事故の18.2人で以下火災の16.7人の順となっている（附属資料33）。

第４－１表　救助活動件数及び救助人員の推移

区分＼年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減数（％）	人員	対前年増減数（％）
3	23,228	4.5	23,661	4.7
4	24,032	3.5	24,500	3.5
5	28,103	16.9	34,971	42.7
6	28,686	2.1	29,813	△14.7
7	33,149	15.6	34,272	15.0

（注）　消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。本節の以下のデータについても同じ。

２　救助活動の実施体制

（１）救助隊設置消防本部及び構成市町村

消防機関が行う救助活動を専門に実施する組織である救助隊は、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員、救助活動に必要な資機材及びこれら

第４－２表　事故種別救助出動及び活動の状況

（平成７年中）

区分＼事故種別		火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械等による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	計
救助活動件数		6,372 (19.2)	15,972 (48.2)	1,130 (3.4)	2,593 (7.8)	860 (2.6)	2,907 (8.8)	110 (0.3)	4 (0.0)	3,201 (9.7)	33,149 (100.0)
救助人員		899 (2.6)	20,850 (60.8)	962 (2.8)	3,742 (10.9)	1,120 (3.3)	2,976 (8.7)	631 (1.8)	3 (0.0)	3,089 (9.0)	34,272 (100.0)
消防職員	救助出動人員	282,022 (35.2)	295,319 (36.9)	29,294 (3.7)	21,038 (2.6)	19,557 (2.4)	48,084 (6.0)	5,178 (0.6)	217 (0.0)	99,560 (12.4)	800,269 (100.0)
	救助活動人員	98,107 (29.4)	140,561 (42.1)	15,299 (4.6)	15,619 (4.7)	7,699 (2.3)	26,075 (7.8)	2,226 (0.7)	36 (0.0)	28,494 (8.4)	334,116 (100.0)
消防団員	救助出動人員	129,243 (80.0)	2,402 (1.5)	6,036 (3.7)	6,574 (4.1)	118 (0.1)	153 (0.1)	177 (0.1)	36 (0.0)	16,753 (10.4)	161,492 (100.0)
	救助活動人員	8,327 (32.5)	494 (1.9)	5,245 (20.5)	5,173 (20.2)	7 (0.0)	5 (0.0)	2 (0.0)	15 (0.1)	6,324 (24.7)	25,592 (100.0)
一件当たりの救助活動人員		16.7	8.8	18.2	8.0	9.0	9.0	20.3	12.8	10.9	10.9

（注）　１　（　）内は構成比（％）
　　２　「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
　　３　「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

救助活動（熊本市消防局）

の資機材を搭載した救助工作車等によって構成される。

平成８年４月１日現在、消防法第36条の２の規定並びに救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は866本部で前年度と同数であり、当該消防本部の構成市町村（受託市町村を含む。）は2,951市町村であり、前年と比較して18市町村増加しているが、これは、主に一部事務組合により救助活動を実施する市町村が増加したためである（第４－３表）。

（２）救助隊数及び救助隊員数

救助隊は866消防本部に1,464隊設置されており、救助隊員は２万2,381人となっている。１消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置され、１隊に15.3人の救助隊員が配置されていることとなっている。また、救助隊数及び救助隊員数については、前記省令第４条の規定による救助隊（前記省令第４条の規定に基づき一定の場合に配置される、より特別な編成及び装備を備えた救助隊）、その他の救助隊とも漸増傾向にある（第４－４表）。

（３）救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が乗車する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきていることから年々その整備が図られている。

第４－３表　救助隊の設置状況

区　　分	救急救助隊 消防本部数	左の構成市町村数 （受託市町村を含む）	左の人口
平成８．４．１現在	866	2,951 （655市、1,814町、482村）	123,158,343 （平成７年国調速報）
平成７．４．１現在	866	2,933 （625市、1,801町、480村）	121,080,978 （平成２年国調）
対前年増減率（％）	0.0	0.6	1.7

第４－４表　救助隊数及び救助隊員数

（平成８年４月１日現在）

区　　分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第３条の規定による救助隊	452	1,012	1,464	6,441	15,940	22,381
うち 自治省令第４条の規定による救助隊	381	214	595	5,481	3,698	9,179

また、救助隊の保有する資機材についても、救助事象の複雑化・多様化に伴い、より高度かつ専門的な機能・性能が必要とされているところであり、平成８年５月には前記省令を改正し、救助隊の装備する資機材の基準に、新たに開発された資機材を加えたところである。

これらの救助工作車及び救助隊の保有する資機材については、「救助資機材等総合整備事業」に基づく国庫補助に加え、地方交付税措置を講じることなどにより、その整備の促進を図っているところである（第４－５表）。

（４）救助隊の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となってきており、消防学校及び職場における教育訓練

第4－5表　救助隊が乗車する車両及び主な資機材

（平成8年4月1日現在）

乗車車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計			
	1,015	414	82	352	316	129	325	2,633			
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断機	可燃性ガス測定機	空気呼吸器
		1,953	2,093	1,419	1,044	2,306	2,012	1,957	1,296	1,681	11,829
	省令別表第2	空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送排風機	酸素呼吸器
		1,539	790	763	851	1,484	1,114	1,186	1,034	967	3,333

（注）　省令別表第1及び省令別表第2の区分は、平成8年4月1日の現在のものである。

第4－6表　消防本部における救助隊員の訓練実施状況

（平成7年中）

区分	体力錬成訓練	ロープ基本応用訓練	検索救助訓練	各種救助器具取扱訓練	各種救助事象想定訓練	その他訓練	計
実施延回数	243,252	87,219	74,252	76,011	34,332	41,450	556,516
実施人員	1,412,035	517,757	466,394	419,653	226,999	236,860	3,279,698
実施延時間	298,351.7	196,566.4	200,431.7	137,547.1	83,331.4	98,713.5	1,014,941.8

の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に改正し、平成2年4月1日から専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととした。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を策定し、職場教育を定期的に実施している（第4－6表）。

3　救助体制の整備の課題

消防機関の行う救助活動は沿革的には火災時における人命救助を原点としてきたが、現在では、経済、社会活動の複雑多様化に伴い、交通事故、労働災害、爆発事故、水難事故、山岳遭難等幅広い災害、事故に及んでいる。これらの年々増加する多種多様な事故・災害に的確に対応するため、各種災害に対応する救助活動のマニュアル及び救助技術等の教育訓練のプログラムの充実を図るとともに、救助工作車及び救助資機材の計画的な整備を引き続き推進していく必要がある。

第５節　航空消防防災体制

１　航空消防防災体制の現況

ヘリコプターは林野火災や風水害などの災害状況の把握、林野火災における空中消火、山岳等における救助、離島・山間地域等からの重度傷病者の救急搬送等に極めて有効であり、平成７年１月の阪神・淡路大震災においても、消防機関及び都道府県が保有する消防・防災ヘリコプターが、重症患者等の救急搬送、食料品・医薬品等の物資搬送、救助隊員・医師等の人員搬送、上空からの情報収集にその機動力を発揮し、その必要性が改めて認識された。

各地方公共団体においては、この経験を踏まえ、消防・防災ヘリコプターの導入計画年度を繰り上げる団体や、複数機の消防・防災ヘリコプターを整備する団体があるなど、航空消防防災体制の確立に向けて積極的に取り組んでいるところである。

消防庁としても、これを支援するため、平成８年度予算において９機分の国庫補助金を確保するとともに、地方交付税においても所要の措置を講ずることにより、消防・防災ヘリコプターの円滑な整備を推進しているところである。

平成８年４月１日現在、消防・防災ヘリコプターは、消防機関保有のものが26機、道県保有のものが24機、計50機が整備（平成７年度２次補正予算により平成８年度中に整備されるものを含む）されており（第５－１表)、本年度確保した９機（うち機体更新２機）を含めると計58機（うち１機は機体借上方式によるもの）が配置される見込みであり、未配置県域は12となる見込みである。

消防・防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用されており、平成７年中の出動回数の実績は、火災出場743回、救急出場389回、救助出場239回等となっている。

また、大規模災害時には、昭和61年５月に定められた「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援によって、都道府県の区域を越えて出動しており、その出動実績は平成８年８月21日に岡山県邑久町で発生した林野火災までで計78件（林野火災61件、風水害２件、地震災害１件、火山災害１件、航空機事故１件等）となっている。

２　航空消防防災体制の課題

都市化の進展や都市構造の変化等による災害の複雑多様化に備えるとともに、救急業務の一層の高度化を実現し、国民の信頼と期待に応えていくためには、消防・防災ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な消防防災体制を全国的に早急に整備する必要がある。

全国的な航空消防防災体制を充実強化するためには、消防・防災ヘリコプターの計画的な配置を積極的に推進するとともに、全国に配置されている消防・防災ヘリコプターの整備点検情報、全国各地の離着陸場情報等をデータベース化するヘリコプター情報システムの適切な運用を図っていく必要がある。

また、消防・防災ヘリコプターの平常時の救急搬送への活用を図るため、迅速な出動要請手続き、患者搬送時における救急業務の実施基準の策定、救急搬送の拠点となる離着陸場の整備、医療機関との連携体制の整備等を推進していく必要がある。

さらに、消防・防災ヘリコプターに係る地方公共団体相互の連絡協調を推進し、全国の住民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的として、平成８年１月に関係地方公共団体により全国航空消防防災協議会が設立されたところであり、消防庁においても同協議会と連携し、点検整備のために生じる運航不能期間の補完体制の確立、航空隊員等の研修システムの開発、臨時離着陸場の整備方策の策定等を推進することにより、全国的に消防・防災ヘリコプターが円滑に運用できる体制を確立していく必要がある。

第５－１表　消防・防災ヘリコプターの保有状況

平成７年度末配備状況　　29都道府県

ア　消防機関保有ヘリコプター　26機（東京消防庁、全政令指定都市及び岡山市）

イ　都道府県保有ヘリコプター　24機（22道県〔うち５道県は政令指定都市にも配備〕）

※　未配備都道府県　　18県

ア　消防機関保有ヘリコプター

団体名	保有機数
札幌市消防局	1
仙台市消防局	1
千葉市消防局	1
東京消防庁	6
川崎市消防局	2
横浜市消防局	2
名古屋市消防局	2
京都市消防局	2
大阪市消防局	2
神戸市消防局	2
岡山市消防局	1
広島市消防局	1
北九州市消防局	1
福岡市消防局	2
計（14団体）	26

イ　道県保有ヘリコプター

団体名	保有機数
北海道	2
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
茨城県	1
埼玉県	1
新潟県	1
富山県	1
山梨県	1
静岡県	1
岐阜県	2
愛知県	1
三重県	1
滋賀県	1
兵庫県	1
和歌山県	1
島根県	1
広島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	1
長崎県	1
計（22団体）	24

ヘリコプターによる消火活動（名古屋市消防局）

〈救助・救急活動に活躍する消防・防災ヘリコプター〉

「消防ヘリ１機特命出場……奥多摩町天聖山に至る鋸尾根において児童１名が約40メートル下に落下し、負傷したもの……」

平成７年10月、航空隊基地に待機している消防ヘリコプターに出動指令がかかり、基地に配置されている救助隊員と救急救命士を乗せた機体は、離陸後約15分で現場上空に到着しました。

現場は険しい山中で、ヘリコプターが容易に接近できない場所でしたが、機長は救助のためのホバリング（空中停止）スペースを決定し、救助隊員は地上の救助隊・救急隊と連携して負傷者を担架で救助し、機内に収容しました。

機内収容後は、救急救命士による酸素吸入や負傷箇所の固定処置等の適切な救急処置が継続して行われ、ヘリコプターが出動してから約60分後には、基地で待機する救急隊に引き継ぎ、医療機関に収容することができました。

このようにヘリコプターは、山岳地域での事故や離島での救急搬送など、救急車による地上の搬送では医療機関への収容に長時間を要する場合にも迅速な搬送が可能であるため、特に重症の傷病者の救命効果の向上に

非常に効果的であり、地域の救急サービスの向上に大きく寄与しています。

消防庁でも、全国的に消防・防災ヘリコプターによる救急搬送システムを確立するための様々な課題について研究を加え、山岳地域や離島以外の場所での救急搬送についても、消防・防災ヘリコプターの積極的な活用を推進していく方針です。

第6節　国と地方公共団体の防災体制

1　国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部(著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、緊急災害対策本部)、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

(2) 災害対策基本法の改正等

阪神・淡路大震災以降、政府を挙げて防災対策の全面的な見直しを行う中、災害対策基本法の2度にわたる改正が行われた。

平成7年6月には、都道府県公安委員会による災害時における交通規制の

拡充と警察官、消防吏員及び自衛官による措置の創設等を内容とする改正が行われた。

また12月には、内閣総理大臣の主宰する防災問題懇談会の提言等を踏まえて、緊急災害対策本部の設置要件の緩和等国・地方を通じた防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織の育成等国民の自発的な防災活動の促進、地方公共団体間の広域応援体制の強化など防災上の新たな課題への対応等防災対策全般にわたる改正が行われた。

このほか、平成７年７月には、阪神・淡路大震災等近年の大規模な災害の経験と都市化、高齢化、国際化等防災を取り巻く社会構造の変化を踏まえ、防災基本計画の全面的な修正が行われ、震災対策、風水害対策及び火山災害対策の各編が定められるとともに、雪害対策及び林野火災対策についても特有の対策がつけ加えられた。

なお、防災基本計画については、中央防災会議の専門部会において、航空機、原子力、危険物等の災害に関する計画の検討が進められている。

（３）消防庁の防災体制

消防庁においては、防災の第一線の実戦部隊となる消防機関を所管する一方、地方公共団体から国への情報連絡の窓口となるとともに、地域防災計画の作成、修正など地方公共団体の防災対策に対する指導を行っている。

消防庁では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体の防災対策全般の見直しを行い、支援措置の充実を図るとともに、情報収集・伝達体制の充実など消防庁における防災体制の強化を図ってきたところである。

こうした経過や災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、平成８年５月、自治省・消防庁防災業務計画の全面的な修正を行った。

この防災業務計画は、自治省及び消防庁の所掌について、防災に関しとるべき措置と地域防災計画の作成の基準を定めたものであるが、新しい防災業務計画の特徴としては、次のようなものが挙げられる。

① できる限り具体的かつ実践的で分かりやすいものとしたこと。

② 様々な災害に概ね共通する対策については基本対策編に、各種災害対策に特記すべき事項については個別災害対策編に記述したこと。

③ 緊急消防援助隊による広域応援体制の強化、より広い視点からの災害に強い安全なまちづくりの推進、自主防災体制の強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災情報のデータベース化など、阪神・淡路大震災等を踏まえて自治省・消防庁が重点的に推進している施策を盛り込んだこと。

④ とりわけ、通信ルートの多重化や通信手段の多様化、119番通報の殺到状況や映像等による被害規模の早期把握など情報の収集・伝達体制については重点的に記述したこと。

⑤ 大規模災害時の自治省・消防庁の一体的応急体制、職員の参集基準など災害時の自治省・消防庁の体制の明確化を図ったこと。

今後、消防庁においては、この計画に基づき、関係マニュアルの整備、研修・訓練の充実等を図り、職員の対応力の向上を図り、防災体制の一層の強化を図ることとしている。また、この計画に基づき、地方公共団体に対する指導・助言等を行うに当たっては、当該団体の自然的、社会的条件等地域の実情に十分配慮することとしているところである。

なお、消防庁の防災体制強化の新たな取組みとしては、震度情報ネットワークや広域応援に資する情報のデータベース化を進める防災情報システムの導入を進めているほか、消防研究所で開発した簡易型地震被害予測システムの活用を図っている。また、大規模災害時等においては、必要に応じ、被災地に先遣チームを派遣し、情報の収集・伝達等に努めるほか、現地災害対策本部の設置等を行うこととしているが、平成８年５月には、これら現地活動の基地となる現地活動支援車を導入したところである。

（４）地方公共団体の防災体制

ア　地方防災会議

平成７年度における地方防災会議の開催状況は、都道府県43団体（91.5％）で延べ54回、市区町村1,518団体（46.6％）で延べ1,888回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、27団体が地震対

策部会を、８団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

イ　災害時の体制

平成７年中における災害対策本部の設置状況は、都道府県においては、７団体で延べ19団体、市区町村においては、延べ1,055団体で災害対策本部が設置されている。

このうち、阪神・淡路大震災では、１県41市町村で災害対策本部が設置された。

ウ　平常時の体制

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、阪神・淡路大震災以降、地震対策を専管する課（室）の設置、部相当の組織の新設など組織の拡充を図る都道府県が増加しているほか、15都府県においては防災情報の収集・伝達要員の24時間体制が確立されるなど、情報収集・伝達のための体制の強化が図られている。

一方、市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、阪神・淡路大震災以降、こうした体制の拡充を図る市町村が増加している。

2　地域防災計画

（１）地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、既に全都道府県とほぼすべての市町村で作成されている。内容的にも、一般の防災計画と区別して特定の災害を編建て等で作成する団体も増加しており、平成８年４月１日現在、都道府県地域防災計画においては、震災対策編が39団体で定められているほか、原子力災害対策編が14団体、風水害対策編が10団体、火山災害対策編が７団体、雪害対策編が３団体で定められている。

一方、地域防災計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされており、阪神・淡路大震災を教訓に、多くの地方公共団体において見直しが進められている。

消防庁においても、平成７年２月には、情報の収集・伝達体制や応援体制など９項目について大規模災害も想定した地域防災計画の緊急点検を要請した。また、同年７月の防災基本計画の修正に伴い、中央防災会議事務局次長（消防庁次長）名通知や地域防災計画担当部長会議の開催等により、地方公共団体に対して地域防災計画の見直しの留意事項を示し、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画とするよう求めるとともに、当面の課題として情報の収集・伝達体制や初動体制など緊急を要する事項についての見直しを要請した。

この結果、都道府県においては、阪神・淡路大震災以降平成８年９月１日までに、32団体が阪神・淡路大震災を踏まえた見直しを行っている。

なお、平成７年度には、都道府県では25団体が、市町村では831団体が、それぞれ修正を行っている。

（２）防災アセスメントと被害想定の推進

ア　防災アセスメントと被害想定

防災アセスメントは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、一方、被害想定は、こうした災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害に対応した人的被害、構造物被害等を算出する作業である。

実効ある地域防災計画を作成するためには、防災アセスメントと被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握するとともに、それらに有機的に対応した効果的な計画を作成する必要がある。また、社会経済状況の変化等に伴い、防災アセスメントや被害想定を実施し、地域防災計画の前提から見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築する必要がある。

消防庁においては、防災アセスメントの実施マニュアルを作成するととも

に、このような防災アセスメントと被害想定の実施に基づく地域防災計画の見直しに要する経費を普通交付税に算入し、地方公共団体に対しその実施を指導しているところである。

イ　地区別防災カルテ

防災アセスメントや被害想定の成果は、地区別防災カルテとして、集落、自治会、学校区等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理し、住民の自主的な防災活動にも活用することが有効である。

消防庁においては、地区別防災カルテの作成マニュアルを示すとともに、平成８年度からは、アの普通交付税措置に地区別防災カルテの作成を含めて措置し、その整備を指導しているところである。なお、平成７年度に、地区別防災カルテの作成を伴った地域防災計画の修正を行った市町村は、15団体となっている。

3　防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実践的な対応力を涵養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導するとともに、情報収集・伝達訓練や広域的防災訓練、災害の種類、発生時間等様々な状況を想定した訓練など各種訓練の実施を推進している。

平成７年度においては、都道府県が延べ232回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ5,952回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料20）。

4　防災体制の整備の課題

（１）地方防災会議の一層の活用

都道府県及び市町村の地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の総合調整機関であり、近年は、その中に震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の強化が図られている。

今後は、専門部会の活用等により専門性等を兼ね備えた防災計画の策定に努めるとともに、こうした平常時の活動に加えて、災害時においても地方防災会議の積極的な活用を図り、防災関係機関相互の連携のとれた円滑な防災対策を推進する必要がある。

（２）地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画の見直しについては、大方の都道府県では、阪神・淡路大震災を教訓とした緊急見直しを実施しているが、今後は、市町村においても、都道府県地域防災計画の修正も踏まえて見直しを推進する必要がある。

また、こうした当面の見直しに引き続いて、防災アセスメントと被害想定の実施により、地域の災害危険性と想定される被害を明らかにした上で、これと有機的に対応した地域防災計画の抜本的な見直しを推進する必要があり、これに必要な経費については、平成８年度の地方財政計画に100億円を計上し、普通交付税で措置しているところである。

なお、地域防災計画の見直しに当たっては、主として、①被害想定、②職員の動員配備体制、③情報の収集・伝達体制、④応援体制、⑤被災者の収容、物資等の調達、⑥防災に配慮した地域づくりの推進、⑦消防団、自主防災組織の充実強化、⑧災害ボランティアの活動環境の整備、⑨災害弱者対策、⑩防災訓練の10項目に留意する必要がある。

（３）実効ある防災体制の確保

地域防災計画はより具体的で内容の充実したものとなり、防災に資する施設・設備についてもより高度かつ多様なものが導入されてきているが、災害が発生した場合に、これらが実際に機能するか、あるいは定められたとおり

に実施できるかが重要である。また、災害は多種多様で予期できない展開を示すものであるが、こうした災害にも、適切で弾力的な対応を行うことが必要である。

そのためには、まず、防災関係機関と連携した総合的な防災訓練や様々な状況設定をした防災訓練等の実施により、地域防災計画の実効性を検証するとともに、関係者の対応力の向上を図ることが必要であり、特に、情報の収集・伝達など防災対策の基本となるべき事項については、防災訓練や研修等を繰り返し実施し、しっかりと身につけることが重要である。

また、防災対策の分野、内容等に応じて、より具体的なマニュアルを整備することが効果的であり、今後、これらを体得するためのシミュレーションの開発等を進めていく必要がある。

さらに、防災対策全体をコーディネートする防災の中枢機能の強化が重要であり、この機能を担う人材の育成を図る必要がある。消防庁では、消防大学校における防災教育の充実を図るとともに、地方公共団体での防災教育の推進を呼びかけているが、今後、一層の充実を図ることが必要である。

第7節　広域応援体制

1　消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有しているが、大規模災害等に適切に対応することができるよう、必要に応じ、相互応援に関して協定を締結することができる。

その締結状況は、平成8年4月1日現在、都道府県の隣接市町村のみの協定数2,376、都道府県外を含む協定数523、全国協定数2,899であり、応援災害別分類（重複計上）では、火災2,637、風水害1,985、救急2,198、救助1,999、その他2,080となっている。また、現在、46都道府県において都道府県下の全市町村が統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や空港（関西国際空港消防相互応援協定他）において協定が結ばれている。

(2) 消防広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図り、これらの災害に適切に対応できるよう消防の広域応援体制の強化を図る必要がある。

このため、消防庁では、災害種別に応じた活動マニュアルを作成するとともに、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の都道府県単位の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するように指導しているところであり、平成8年4月1日現在、27都道府県がこれらの消防広域応援体制の整備を図っている。

また、消防組織法においては、大規模災害時等の非常事態の場合において

緊急の必要があるとき、都道府県知事は、市町村長に対し、災害防御措置に関し指示することができ、更に、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。これに加えて、平成7年10月の消防組織法改正により、大規模災害時において都道府県知事の要請を待ついとまがない場合に、消防庁長官は要請を待たないで被災地外の都道府県知事に対し、応援のための措置を求めることができることとされるとともに、特に緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、消防庁長官は、直接市町村長に応援出動等の措置を求めることができることとされた。平成7年度中には消防庁長官の求めに応じて11件の消防広域応援が実施された。

なお、昭和62年度に消防広域応援交付金制度が創設され、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われた消防広域応援については、応援市町村に対し広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなっている（第7－1表）。

2　広域防災応援体制

（1）広域応援体制の確立

大規模、広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を図る必要がある。

地方公共団体間等の広域防災応援に係る制度としては、先述の消防相互応援のほか、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等相互間の応援、地方防災会議の協議会の設置、水防法に基づく水防管理者から水防管理者等に対する応援等がある。また、災害対策基本法においては、地方公共団体は相互応援に関する協定の締結に努めなければならないとされている。

一方、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく指定行政機関から地方公共団体に対する職員の派遣、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の

第7－1表　消防広域応援交付金制度適用事例

	受援消防本部等	応援消防本部等	応援内容
大分県九重町 林野火災 (7.3.20)	日田玖珠広域市町村圏事務組合消防本部	福岡市消防局	ヘリコプター1機空中消火
山口県川上村 林野火災 (7.4.8)	山口県川上村	島根県	ヘリコプター1機空中消火
山口県鹿野町 林野火災 (7.5.10)	防府市消防本部	北九州市消防局 広島市消防局	ヘリコプター2機空中消火 北九州　1 広　島　1
広島県倉橋町 林野火災 (7.7.30～7.8.9)	江能広域事務組合消防本部	島根県	ヘリコプター1機空中消火
広島県大柿町 林野火災 (7.8.6～7.8.9)	江能広域事務組合消防本部	香川県 福岡市消防局 島根県	ヘリコプター3機空中消火 香　川　1 福　岡　1 島　根　1
岡山県玉野市 林野火災 (7.8.27～7.8.31)	玉野市消防本部	広島市消防局 神戸市消防局	ヘリコプター2機空中消火 広　島　1 神　戸　1
兵庫県南淡町 林野火災 (7.8.28～7.8.30)	淡路広域消防事務組合消防本部	香川県 大阪市	ヘリコプター2機空中消火 香　川　1 大　阪　1
岐阜県可児市 林野火災 (7.12.18)	可茂消防事務組合消防本部	三重県 名古屋市	ヘリコプター2機空中消火 三　重　1 名古屋　1

災害派遣要請等がある。

なお、平成7年10月、自衛隊法施行令の改正、防衛庁防災業務計画の修正により都道府県知事等の自衛隊に対する災害派遣要請手続が簡素化され、また、自衛隊の自主派遣の判断基準が明確化された。このことを踏まえ、同

月、消防庁では、地域防災計画の修正、共同の防災訓練の実施等災害対策における自衛隊との連携の強化、自衛隊への災害派遣要請及び相互連絡が迅速に行われるようあらかじめ要請手順等を定めるなど情報収集・連絡体制の確立等について地方公共団体に通知している。

（２）広域応援協定の締結

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するためには、関係機関と、あらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について具体的に定めておく必要がある。

都道府県間の広域防災応援に関しては、阪神・淡路大震災以降、各都道府県で協定の締結への取組みが進み、平成８年９月１日までに新たに17協定が114団体間で締結され、既存協定の見直しも３協定27団体間で行われている。この結果、阪神・淡路大震災以後、全国すべてのブロックで広域応援協定の締結又は既存協定の見直しがされたことになり、また、その補完として他のブロックとの境界にある県間の協定も締結されている。さらに、平成８年７月には、全国知事会で、全都道府県による応援協定が締結され、広域応援体制が全国レベルで整備された。

これらの協定は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時における自主的な応援出動、被災県への応援を調整する役割の県をあらかじめ定める等内容面の充実が図られている。

また、市町村でも、県内の統一応援協定や県境を超えた広域的な協定の締結など広域応援協定に取り組む団体が大幅に増加しており、平成８年４月１日現在、広域応援協定を有する市町村数は、1,316団体となっている。

今後は、これらの協定を円滑かつ効果的に機能させることが重要であり、消防庁では、応援に提供（派遣）可能な職員、備蓄物資、資機材等に関する情報、ヘリコプターの運航可能状況に関する情報等広域応援に資する情報をデータベース化し、全国の地方公共団体との間で情報を共有化する防災情報処理システムの構築を進めている。

また、広域防災拠点の整備や広域応援にも対応した物資・資機材等の備蓄を促進するとともに、応援を受け入れる体制の整備や広域応援を含む防災訓練の実施等により、実効ある広域応援体制の整備を図っていく必要がある。

3　広域航空消防応援体制の整備

大規模・特殊災害や林野火災等においては、空中消火や救急業務、救助活動、情報収集、緊急輸送など消防防災活動全般にわたり、ヘリコプターの活用が極めて有効である。

そのため、消防庁では、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防・防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進しているところである（第７－２表）。

今後とも消防・防災ヘリコプターをさらに増強しつつ、その広域的かつ機動的な活用を図るとともに、臨時離着陸場の確保やヘリコプターテレビ電送システム及びこれらの映像を地域衛星ネットワークを通じて国及び他の都道府県等に伝送する画像伝送システムの整備等を推進することにより、全国的な広域航空消防応援体制の一層の充実を図る必要がある。

4　緊急消防援助隊の整備

平成７年１月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、緊急消防援助隊の整備が進められ、平成７年６月30日には緊急消防援助隊発足式が実施された。

緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊のほかに、先行調査と現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊や、緊急消防援助隊が自給自足で活動を行うための補給業務を行う後方支援部隊が編成に加えられており、地震等の大規模災害時には、消防組織法に基づく消防庁長官による消防の応援のための必要な措置の要求に基づいて出動することとなる。

第７－２表　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績

年	出動回数	出動種別					
		林野火災	風水害	火山災害	救急	航空機事故	地震災害
61	2	1	1				
62	7	7					
63	7	7					
元	1	1					
2	1	1					
3	12	1			10	1	
4	5	3			2		
5	6	4	1	1			
6	8	8					
7	11	10					1
計	60	43	2	1	12	1	1

緊急消防援助隊の部隊編成については、平成８年９月１日現在、救急部隊、救助部隊等の全国から集約的に出動する消防庁登録部隊が376隊（交替要員を含めると4,000人規模）、消火部隊等の近隣都道府県間において活動する県外応援可能部隊が891隊（同13,000人規模）であり、総計1,267隊となり、交替要員を含め約17,000人規模のものとなっている。

緊急消防援助隊の装備については、消防庁において基準を策定するとともに、国庫補助措置を講じることにより、救助工作車、ファイバースコープ等の高度救助用資機材、災害対応特殊救急自動車など救助・救急活動に必要な資機材や、緊急消防援助隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な車両、資機材の整備を推進しているところである。

また、消防庁においては、緊急消防援助隊の出動計画の策定、関係機関との連携体制の確立等により、緊急消防援助隊の活動体制を整備するとともに、平成７年11月には東京都で全国合同訓練を開催するなど、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のために、緊急消防援助隊に関する各種訓練を推進することにより、緊急消防援助隊の災害対応能力の充実強化を図っているところである。

第 8 節　消防防災の情報化の推進

1　災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

災害時において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、平素から防災情報の収集・伝達体制を確立しておくほか、災害に強い消防防災通信ネットワークを構築しておくことが極めて重要である。

現在、国、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網としては、国と都道府県を結ぶ消防防災無線網（建設省無線設備と共用）、都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線網及び市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線網が構築されており、それぞれの概要は、第８－１表のとおりである。消防庁では、次の事項に留意し、地方公共団体と一体となって総合的な消防防災通信ネットワークの整備を推進している。

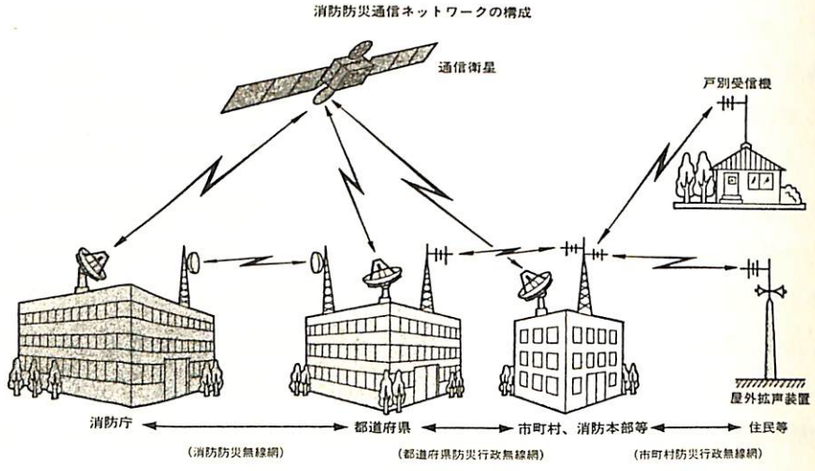

第８－１表　消防防災通信ネットワークの概要

無線網	概要
消防防災無線網	・国（消防庁）と都道府県を結ぶ通信網 ・地上系：建設省の無線設備と設備共用し、全都道府県で運用中 ・衛星系：地域衛星通信ネットワークで補完　現在29都道県で運用中、３府県で整備中 ・電話及びファクシミリによる相互通信 ・消防庁からの一斉伝達が可能
都道府県防災行政無線網	・都道府県と県内の出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ無線網 ・地上系又は衛星系により全都道府県で運用中 ・衛星系：地域衛星通信ネットワークで補完　現在29都道県で運用中、３府県で整備中 ・電話及びファクシミリによる相互通信 ・県から関係防災機関への一斉伝達が可能 ・車両等の車載型無線機及び可搬型無線機等との移動通信も可能
市町村防災行政無線網	【同報系無線】 ・市町村（災害対策本部）の親局から子局への一斉通報に活用 ・子局には、屋外拡声方式と各戸ごとに受信機を設置する戸別受信方式の二方式
	【移動系無線】 ・市町村（災害対策本部）の基地局と移動可能な移動局との相互連絡に活用 ・車両等の車載型無線機及び可搬型無線機等との移動通信も可能
	【地域防災無線】 ・市町村（災害対策本部）、防災関係機関、行政関係機関及び生活関連機関の相互連絡に活用
地域衛星通信ネットワーク	・通信衛星を利用して消防庁、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網 ・電話及びファクシミリによる相互通信のほか、一斉指令、データ通信、映像伝送等の機能を有す ・消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能補完として位置づけ ・車載型衛星地球局、可搬型衛星地球局を活用して災害発生時の機動的な連絡体制を整備 ・消防庁では、消防庁地球局、消防研究所地球局及び可搬型衛星地球局を整備

（１）通信ルートの多重化及び耐震化の推進

大規模災害時には、事業者回線や消防防災無線網等が被害を受け、情報連絡に支障を来すことも予想されることから、災害に強い通信網を構築するためには、地上系の整備に加え、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星系による通信ルートの多重化を図る必要がある。

衛星系の通信網については、現在、消防庁及び29都道県の間で運用されているが、消防庁では、未整備の地方公共団体に対し早急な整備を図るよう指導している。

また、地震による通信回線の遮断を最小限とするため、通信施設の耐震・免震対策を行うとともに、停電時に備え非常電源設備の耐震対策を促進しているところである。

（２）災害に対する初動体制を確立する画像伝送システムの整備

大規模災害発生時に迅速かつ的確な災害応急活動を展開するためには、情報の収集・伝達を速やかに行うことが必要であり、中でも、映像による被害状況の早期把握は、災害に対する初動体制並びに広域応援体制を整える上で重要となる。

画像伝送システムは、衛星地球局、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムで構成されており、得られた画像情報を消防本部指令センター内に集約し、発災直後の被害状況を当該市町村において把握できるようにするとともに、衛星通信を活用して、直ちに国（消防庁等）、都道府県及び他の市町村などへ画像伝送するものである。

消防庁では、この画像伝送システムを政令指定都市、都道府県庁所在都市等に整備を推進しているところであり、現在、31都市で運用又は整備中である。

（３）市町村の消防・防災無線網の整備

ア　地域住民等に密着した防災行政無線網

同報系無線は、住民等に情報を一斉に伝達することができるもので、気象予警報、避難勧告等の伝達に極めて有効である。一方、移動系無線は、災害現場に赴き、その状況等を的確に把握するのに適しており、効果的な災害対

画像伝送システムによるコンテナ船の火災映像（大阪市消防局）

策を行うためには、これら両施設の一体的な整備が必要である。

また、地域防災無線は、災害時において、市町村と防災関係機関、病院、学校、ライフライン等の生活関連機関、自主防災組織等との相互連絡に極めて有効であり、平常時においても地域に密着した様々な情報の連絡にも活用できることから、市町村に対して積極的な整備を指導している。

消防庁では、国庫補助制度、緊急防災基盤整備事業等を活用し、これらの無線網の整備の促進を図っているところであり、全国整備率は平成８年３月末現在、同報系無線57.5％、移動系無線81.5％、地域防災無線3.7％となっている。

また、地震発生時に地震情報、津波情報等を同報系無線を通じて住民等に自動的に伝達することにより、二次災害予防を喚起し、被害の拡大を防止することができる地震計連動装置について、平成７年度から国庫補助制度を設け、その整備を推進しているところである。

イ　高度化する消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成８年４月１日現在７万9,549局が運用

されており、この一年間に2,015局が増加した。

また、119番通報の受付から出動指令、現場活動支援等を効率的に行うための消防緊急通信指令施設は700を超える消防本部で整備され、地図等検索装置や医療情報装置などのシステムの導入が進められているほか、災害現場の映像をヘリコプターから消防本部に伝送するヘリコプターテレビ電送システムの導入も増加するなど消防・救急無線網の高度化が図られている。

（4）多様な情報収集、伝達手段の整備とバックアップ機能の確保

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場においては、消防機関をはじめとする防災関係機関が相協力して効果的な災害応急活動を行う必要があるが、異なる防災関係機関相互間の密接な情報交換を行うための通信手段として、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備し、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立するよう指導しているところである。

一方、大地震等により通信施設が使用不能となった場合には、国・地方公共団体間の情報伝達機能が麻痺し、災害対応の実施に重大な支障を来すことから、通信施設のバックアップ機能を確保しておく必要がある。

このため、消防庁としては、地方公共団体の本庁舎とは同時に被害を受けにくいところに衛星系の施設を中心とするバックアップ施設を確保したり、あるいは、機動性のある車載型衛星地球局や可搬型衛星地球局の整備の促進を図っている。

2　被害状況等に係る情報の収集・伝達

消防庁では、地方公共団体と国との災害情報の収集・伝達の窓口として、前述のように消防防災通信ネットワークの充実を図るとともに、火災・災害等即報要領等により、迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めている。

とりわけ、大規模災害時には、災害の規模や被害の概況を迅速に把握することが重要であり、災害対策基本法の改正を踏まえつつ火災・災害等即報要領を改正し、市町村から都道府県に連絡ができない場合や119番通報が殺到する場合には、市町村から直接消防庁に連絡することとした。また、航空機事故、鉄道事故等の際の迅速な第一報の励行、災害対応を第一線で行い被害状況等を把握できる消防機関からの速やかな情報伝達、休日・夜間の情報収集・伝達体制の整備等について、地方公共団体を指導し、その強化を図っている。

一方、消防庁においても、バックアップ機能の確保も含めた通信施設の充実や大規模災害時等に被災地に出動し、情報収集や現地での防災活動の支援を行うための現地活動支援車の導入を行うとともに、地方公共団体から情報を入手し、国土庁、内閣情報調査室等に伝達する業務が適切に実施できるよう、職員の教育、訓練の徹底を図っている。また、災害直後に現地に消防庁職員を派遣し、デジタルカメラと携帯電話を活用した静止画伝送によって、消防庁での的確な情報把握に努めている。平成8年度上半期では、福岡空港ガルーダ・インドネシア航空旅客機炎上事故、高山本線ひだ15号脱線事故など4つの災害等において、デジタルカメラを活用した情報収集を実施している。

〈現地活動支援車〉

消防庁では、大規模災害発生時に災害現場の最前線に出動し被害状況や必要な対策に関する情報等を収集して、消防庁等に連絡するための現地活動支援車を導入しています。

この現地活動支援車は、可搬型衛星地球局を始めとする各種通信機器やパソコン、コピー機等を備えたハイテク車両で、災害時にも確実に通信手段を確保できることはもちろん、テレビカメラ等を使って、被災地の画像を送ることもできます。

また、発電機やベット、トイレ、シャワー等の自給設備もあり、前線基地としての機能も持っています。

この車両の導入により、被災地の正確な情報が迅速に伝達され、全国的な支援活動が円滑に展開されるものと期待されます。

「現地活動支援車」

3　情報処理システムの活用

（１）防災情報システムの整備

広域的な対応が重視される今日の防災対策においては、迅速な情報収集・伝達と地方公共団体の対応力を把握した上での調整判断が不可欠である。

このため、消防庁では、震度情報などの緊急情報を迅速に収集・伝達するほか、緊急消防援助隊や消防・防災ヘリコプターの出動可能状況、非常物資の備蓄等広域応援の対応力の状況、地域防災計画、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、全国的なネットワーク化を図り、消防庁と地方公共団体等との間でこれらの情報を共有化できる防災情報システムの整備を推進しているところである。

このシステムにおいては、全国の市町村の震度情報を消防庁で集約し、気象庁や地方公共団体に配信する機能を有し、また、災害発生時の被害状況もリアルタイムで把握、集計することが可能である。さらに、広域応援に関する情報を活用した円滑な応援の実施や他の地方公共団体との対応力の比較等により、防災対策の高度化に資するものと期待される。

〈防災情報システム〉

防災情報システムは、消防防災に関する情報をデータベース化するとともに、地方公共団体とのネットワークによるデータ通信により、迅速な情報伝達と情報の共有化を可能とするシステムです。

地方公共団体は、災害発生の際、このシステムによって速やかに被害状況等を報告するとともに、近隣地域や全国的な被害状況を把握することができます。また、例えば、類似規模の団体と比較して、どの程度の備蓄物資を備えるのがいいかを検討したり、災害時にはどの団体に物資の援助を要請したらいいかを直ちに決定することができることになります。

このシステムでは、次の情報についてデータベース化しています。

①災害情報　　②地域防災計画情報
③広域応援対応力情報　　④緊急離着陸場情報
⑤緊急消防援助隊情報　　⑥ヘリコプター情報
⑦震度情報

防災情報システム概念図

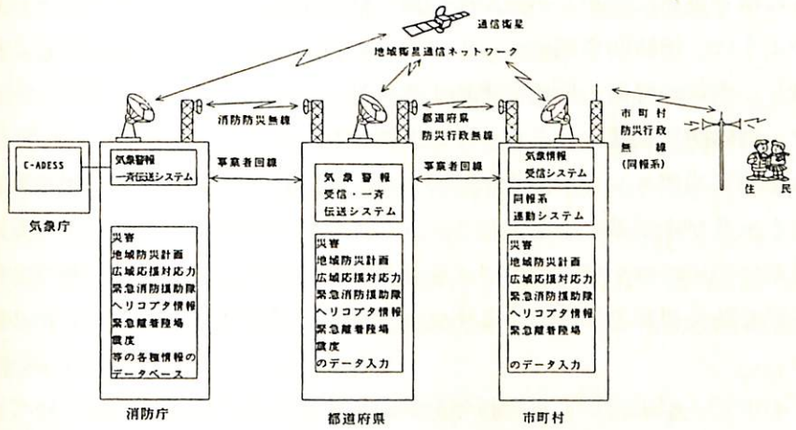

（２）災害対応支援システム等の導入と普及

災害時には、正確かつ迅速な状況判断のもとに的確な応急対策を遂行する必要があるが、そのためには、シミュレーションにより被害状況を推測するとともに、円滑な対策の実施を訓練できるようなシステムを導入し、日頃から訓練に努めることが有効である。

このため、消防庁では、地震被害予測システムや火災の延焼拡大予測システム等の災害対応支援システムを開発し、その普及に努めており、特に、消防研究所で開発した「簡易型地震被害想定システム」については、簡易な操作で地震発生時の的確な状況判断、初動措置の確保、日常の指揮訓練等に役立つものであり、全都道府県等に配布しその活用を図っているところである。

消防庁では、災害対応支援システムの普及を促進するため、システム構築に当たっての指針を作成するとともに、システムの高度化、効率化を図っていくこととしている。

4　情報化の今後の展開

（１）防災情報通信体制の充実強化

あらゆる災害に対し、迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達を行うため、次のように、消防防災通信ネットワークの充実強化を図るとともに、これを運用し、情報の収集・伝達を実施する体制の強化を図ることが必要である。

ア　消防防災通信ネットワークの充実強化

消防防災通信ネットワークについては、災害に強い通信網の構築の観点から地上系及び衛星系による通信ルートの多重化の早期確立を図るとともに、衛星系については、最近のデジタル通信技術を活用して、画像情報等を含めた多様な防災情報を伝達できるネットワークの高度化に努めることが必要である。

この中で、都道府県と市町村等を結ぶ地上系の防災行政無線については、施設の老朽化等に伴い再整備の時期を迎えているものや、周波数の再編成により他の周波数帯に移行が決定されている施設の再整備の際には、情報通信の技術革新を展望しつつ、衛星系と有機的に結合したネットワークを構成することが必要である。

また、各都道府県単位で運用されている地上系の防災行政無線網を相互に接続し、都道府県域を越えた広域的なネットワークの整備について検討していく必要がある。

一方、市町村と住民等を結ぶ防災行政無線については、引き続き、屋外拡声方式のほか戸別受信方式の整備を図りつつ、同報系の整備率（57.5%）の一層の向上を図るとともに、住民や地域に密着した情報の相互連絡に有効な地域防災無線についても、導入を促進し、避難所、学校、自主防災組織の活動拠点等を地域における情報拠点として、整備を進めていくことが必要である。

このほか、消防・救急無線についても、現場活動の複雑、多様化に伴う情報等の増加等に対応するため、デジタル化を検討するとともに、消防指令システムに車両の動態管理、地図検索装置等を整備するなど、一層の高度化を図る必要がある。

なお、通信施設については、地震時においても確実に稼働できるようにすることが重要であり、通信施設の耐震・免震対策を行うとともに、非常電源設備についても点検し、機能の見直し等を行うことが重要である。

イ　広域応援に必要な情報通信施設等の整備促進

画像伝送システムは、発災直後の被害の概況を把握し、広域的な支援体制の早期確立を図る上で、非常に有効なシステムであり、政令指定都市、都道府県庁所在都市等大規模な都市における早期整備が求められる。

また、消防・救急無線については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国共通用の周波数が増波され、消防広域応援活動下での有効活用が図られることとなったことから、全国共通波の増波等にも対応した消防広域応援用無線設備の整備が急がれるところである。

さらに、消防・防災ヘリコプターの増強に伴い、ヘリコプターテレビ電送システムの導入が増加し、こうしたシステムを搭載したヘリコプターが集結する大規模災害時には混信が発生するおそれがある。このため、ヘリコプタ

ーテレビ伝送用の周波数が4波へ増波されることとなったところであり、今後は、運用指針を作成し、円滑な運用を図る必要がある。

このほか、車載型や可搬型の衛星局の整備を促進し、大規模災害時にも機動的で確実な情報の連絡手段を確保することが重要と考えられる。

ウ　情報の収集・伝達体制の整備

災害時における的確な情報の収集・伝達を行うためには、消防防災通信ネットワークの充実強化に合わせて、これを運用し、情報を迅速かつ的確に収集する実施体制の強化を図ることが重要である。

このため、都道府県、市町村、消防機関、警察等防災関係機関相互の連携を強めるとともに、収集、伝達すべき情報に係る基準の周知徹底、迅速な第一報の励行、消防機関からの速やかな情報伝達、休日・夜間の情報収集・伝達体制の整備等を更に推進していく必要がある。

エ　住民等への情報伝達の強化

災害時の応急対策の実施に際しては、住民等に対し、気象情報や避難勧告、避難時の生活情報等を適切に伝達することが重要であり、これによって住民等に無用な不安を抱かせないことにもつながる。

そのためには、防災行政無線、有線放送、広報車、消防職団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行うとともに、今後はパソコン通信等を活用した新たな伝達手段についても検討を進める必要がある。

また、住民に対する気象予警報、避難勧告等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ伝達手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、周知徹底しておく必要がある。

（2）マルチメディアへの対応とインターネット等の活用

最近の情報通信技術の進展に伴い、新たな情報処理技術を活用したシステムの構築を検討していく必要がある。

例えば、地理情報システムや位置情報把握システムなどを災害活動に活用することが有効であり、消防庁では、マルチメディアに対応した消防防災通信ネットワークシステムの今後のあり方等について調査研究を進めている。

また、災害対応を支援する新たなシミュレーションシステムの開発・普及を進め、より確実で高度な対応を図れるよう努めることが必要である。

このほか、消防庁においては、平成8年11月、インターネットにホームページを開設し、防災知識の啓発や各種消防防災情報の提供等を行っているが、今後、一層の活用を図るため、情報発信内容の充実に努めることとしている。

第　4　章

自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

第4章　自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

第1節　防火防災意識の高揚

平成7年中の火災を原因別にみると失火が全体の67.4%を占めていること、地震や風水害における避難や二次災害の防止等については地域住民の適切な行動が基本となることなどから、災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防火防災意識の高揚に待つところが極めて大きい。

そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防火防災に関心を持つとともに、それぞれが日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるような基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行うとともに、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」（8月30日から9月5日）、「119番の日」（11月9日）などあらゆる機会をとらえて、国民の防火防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、高めていく必要がある。

1　火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

近年、建築物の密集及び高層化並びに生活様式の変化に伴い、火災等の災害の要因が多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を十分自覚し、自主的な防火安全活動を積極的に実施することが何よりも大切なことである。このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民

に対する防火意識の普及宣伝に努め、国民自ら、火災予防を実践するよう働きかけている。

a　秋季全国火災予防運動（平成７年11月９日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、平成７年は、「災害に　備えて日頃の　火の用心」を全国統一の防火標語として、消防庁では各省庁、各都道府県及び関係団体の協力のもとに、各種広報媒体を通じて防火広報活動を行った。また、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、フェアの開催、ポスターの公募や作成、展覧会、消防訓練、防火講演、避難訓練、各家庭に対する住宅防火診断等の防火指導及び消火器の取扱い講習など様々な行事を行った。

b　春季全国火災予防運動（平成８年３月１日～３月７日）

平成８年春季全国火災予防運動では、前年の秋季の運動と同一の全国統一防火標語の下に季節的観点から「異常乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進」に重点を置くとともに、秋季同様、様々な行事を実施した。

（２）全国山火事予防運動（平成８年３月１日～３月７日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁の共唱により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。

平成８年の全国山火事予防運動では、「山歩き　荷物にならぬ　火の用心」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

（３）車両火災予防運動（平成８年３月１日～３月７日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成８年の車両火災予防運動では、車両カバーの防炎化を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、車庫、駅舎等の対象物に対する初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進した。また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

（４）文化財防火デー（平成８年１月26日）

昭和24年１月26日法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼損を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年１月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

2　119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と知識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月９日を「119番の日」として設定している。

平成７年の「119番の日」は、消防庁において消防功労者自治大臣表彰及び住宅防火対策優良推進組織表彰を行ったほか、ポスターの作成等により広報活動を実施した。また、全国各地の消防本部では、消防施設の公開、防火パレードによる防火PR等の各種行事を行ったところである。

3　防災知識の普及啓発

（１）防災週間、防災とボランティア週間等を活用した啓発活動

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、国民一人ひとりが、出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけるとともに、日頃から家庭での水、食料等の備蓄、家具の転倒防止等の自主防災に心がけることが極めて重要である。また、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、政府においては、８月30日から９月５日までを「防災週間」（９月１日が「防災の日」）、１月15日から21日までを「防災とボランティア週間」（１月17日が「防災とボランティアの日」）と定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、前者では大がかりな防災訓練等が中心となった行事が行われているのに対し、後者は災害時のボランティア活動と自主防災の重要性を認識し、日頃の備えを高めて行くことがその趣旨とされており、この機会を活用した防災知識の普及啓発を実施することが必要である。

消防庁においては、年間を通じテレビ放送を利用して、第１－１表のような普及啓発事業を実施しているほか、防災週間においてはポスター等による啓発、平成８年の防災とボランティア週間では、阪神・淡路大震災の写真展や地震と消防シンポジウム（１月16日）、地方防災サミット（１月19日）を実施した。

なお、現在、映画人のボランティア活動による防災映画の製作が進められており、消防庁はそのバックアップに努めるとともに、この映画により広く国民の防災意識の高揚を図ることとしている。

また、地方公共団体では、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めているが、阪神・淡路大震災から１周年に当たる平成８年の防災とボランティア週間を中心に、全都道府県のほか、約1,100の市区町村が、写真展や消火・救助等の講習会、防災訓練等の事業を実施している。

第１－１表　テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況

（平成７年度）

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ５分間番組 ご存じですか？ 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	隔週木曜日（22回） （４月から１年間）

（２）インターネット等を活用した普及啓発

消防活動を広く一般市民に知ってもらうための普及啓発として、消防庁で

はインターネットにホームページを開設している。インターネットは、全世界に張り巡らされたコンピュータネットワークであり、世界中の人々がアクセスできることから、最近インターネット上にホームページを開設する企業、大学、官公庁、地方公共団体が急増している。政府においても内閣総理大臣官邸のほか、ほとんどの省庁でホームページを開設している。

消防庁では平成８年11月からホームページを開設し、インターネットでの情報発信を行っている。ホームページでは、消防庁の業務紹介のほか生活密着情報として、地震のときの対応、消火器の使い方、非常持ち出し袋の中身、119番のかけ方等を掲載している。また、エンターテイメントコーナーを設けており、消防に関するクイズの出題や消防車の説明をしているので、より楽しめるホームページとなっている。特に、クイズはホームページをよく見てもらえればだいたいわかる問題と、消防に関する意外なまた素朴な疑問も取り上げているので、誰もが楽しくアクセスできて、消防のことについてもっと知ってもらうことができるものとなっている。消防庁では、このホームページを消防の広報の一環と捉え、定期的に更新していくこととしている。また、ホームページ上で消防庁に対する意見などもメールで受け付けるなど、国民の意見を身近に採り入れる行政に心がけている。

第２節　住民等の自主防災活動

１　コミュニティにおける自主防災活動

（１）コミュニティにおける自主防災活動の促進

防災体制の強化については、消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、消火、救助等を求める通報が殺到し、道路、橋りょう等は損壊し、電気施設、水道管等が寸断され、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災においても、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や救助作業を行い、多くの人命を救った事例等が数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要さが改めて認識されたところである。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

（２）自主防災組織

ア　地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成８年４月１日現在では、全国3,255市区町村のうち、2,194市区町村で７万5,759の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は、47.9％となっている。組織率の高いところは、静岡県97.8％、山梨県93.4％、愛知県85.1％、神奈川県82.9％、岐阜県80.6％、宮城県74.6％等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10％未満のところも４県あり、地域によって差が著しい（附属資料24）。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,704市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,595市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は平成７年度で合計38億8,193万円に達している。

消防庁としても、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成７年度から自主防災活動用の資機材の整備を促進するための国庫補助制度を創設し、自主防災組織等の活動の一層の推進を図っているほか、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている防災用資機材の整備に対する助成への協力も行っている。

また、自主防災組織の育成強化のためには、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害補償制度の充実、防災センターの整備の推進等により、自主防災活動の条件整備を図ることが重要である。

このため、消防庁では、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行うとともに、自主防災組織の活動拠点づくりを進めるため、防災まちづくり事業により、防災センターの整備を促進している。

なお、防災訓練における住民の事故については、防火防災訓練災害補償等共済制度により、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立されている。平成8年3月31日現在、全国3,255市区町村のうち、2,760市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は9,290万人となっている。平成7年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払い状況は合計7件、105万円となっている。

イ　婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会を作るため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

阪神・淡路大震災においても、婦人防火クラブによる初期消火活動や避難所での炊き出し等が活発に行われている。

なお、平成8年4月1日現在、全国の組織数は、1万5,144団体、251万5,095人となっている。

ウ　少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるもので、この年代から火災・災害を予防する方法等を身近な生活の中に見い出すとともに、研究発表会、ポスター等の作成、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における防火防災を図るために組織づくりが進められている。

消防庁では、関係機関とともに全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長　消防庁長官）を設けて、優良な少年消防クラブや指導者に対する表彰を実施しており、平成7年度の受賞は、表彰旗授与のクラブ15団体、表彰楯授与のクラブ31団体及び指導者12名となっている。

また、平成7年度は、表彰と併せて少年消防クラブフレンドシップ'96を開催し、ジュニア防災サミットとして少年消防クラブ活動についての意見交換を行うとともに、有名漫画家からの色紙のプレゼント、女性を中心とした横須賀市消防団音楽隊の演奏などにより交流を深めたところである。

なお、平成8年5月1日現在の組織数は、6,167団体、53万3,263人となっている。

エ　幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地づくりのため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成8年5月1日現在の組織数は、1万3,503団体、113万1,025人となっている。

少年消防クラブフレンドシップ'96におけるジュニア防災サミット

2　事業所の自主防災体制

（1）事業所の自主防災体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、火災初期の適切な対応が重要であることから、消防用設備等の設置維持というハード面の対策とともに事業所の関係者が自らを守るというソフト面の対策である自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

（2）危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあっては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成8年3月31日現在、その数は34組織あり、42台の化学消防自動車、186人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、別途、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

（3）石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

（4）事業所の自主防災組織

法令等により義務づけられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成8年4月1日現在、3,844組織となっている（附属資料25）。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものである。しかし、特に地震などの大規模災害の際、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られるならば、地域の自主防災体制の充実に大きな効果をもたらすものと考えられる。

消防庁では、平成4年度に実施した調査研究の報告書等に基づき、企業(事業所の防災組織）の地域社会での防災活動の促進を図っているが、今後、事業所の防災組織の活動を一層高めるため、事業所と地域社会との平常時からの協力関係の強化及び事業所の防災組織が参加・協力するに当たっての条件整備を進めていくことが必要である。

3　災害時のボランティア活動

阪神・淡路大震災では、地震発生直後から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営、炊き出し、医療介護、運送、通訳等様々な分野で活躍したところである。兵庫県の調べでは、地震発生直後から1か月間で、1日当たり約2万人、4月18日までの3か月で延べ117万人が活動していたものと推計されている。

被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じる上でボランティア活動は非常に重要な役割を担っていることが改めて認識されたところであり、昨年12月に改正された災害対策基本法においても、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として位置づけられ、「防災とボランティアの日」の創設も行われた。

消防庁においては、災害救援活動を行うボランティアの研修等について消防機関の協力を要請するとともに、応急手当技能を有するボランティアの育成を図っている。

今後、災害ボランティアの研修指針を作成するとともに、地方公共団体等

において、研修機会の提供等が促進されるよう指導・助言を行うほか、専門的な技術を有する災害ボランティア等の登録制度や災害ボランティア活動の補償制度の充実等について検討を進めるなど、災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その育成と活動環境の整備を図っていくこととしている。

また、阪神・淡路大震災においては、震災の規模が極めて大きかったため、大量のボランティアニーズと活動希望者を効果的に結びつけることが困難な状況も見られた。このため、地方公共団体における受入体制の整備等について、マニュアルを作成し、地方公共団体に対する指導・助言を行うこととしている。

〈災害ボランティアに関するアンケート調査〉

消防庁は、国土庁とともに、平成７年12月、都道府県及び１万人以上の市区町村1,740を対象に「災害時におけるボランティア活動に関するアンケート」を実施し、阪神・淡路大震災以後の災害ボランティアに係る取組み等について調査を行いました。

大震災時における災害ボランティア活動については、地方公共団体の93.1%が「役に立った」と肯定的に評価している一方で、大震災後の地方公共団体の取組みについては、62.9%が「変わらなかった」としています。

ただし、都道府県では、82.9%、市区町村でも10万人以上の団体で、かなりの割合で、取組みが「変わった」と回答しており、その変化の内容としては、「地域防災計画への位置づけ」が39.2%と最も多くなっています。

また、今後の取組みについては、71.2%が「受入体制（受付・需給調整等）の整備」を挙げています。（下表参照）

災害ボランティアに期待する活動としては、「救助物資の仕分け・運搬」「炊き出し」「老人の介護」が多く挙げられていますが、都道府県レベルでは「医療」「通訳・手話通訳」「建物危険度判定」など技術を要する活動への期待も高くなっています。

総じて、大震災以降、災害ボランティアに対する評価は高まっているものの、必要な取組み、受入体制、支援等については、これからの課題と考えている傾向がうかがわれ、今後の地方公共団体の積極的な取組みが期待されるところです。

今後必要な災害ボランティアについての取組み（複数回答）

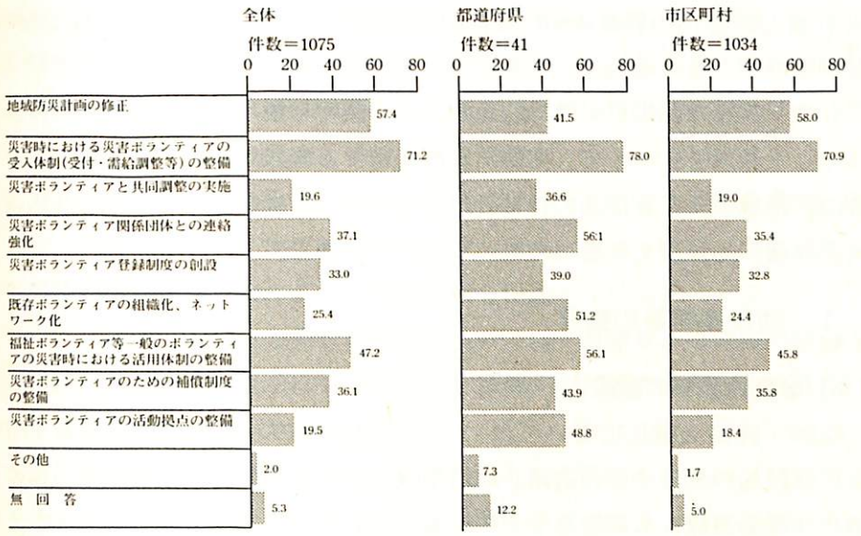

第３節　災害に強い地域づくり

阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造住宅密集地域での延焼、通信網や交通網の混乱、ライフラインの機能停止など大規模な被害が生じ、また、住民の避難所や防災機関が活動する拠点等の整備が十分でないことが明らかとなったところである。

今後、災害の発生を未然に防止し、その被害を最小限に止めるためには、こうした教訓を生かして、消防防災に直結する施設等の整備を推進するとともに、地域づくりをはじめ日常行政のあらゆる面に防災の観点を盛り込み、災害に強い地域づくりを進めていくことが必要である。

１　防災基盤等の整備

（１）公共施設等の耐震化

阪神・淡路大震災においては、一般の建築物のみならず、消防署や市役所、学校等の施設や幹線道路、水道施設等も被害を受け、災害応急対策の推進や住民の避難にも影響を与えている。

このため、消防庁では、自治省との連携のもと、平成12年度までの単独事業支援策として緊急防災基盤整備事業を創設し、

① 学校や体育館、コミュニティセンターなど避難所となる公共公用施設
② 都道府県、市町村の庁舎や消防署など災害対策の拠点となる公共公用施設
③ 文化施設やスポーツ施設、道路橋梁、交通安全施設、福祉施設など不特定多数の住民が利用する公共施設

の耐震改修を促進している。

また、高等学校や水道管、港湾、地下鉄の耐震性の強化についても単独事業の支援策が設けられ、その促進が図られている。

（２）防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であり、消防庁では、消防施設等整備費補助金や防災まちづくり事業、緊急防災基盤整備事業等により、消防車両やヘリコプター、防災情報通信施設等の整備、耐震性貯水槽等の消防水利の多様化などを促進している。

なかでも、防災情報通信施設については、防災関係機関相互の確実で迅速な情報収集・伝達を行うため、通信ルートの多重化を図るとともに、映像により情報を伝達する通信施設や機動力とバックアップ機能を有する通信施設など多様な防災情報通信施設の整備を促進し、住民や自主防災組織等との間の情報連絡についても多角的な対策を講じている。

また、災害応急対策に重要な施設等として、ヘリポートや非常用電源、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を進め、併せて食料、医薬品等の非常用物資や自主防災用の資機材等の整備を促進している。

さらに、住民の避難に必要な施設等については、避難地、避難路の整備をはじめ、トイレ等避難生活に必要な機能を整備するための避難施設の改修についても促進しているところである。

なお、地域防災計画上掲記されている災害危険箇所については、地方債措置と地方交付税措置が講じられる自然災害防止事業により、その整備促進が図られている。

（３）防災拠点の整備

大規模災害に対する防災対策の充実を図る上で、住民の避難地又は防災活動の拠点となるスペースの確保は非常に重要であるが、これらをより有効に活用するためには、想定される活動の内容等に応じた機能を複合的に有する拠点として整備していくことが必要である。

このため、消防庁では、平常時には防災に関する研修・訓練の場、地域住民の憩いの場等となり、災害時においては、防災活動のベースキャンプや住民の避難地となる防災拠点構想を提唱し、緊急防災基盤整備事業や防災まちづくり事業等によりその整備を支援している。

防災拠点は、概ね町内会等の単位で設置され、地域住民の自主防災活動や緊急避難地等に活用される「コミュニティ防災拠点」、概ね小中学校区単位

で設置され、市町村等の現地活動拠点や住民の短中期の避難地等に活用される「地域防災拠点」、都道府県に一又は数カ所設置され、広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地、長期の避難地等に活用される「広域防災拠点」など、その役割に応じた機能を整備することが必要である。

また、その整備内容は、地域の実情に即して検討することが重要であるが、典型的な一例を示すと、防災センターとオープンスペース、備蓄倉庫・資機材倉庫、耐震性貯水槽、防災無線等からなり、防災拠点の種類に応じ、これらの規模や機能を整備していくものである。このほか、夜間照明や防災井戸、比較的大きな防災拠点ではヘリポート等も有効な施設であり、また、日常からの防災意識を高めるため、体験型の設備や遊具等も効果的なものと考えられる。

なお、防災センターについては、近年、コミュニティレベルの研修等に活用される防災センターから、災害を体験できる高度なシミュレーション装置や地方公共団体の災害対策本部のバックアップ機能を備えた中核的な防災センターまで、多様な防災センターの整備が進められており、平成７年度には、防災まちづくり事業により22施設の整備を支援している。

〈防災センター〉

阪神・淡路大震災の教訓にもみられるように、安全なまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの防災意識の高揚とその対応力の向上を図ることが非常に重要です。

そのため、住民やボランティアに対し、防災知識の教育や資機材等の扱い方の訓練、リーダー研修等を行うことが必要ですが、消防庁では、防災まちづくり事業により、そうした場として防災センターの整備を支援しています。

地方公共団体においても、コミュニティレベルの身近な防災センターから、都道府県や市町村における防災教育の中核的な施設に至るまで、地域の特性を生かした様々な防災センターの整備が進められ、多様な研修等が実施されています。

防災センターには、研修室や防災関係の展示等が設けられていますが、

無線設備や備蓄倉庫、防災資機材、炊き出し設備等も備えられ、いざという場合には、防災活動の拠点や緊急の避難所、連絡場所などの役割を果たすことになります。

最近は、シミュレーション装置等を活用して地震や消火、煙、暗闇、応急手当などを体験できる施設、ミニシアターなどの映像施設等を設置するものが増えており、現実に近い形で災害や対応方法等を学習できるよう工夫されています。

また、地方公共団体の庁舎が被災した場合のバックアップ機能を有する施設も増加しており、地域防災に果たす防災センターの役割はますます重要になってきています。

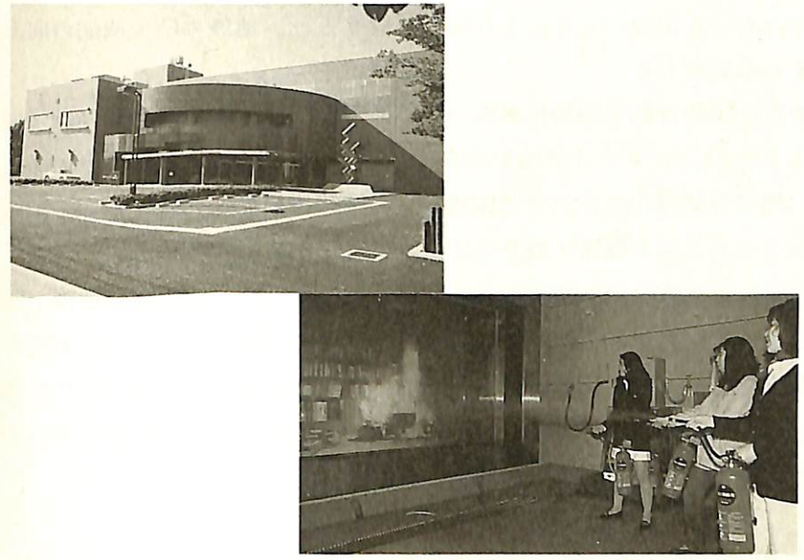

「防災センター」

2　防災に配慮した地域づくり

消防研究所が行った阪神・淡路大震災における21地区の火災の焼け止まり調査によると、焼け止まり要因として最も大きいのが「道路、鉄道」（主に道路）の約40％で、次いで「空地」、「耐火造、防火壁、崖等」（主に耐火造）がともに約23％となっており、こうした物理的要因が焼け止まり要因の86％を占めている。

さらに、被災地においては、市街地の様々な公園が避難地等として活用されるなど、災害応急対策の上でも重要な役割を担った。

このように道路や公園等のオープンスペース、耐火造の建物、樹木や緑地帯は、防災上重要な機能を有しており、これらの防災上の観点を、地方公共団体における地域づくりにより明確に取り入れ、地域の防災機能の向上を促進する必要がある。

また、消防自動車等緊急車両の緊急通行に配慮した道路整備（道路網の二重化を含む。）、ライフラインの機能確保に資する電線類の地中化、共同溝化、地域の情報化と合わせた住民等への情報連絡機能の強化など、消防防災の観点をあらゆる施策に盛り込んでいくことが必要である。

こうした事業には、防災まちづくり事業等のほか、緑地帯の整備や電線類の地中化等を対象とした都市生活環境整備特別対策事業など単独事業の支援策が講じられており、消防庁としては、防災に配慮した地域づくりを進めていく上でのノウハウの提供などソフト面での支援を含め、災害に強い地域づくりを総合的に推進することとしている。

第　5　章

規制緩和への対応

第５章　規制緩和への対応

１　規制緩和推進計画

（１）規制緩和推進計画の策定

近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、公的規制の緩和が大きな課題となっている。

平成６年７月５日に閣議決定された「今後における規制緩和の推進等について」において、既往の規制緩和方策（消防防災行政に係るものとしては、例えば平成５年９月16日の「緊急経済対策」で７事項、平成６年２月15日の「行革大綱」で３事項につき規制の緩和を行うこととし、緩和措置を実施している。第１表参照。）の成果を踏まえ、今後更に規制緩和の推進に積極的かつ計画的に取り組むこととするため、平成６年度内に「規制緩和推進計画」を策定することとされ、これを受けた平成７年３月31日の閣議決定「規制緩和推進計画について」において、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、①消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を目指す、②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資する、③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る等の観点から、「規制緩和推進計画」を定め、規制緩和等を計画的に推進することとされた。

（２）規制緩和推進計画の改定

平成７年３月31日の閣議決定「規制緩和推進計画について」の中で、「規制緩和推進計画」は内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、毎年末までに見直し、毎年度末までに改定することとされた。改定に当たっては、検討状況を公表する等改定過程の透明性の確保に留意しつつ行うこととなっており、平成８年３月29日に「規制緩和推進計画の改定について」の閣議決定により第１回の改定が行われた。

2　規制緩和推進計画に対する消防庁の対応

（1）平成7年度中に措置した事項

平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」には消防防災行政に係るもの33項目が計上されているが、その中で平成7年度中に措置することとなっていた項目は「特定事業所の自衛防災組織における油回収船の配置」「危険物の地下貯蔵タンクの基準」「消火設備用配管材質の使用制限」「スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準」「天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準」等、全部で20項目である。これらのものはすべて平成8年3月末までに措置している。

（2）平成7年度末の改定に向けての対応

平成7年度末の「規制緩和推進計画」の改定に当たり、消防庁においては、経済団体連合会、経済同友会を始め、内外の関係団体等からの意見・要望も踏まえつつ、新技術への対応、手続きの簡素化などの観点から所管事務の見直しを行った。その結果、平成8年1月26日に次の10事項について、措置予定のものとして公表した。

①防火対象物の各部分からスプリンクラーヘッドまでの水平距離の引き上げ
②鋼管により開口部のない耐火構造の床又は壁を貫通できる場合の条件の明確化
③空調用蓄熱槽水の消防用水としての使用条件の明確化
④危険物を取り扱う建築物の窓又は出入り口に使用できるガラスの範囲の拡大
⑤危険物施設において危険物と同時貯蔵できる危険物以外の物品の範囲の拡大
⑥強化プラスチック製二重殻タンクへの灯油等の貯蔵の容認
⑦給油取扱所の事務所等に設ける可燃性蒸気流入防止措置の構造要件の緩和
⑧一般取扱所について、取扱形態に応じた基準の特例の整備
⑨製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの容量の下限の設定
⑩特定防災施設等の点検間隔の延長及び点検記録の保存義務の緩和

なお、これらのもののうち、①については平成8年2月16日の消防法施行令の改正により、又②については平成8年3月27日の消防庁予防課長通知により、それぞれ年度末の「規制緩和推進計画」の改定を待たずに措置済みとなったため、「規制緩和推進計画」中、計画計上外措置済事項として盛り込むこととした。さらに、これらに加え、手続の簡素化の観点から、消防用設備等に係る点検報告について、添付書類を簡略化することとし、これも改定後の「規制緩和推進計画」に盛り込むこととした。以上により、平成8年3月29日の閣議決定「規制緩和推進計画の改定について」により改定された「規制緩和推進計画」には11項目が新規に追加され、計画に計上されている消防防災行政に係るものは合計で44項目となったところである（第2表）。

（3）今後の取組み

消防行政に係る規制は、火災予防又は防災の観点から行われる安全規制であり、国民の生命、身体及び財産の保護のため極めて重要なものであるので、消防庁としても、今後とも、安全性の確保に十分配慮しながら、「規制緩和推進計画」に定められた各措置の着実な推進を図るなど適切に対処していくこととしている。

第1表　規制緩和推進計画以前の規制緩和事項（消防庁分）

	緩　和　事　項
1「規制緩和等の実施について」 （平成5年9月16日緊急経済対策閣僚会議決定）	○タンクローリーの容量制限の緩和 ○メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備 ○天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準の整備 ○危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化 ○完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小 ○危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し ○劇場等における誘導灯の基準の見直し
2「今後における行政改革の推進方策について」	（1に掲げる事項の他） ○危険物取扱者試験受験資格の認定 ○消防設備士受験資格の認定

（平成６年２月15日閣議決定）	○防火管理者として必要な学識経験を有する旨の認定
３「今後における規制緩和の推進等について」 （平成６年７月５日閣議決定）	○消防同意事務について、事務手続の簡素化、迅速化を図る。 ○防炎表示者の認定等に関する事務の簡素化・合理化を図る。 ○セルフサービス方式の給油取扱所について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。 ○給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。 ○ナトリウム硫黄電池について、電気自動車用電池として使用する場合の安全性等について検討を行い、その結果を踏まえ、これに係る危険物の規制を緩和する。 ○消防用設備の非常電源について、気体燃料を使用する自家発電設備を認容する。 ○国際的基準に適合し、その旨が表示されている国際輸送用タンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。

第２表　規制緩和推進計画　個別施策（消防庁分）

１　住宅・土地等関係

(1)　建築

事項名	措置内容	実施予定時期 平成７年度	平成８年度	平成９年度	備考	所管省庁
②地下街の新設等に当たっての公共比率等	地下街の新設等に当たっての公共比率等について、地下街の公共利用の実態等を調査の上、安全性の確保に十分留意しつつ、関係省庁で検討する。	一部措置済 ８年３月27日検討委員会発足	８年度以降			警察庁 通商産業省 運輸省 建設省 自治省
③道路上空通路の許可基準	道路上空通路について、安全性の確保に十分留意しつつ、許可基準の弾力的運用を図る。	措置済 ８年３月19日			警察庁交通局交通規制課長、建設省道路局路政課長・住宅局建築指導課長・住宅局市街地建築課長、消防庁予防課長通達	警察庁 建設省 自治省

(5)　その他

事項名	措置内容	実施予定時期 平成７年度	平成８年度	平成９年度	備考	所管省庁
⑰浮体構造物に関する多重規制	(a)　浮体構造物に係る建築基準法、船舶安全法、港湾法及び消防法の規制について、規制内容を精査・調整のうえ、技術基準の整合性の確保、効率的な検査の実施等円滑な運用方法について検討し所要の措置を講じる。	７年度以降、協議の上逐次実施			７年度より関係省庁において調整中	運輸省 建設省 自治省

5　基準・認証・輸入等関連関係

(1)　基準・認証

V）建築資材

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
⑤防炎表示者の認定等に関する事務	防炎表示者の認定等の事務について、認定申請書類の見直し、申請後の確認審査の廃止等、簡素化、合理化を図る。	措置済 7年4月1日			消防庁予防課長通知	自治省

XiV）危険物輸送

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
①危険物輸送容器等に係る基準	海外において危険物の輸送のための容器として用いられているIBC（インターミディエイトバルクコンテナ）について、危険物の運搬容器として使用できるよう技術上の基準を整備する。	措置済 7年4月1日			自治省令及び自治省告示	自治省
②国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める水圧試験に係る基準に適合し、その旨が表示されているタンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。	措置済 7年4月1日			危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び自治省令	自治省

10　危険物・防災・保安関係

(4)　石油コンビナート等災害防止法関係

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
①第一種事業所の変更に関する計画の届出	変更届出を要する施設面積要件を緩和するなど、主務大臣への届出を要しない軽微な変更に関する事項の範囲を拡大し、いわゆるレイアウト規制の事務手続及び運用について簡素合理化を図る。	措置済 8年3月29日			通商産業省・自治省令及び通商産業省環境立地局保安課長・消防庁特殊災害室長通知	通商産業省 自治省
②危険物入出荷施設等に係る特定通路の特例基準	特定事業所内の危険物入出荷施設等に係る特定通路の特例基準の見直しを行い、特定通路の距離要件を緩和する。	措置済 8年3月29日			通商産業省環境立地局保安課長・消防庁特殊災害室長通知	通商産業省 自治省
③特定事業所の自衛防災組織における防災資機材等の配置	現下の技術進歩を踏まえた防災資機材等及びその防災要員の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	防災活動上の有効性と配備基準を検討		9年度(実施)		自治省
④特定事業所の自衛防災組織における油回収船の配置	油回収装置取付式の油回収船についての基準を検討し、これを認めることとする。	措置済 8年1月11日			石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令及び自治省令	自治省
⑤特定防災施設等の点検間隔及び点検記録の保存	特定防災施設等の経年劣化の程度等を調査した上で、点検間隔及び点検記録の保存期間について緩和する方向で検討し、所要の措置を講ずる。		8年度		新規	自治省

10　危険物・防災・保安関係

(6)　消防法関係

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
①セルフサービス方式の給油取扱所	セルフサービス方式の給油取扱所について、安全性の問題について平成9年度に結論を得べく、引き続き諸外国の実施状況等に留意しつつ調査検討委員会における検討を進める。	7年度（検討）～9年度（結論）				自治省
②給油取扱所の荷卸し時の立会い義務	給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和について、安全性の問題について平成9年度に結論を得べく、引き続き調査検討委員会における検討を進める。	7年度（検討）～9年度（結論）				自治省
③危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続	危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続に関して、下記の事項等について措置する。 ・危険物の製造又は取扱いを行う工場敷地内の建物の新築・増改築に係る手続の簡素化 ・給油取扱所の建設に係る手続の簡素化 ・危険物施設の設置・変更許可申請に係る添付書類の削減 ・危険物施設の軽微な変更のうち、許可を要せず、資料の提出を求めるものの範囲の拡大と明確化 ・危険物施設の軽微な変更のうち、資料の提出を要しないものの範囲の拡大	7年度（実態等の調査、検討）	8年度（実施）			自治省

④屋外タンク貯蔵所に係る不等沈下量の測定	屋外タンク貯蔵所の定期点検項目のうち不等沈下量の測定について、設置後一定期間以上経過し、不等沈下量の値が一定値以下となったものについて、年1回の測定頻度を延長する。	措置済 8年2月13日			消防庁危険物規制課長通知	自治省
⑤完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲	製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクで容量が指定数量未満のものについて、完成検査前検査の対象から除外する。	措置済 7年4月1日			危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令	自治省
⑥危険物の地下貯蔵タンクの基準	内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋設することができる地下貯蔵タンクとして使用できるよう技術上の基準を整備する。	措置済 7年4月1日			危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び自治省令	自治省
⑦移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用	移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用について実態を調査し、事務処理の統一を図る。	7年度（実態等の調査、検討）	8年度（実施）			自治省
⑧屋外貯蔵タンクの溶接工事に係る手続	屋外貯蔵タンクに係る小規模な溶接工事で安全性が確保されるものについて 変更許可手続を不要とする。	7年度（検討）	8年度（実施）			自治省
⑨消火設備用配管材質の使用制限	合成樹脂管について、消火設備用配管として使用できるかどうかについて検討の上、所要の措置を講ずる。	措置済 8年2月29日			消防庁予防課長通知	自治省

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
⑩スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準	スプリンクラー設備におけるスプリンクラーヘッドの同時開放個数について、最近開発されたスプリンクラーヘッドの性能等を評価し、防火対象物の用途等に応じ、その基準を見直す。	措置済 8年2月16日			自治省令	自治省
⑪ハロン代替消火設備の設置	ハロンの代替消火設備について、設置する部分の用途、規模等に応じて、消火性能、毒性等の検討を行った上で、設置基準を作成する。	措置済 7年5月10日			消防庁予防課長通知	自治省
⑫誘導灯の一時消灯ができる範囲	誘導灯の一時消灯について、防火対象物の用途等に応じ、一定の安全対策を講じた上で、更にその対象範囲の拡大を図る。	措置済 8年3月21日			消防庁予防課長通知	自治省
⑬共同住宅等の構造に応じた消防用設備等の設置に係る特例基準	共同住宅等の消防用設備等の設置について、共同住宅等の構造、住居の開口部等について安全性を考慮し、設置に係る特例基準を見直す。	措置済 7年10月5日			消防庁予防課長通知	自治省
⑭消防設備士講習の受講義務	消防設備士の講習の実施方法、実施内容等について検討し、講習に係る負担の軽減を図る。	7年度(具体的な問題点を把握)	8年度(実施)			自治省

⑮甲種消防設備士試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種消防設備士試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定する。	措置済 7年4月1日			消防法の一部を改正する法律、自治省令及び消防庁告示	自治省
⑯防火管理者として必要な学識経験を有する旨の認定	防火管理者として必要な学識経験を有することにつき、消防庁長官が認定する制度を廃止する。	措置済 7年4月1日			自治省令	自治省
⑰甲種危険物取扱者試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種危険物取扱者試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定する。	措置済 7年4月1日			消防法の一部を改正する法律、自治省令及び消防庁告示	自治省
⑱土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油	建設現場等における土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油について、技術上の基準を整備する。	7年度(問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度(技術基準の検討)	9年度(実施)		自治省
⑲危険物施設に係る保有空地内の緑化	危険物施設に係る保有空地について、火災予防及び消火活動に支障を与えない範囲で植栽を認める。	措置済 8年2月13日			消防庁危険物規制課長通知	自治省

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
⑳危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料の範囲	危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度(検討)	8年度(実施)			自治省
㉑給油取扱所の事務所等に用いることができる建築材料の範囲	給油取扱所の事務所等に用いることができる建築材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度(検討)	8年度(実施)			自治省
㉒液化石油ガス(LPG)充塡所の設置に関する基準	液化石油ガス(LPG)充塡所を給油取扱所に併設することができるよう、安全性等を検討した上で技術上の基準を整備する。	7年度(問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度(技術基準の検討)	9年度(実施)		自治省
㉓天然ガス(CNG)充塡所等の設置に関する基準	天然ガス(CNG)充塡所を給油取扱所に併設することができるよう、技術上の基準を整備する。	措置済 7年4月1日			危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び自治省令	自治省
㉔空調用蓄熱槽水の消防用水としての使用条件	空調用蓄熱槽水の消防用水としての使用について、使用できる場合の条件の明確化を図る。		8年度		新規	自治省

㉕消防用設備等に係る点検報告	消防用設備等に係る点検報告について、防火対象物の関係者が消防長等に報告する消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表等の簡略化を図る。			9年度	新規	自治省
㉖危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口に使用できるガラスの範囲	製造所等において危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口に使用するガラスについて、安全性が確保される場合には網入りガラス以外のガラスの使用を認める。		8年度		新規	自治省
㉗危険物施設における危険物以外の物品の同時貯蔵	屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所における同時貯蔵に関し、安全性が確保されることが確認された物品について危険物との同時貯蔵ができることとする。		8年度(実態等の調査、検討)	9年度(実施)	新規	自治省
㉘強化プラスチック製二重殻タンクへの灯油等の貯蔵	地下貯蔵タンクの一形態である強化プラスチック製二重殻タンクについて、灯油、軽油及び重油の貯蔵を認めることとする。		措置済 8年4月1日		自治省令(新規)	自治省
㉙給油取扱所の事務所等に設ける可燃性蒸気流入防止措置の構造要件	給油取扱所に設ける建築物のうち、事務所その他火気を使用するものに設ける可燃性蒸気流入防止措置として、漏れた可燃性の蒸気が建築物に流入しない形状等のスロープを設けることができることとする。		8年度		新規	自治省

事項名	措置内容	実施予定時期 平成7年度	平成8年度	平成9年度	備考	所管省庁
㉚一般取扱所の基準の特例	一般取扱所のうち危険物の取扱形態が類型化できるものについて、取扱形態に応じて基準の特例を定めることとする。		8年度（実態等の調査、検討）	9年度（実施）	新規	自治省
㉛製造所及び一般取扱所内の危険物を取り扱うタンクの基準	製造所及び一般取扱所内の危険物を取り扱うタンク（いわゆる20号タンク）について、運用の実態の調査結果等を踏まえて、容量の下限の設定等所要の措置を講ずる。			9年度	新規	自治省

○計画計上外措置済事項

事項名	措置内容	実施時期	所管省庁
鋼管により開口部のない耐火構造の床又は壁を貫通できる場合の条件	給排水等に一般的に用いられている鋼管により、開口部のない耐火構造の床又は壁を貫通できる場合の条件の明確化を図った。	8年3月27日	自治省
防火対象物の各部分からスプリンクラーヘッドまでの水平距離の基準	スプリンクラーヘッドのうち感知性能及び散水性能の高いものについて、防火対象物の天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離を引き上げた。	8年2月16日	自治省

第6章

国際協力の推進と地球環境の保全

第6章　国際協力の推進と地球環境の保全

[国際協力・国際交流]

1　国際協力・国際交流の現況

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修、火災予防技術研修及び防災技術研修を実施している。消防行政管理者研修は、平成元年度から実施しているもので、消防行政管理者の養成に重点を置いた研修コースである。その受講状況は第1表のとおりである。また、消防に関する技術研修として救急救助技術研修を昭和62年度から、消火技術研修を昭和63年度から、火災予防技術研修及び防災技術研修を平成2年度からそれぞれ実施している。これまでの受講状況は、第2表から第5表のとおりである。

(2) 諸外国からの研修員受入れ

消防庁では、(1) の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成7年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき2名の中国幹部消防職員を消防大学校の本科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の消防学校教官を東京消防庁消防学校へそれぞれ受け入れた。この他、外務省、国際協力事業団からの依頼に基づき、救急医療体制に関してタイの研修員3名、マレイシアの研修員3名等を受け入れた。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、ブラジルの首都のブラジリアの消防隊に対し、火災原因調査・分析、消火・防火教育の普及、防火基準の作成等を目的として平成4年10月から平成6年10月まで消防の分野では初の長期(2年間) の専門家派遣を実施したほか、平成7年度には、マレイシアの救急医療協力のための専門家派遣、中国北京市が計画中の消防訓練センターへ

第1表　消防行政管理者研修受講状況

（単位：人）

国名・地域名＼年度	昭和45~55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	計
（アジア地域）																		
1 バングラデシュ	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	10
2 ミャンマー	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
3 インド	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	10
4 インドネシア	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	22
5 カンボディア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
6 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
7 マレイシア	11	1	1	—	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	1	1	23
8 ネパール	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	5
9 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3
10 フィリピン	12	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—	—	19
11 シンガポール	12	1	1	1	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	18
12 スリ・ランカ	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	5
13 タイ	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	12
14 ヴィエトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
15 韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	5
16 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17 香港	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1	1	1	1	13
18 ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	1	1	1	—	—	—	—	6
19 中国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	2
（中近東地域）																		
20 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
21 エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	1	—	—	7
22 イラン	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
23 ジョルダン	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
24 サウディ・アラビア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	3
25 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3
26 シリア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
27 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3
28 イラク	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
29 バハレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
30 カタル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	2
31 パレスチナ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
（アフリカ地域）																		
32 リベリア	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
33 スーダン	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4
34 コートジボアール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2
（中南米地域）																		
35 ブラジル	6	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	24
36 チリ	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
37 コロンビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
38 ジャマイカ	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
39 パラグァイ	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	5
40 パナマ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
41 ホンデュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
42 セント・ルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
43 グァテマラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
44 グレナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
45 ベリーズ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
46 アルゼンティン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
（オセアニア地域）																		
47 パプア・ニューギニア	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	5
48 ソロモン諸島	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
49 フィジー	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2
50 マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	2
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	8	8	8	8	7	9	261

（注）　昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第2表　救急救助技術研修受講状況

（単位：人）

国名・地域名＼年度	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	計
（アジア地域）											
1 中国	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
2 バングラデシュ	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	4
3 シンガポール	1	1	1	1	1	—	1	1	—	—	7
4 マレイシア	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	6
5 スリ・ランカ	—	1	—	1	—	2	1	1	—	—	6
6 インドネシア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7 ブルネイ	—	—	—	1	1	1	1	—	1	1	6
（中近東地域）											
8 トルコ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
9 ジョルダン	—	—	—	—	—	1	—	1	1	1	4
（アフリカ地域）											
10 セネガル	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
（中南米地域）											
11 ブラジル	2	3	3	3	1	—	—	—	—	1	13
12 ペルー	—	1	1	—	—	—	—	—	1	1	4
13 メキシコ	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
14 チリ	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
15 グァテマラ	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2
16 セント・ルシア	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
17 パラグァイ	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	3
（オセアニア地域）											
18 パプア・ニューギニア	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3
19 マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
20 ヴァヌアツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	6	10	8	8	6	6	5	6	7	6	68

第3表　消火技術研修受講状況

（単位：人）

国名・地域名＼年度	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	計
（アジア地域）										
1 ミャンマー	2	−	−	−	−	−	−	−	1	3
2 インドネシア	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1
3 フィリピン	1	2	1	−	−	−	1	−	1	6
4 タイ	1	−	1	−	−	−	−	−	−	2
5 マレイシア	−	−	1	1	−	−	1	1	−	4
6 ブルネイ	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1
7 中国	−	−	−	−	1	1	1	−	−	3
8 香港	−	−	−	−	−	−	1	1	1	3
9 ネパール	−	−	−	−	1	−	−	−	1	2
10 スリ・ランカ	−	−	−	−	1	−	−	1	−	2
11 パキスタン	−	−	−	−	1	1	−	−	−	2
12 モルディヴ	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1
13 大韓民国	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
14 インド	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1
（中近東地域）										
15 トルコ	1	−	−	−	−	−	−	−	1	2
16 ジョルダン	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1
17 エジプト	−	−	−	1	2	−	−	−	−	3
18 アラブ首長国連邦	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
19 クウェイト	−	−	−	−	−	−	1	1	−	2
20 シリア	−	−	−	−	−	−	−	1	1	2
（アフリカ地域）										
21 ケニア	−	1	−	−	1	−	−	−	−	2
22 セネガル	−	−	1	1	−	1	−	−	−	3
23 レソト	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
24 ベナン	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
25 ウガンダ	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1
（中南米地域）										
26 パラグァイ	1	1	−	−	−	−	−	−	−	2
27 ブラジル	−	−	2	−	−	−	1	−	−	3
28 チリ	−	−	−	1	1	−	−	−	−	2
29 トリニダット・トバゴ	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
30 ウルグァイ	−	−	−	−	−	1	1	−	1	3
31 コロンビア	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
32 ドミニカ共和国	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
33 ジャマイカ	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
34 ペルー	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1
35 ドミニカ	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1
（ヨーロッパ地域）										
36 ブルガリア	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1
（オセアニア地域）										
37 パプア・ニューギニア	1	1	1	−	−	−	−	−	−	3
38 西サモア	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
39 ミクロネシア	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1
40 マーシャル諸島	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
41 ソロモン諸島	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1
計	8	5	8	5	9	8	9	12	11	75

第4表　火災予防技術研修受講状況

（単位：人）

国名・地域名＼年度	平成2	3	4	5	6	7	8	計
（アジア地域）								
1 ブルネイ	1	1	1	1	1	1	−	6
2 マレイシア	1	1	1	−	−	1	1	5
3 シンガポール	1	1	1	1	−	−	−	4
4 パキスタン	−	1	−	−	−	−	−	1
5 インドネシア	−	−	1	−	1	−	−	2
6 タイ	−	−	1	−	−	−	−	1
7 スリ・ランカ	−	−	1	−	−	−	−	1
8 インド	−	−	−	−	1	1	1	3
9 フィリピン	−	−	−	−	−	1	1	2
10 香港	−	−	−	−	−	1	−	1
11 ネパール	−	−	−	−	−	−	1	1
（中近東地域）								
12 バハレーン	−	1	−	−	−	−	−	1
13 エジプト	−	−	1	−	−	−	−	1
14 トルコ	−	−	−	−	−	1	−	1
（アフリカ地域）								
15 ガーナ	−	−	−	1	−	−	−	1
（中南米地域）								
16 ブラジル	1	1	1	1	1	−	−	5
17 ペルー	1	−	−	−	−	−	−	1
18 ウルグァイ	−	−	−	1	−	−	1	2
19 トリニダッド・トバゴ	−	−	−	−	1	−	−	1
20 ドミニカ	−	−	−	−	−	−	1	1
（オセアニア地域）								
21 マーシャル諸島	−	−	−	1	1	−	−	2
計	5	6	8	6	6	6	6	43

第5表　防災技術研修受講状況

（単位：人）

国名・地域名＼年度	平成2	3	4	5	6	7	8	計
（アジア地域）								
1 フィリピン	1	—	—	—	—	—	—	1
2 バングラデシュ	—	1	—	1	1	1	—	4
3 中国	—	1	1	—	1	—	—	3
4 タイ	—	1	—	—	—	1	—	2
5 パキスタン	—	—	—	1	1	—	—	2
6 ヴィエトナム	—	—	—	1	—	—	—	1
7 マレイシア	—	—	—	—	1	1	—	2
8 ブータン	—	—	—	—	1	—	—	1
9 ミャンマー	—	—	—	—	—	1	—	1
10 インドネシア	—	—	—	—	—	—	1	1
11 ブルネイ	—	—	—	—	—	—	1	1
（中近東地域）								
12 ジョルダン	—	1	—	—	—	1	—	2
（アフリカ地域）								
13 モロッコ	—	—	1	—	—	—	—	1
（中南米地域）								
14 ブラジル	1	—	—	—	—	—	1	2
15 ペルー	1	1	—	—	—	—	—	2
16 セント・ルシア	1	—	—	—	—	—	—	1
17 コロンビア	—	1	1	1	—	—	—	3
18 ジャマイカ	—	—	1	—	—	—	—	1
19 グァテマラ	—	—	1	—	—	—	—	1
20 ヴェネズエラ	—	—	—	1	—	—	—	1
21 パナマ	—	—	—	—	—	1	—	1
22 チリ	—	—	—	—	—	—	1	1
（オセアニア地域）								
23 パプア・ニューギニア	—	—	—	—	—	1	—	1
24 フィジー	—	—	—	—	—	—	1	1
25 パラオ	—	—	—	—	—	—	1	1
計	4	6	5	5	5	7	6	38

救急救助技術研修で視察研修を行う海外研修員（埼玉県庄和町）

の技術協力に関する基礎調査のための専門家派遣等を実施した。

これらの開発途上諸国への消防協力案件は、各国における消防の発展に大きな成果をあげているところである。

（4）国際交流

義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として、昭和57年12月に世界義勇消防連盟（Federation of World Volunteer Firefighters Association）が設立されており、我が国では、財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成7年11月30日から同年12月2日にかけてタイにおいて第4回アジア・オセアニア地域総会が開催され、平成8年9月30日から同年10月2日にかけてペルーにおいて第4回アメリカ地域総会が開催された。

また、アジア消防長協会（International Fire Chiefs Association of Asia）は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成6年10月18日から同年10月22日にかけて我が国において第18回総会が開催された。なお、第19回総会は、平成8年10月29日から同年10月31日にかけてタイにおいて開

催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2　国際協力・国際交流の課題

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を超えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

また、我が国は、先の阪神・淡路大震災において端的に見られたように世界有数の地震国であるとともに台風、火山噴火等の災害多発地帯であり、さらには、狭い国土、急峻な地形等様々な地理的条件を有する中、活発な経済活動を展開してきており、消防防災活動においてもハード、ソフトの両面にわたり高度なシステムを発達させている。一方、開発途上諸国は、今、人口の増大と都市集中、産業活動の拡大等かつて日本が経験した歴史と同様の状況に直面しており、国民の生活水準を向上させ、今後とも着実に経済の発展を続けていくためには、消防の分野をはじめ、様々な分野の技術とノウハウの移転が求められている。

我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関する技術協力を積極的に推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきている。

このような開発途上諸国への技術とノウハウの移転に際しては、我が国の経験に基づく適切な移転となるよう配慮するとともに、気候、風土、経済社会システム等その国固有の状況を十分調査し、その国に適した形で実施することが重要であり、人的交流を通じた技術・意見の交換を積極的に行っていく必要がある。

また、近年、我が国における地方公共団体の国際交流は質的に深化し、「国際交流から国際協力へ」の新たな潮流が生じている。今後は、消防防災の分野においても、地方公共団体による自主的・主体的な国際交流・国際協力をより一層推進することが求められている。

さらに、近年の急速な国際化の進展に的確に対応できるよう、消防における国際化対応能力の向上を図ることが重要であると考えられる。このため、平成6年度から全国市町村国際文化研修所に、消防実務に必要な語学研修等を行う消防職員研修コースが設置されている。

今後は既存の研修等の充実と併せ、開発途上諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術協力を継続的に行い、消防技術協力の一層の推進を図る必要がある。

[国際消防救助隊]

昭和60年11月14日（現地時間13日）に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から消防庁に対し、救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では、積極的に協力することとして準備を進めた。この援助活動は実現には至らなかったが、その後、政府は外務省を中心に、海外で大災害が発生した場合の国際緊急援助体制の整備を進め、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）が公布、施行された。

この法律は、海外の地域において大規模な災害が発生し、または発生しようとしている場合に、被災国政府等の要請に応じて実施する国際緊急援助隊派遣体制の整備を図ることを目的としたものであり、消防庁長官は、外務大臣との協議に基づき、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、消防庁長官の要請を受けた市町村はその消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

国際緊急援助隊の一部を構成する国際消防救助隊（International RescueTeam of Japanese Fire-Service略称“IRT-JF”愛称“愛ある手”）は、全国の40消防本部、501名の救助隊員から構成されており、世界のトップレベルの救助技術を有する救助隊として、これまで第6表のとおり過去に6回海外において救助活動や支援活動を行っている。

消防庁では、「国際消防救助隊派遣体制の整備に関する研究会」における検討の結論を踏まえて昭和62年9月19日に制定された「国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱」に基づき、その派遣体制を整備してきたところで

第6表　国際消防救助隊派遣実績

派遣期間	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
昭和 61.8.27 ～9.6	ニオス湖有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者 1,700名以上	国際消防救助隊員1名 有毒ガスの再噴出に備え調査団に対する呼吸保護器の指導
昭和 61.10.11 ～10.20	エル・サルヴァドル地震	エル・サルヴァドル共和国 サン・サルヴァドル市	死者 1,228名 倒壊家屋3万戸	国際消防救助隊員9名 倒壊ビルからの救助
平成 2.6.22 ～7.2	イラン地震	イラン・イスラム共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000名以上	国際消防救助隊員6名 倒壊家屋からの救助
平成 2.7.18 ～7.26	フィリピン地震	フィリピン共和国 ルソン島中北部	死者 1,600名以上	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助
平成 3.5.15 ～6.6	バングラデシュサイクロン災害	バングラデシュ人民共和国	死者 約13万人	国際消防救助隊員38名及びヘリコプター2機を派遣し、被災民への救援物資の輸送等を実施
平成 5.12.13 ～12.20	マレイシアビル倒壊被害	マレイシア クアラ・ルンプール郊外 ウルクラン地区	死者48名 倒壊ビル1棟	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助

（注）　平成2年以降は、国際緊急援助隊の一員としての派遣である。

あるが、いついかなる事態においても適切かつ迅速な対応が可能となる出動体制を整備するためには、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら、世界のトップレベルの救助技術を維持するための最新救助資機材の整備や、海外における活動にあたり不可欠である言語や風俗、習慣等の異文化に関する研修訓練の充実などの課題にも継続的に取り組んでいく必要がある。

また、国際消防救助隊としての合同訓練は、これまでに4回実施されているところであるが、国際消防救助隊の技術向上や連帯感を醸成するためにも定期的、継続的に実施する体制の整備を図っていく必要がある。

[国際防災]

1　国際防災の現況

(1) 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が、全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日（毎年10月第2水曜日）及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

(2) 我が国の対応

我が国においては、平成元年、閣議決定により設置された「国際防災の10年推進本部」において基本方針が決定し、各省庁とも、国際的な会議や広報活動等国際防災の10年関連施策を推進しているところである。

以後毎年、国際防災会議を開催しており、平成7年には、阪神・淡路大震災の経験と横浜戦略（平成6年に開催された国連主催の「国際防災の10年世界会議」で採択）を背景に、神戸市で「アジア防災政策会議」(12月17日及び18日）が開催され、アジア地域を中心とする28カ国の関係閣僚等の出席のもと、アジア地域における防災協力の推進をテーマに討議が行われ、「神戸防災宣言」が採択された。

(3) 消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、各種広報活動をはじめ、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、平成2年5月31日には、アジア諸国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした「国際防災の10年アジア消防名古屋会議」を開催し、世界14カ国から、1,000人を超える参加者を得た。

それ以降も、開発途上国向け防災ビデオの制作や日本の自主防災体制に関

する開発途上国向け防災対策教材の作成、開発途上国における代表的な災害事例集の作成など多彩な事業展開を行うとともに、諸外国から研修生の受入れ、諸外国への専門家の派遣等を行い、国際協力の一層の推進に努めている。

2　国際防災の課題

国際防災の10年においては、国際防災の課題として、世界各国が国際協調活動を通じ、全世界特に開発途上国における自然災害による人命の喪失、財産の損失及び社会的・経済的混乱等の被害の軽減に取り組むことを掲げている。このためには、自然災害に対する防ぎょ施設等のハード面の整備もさることながら、防災ビジョンの確立、各防災関係機関の資質の向上等ソフト面での対策も重要であると考えられる。

この点を踏まえた上で、我が国は防災分野での先進国として、今後も研修員の受け入れ事業、研究者の交流事業の実施等防災分野における国際交流を積極的に推進していく必要がある。

[基準・認証制度]

1　基準・認証制度の現況

昭和55年４月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年１月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の策定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年４月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなど

の方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年４月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策－最近の決定と今後の政策方向－」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年７月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防炎物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等の一部を、新しく創設した自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等とし、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年７月にはISO／TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

2　基準・認証制度の課題

国際化を更に推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、今後とも、国際規格の策定に積極的に参加し、協力することにより、防火安全対策面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

[地球環境の保全]

1　ハロン消火薬剤の使用抑制

ハロン消火薬剤（ハロン1211,1301及び2402）は、コンピュータ室、通信

機器室等の消火薬剤として広く使用されているところであるが、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき昭和62年９月に採択されたモントリオール議定書においてオゾン層を破壊する規制物質として指定された。

さらに、平成４年11月に開催された第４回モントリオール議定書締約国会合において、平成６年１月１日以降ハロンの生産等を全廃すること、ハロンの回収、再利用等の促進を図るためのハロンバンクマネジメントを確立すること等が決定された。

これらの情勢を踏まえ、消防庁では、平成２年７月に「ハロン抑制対策検討委員会」を開催し、ハロンの使用抑制に取り組み、平成３年８月に特定の用途の建築物におけるハロンの使用抑制方針を策定し、その指導を図ってきたところである。

また、平成５年７月に、ハロンの回収、再生及び再利用を効率的、かつ、的確に行うことにより、大気中へのハロンのみだりな放出を防止し、地球環境の保全に寄与することを目的として、関係業界により「ハロンバンク推進協議会」が設立され、平成６年３月１日より、ハロンの回収、再生及び再利用に係る運用を開始している。

なお、平成６年12月に閣議決定された「環境基本計画」に沿って施策を進めていくこととしている。

２　クリーンエネルギー自動車の導入に伴う給油取扱所の技術基準の整備等

地球環境保全対策等の一環として、クリーンエネルギー自動車の普及が推進されているが、これに合わせて、クリーンエネルギー自動車用の燃料供給施設の設置が推進されようとしている。

このため、平成５年度において、メタノール給油取扱所の技術基準について整備を行ったほか、平成６年度において、天然ガス（CNG）充てん所を既存の給油取扱所に併設する場合の技術基準について整備を行ったところである。

また、平成９年度を目途に、LPガス充てん所を既存の給油取扱所に併設する場合の安全性の検討を進めているところである。

第　７　章

消防の科学技術の研究

第７章　消防の科学技術の研究

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

消防防災に係る科学技術の基礎的研究としての経常研究を行っているほか、特別研究として社会的、行政的要請の高い課題について、期限を定め計画的に研究を行っている。

その他、国際間のあるいは産学官の協力を図るため、外国の研究機関、国内の大学あるいは企業との共同研究を積極的に進めている。

[研究活動]

１　特別研究

特別研究は（１）国民を火災から守るため特異な建物・施設等の火災性状やそこで用いる消防設備に関する研究を行う「火災安全技術の高度化に関する研究」、（２）消防機関が用いる機器の開発のように消防活動を援助するための研究開発を行う「消防活動技術の高度化に関する研究」及び（３）危険物を安全に使用できるように危険物が持つ危険性や危険物を安全に貯蔵するための施設についての研究を行う「危険物災害の防止に関する研究」からなっている。

平成７年度に実施した特別研究は次のとおりである。

（１）火災安全技術の高度化に関する研究

ア　茅葺屋根等を有する文化財建造物の防火技術に関する研究

わが国の重要文化財建造物の多くは木造建築で、茅葺、桧皮葺、柿葺屋根等植物性屋根のものが相当数ある。これらの建造物は出火危険性が高いほ

か、火災になると激しく燃えて全焼するばかりではなく隣接の文化財建造物にも延焼する危険性が高い。このため、実火災の調査及び火災実験等により茅葺あるいは桧皮葺屋根をもつ文化財建造物の火災特性を明らかにするとともに火災の早期発見、消火等の総合的な防火対策手法の検討を行った。

イ　火災性状把握避難誘導システムに関する研究

建物の高層化、大規模化に伴い、消防隊による建物内の火災性状及び在館者の把握が困難で、火災時における在館者の避難誘導及び消防活動に支障を来すことが予想される。このため、建物内の火災性状及び在室者（視聴覚障害者等災害弱者を含む。）のいる場所を把握し、迅速かつ効率的な避難誘導、救助が行える火災性状把握避難誘導システムを開発した。

ウ　住宅火災の高度防火技術に関する研究

住宅火災により高齢者・乳幼児等の災害弱者の人命が失われる例が多くみられ、将来において高齢化・核家族化が進展する中で、火災による人命危険性はますます高くなることが懸念されることから、住宅火災から災害弱者を守る防火対策の充実が求められている。このため火災実験及び事例解析等により住宅火災の特徴を明らかにするとともに、出火拡大防止、早期発見、消火及び避難対策について総合的に検討を行った。

エ　地下施設における火災の特性に関する研究

大都市における土地の高度利用が進み、深層地下に駐車場、駅舎等が建設されている。今後もこれら地下施設が増加し、深層化、大規模化することが予想される。このため地下施設火災における燃焼、熱環境、煙ガス伝播等の特性について模型実験により把握し、コンピュータシミュレーションにより実大規模の火災特性の予測を行い、火災時の人命確保、消防活動等の対策樹立のための基礎資料を得た。

オ　代替ハロンの消火性能と毒性の評価方法に関する研究

地球環境保全のため、ハロン消火剤の生産等が禁止され、その代替としての消火剤が開発されている。このハロン代替物質の消火性能と毒性の評価方法を確立し、ハロン代替消火剤の採用の適性化を検討した。

まず、消火性能評価方法は、金属カップバーナ法を提案し、その評価方法

を確立した。また、ハロン代替物質及び消火使用時に発生するそれらの分解生成ガス毒性安全評価方法に関する検討を行った。

（2）消防活動技術の高度化に関する研究

ア　消防活動の機動化のための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

狭隘な道路に面し送電線、電話線等の架線や街路樹等が直近に存在する建物に対しても障害なく架梯できる特殊小型はしご付き消防自動車の開発研究を行った。このはしご車の梯体は従来と異なる構造のもの（閉断面構造）とし、ターンテーブルは従来の機能（旋回と起伏動作）の高度化に加えてスライド機能を持たせ、架梯の自由度を増やした。また、はしご車のシャーシベースにＢ－１級ポンプを、はしご先端に放水モニターを取付け、遠隔操作で消火活動ができるモデルを試作した。

（3）危険物災害の防止に関する研究

ア　長周期地震動の地域特性に関する研究

地震時における石油タンクの挙動は長周期地震動の特性と密接な関係がある。わが国において比較的タンクが多く設置されている地域毎にその長周期地震動特性を明らかにし、その地域に最も影響を及ぼす震源の特定と発生する可能性が高い大規模地震に対する長周期地震動の予測を行うため、気象庁１倍強震計の記録に着目し、この解析を行っている。また、長周期地震動の波動伝播特性を明らかにするため、新潟平野の３地点で長周期地震動の観測等を行い、これらの結果から潜在的危険度の高い震源の特定と長周期地震動予測、スロッシング上昇量予測が可能であることを明らかにした。

イ　引火性危険物及び自己反応性危険物の試験法に関する研究

危険物の危険性評価に関する試験は日本国内では消防法令によって行われている。この試験法に関して、国際的規約との間で整合性をとる必要がある。そのため、引火及び自己反応について、国内外で統一した普遍的な試験法を作成することが望まれている。そこで引火性危険物及び自己反応性危険物の引火、発火及び分解性に関する現象を解明し、危険性を判定する試験法の開発を行った。さらに、これらの結果を従来の試験法と比較検討し、試験法としての合理性を裏付け、国連への提案を準備している。

2　経常研究

特別研究のほか、消防防災に係わる科学技術の基礎的・継続的研究として経常研究を行っている。

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災における住宅等建物の火災の発生、延焼状況及び危険物施設の被害状況について調査した結果を踏まえ、平成７年度は次の地震防災関連の研究を始めた。

○阪神・淡路大震災時の出火・延焼・焼け止まり状況等に関する研究
○可搬式動力ポンプによる長距離送水技術の開発
○少量水による大火災の消火及び延焼防止技術に関する研究
○石油タンクの座屈強度に関する研究
○地震時における石油タンクの基礎地盤の強度に関する研究
○地震時の応急対策のための情報収集・処理に関する研究

〈簡易型地震被害想定システムについて〉

一般に地震被害想定では、地盤情報や建物情報などの収集・整理に極めて多大な労力、時間及び経費を要しています。また、地震の設定については、過去の地震活動状況に基づいて行われていますが、その規模や発生場所・時間等を限定して行われているのが現状です。

そこで、このような問題を克服するために、地震の諸元や発生時期に関する様々なケースに対して、誰もが容易にしかも短時間に被害想定を行えるようなシステムを開発しました。

このシステムは次のような特徴を有しています。

(1)　住民の生命・財産に直接関係する建物被害、人的被害（死者）及び火災の３つの基本的な被害の推定ができる。
(2)　国、都道府県、市町村のいずれのレベルでも使え、行政区域を超えた広域の被害も推定が短時間（10秒程度）にできる。
(3)　全国を網羅する既存の国土数値情報、国勢調査地域メッシュデータを用いることから、データを新たに収集する必要がない。
(4)　パソコンレベルで操作は極めて簡単である。

従って、地震前には、任意の場所、規模、発生時期の地震を想定し、当該地区の地震被害想定結果を得ることができ、平常時には、地域防災計画、消防計画の立案・見直しのための資料提供、防災担当者に対する地震防災意識の啓発等、地震直後においては、災害対策本部設置の判断材料、広域応援のあり方の検討等合理的・迅速な初動体制の確立、防災活動の実施のために有用となります。

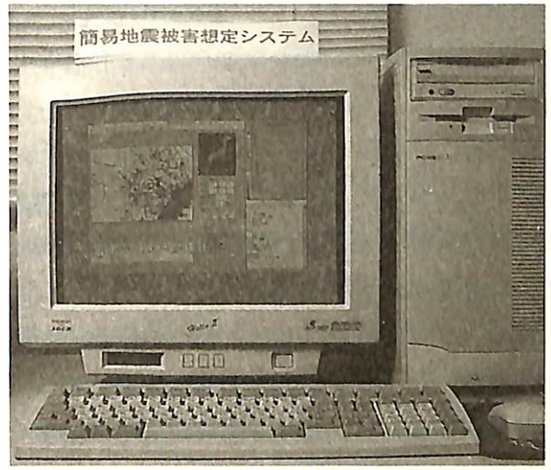

「簡易型地震被害想定システム」

その他、平成７年度に実施した経常研究は次のとおりである。

○空中消火用水のうに関する研究
○屋外防災スピーカーの明瞭度と音圧分布に関する研究
○携帯無線機の機能の高度化に関する研究
○誤注油による石油ストーブの火災の発生機構に関する研究
○原油環境中における石油タンク材料の疲労破壊強度に関する研究
○消火設備配管及び管継手の性能の評価手法等に関する研究
○豪雨災害時における交通障害の発生予測に関する研究
○加熱時に溶融・収縮する繊維の防炎性能試験法に関する研究

[外部の研究機関等との協力]

1　国際協力

火災等災害は我が国固有のものもあれば、多くの国々が同様な災害に遭遇しているものもある。このため、災害の情報や研究の成果等を相互に公開し研究を効率的に進める必要がある。また、大量な危険物等が国境を越え流通しているので、それらの安全に関する国際規格を作成するためにも研究の国際的協力が必要である。

このため、二国間の共同研究、研究者等の交流を積極的に推進している。

（1）国際共同研究

平成7年度は次の3研究を行った。

ア　米国国立標準技術研究所、建築・火災研究所と地震時の出火と延焼危険度の評価手法に関する研究を行い、地震火災の出火と延焼に関する情報の交換を行い、その危険度の評価手法の検討を行った。

イ　中国科学技術大学火災科学研究所と火災の発生とその状況に応じた要避難者の避難誘導シミュレーションに関する研究を行い、火災のコンピュータ・シミュレーションプログラムを火災性状把握避難誘導システムに取り込む手法を開発した。

ウ　英国保健安全庁保健安全研究所と長大トンネル火災のシミュレーションに関する研究を行い、傾斜トンネル火災内の煙伝播のシミュレーションを行った。

（2）外国研究者の受け入れ

火災関連の外国人研究者を受け入れ国際的に関心のある課題について協力して研究を行っている。平成7年度は中国広西大学及び南京理工大学の教官をそれぞれ1名、ドイツ国立材料研究所から研究者を1名受け入れ「自己反応性物質の危険性評価方法の標準化に関する研究」を行った。また、中国科学技術大学から教官一名を受け入れ「火災の模型実験とフィールド・ゾーン・ネットワークモデルによるシミュレーションモデルに関する研究」を、英国保健安全庁保健安全研究所から研究員一名を受け入れ「トンネル火災のシミュレーションに関する研究」を、韓国林業研究院山林環境部から研究員一名を受け入れ「市街地火災の出火・延焼に関する研究」を行った。

2　大学、自治体消防機関及び民間企業との共同研究

消防防災の研究をより効率的に進めるため積極的に産官学の共同研究を進めている。このため、消防用機器の開発に当たっては、民間企業にその開発内容を明示し公募を行い共同研究を行っている。また、基礎的研究に関しては消防防災と関連のある研究を行っている大学の研究室と共同研究を行っている。平成7年度に新規に共同研究を始めたものは9件、平成6年度以前から継続して研究しているものは3件である。

平成7年度は次の11研究を行った。

（1）大学との共同研究

ア　ハロン代替物質の消火性能の評価と毒性評価に関する研究

横浜国立大学工学部とハロン代替物質の消火能力及びその消火時に発生するガスの毒性の評価方法について、慶応義塾大学医学部とハロン代替物質の消火時に発生する分解ガスの毒性の評価方法について、東京大学工学部とハロン代替物質が添加された際の消火機構について共同研究を行った。

イ　ハロン代替物質による可燃性混合気の爆発抑制に関する研究

東京大学工学部とハロン代替物質が添加された可燃性気体の爆発抑制機構について共同研究を行った。

ウ　自己反応性物質の危険性評価方法の標準化に関する研究

法政大学工学部と自己反応性物質の危険性評価の国際的な標準化を行うための共同研究を行った。

（2）自治体消防機関との共同研究

ア　特殊小型はしご車の開発に関する研究

名古屋市消防本部と共同で、小型特殊はしご自動車の開発に係わる研究を行った。

イ　少量水による大火災の延焼阻止技術の開発に関する研究

神戸市消防局消防科学研究所、東京消防庁消防科学研究所と少量水による

大火災の延焼阻止技術の開発に関する研究を行った。

（3）民間企業等との共同研究

ア　火災性状把握避難誘導システムに関する研究

消防防災関連メーカーと共同で、広域微動検知型の赤外PIRセンサーによる人体検知の精度向上に関する研究を行った。

イ　茅葺屋根等を有する文化財建造物の防火技術に関する研究

消防防災メーカー3社と共同で、文化財建造物の防火対策を樹立するため、火災感知及び消火実験を行った。

ウ　再生ハロンの消火性能の評価に関する研究

ハロンバンク推進協議会と共同し再生ハロンの消火能力について実験等を行った。

エ　新消火剤の消火性能評価に関する研究

消火薬剤メーカーと毒性の低い新消火剤の消火性能の評価方法の研究を行った。

オ　特殊小型はしご車の開発に関する研究

消防自動車メーカーと共同で、小型特殊はしご自動車の開発を行った。

カ　消防隊用無線画像通信に関する研究

消防防災メーカーと共同で建物内の火災の状況を建物外にいる指揮者に無線により通信できる装置の開発に着手した。

キ　少量水による大火災の延焼阻止技術の開発に関する研究

消防防災メーカー8社と共同し、少量水による大火災の延焼阻止技術を開発するための研究を行った。

3　自治体消防機関との協力等

（1）自治体消防機関による消防科学技術の研究

ア　自治体消防機関の研究体制

消防科学技術の研究は研究部門を持つ自治体の消防機関においてもなされている。組織上消防科学技術の研究部門を持つ消防機関は札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、

神戸市消防局、北九州市消防局の8本部であり、消防機関の組織上それらは部、課、係に対応し、その規模には大きな違いがある。

研究部門に所属する職員の数は組織の規模により大きく異なっている。研究部門の職員の数等自治体の研究部門の概要を第1表に示す。

また、平成7年度のこれらの研究費はほぼ260万円から1.13億円を越えるものまで自治体により大きな違いがあり、その総計は約1億6,200万円であった。

イ　自治体消防機関の研究内容

主な研究の内容は第1表に示すようにほとんどの機関で消防装備等の開発研究を行っており、いくつかの機関では危険物の判定等の試験研究、火災性状の把握等の基礎研究、火災原因究明も行っている。特に、消防装備の開発は装備担当部門と協力あるいは並列して行っている本部が多い。

また、平成7年度から多くの機関で、地震時の出火対策、空中消火、家具の転倒防止策、消防水利関連研究等の地震対策研究を始めた。

（2）自治体消防機関との協力等

昭和28年以来、毎年全国の消防技術者を対象に「全国消防技術者会議」を

第1表　自治体の消防防災研究部門の概要

自治体名	定員	主な試験研究内容	定期刊行物
札幌市	4	①②③（注）	年1回　200部
東京都	52	①②③④	年1回　900部
横浜市	7	①②③④	年1回　500部
名古屋市	8	①②③④	年1回　300部
京都市	9	①②③④	年1回　200部
大阪市	6	①②③④	年1回　200部
神戸市	4	②③④	不定期刊行物有
北九州市	2	②③④	不定期刊行物有

（注）①　消防装備等の開発研究
②　危険物の判定等の試験研究
③　火災性状の把握等の基礎研究
④　火災の原因究明及び鑑定等の調査研究

開催し、全国の消防機関と本研究所から消防科学技術等に関する研究発表、情報交換を行っている。平成７年度は10月に、第43回全国消防技術者会議を開催し、約600名の消防防災関係者の参加の下に、２日間にわたり有意義な意見交換及び討論を行った。

また、自治体消防機関の研究部門の連絡会である「指定都市消防防災研究機関連絡会議」にも参加し、消防防災の科学技術について意見の交換を行っている。

さらに、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

[消防の科学技術研究の課題]

消防防災に関する研究開発は基礎から応用、開発に及ぶ広範な分野にわたるものであるから消防研究所のみならず、大学、自治体消防機関、民間企業が各々の役割、分担に応じた研究を進めるとともに相互に有機的に連携し総合的、効率的に進めることが必要である。

産、学、官が消防防災に関する共同研究をより一層推進するために、消防研究所はその中心的かつインターフェース的役割を果たさねばならない。

また、火災等災害は各々の国固有のものでなく、全世界共通な問題であるので、消防防災の研究は、二国間協力、多国間協力、国際機関等により共同研究、現地調査、研究者等の交流、専門者会議等の開催等を積極的に推進する必要がある。

また、消防科学の研究開発においては、国内外で時を選ばず発生する災害に即応して調査研究ができるような体制づくりが必要である。特に、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災により地震防災に関連した多くの教訓を得たが、これらの教訓を活かし防災科学技術の研究を前進させ、その成果を人類の安全のために活用できるようにしなければならない。

さらに、消防防災の科学技術研究の面でも速やかな情報の伝達が重要であるので、各研究機関、大学、自治体等との情報を高速に伝達するためのネットワーク作りをしておく必要がある。

消防防災に関する研究開発は、広い領域の研究者の努力の蓄積により成果を挙げるものであり、境界領域の研究課題も多い。このため、時代の要請に応じた研究を担う優れた研究者を養成する必要がある。また、研究者の教育、研修等の充実等に努め、その資質の向上を図る必要がある。

第　8　章

今後の消防防災行政の方向

第８章　今後の消防防災行政の方向

我が国は、これまで幾多の災害を経験しているが、特に最近、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災をはじめ、地下鉄サリン事件、北海道古平町・豊浜トンネル崩落事故など住民の安全を脅かす災害が相次ぐ中で、国民の防災に関する関心はかつてない程高まっているところである。また、各地方公共団体においても、国の防災基本計画の全面的修正を受けた地域防災計画の見直しや、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画への取り組みなど防災対策の充実強化に向けた対応が積極的に行われているところである。

このように、消防はこれまでとは異なった新しい時代環境の中にいるということを消防関係者自らが的確に認識し、国民生活の安全の確保に向けてその使命を十分に果たすことができるよう、各般の施策を強力に展開していくことが強く求められているのである。具体的には、地域の安全性を高めるための基盤整備の推進、コミュニティ防災の推進や災害ボランティアの育成、全国的な防災支援体制の整備、防災情報通信体制の強化など、災害に強い安全なまちづくりに積極的に取り組むとともに、技術革新の成果を取り入れながら、諸情勢の変化に即応した消防防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

また、平成10年３月７日には、消防組織法が施行され現在の自治体消防制度が発足してから50周年を迎えることとなる。消防庁としては、この大きな節目の年を今後の消防防災行政の大きな発展につなげることができるよう、積極的に対応していくこととしている。

（１）大規模災害対策の推進

近年における都市化、情報化、高齢化等の進展は、ひとたび災害が発生すれば大災害につながる危険性を包含しており、大規模災害にも適切に対応できる防災対策の確立が、現下の緊急の課題となっている。

このため、自治省・消防庁においては、本年５月自治省・消防庁防災業務

計画を大幅に修正し、自治省・消防庁の防災体制の充実を図るとともに、阪神・淡路大震災以降の重点的な推進施策を盛り込み、地域防災計画の作成基準を定めたところである。各地方公共団体においても、阪神・淡路大震災以後、情報連絡体制や初動対応の整備など緊急を要するものを中心に地域防災計画の見直しが進められてきたが、今後は自治省・消防庁防災業務計画も踏まえつつ、防災アセスメントや被害想定を実施するなどにより、地域の実情に応じた実践的なものとなるよう抜本的な見直しが必要である。

大規模災害対策としては、このように個々の防災関係機関の体制強化を図るとともに、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力等の広域的な応援体制を確立することで、迅速かつ適切な対応が可能になると考えられる。

このため、平成８年消防組織法を改正し、消防の応援に関する緊急時の特例を創設したほか、人命救助活動等に対する全国の消防機関相互による応援体制として、平成７年６月に緊急消防援助隊が発足したところであるが、このような応援体制を迅速かつ的確に運用していくためには、緊急消防援助隊の活動に必要な車両や資機材の計画的な整備を推進するとともに、緊急消防援助隊の合同訓練等の各種訓練の実施を推進していく必要がある。また、災害事象の複雑多様化に伴い、化学災害に対処する消防の部隊等についても、広域的な運用を図っていく必要がある。

消防以外の防災対策についても、備蓄物資や災害医療体制等も含めた地方公共団体間の広域応援協定の締結を促進するとともに、地方公共団体の広域応援に関する対応力把握に努めるなど円滑かつ効果的な運用体制の整備を図っていくことが重要である。

ところで、阪神・淡路大震災では、消防団や地域住民、ボランティアがめざましい活躍をし、大規模災害に際しては、防災関係機関のみでは対応に自ずと限界があり、住民等による自主的な防災活動が極めて重要であることが認識された。

そこで、平成８年より制定された「防災とボランティア週間」などの機会をとらえ、多様なメディアを活用しつつ、住民一人ひとりの防災意識の高揚とコミュニティにおける連帯感の醸成に努めるとともに、自主防災のための

資機材やコミュニティ防災の活動拠点の整備、地域における防災リーダーの育成、訓練・研修等の充実により自主的な防災体制の強化を図ることとが重要である。

また、災害ボランティアについては、その活動環境の整備が課題であり、研修機会の確保や活動拠点の整備に努めるとともに、地方公共団体における専門的技能を有する災害ボランティア等の登録制度の導入や災害時の受入れ体制の整備を図る必要がある。

一方、大規模な災害に見舞われた場合であっても被害を最小限に食い止めるためには、地域そのものが災害に対し強い抵抗力を持つことができるよう、災害に強い安全なまちづくりを進めることが極めて重要である。

そのためには、多種多様なまちづくりにおいて、消防防災の観点を取り入れながら事業を推進することが必要であり、公園や学校等を防災拠点として整備するとともに、道路・街路等の整備、公共施設・ライフライン等の耐震性の強化、ヘリポートや耐震性貯水槽の整備など地域の防災機能の向上を図る社会資本の整備を積極的に推進する必要がある。

こうした状況を踏まえて、消防庁では、補助事業の所要額の確保と地方単独事業の積極的な活用を図り、これらの取り組みを支援するとともに、防災まちづくりのためのノウハウづくりを推進するなど、ハード・ソフト両面にわたって防災機能を高める地域づくりを促進することとしている。

（２）消防防災通信ネットワークの強化

災害時において、国、地方公共団体が的確かつ迅速に対応するためには、情報の収集伝達が極めて重要である。

このため、引き続き地域防災無線など防災行政無線等の整備充実に努めるとともに、大規模地震時等においても確実な情報連絡が可能となるよう、通信ルートの多重化や通信施設の耐震化、バックアップ体制の確保等に努める必要がある。

とりわけ、地域衛星通信ネットワークの整備は、通信ルートの多重化に資するとともに、画像情報など多角的な情報通信を可能とするものであり、未整備の都道府県にあっては早急な整備が求められる。

また、画像伝送により国や地方公共団体が被害状況の概略を把握できる画像伝送システムや全市町村における震度情報を把握できる震度情報ネットワーク、消防無線の増波に対応した広域応援対応無線機器についても、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、その整備が急がれるところである。

ところで、情報通信の分野における最近の技術革新とその普及はめざましいものがあり、消防防災の分野においても、この流れに対応し、より高度な防災情報通信体制を構築していくことが求められている。

このため、消防庁においては、広域応援の対応力や地域防災計画の内容、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、震度情報等の緊急情報を伝達する機能を持つ防災情報処理システムの整備を推進することとしている。この防災情報処理システムについては、今後、処理技術の高度化とデータの充実に努めつつ、全国的なネットワーク化を推進し、国及び地方公共団体におけるデータの共有化を図ることで、防災対策の企画立案、災害時における円滑な広域応援等における重要な役割が期待される。

また、地理情報システムや位置情報把握システムなど、マルチメディアの急速な技術革新を踏まえ、地震被害予測システムや延焼拡大予測システム等の普及・高度化を推進するとともに、消防防災対策に資する新たなシステムの開発に取り組む必要がある。

さらに、地域のCATVやインターネット等の活用も含め、災害時における被災者等への情報伝達にも配慮した地域の情報化施策を推進するとともに、緊急情報の連絡手段を確保するため、国、地方公共団体等を結ぶ無線通信ネットワークの相互接続について、検討を進めることとしている。

（3）消防力の充実強化

消防の施設及び装備については、近年複雑多様化する各種災害や阪神・淡路大震災のような大規模災害に対応し、効果的な消防活動を確保するため、より一層の充実強化を図る必要がある。具体的には、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化、救急業務の高度化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、ヘリコプター、高規格救急自動車等の整備を促進し、また、消防水利の多様化を図るため、防火水槽や耐震性貯水槽の整備とあわせ、海、河川等を有効に消防水利として活用していくためのシステムの整備等を推進していくことが重要である。さらに、消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるなど、消防機関の通信体制を強化する必要がある。

また、新たな消防需要に対応するとともに、全国いずれの地域においても住民の期待と信頼に応える高度な消防サービスを提供していけるようにするため、小規模消防の広域化等により消防の対応力の強化を図ることが必要である。

このため、都道府県において策定される消防広域化基本計画に基づき、計画的かつ円滑に消防の広域再編が進められるよう指導を進めるとともに、消防広域化基本計画に基づく消防の広域再編に対し財政上の支援等により各地域の消防力の全体のレベルアップを図り、全国的に小規模消防の広域再編を進めていくこととしている。

また、消防業務の複雑化・多様化・専門化に即応し得る高度で専門的な消防職団員の養成を図るために、都道府県等の消防学校における教育訓練の充実を図る必要がある。

また、全国の消防職団員の幹部として必要な高度の教育訓練や技術援助を行う消防大学校においては、消防行政ニーズの多様化・高度化に即応した消防幹部教育訓練の拡充強化を図り、大規模災害発生時における防災対策活動、消火・救助活動や有毒ガス発生時における救急・救助活動等にも的確に対応するための教育訓練を行っていく必要がある。

さらに、科学技術の面からも災害に強い安全なまちづくりを行うため、大規模災害時における地域防災活動拠点の安全性確保、大火災の消火及び延焼防止技術の高度化、消防装備の高度化、石油タンク等の危険物施設の安全確保等の研究を国内の大学・企業、各国の研究機関と協力して積極的に進めていくこととしている。

（4）消防団の活性化

地域における安全を確保するためには、「自分たちの地域は自分たちで守

る」という地域連帯の精神に基づき、防災体制を確立することが極めて重要である。しかしながら、都市化の進展、国民意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化、住民の防災意識の低下等の傾向がみられる。このため、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動の活発化により、地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともに、地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっている。

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災においても、多数の消防団員が郷土愛護の崇高な精神に基づきめざましい活躍をし、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、一方で団員数が減少し、また、団員の就業構造の変化、高齢化等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、施設、装備の拡充、教育訓練の充実、処遇の改善等を図り、消防団の活動能力を高めていく必要がある。また、地域の諸団体との交流活動及び地域住民への広報活動を積極的に実施することにより、地域における消防団に対する理解と認識を深め、青年層、女性層の積極的な加入促進を図るとともに、団員が消防団活動に従事しやすくなるよう企業の理解と協力を得るよう努めていくことが必要である。

（５）救急・救助体制の充実強化

救急業務については、プレホスピタル・ケアの充実による傷病者の救命効果のより一層の向上のために、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応した救急業務実施体制の一層の充実強化を図ることが必要である。そのため、拡大された応急処置について、早期に全国の消防機関で実施できるよう、消防学校における必要な教育訓練を促進するとともに、救急振興財団を中心に救急救命士の資格を有する救急隊員の養成規模の拡大を推進する必要がある。さらに、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の整備を積極的に推進するとともに、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制の強化を図ることも必要である。

救助業務については、災害による被害を軽減することにより公共の安全の確保を図るため、救助隊の配置とともに、救助工作車及び救助資機材の計画的な整備を推進していく必要がある。これに併せて、化学災害等の多様な災害に対応するための救助活動体制を整備していくことにより、消防機関が救助活動を迅速かつ円滑に行うことができるような体制の充実強化を図る必要がある。

また、消防機関が地域住民に対して行う応急手当の普及啓発活動を積極的に推進していくとともに、災害時における救急救助活動についての地域住民との連携体制についても検討する必要がある。さらに、医師等が災害発生現場において消防機関の救助隊・救急隊等と連携して人命救助活動等を行う体制を確立する必要がある。

（６）航空消防防災体制の整備

ヘリコプターは、各種災害状況の把握、林野火災に対する消火、人命の救助、離島及び山間地域等からの重度傷病者の救急搬送等に極めて有効であり、先の阪神・淡路大震災に際しても、負傷者の救急搬送、水及び医薬品等の物資輸送、医師及び救助隊員等の人員搬送等の業務に従事し、その機動的かつ広域的な活動能力が改めて認識された。その結果、消防・防災ヘリコプターの導入が各地方公共団体において積極的に進められている。

一方、ヘリコプターは、耐空検査等により運航することができない期間が相当の日数にのぼることから、平常時においても相互補完の応援制度を整備する必要があり、また、大規模災害時には、各地方公共団体のヘリコプターを集中し、より迅速かつ機動的に運用する必要がある。

そのため、平成８年１月には全都道府県及びヘリコプターを保有する消防機関により、全国航空消防防災協議会が結成されるなど、全国的な航空消防防災体制の確立に向けた動きが加速しており、今後は、協議会及び関係地方公共団体が一体となって、各都道府県に少なくとも１機以上の消防・防災ヘリコプターが配置され、平常時及び大規模災害時に迅速かつ機動的な運用が図られるような体制を確立していく必要がある。

また、平常時のヘリコプターによる救急搬送システムを確立しておくことは、大規模災害時の対策としても有効であり、ヘリコプターの出動基準及び

出動要請ルートの明確化、同乗する医師の確保等医療機関との連携、離着陸場の整備等を推進していく必要がある。

（７）防火安全対策の推進

物品販売店舗、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用する施設及び社会福祉施設・病院等の災害弱者が利用する施設については、その安全確保のため、スプリンクラー設備等の初期消火設備の設置、避難誘導等の初動体制の確立、防火基準適合表示制度の充実、火災発生時に視聴覚障害者等への情報伝達を容易にする警報設備等の普及等ハード、ソフト両面の防火安全対策の徹底を図る必要がある。

また、近年における建築物の大規模化、高層化、深層化及び機能の多様化に対応するため、最新の技術等を活用して消防防災システムの高度化及び防災センターの機能の充実を進めるとともに、防火対象物の用途の実態に適した防火管理等が行われるように検討を進めるなど、総合的な防火安全対策を推進していく必要がある。

さらに、建物火災による死者数のうち約９割を住宅火災によるものが占めており、火災による死者数の低減を図るためには、地域に密着した住宅防火対策を充実することが重要である。このため、今後とも、国民の防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及等総合的な住宅防火対策を関係行政機関・民間との幅広い連携のもとに積極的に推進していく必要がある。

また、放火による自殺者を除いた火災による死者数の半数以上が、高齢者、障害者等によって占められ、今後、高齢者の増加、障害者の社会参加が進む中で、高齢者等に対する安全対策の充実が一層重要になっている。このため、高齢者等の居住形態や生活様式に適した防火安全対策を推進するとともに、年少者が災害の予防を図るために必要な知識、技術を身につけるための検討を進めていく必要がある。

なお、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しているため、財団法人消防科学総合センターの火災原因調査室において実施している研修機会の提供、火災関連情報の提供を充実させるとともに研究開発等を進めることにより、複雑・多様化する火災の態様に応じた火災原因調査体制の一層の整備・充実を図り、原因究明の成果を今後の消防行政に的確に反映させていく必要がある。

（８）危険物施設等の安全の確保と特殊災害対策の推進

近年における社会的なニーズの多様化、危険物の保安に係る技術進歩等に対応し、様々な危険物の貯蔵・取扱い形態が出現してきていることを踏まえ、危険物施設に係る位置・構造・設備の基準等についても、安全性に関する技術的な検証を行った上で見直しを行う必要が出てきている。

また、阪神・淡路大震災における被害実態の調査・分析結果を踏まえ、さらに屋外貯蔵タンク、防油堤、配管等の耐震措置に関する技術基準についても検討を行い、危険物施設の安全性の確保を図っていく必要がある。

また、新たに生産、輸入される化学物品等には火災危険性を有するものもあるが、これらに係る危険物判定の公正性・統一性を確保するため、危険物データベースの整備を進めるなど危険物判定体制の充実を図る必要がある。

さらに、毒性物質及び特殊な火災危険性状を有する危険物等に関連する事故時に、付近住民の安全を確保し、消防機関が適切な活動を行うことができるよう、危険物等の性状及び消防活動要領等に係る情報を災害現場に効果的に提供し得る情報支援体制の整備など保安対策の充実を図っていく必要がある。

また、石油コンビナート等の防災対策については、危険物施設等の経年劣化、計装設備のコンピュータ制御化とそれに伴う人員の合理化の進展等を踏まえ、防災要員の教育訓練体制の充実、防災資機材の高度化など総合的な対策を推進する必要がある。また、大規模地震発生時に石油コンビナート等が被災した場合に、被害を最小限に留めるため、施設設備の耐震措置の見直しや広域的な応援体制の整備などを推進していく必要がある。

さらに、航空機災害、船舶火災、長大トンネル内の自動車火災等の災害や、大深度地下空間を利用する施設等の地下施設の災害は万一発生すれば大惨事を招く恐れがある。このため、関係機関との連携を強化し、事業者等との役割分担を明確にしたうえで、施設全体の防火対策を充実するとともに、

大規模災害用資機材を計画的に整備し、消防機関の保有する装備・人員等を広域的に活用できる体制を強化する等、特殊災害の種別毎に地域の実情と災害の特性を踏まえた総合的な防災対策を講じていく必要がある。

（9）規制緩和と国際化等への対応

平成7年3月31日に、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、経済の活性化、内需の拡大、国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る観点から、「規制緩和推進計画」が閣議決定された。この「規制緩和推進計画」は内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ毎年度末までに改定することとされており、平成8年3月29日の閣議決定により改定された。

消防庁関係の規制は、いわゆる社会的規制に属するものとして国民の生命、身体、財産を守るうえで極めて重要なものであることから、安全性の確保に十分配慮しつつ、規制緩和の趣旨を踏まえ、各種規制の見直し、検討等を進める必要がある。

また、「国際防災の10年」の趣旨を踏まえ、我が国の消防の高度な技術・経験をいかしつつ、開発途上国の消防職員の集団研修の実施、個別研修の受け入れ、消防専門家の派遣等の事業を行ってきているが、引き続き、各国のニーズも考慮しながら施策の充実を図る必要がある。また、大規模災害時に被災国の要請に応じて派遣される国際消防救助隊について、海外の被災地における救助活動が、より迅速かつ円滑に行われるよう、関係省庁や関係機関等との密接な連絡を図っていく必要がある。

次に、ISO（国際標準化機構）が行っている消火器、スプリンクラー設備等の消防用機器に係る国際規格の策定作業において、引き続き重要な役割を果たしていくとともに、国連危険物輸送専門家委員会における危険物についての国際的な整合化への動き等に対応していくことが必要である。

さらに、ハロンは、消火薬剤として幅広く使用されているところであるが、オゾン層を破壊する規制物質として、第4回モントリオール議定書締約国会合において、その生産等は平成6年1月1日以降全廃されることが決定

された。これを踏まえ、我が国においても、火災からの人命の安全、財産の保護を考慮しつつ、ハロン消火剤の使用量の抑制を図るとともに、ハロンバンクの円滑な運用を図り、新たに開発される消火薬剤についての消火性能及び毒性の評価を行い、適正な設置を図っていく必要がある。

附　属　資　料

(注)　表のみかた等

1　各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。

2　各表の記号等は次のとおりである。

－又は空欄	皆無（該当なし）	0	：単位未満
△	：負数	…	：不明

3　「13大都市」とは、札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料１　市町村別人的被害の状況（兵庫県分）

平成８年11月18日現在（人）

府県	市町村	死　者	行方不明者	重　傷	軽　傷	調査中	負傷者計
兵庫県	神戸市	4,484	1	－	－	14,679	14,679
	尼崎市	48		505	6,136		6,641
	西宮市	1,107	1	236	6,150		6,386
	芦屋市	433		390	2,785		3,175
	伊丹市	19		203	2,490		2,693
	宝塚市	116		60	2,141		2,201
	川西市	2		67	475		542
	三田市				15		15
	猪名川町				3		3
	明石市	8		139	1,745		1,884
	加古川市	2		4	11		15
	三木市	1			17		17
	高砂市				4		4
	小野市				3		3
	東条町				2		2
	稲美町				2		2
	播磨町			1			1
	姫路市				2		2
	香住町				1		1
	日高町				1		1
	氷上町				1		1
	洲本市	4		6	38		44
	津名町	5		17	19		36
	淡路町	1		8	51		59
	北淡町	39		20	811		831
	一宮町	10		16	146		162
	五色町			3	14		17
	東浦町			20	25		45
	緑　町			6	7		13
	西淡町			3	2		5
	三原町				4		4
	南淡町			2	2		4
計		6,279	2	1,706	23,103	14,679	39,488

附属資料2　市町村別人的被害の状況（大阪府、京都府分）

平成8年11月18日現在（人）

府県	市町村	死者	行方不明者	重傷	軽傷	負傷者計
大阪府	大阪市	17		4	353	357
	堺市	1		2	48	50
	岸和田市				21	21
	豊中市	9		101	2,395	2,496
	池田市	1		27	141	168
	吹田市	1			21	21
	泉大津市				5	5
	高槻市			27	203	230
	貝塚市			1		1
	守口市				45	45
	枚方市				6	6
	茨木市			1	26	27
	八尾市			1	3	4
	泉佐野市				3	3
	富田林市				1	1
	寝屋川市				7	7
	河内長野市			1		1
	大東市				4	4
	和泉市			1	3	4
	箕面市	1			63	63
	柏原市				4	4
	羽曳野市				1	1
	門真市				13	13
	摂津市			3	1	4
	高石市			3	24	27
	東大阪市				7	7
	交野市				10	10
	大阪狭山市				1	1
	島本町			3	5	8
	計	30	0	175	3,414	3,589
京都府	京都市			2	28	30
	亀岡市			1	3	4
	城陽市				2	2
	向日市				2	2
	長岡京市				4	4
	大山崎町	1			3	3
	久御山町				1	1
	和束町				3	3
	計	1	0	3	46	49

附属資料3　市町村別人的被害の状況（その他の県分）

平成8年11月18日現在（人）

府県	市町村	死者	行方不明者	重傷	軽傷	負傷者計
岐阜県	海津町				1	1
	穂積町				1	1
	計	0	0	0	2	2
三重県	伊賀町				1	1
	計	0	0	0	1	1
滋賀県	大津市				3	3
	彦根市			1	1	2
	長浜市				1	1
	中主町				1	1
	近江町				1	1
	びわ町				1	1
	計	0	0	1	8	9
奈良県	奈良市				7	7
	大和高田市				2	2
	大和郡山市				1	1
	香芝市				1	1
	広陵町				1	1
	計	0	0	0	12	12
和歌山県	和歌山市				3	3
	有田市				1	1
	岩出町				2	2
	かつらぎ町				1	1
	計	0	0	0	7	7
岡山県	岡山市				1	1
	計	0	0	0	1	1
鳥取県	倉吉市				1	1
	計	0	0	0	1	1
徳島県	徳島市				1	1
	鳴門市			7	11	18
	石井町			2		2
	計	0	0	9	12	21
香川県	高松市				2	2
	坂出市				1	1
	大内町				1	1
	大川町			1		1
	寒川町				1	1
	牟礼町				1	1
	計	0	0	1	6	7
高知県	高知市				1	1
	計	0	0	0	1	1

附属資料 4　市町村別住家被害の状況

平成 8 年11月18日現在（棟）

府県	市町村	全壊	半壊	計	府県	市町村	全壊	半壊	計
兵庫県	神戸市	54,949	31,783	86,732	大阪府	大阪市	193	2,139	2,332
	尼崎市	5,020	26,330	31,350		岸和田市	1	14	15
	西宮市	19,500	16,300	35,800		豊中市	656	4,258	4,914
	芦屋市	3,912	3,556	7,468		池田市	19	305	324
	伊丹市	1,364	7,156	8,520		吹田市	10	308	318
	宝塚市	1,339	3,718	5,057		高槻市		12	12
	川西市	542	2,634	3,176		枚方市		1	1
	明石市	2,210	4,238	6,448		茨木市		2	2
	三木市	24	92	116		泉佐野市	2	7	9
	高砂市		1	1		大東市		1	1
	播磨町		11	11		箕面市	8	122	130
	洲本市	17	661	678		東大阪市	5	10	15
	津名町	603	893	1,496		泉南市		25	25
	淡路町	320	675	995		島本町		1	1
	北淡町	1,016	1,192	2,208		岬町		9	9
	一宮町	778	754	1,532		小計	894	7,214	8,108
	五色町	186	268	454	京都府	京都市	1	3	4
	東浦町	319	459	778		亀岡市	1	2	3
	緑町	18	49	67		山城町	1		1
	西淡町	136	177	313		丹後町		1	1
	三原町	18	119	137		小計	3	6	9
	南淡町	9	69	78	徳島県	鳴門市	4	84	88
	小計	92,280	101,135	193,415		小計	4	84	88
					合計		93,181	108,439	201,620

附属資料 5　市町村別火災発生状況

平成 8 年11月18日現在

府県	市(区)町村	火災種別(件)				焼損区分(棟)					焼損床面積(m²)
		建物	車両	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	計	
兵庫県	神戸市	148	5	13	166	6,912	73	229	74	7,288	817,818
	東灘区	22	1	1	24	293	21	10	2	326	37,403
	灘区	21		1	22	482	3	68		553	65,214
	兵庫区	25	1	1	27	935	15	43	54	1,047	128,186
	長田区	26		1	27	4,730	12	65	2	4,809	523,546
	須磨区	18		2	20	404	9	20	5	438	50,025
	垂水区	9		2	11	1	2	4	2	9	164
	北区	2			2	1	1	1		3	54
	中央区	23	3	5	31	66	10	17	8	101	13,149
	西区	2			2			1	1	2	77
	尼崎市	8			8	7	1	5	3	16	2,572
	明石市	6			6			4	2	6	30
	西宮市	38	3		41	49	6	19	15	89	7,800
	芦屋市	13			13	11	1	7	4	23	3,645
	伊丹市	6		1	7			10	2	12	41
	宝塚市	3	1		4	2		2		4	183
	三木市	1			1			1		1	13
	川西市	3			3			2	1	3	23
	北淡町	1			1		1			1	26
	緑町	1			1					0	0
	小計	228	9	14	251	6,981	82	279	101	7,443	832,151
大阪府	大阪市	16			16	1	5	9	5	20	1,636
	福島区	1			1		1			1	50
	西区	3			3			2	1	3	77
	港区	1			1			1		1	35
	大正区	2			2		1	1		2	306
	西淀川区	4			4		2	1	2	5	877
	旭区	1			1				1	1	0
	淀川区	1			1			1		1	40
	住之江区	1			1	1	1	2		4	233
	北区	1			1			1		1	18
	中央区	1			1				1	1	0
	堺市	1			1			1		1	74
	豊中市	4		1	5			3	1	4	108
	吹田市	2			2			1	1	2	3
	高槻市	1			1			1		1	0
	貝塚市	1			1				1	1	0
	寝屋川市	3			3			2	1	3	81
	東大阪市	3			3		2	2	1	5	590
	小計	31	0	1	32	1	7	19	10	37	2,492
京都府	京都市左京区	1			1			1	1	2	20
	小計	1	0	0	1	0	0	1	1	2	20
奈良県	大和高田市	1			1				1	1	0
	小計	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0
合計		261	9	15	285	6,982	89	299	113	7,483	834,663

附属資料 6　平成 7 年度の法令の制定

平成 7 年度に制定された法律（消防関係）

法　律　名	施行年月日	要　　旨（消防関係分）
サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第78号）	7.4.21（ただし化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第65号）に係る部分については7.5.5、罰則については7.5.1）	サリン等の発散による被害が発生した場合に消防吏員は消防法の定めるところにより、警察官又は海上保安官と連携して必要な措置をとることとするとともに、技術的知識の提供や装備資器材の貸与等についての関係行政機関等の協力関係及びサリン等の発見に係る通報等についての国民との協力関係に関する事項を定めた。
災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第110号）	7.9.1	阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官がその場にいない場合における消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等について定めた。
地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第111号）	7.7.18	地震防災対策の強化を図るため、都道府県による地震防災緊急事業五箇年計画の作成、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置及び地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めた。
消防組織法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第121号）	①に係る部分 7.10.27 ②に係る部分 8.10.1	①災害の規模等に照らし、被災地の都道府県知事の要請を待ついとまがないと認められる場合や、人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められる場合について消防の応援に係る特例を設けた。 ②消防職員の勤務条件及び厚生福利、消防職員の装備並びに消防の用に供する設備その他の施設に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に意見を述べさせ、もって消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くことを定めた。

法　律　名	施行年月日	要　　旨（消防関係分）
災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第132号）	7.12.8（ただし罰則については8.1.25）	防災問題懇談会の提言等を踏まえ、災害対策のより一層の充実・強化を図るため、緊急災害対策本部の設置要件の緩和等国の防災体制の充実を図る一方、現地災害対策本部の設置など地方公共団体の防災体制についても充実を図った。また、地方公共団体間の広域応援、自主防災組織の育成、ボランティア活動の環境整備、災害弱者への配慮など防災上の新たな課題への対応や情報連絡体制の整備等についても所要の改正を行った。

平成７年度に制定された政令（消防関係）

政　令　名	施行年月日	要　　旨（消防関係分）
地震防災対策特別措置法施行令（平成７年政令第295号）	7.7.18	地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、国の負担又は補助の特例の対象となる施設等を定めた。
サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令（平成７年政令第317号）	7.8.21	サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等の対象となる物質として、ソマン、タブン等を定めた。
消防法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第331号）	7.10.1	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令において、自動試験機能等対応型感知器に係る規定を新たに追加したため、当該部分に係る指定検定機関（日本消防検定協会）の検定手数料の額を定めた。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成８年政令第３号）	8.1.11	従来から防災資機材等として備え付けを義務づけていた油回収船について、油回収装置と補助船を分離して備え付けることもできるよう、所要の改正を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令（平成８年政令第20号）	8.2.16（ただし消防機関へ通報する火災報知設備に関する規定については8.4.1）	スプリンクラー設備について、高感度型ヘッド等のスプリンクラーヘッドの種別に応じた設置基準を整備するとともに、消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の改正、消防用設備等に係る操作盤の設置基準の整備等を行った。

附属資料７　平成７年中の主な火災

月　日	事　　項
1. 16	長野県上田市の車両火災。死者３人。
1. 17	兵庫県神戸市東灘区の店舗から出火。建物焼損床面積9,970㎡、損害額３億3,640万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市東灘区の住宅から出火。死者７人、建物焼損床面積3,524㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市東灘区の住宅から出火。死者８人、建物焼損床面積3,260㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市東灘区の住宅から出火。死者25人、建物焼損床面積4,973㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市東灘区の建物から出火。死者２人、建物焼損床面積6,510㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の住宅から出火。死者20人、建物焼損床面積29,160㎡、損害額14億4,031万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の建物から出火。死者14人、建物焼損床面積9,744㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の建物から出火。死者８人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の共同住宅から出火。死者９人、建物焼損床面積3,850㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の共同住宅から出火。死者４人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の建物から出火。死者３人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の建物から出火。死者３人、建物焼損床面積8,596㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の店舗から出火。死者３人、建物焼損床面積3,675㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市灘区の住宅から出火。死者５人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の建物から出火。死者25人、建物焼損床面積5,273㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の住宅から出火。死者８人、建物焼損床面積11,500㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の住宅から出火。死者40人、建物焼損床面積94,787㎡、損害額14億9,408万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の共同住宅から出火。死者10人、建物焼損床面積4,492㎡、損害額４億207万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の共同住宅から出火。死者３人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の共同住宅から出火。死者８人。（震）
1. 17	兵庫県神戸市兵庫区の住宅から出火。死者７人、建物焼損床面積3,027㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者５人、建物焼損床面積7,200㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。建物焼損床面積3,133㎡。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の工場から出火。死者８人、建物焼損床面積75,840㎡、損害額23億879万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者20人、建物焼損床面積19,882㎡、損害額９億2,485万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者27人、建物焼損床面積25,509㎡、損害額５億1,586万円。（震）
1. 17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者60人、建物焼損床面積57,459㎡、損害額８億7,225万円。（震）

月	日	事項
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者73人、建物焼損床面積89,099㎡、損害額12億7,961万円。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者48人、建物焼損床面積142,945㎡、損害額27億6万円。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。建物焼損床面積4,465㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。建物焼損床面積3,223㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の工場から出火。建物焼損床面積8,274㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者5人、建物焼損床面積72,295㎡。損害額22億8,439万円。(震)
1.	17	兵庫県神戸市長田区の建物から出火。死者3人、建物焼損床面積7,914㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市須磨区の工場から出火。死者12人、建物焼損床面積24,137㎡、損害額7億913万円。(震)
1.	17	兵庫県神戸市須磨区の建物から出火。死者5人、建物焼損床面積5,725㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市須磨区の建物から出火。建物焼損床面積8,971㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市須磨区の工場から出火。建物焼損床面積5,656㎡。(震)
1.	17	兵庫県神戸市中央区の共同住宅から出火。死者15人。(震)
1.	17	兵庫県神戸市中央区の建物から出火。死者4人。(震)
1.	17	兵庫県神戸市中央区の共同住宅から出火。死者3人。(震)
1.	17	兵庫県尼崎市の住宅から出火。死者11人。(震)
1.	17	兵庫県西宮市の共同住宅から出火。死者4人。(震)
1.	17	兵庫県西宮市の住宅から出火。死者4人。(震)
1.	17	兵庫県西宮市の住宅から出火。死者3人。(震)
1.	17	兵庫県芦屋市の共同住宅から出火。死者3人。(震)
1.	19	兵庫県神戸市東灘区の事務所から出火。建物焼損床面積3,493㎡。(震)
1.	19	兵庫県神戸市中央区の倉庫から出火。建物焼損床面積3,600㎡、損害額31億7,559万円。(震)
2.	5	北海道赤平市の工場から出火。損害額5億2,234万円。
2.	6	宮城県白石市の工場から出火。損害額3億4,303万円。
2.	8	東京都台東区の住宅から出火。死者3人。
2.	9	岩手県盛岡市の住宅から出火。死者5人。
2.	14	北海道帯広市の住宅から出火。死者4人。
2.	14	福井県鯖江市の住宅から出火。死者4人。
2.	15	岡山県倉敷市の工場から出火。損害額4億1,805万円。
2.	17	千葉県海上郡海上町の住宅から出火。死者4人。
2.	18	東京都新宿区の倉庫併用住宅から出火。損害額3億5,440万円。
3.	4	千葉県浦安市の店舗併用住宅から出火。死者3人。
3.	6	大阪府大阪市西成区の共同住宅から出火。死者3人。
3.	13	石川県小松市の工場から出火。損害額13億8,548万円。
3.	14	東京都品川区の店舗併用住宅から出火。損害額6億3,153万円。
3.	23	愛知県江南市の住宅から出火。死者3人。
3.	23	宮崎県日向市の養鶏場から出火。建物焼損床面積6,273㎡。
3.	29	茨城県猿島郡五霞村の住宅から出火。死者3人。
4.	3	愛媛県温泉郡重信町の車庫併用住宅から出火。建物焼損床面積3,792㎡。
4.	4	東京都立川市の寺院から出火。損害額14億2,352万円。
4.	26	東京都練馬区の住宅から出火。死者5人。

月	日	事項
4.	30	群馬県佐波郡玉村町の倉庫から出火。建物焼損床面積6,382㎡、損害額16億1,338万円。
5.	11	埼玉県川越市の研究所から出火。損害額6億6,430万円。
5.	24	岩手県岩手郡西根町の住宅から出火。死者3人。
6.	3	愛媛県越智郡上浦町の工場から出火。損害額3億7,239万円。
6.	17	京都府城陽市の住宅から出火。死者3人。
7.	6	佐賀県杵島郡江北町の工場から出火。損害額6億6,392万円。
7.	7	三重県熊野市の工場から出火。損害額3億9,244万円。
7.	8	北海道札幌市西区の倉庫から出火。損害額6億1,212万円。
7.	31	埼玉県北本市の工場から出火。負傷者23人、損害額14億8,481万円。
8.	4	埼玉県浦和市の住宅から出火。死者3人。
8.	16	茨城県北茨木市の工場から出火。建物焼損床面積4,169㎡、損害額4億7,598万円。
8.	19	埼玉県八潮市の倉庫から出火。損害額4億4,625万円。
8.	22	山形県米沢市の倉庫から出火。損害額7億6,254万円。
8.	23	石川県能美郡寺井町の農業用建物から出火。建物焼損床面積3,645㎡。
8.	27	岡山県玉野市の林野火災。林野焼損面積231ha。
10.	2	埼玉県久喜市の住宅から出火。建物焼損床面積18,739㎡。
10.	15	愛知県小牧市のパチンコ店舗併用住宅から出火。損害額3億1,901万円。
10.	23	富山県黒部市の住宅から出火。死者3人。
11.	3	奈良県高市郡高取町の住宅から出火。死者4人。
11.	4	福島県郡山市の工場から出火。損害額44億6,089万円。
11.	8	北海道静内郡静内町の工場から出火。建物焼損床面積4,965㎡、損害額5億7,879万円。
11.	8	北海道札幌市西区の建物(製パン業)から出火。損害額3億8,399万円。
11.	8	埼玉県比企郡吉見町の倉庫から出火。死者3人、建物焼損床面積4,154㎡、損害額15億8,493万円。
11.	27	栃木県下都賀郡壬生町の作業所から出火。損害額3億7,355万円。
11.	27	香川県綾歌郡綾南町の住宅から出火。死者4人。
11.	29	宮崎県延岡市のパチンコ店舗併用住宅から出火。損害額5億4,418万円。
12.	2	栃木県佐野市の倉庫から出火。建物焼損床面積3,609㎡、損害額5億242万円。
12.	2	神奈川県川崎市宮前区の病院から出火。損害額3億4,950万円。
12.	7	栃木県下都賀郡石橋町の集会場から出火。死者4人、損害額4億2,349万円。
12.	10	兵庫県神戸市中央区の共同住宅から出火。死者3人。
12.	16	愛媛県温泉郡中島町の建物から出火。建物焼損床面積4,034㎡。
12.		広島県広島市西区の事務所併用住宅から出火。(出火日不明)死者3人。

(注1) この表には、原則として死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000㎡以上、林野焼損面積150ha以上または損害額3億円以上のものを掲げた。

(注2) 事項欄に(震)とあるものは、阪神・淡路大震災による火災である。

附属資料8　　都道府県別

都道府県＼区分	出火件数				
	計	建物	林野	車両	船舶
北海道	2,144	1,516	26	302	10
青森	565	423	21	61	1
岩手	525	349	51	59	2
宮城	1,098	642	55	114	2
秋田	402	300	19	38	1
山形	465	339	21	28	0
福島	1,015	602	119	100	2
茨城	1,900	875	137	174	0
栃木	1,138	605	89	132	0
群馬	904	565	59	113	1
埼玉	3,240	1,810	82	436	0
千葉	3,206	1,408	202	346	5
東京	6,645	3,795	34	673	2
神奈川	3,035	1,674	38	450	7
新潟	854	588	46	93	4
富山	262	192	7	34	0
石川	384	268	20	45	1
福井	297	186	16	45	2
山梨	685	260	74	56	0
長野	1,245	634	133	98	0
岐阜	1,207	547	118	142	1
静岡	2,390	931	216	199	3
愛知	3,945	1,841	161	455	7
三重	1,064	450	130	120	3
滋賀	536	318	18	75	0
京都	820	533	38	105	0
大阪	4,073	2,604	103	643	3
兵庫	3,359	1,805	273	347	7
奈良	499	296	36	79	0
和歌山	616	325	62	60	5
鳥取	337	206	25	34	3

火災損害状況

（平成7年中）

焼損棟数						
航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
0	290	1,756	446	221	610	479
0	59	651	250	78	214	109
0	64	505	218	39	162	86
0	285	928	288	59	292	289
0	44	423	171	39	141	72
0	77	445	139	36	158	112
0	192	915	366	79	292	178
0	714	1,292	544	106	380	262
0	312	874	304	71	259	240
0	166	816	299	69	256	192
0	912	2,629	626	204	1,079	720
0	1,245	1,959	544	149	659	607
0	2,141	8,648	715	493	2,076	5,364
1	865	2,252	383	181	851	837
0	123	901	255	75	280	291
0	29	241	77	26	76	62
1	49	367	83	40	136	108
0	48	242	66	25	96	55
0	295	446	159	28	145	114
0	380	822	283	86	249	204
0	399	721	188	61	237	235
0	1,041	1,335	336	135	466	398
0	1,481	2,408	442	212	1,105	649
0	361	621	160	62	227	172
0	125	384	99	44	113	128
0	144	720	174	79	245	222
0	720	3,402	311	276	1,253	1,562
0	927	9,507	7,336	267	998	906
0	88	388	141	43	131	73
0	164	427	120	49	141	117
0	69	274	96	22	83	73

附属資料 8　　都　道　府　県　別

都道府県＼区分	出火件数				
	計	建物	林野	車両	船舶
島根	512	224	80	29	1
岡山	1,026	591	169	89	4
広島	1,811	871	233	172	6
山口	876	443	97	68	2
徳島	470	247	93	29	1
香川	527	326	60	50	4
愛媛	755	447	96	69	3
高知	575	290	80	44	1
福岡	2,376	1,387	141	285	8
佐賀	483	269	62	37	2
長崎	781	434	81	58	10
熊本	852	526	73	95	3
大分	549	308	109	57	1
宮崎	745	376	137	50	1
鹿児島	1,179	637	96	89	4
沖縄	541	276	36	94	2
都道府県計	62,913	34,539	4,072	6,971	125
札幌	488	353	3	78	0
仙台	437	243	5	57	0
千葉	457	201	20	79	0
東京	4,828	2,906	0	483	2
横浜	958	580	0	164	3
川崎	396	245	0	52	1
名古屋	1,184	594	7	178	1
京都	338	246	11	56	0
大阪	1,328	946	0	206	2
神戸	972	532	53	115	4
広島	612	321	40	68	2
北九州	561	299	23	60	3
福岡	435	316	14	62	2
13大都市計	12,994	7,782	176	1,658	20

火　災　損　害　状　況（つづき）

（平成７年中）

焼損棟数						
航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
0	178	347	124	30	114	79
0	173	850	257	87	321	185
0	529	1,262	275	118	453	416
0	266	619	191	46	209	173
0	100	343	99	29	121	94
0	87	426	137	59	148	82
0	140	701	223	75	274	129
0	160	414	173	45	112	84
0	555	1,815	389	136	630	660
0	113	333	90	37	136	70
0	198	592	191	38	159	204
0	155	733	211	47	234	241
0	74	410	152	36	113	109
0	181	533	203	34	172	124
0	353	957	394	47	228	288
0	133	323	92	45	81	105
2	17,204	57,957	18,820	4,263	16,915	17,959
0	54	399	29	32	210	128
0	132	321	58	25	69	169
0	157	300	75	9	102	114
0	1,437	6,618	453	379	1,569	4,217
0	211	736	90	62	304	280
0	98	308	27	23	111	147
0	404	779	70	51	456	202
0	25	328	51	41	125	111
0	174	1,261	57	105	513	586
0	268	7,758	6,958	117	387	296
0	181	399	31	34	153	181
0	176	385	71	27	127	160
0	41	400	52	27	155	166
0	3,358	19,992	8,022	932	4,281	6,757

附属資料 8　　都　道　府　県　別

都道府県＼区分	焼損面積			死者	負傷者
	建物床面積（m²）	建物表面積（m²）	林野（a）		
北海道	90,487	6,473	1,855	80	284
青森	37,035	2,602	423	31	75
岩手	32,754	1,941	1,257	39	63
宮城	40,061	3,662	536	38	120
秋田	29,562	1,782	729	26	64
山形	22,171	2,459	804	22	77
福島	48,609	2,365	4,841	42	126
茨城	62,908	6,395	3,417	54	144
栃木	42,576	2,692	1,377	37	114
群馬	49,955	1,867	2,416	41	102
埼玉	105,169	8,466	762	91	399
千葉	62,037	5,471	1,635	81	289
東京	64,000	17,868	941	135	954
神奈川	49,530	5,799	336	89	401
新潟	46,010	2,880	835	31	118
富山	14,436	2,142	112	25	46
石川	22,280	2,841	415	18	54
福井	11,573	397	359	15	55
山梨	15,010	1,335	5,660	15	49
長野	36,130	6,309	4,248	35	157
岐阜	28,258	2,479	2,072	31	127
静岡	47,399	4,963	5,041	51	211
愛知	73,494	14,380	1,312	75	378
三重	22,691	1,586	2,953	28	91
滋賀	14,977	1,063	128	15	61
京都	27,824	2,044	716	35	129
大阪	78,223	18,836	2,092	101	564
兵庫	892,261	8,138	7,754	624	332
奈良	21,495	1,014	476	21	60
和歌山	18,572	1,233	1,209	17	66
鳥取	11,656	432	763	14	26

火　災　損　害　状　況（つづき）

（平成 7 年中）

り災世帯数				り災人員数
計	全損	半損	小損	
1,132	256	172	704	3,035
423	176	47	200	1,277
258	92	21	145	861
533	152	38	343	1,661
279	106	20	153	880
266	79	23	164	976
482	176	36	270	1,651
681	243	67	371	2,204
475	162	36	277	1,480
453	159	33	261	1,403
1,751	396	125	1,230	5,269
1,188	288	96	804	3,679
4,146	586	452	3,108	9,923
1,667	320	155	1,192	4,488
585	192	44	349	1,959
165	69	15	81	546
240	58	24	158	698
162	41	16	105	476
201	71	16	114	581
463	127	59	277	1,389
409	95	47	267	1,378
816	223	82	511	2,485
1,574	306	160	1,108	4,798
312	73	44	195	997
215	48	40	127	691
532	127	52	353	1,235
3,015	631	246	2,138	7,552
10,449	8,771	305	1,373	20,096
224	75	25	124	676
282	82	32	168	708
153	47	17	89	525

附属資料 8　　都　道　府　県　別

区分 / 都道府県	焼損面積			死者	負傷者
	建物床面積 (m²)	建物表面積 (m²)	林野 (a)		
島根	15,833	1,555	1,857	15	62
岡山	42,745	2,831	32,107	33	127
広島	39,237	5,636	19,966	42	149
山口	24,619	1,199	3,843	25	107
徳島	14,039	1,015	2,539	11	52
香川	21,357	542	15,486	24	72
愛媛	39,473	6,052	16,823	27	103
高知	16,743	1,234	1,762	15	58
福岡	57,773	8,644	8,051	63	270
佐賀	23,845	1,647	888	12	45
長崎	24,929	1,372	5,602	24	84
熊本	34,518	1,469	11,758	25	96
大分	20,340	552	14,559	17	65
宮崎	32,450	2,317	6,471	14	71
鹿児島	37,348	2,460	2,199	33	146
沖縄	9,938	771	229	19	36
都道府県計	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279
札幌	8,183	2,352	10	12	68
仙台	8,000	1,201	91	6	49
千葉	6,916	654	114	14	55
東京	45,786	14,146	0	106	719
横浜	13,656	1,966	0	32	161
川崎	3,858	809	0	15	65
名古屋	11,594	3,994	35	19	148
京都	9,721	1,276	74	18	56
大阪	20,102	10,518	0	43	227
神戸	825,795	2,821	361	539	91
広島	7,123	1,998	640	9	51
北九州	11,093	1,537	6,018	13	64
福岡	7,877	463	157	18	68
13大都市計	979,704	43,735	7,500	844	1,822

火　災　損　害　状　況（つづき）

（平成７年中）

り災世帯数				り災人員数
計	全損	半損	小損	
182	64	14	104	560
532	161	40	331	1,587
814	178	74	562	2,274
398	123	26	249	1,105
198	54	21	123	621
236	83	33	120	765
435	136	43	256	1,175
226	100	21	105	580
1,326	330	99	897	3,837
202	63	21	118	655
429	146	25	258	1,289
479	149	23	307	1,431
287	101	32	154	870
326	121	18	187	921
582	226	21	335	1,516
189	66	26	97	572
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335
318	32	50	236	759
226	45	20	161	560
194	47	6	141	626
3,199	462	355	2,382	7,434
640	119	66	455	1,694
242	35	20	187	610
636	89	75	472	1,744
289	46	33	210	543
1,302	238	134	930	2,901
9,060	8,265	201	594	16,244
274	30	23	221	731
271	66	22	183	736
377	82	22	273	956
17,028	9,556	1,027	6,445	35,538

附属資料 8　　都　道　府　県　別

都道府県＼区分	損害額			
		爆発		
	計	建物		
		小計	建物	収容物
北海道	7,470,903	7,251,756	3,581,928	3,669,828
青森	2,232,983	2,164,790	1,393,439	771,351
岩手	2,006,413	1,910,325	1,075,107	835,218
宮城	3,270,390	3,198,825	1,864,223	1,334,602
秋田	1,649,482	1,603,967	960,475	643,492
山形	2,284,687	2,193,230	913,874	1,279,356
福島	7,134,195	6,799,644	1,748,057	5,051,587
茨城	6,089,791	5,787,873	3,857,741	1,930,132
栃木	4,489,276	4,350,395	2,525,317	1,825,078
群馬	4,792,582	4,655,902	2,035,816	2,620,086
埼玉	14,475,896	12,550,523	7,266,720	5,283,803
千葉	6,712,259	6,211,838	4,350,995	1,860,843
東京	17,826,226	17,336,110	7,312,735	10,023,375
神奈川	6,355,273	6,003,314	3,698,206	2,305,108
新潟	3,198,474	3,113,713	1,824,713	1,289,000
富山	1,066,825	1,048,673	680,305	368,368
石川	2,632,118	2,610,336	851,699	1,758,637
福井	906,438	840,426	507,443	332,983
山梨	1,351,722	1,281,724	708,178	573,546
長野	2,942,105	2,823,084	1,709,844	1,113,240
岐阜	1,702,985	1,595,170	1,087,054	508,116
静岡	4,710,866	4,402,513	2,745,466	1,657,047
愛知	7,887,547	7,423,370	4,790,782	2,632,588
三重	2,892,916	2,620,796	1,279,889	1,340,907
滋賀	1,296,100	1,143,499	821,236	322,263
京都	1,975,811	1,898,487	1,184,352	714,135
大阪	8,370,067	7,952,237	3,871,968	4,080,269
兵庫	29,960,708	29,642,051	23,731,807	5,910,244
奈良	2,079,441	2,000,144	1,133,468	866,676
和歌山	1,414,663	1,306,329	894,689	411,640
鳥取	605,801	585,094	403,855	181,239

火　災　損　害　状　況（つづき）

（平成 7 年中）

損害額を除く					爆発
林野	車両	船舶	航空機	その他	
5,356	141,351	21,247	0	41,326	9,867
2,393	47,177	2,423	0	8,000	8,200
8,030	63,415	12,896	0	11,639	108
2,470	42,989	5,316	0	19,331	1,459
1,345	18,588	875	0	24,070	637
2,966	16,738	0	0	20,862	50,891
30,452	87,645	35,500	0	20,747	160,207
10,487	107,994	4,230	0	59,351	119,856
4,070	102,946	0	0	24,632	7,233
22,388	88,373	4,500	0	21,419	0
5,366	242,464	0	0	335,489	1,342,054
11,722	188,980	51,383	0	140,027	108,309
966	287,282	8,227	0	146,789	46,852
1,361	167,394	6,231	—	154,314	22,659
3,773	53,884	1,765	0	22,034	3,305
355	13,569	0	0	600	3,628
2,636	10,195	223	—	8,317	411
5,044	56,747	2,362	0	1,859	0
24,999	27,975	0	0	16,909	115
19,164	60,064	0	0	39,254	539
15,880	61,314	800	0	25,620	4,201
38,688	141,125	195	0	76,628	51,717
5,244	222,560	2,880	0	184,686	48,807
20,221	152,089	9,174	0	30,824	59,812
1,990	137,547	0	0	10,136	2,928
7,389	38,596	0	0	16,505	14,834
19,113	286,401	1,000	0	68,340	42,976
10,680	193,195	3,449	0	91,029	20,304
1,967	56,619	0	0	19,649	1,062
8,727	25,446	47,788	0	22,467	3,906
3,575	10,479	514	0	6,136	3

附属資料 8　　都　道　府　県　別

都道府県＼区分	損害額 爆発 計	建物 小計	建物	収容物
島根	974,807	953,807	558,820	394,987
岡山	3,916,557	3,732,926	1,925,741	1,807,185
広島	2,828,179	2,672,038	1,444,788	1,227,250
山口	1,486,048	1,410,914	934,239	476,675
徳島	979,146	897,153	566,531	330,622
香川	1,522,711	1,380,914	885,702	495,212
愛媛	2,414,326	2,295,511	986,790	1,308,721
高知	1,129,505	1,070,906	739,908	330,998
福岡	4,472,024	4,275,320	2,615,557	1,659,763
佐賀	2,071,754	2,044,196	895,451	1,148,745
長崎	1,599,660	1,512,500	916,097	596,403
熊本	2,152,273	2,025,601	1,280,127	745,474
大分	1,326,832	1,295,387	810,906	484,481
宮崎	2,242,740	2,155,258	1,582,754	572,504
鹿児島	1,985,081	1,904,046	1,119,470	784,576
沖縄	872,359	830,716	504,423	326,293
都道府県計	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646
札幌	2,057,623	2,024,957	651,588	1,373,369
仙台	673,296	661,537	460,884	200,653
千葉	685,969	625,413	453,609	171,804
東京	12,838,298	12,480,649	5,220,943	7,259,706
横浜	1,619,831	1,553,751	1,065,871	487,880
川崎	1,032,994	938,576	474,629	463,947
名古屋	1,696,033	1,560,036	1,050,818	509,218
京都	786,547	758,291	475,976	282,315
大阪	1,500,435	1,442,236	676,427	765,809
神戸	23,289,511	23,209,904	19,664,946	3,544,958
広島	879,301	846,963	372,457	474,506
北九州	474,708	445,162	291,347	153,815
福岡	927,000	894,452	431,890	462,562
13大都市計	48,461,546	47,441,927	31,291,385	16,150,542

火　災　損　害　状　況（つづき）

（平成７年中）

損害額を除く 林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
2,916	12,950	839	0	4,137	158
89,936	53,189	4,300	0	27,318	8,888
7,558	73,250	19,362	0	42,573	13,398
21,064	23,062	35	0	30,473	500
9,468	7,917	80	0	64,497	31
97,830	13,597	9,114	0	18,657	2,599
49,806	16,904	819	0	13,866	37,420
11,092	12,093	2,065	0	7,899	25,450
12,952	112,945	21,525	0	48,398	884
3,164	14,384	790	0	9,031	189
15,820	32,103	34,747	0	4,489	1
12,743	47,297	4,989	0	14,823	46,820
7,074	22,287	0	0	2,084	0
30,967	22,157	3,440	0	30,903	15
6,070	32,051	11,275	0	31,366	273
1	20,515	3,635	0	17,041	451
677,278	3,667,842	339,993	—	2,036,544	2,273,957
0	29,761	0	0	2,700	205
1	8,891	45	0	2,766	56
2,562	36,012	0	0	21,979	3
0	179,149	8,185	0	126,517	43,798
0	39,296	1,151	0	24,609	1,024
0	13,442	2,200	0	70,255	8,521
10	67,657	120	0	67,888	322
1,500	7,653	0	0	5,430	13,673
0	41,954	631	0	15,591	23
726	41,871	132	0	36,682	196
401	19,081	5,006	0	7,850	0
7,970	15,660	61	0	5,852	3
412	23,262	617	0	8,217	40
13,582	523,689	18,148	0	396,336	67,864

附属資料 9　　月別火災

月＼区分	出火件数					
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機
1 月	5,968	3,559	332	510	7	0
2 月	6,714	3,267	713	508	11	0
3 月	5,970	3,186	538	533	5	0
4 月	5,672	3,007	538	596	15	0
5 月	4,432	2,708	207	551	8	0
6 月	3,464	2,226	68	511	7	1
7 月	3,803	2,371	53	610	12	0
8 月	5,948	2,855	425	710	14	0
9 月	4,595	2,421	243	579	13	0
10 月	4,387	2,460	177	646	5	1
11 月	4,968	2,909	226	571	15	0
12 月	6,992	3,570	552	646	13	0
計	62,913	34,539	4,072	6,971	125	2

附属資料 9　　月別火災

月＼区分	焼損面積			死傷者数	
	建物		林野	死者	負傷者
	床面積	表面積			
1 月	1,009,205	21,442	13,650	791	758
2 月	179,635	17,694	24,518	238	733
3 月	177,212	16,207	41,812	212	763
4 月	160,078	15,390	39,939	167	629
5 月	126,850	14,321	6,947	128	563
6 月	100,952	10,248	2,914	91	404
7 月	107,361	9,534	1,811	62	486
8 月	137,800	13,987	40,739	91	590
9 月	102,894	11,041	3,451	87	496
10 月	130,511	11,920	1,775	94	490
11 月	144,958	14,393	9,624	147	606
12 月	196,874	25,033	14,434	248	761
計	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279

損害状況　　（平成 7 年中）

その他	焼損棟数				
	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
1,560	12,469	8,187	580	1,915	1,787
2,215	4,924	1,308	435	1,588	1,593
1,708	4,827	1,155	424	1,628	1,620
1,516	4,600	1,165	378	1,535	1,522
958	3,918	926	313	1,328	1,351
651	3,062	581	251	1,043	1,187
757	3,327	641	257	1,100	1,329
1,944	4,147	963	327	1,313	1,544
1,339	3,528	772	229	1,206	1,321
1,098	3,503	762	266	1,161	1,314
1,247	4,192	966	348	1,341	1,537
2,211	5,460	1,394	455	1,757	1,854
17,204	57,957	18,820	4,263	16,915	17,959

損害状況（つづき）　　（平成 7 年中）

計	り災世帯数			り災人員数
	全損	半損	小損	
12,627	9,438	565	2,624	25,842
3,195	924	312	1,959	9,023
3,013	772	290	1,951	8,746
2,807	729	253	1,825	7,962
2,145	524	177	1,444	6,395
1,820	381	166	1,273	5,229
2,065	411	178	1,476	6,102
2,402	567	207	1,628	7,068
2,049	469	167	1,413	5,944
2,043	470	152	1,421	5,858
2,595	650	287	1,658	7,220
3,611	993	328	2,290	9,946
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335

附属資料 9　　月　別　火　災

区分 / 月	損			
	計	建物		
		小計	建物	収容物
1　月	39,872,458	39,396,950	29,167,540	10,229,410
2　月	17,001,794	16,233,201	9,014,179	7,219,022
3　月	16,422,241	15,800,373	8,400,800	7,399,573
4　月	16,101,969	15,320,464	7,883,017	7,437,447
5　月	11,884,456	10,592,724	6,025,087	4,567,637
6　月	8,763,035	8,270,154	4,753,689	3,516,465
7　月	12,475,436	11,232,661	5,141,905	6,090,756
8　月	13,955,708	13,151,565	7,269,240	5,882,325
9　月	9,486,868	9,007,721	5,323,326	3,684,395
10　月	9,824,524	9,355,373	5,833,890	3,521,483
11　月	19,137,102	18,592,800	8,983,785	9,609,015
12　月	18,833,354	17,809,345	10,782,227	7,027,118
計	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646

損害状況（つづき）　　（平成 7 年中）

損害額					
林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
13,173	302,666	4,249	0	115,256	40,164
75,617	364,758	66,372	0	227,348	34,498
98,651	342,370	8,837	0	109,459	62,551
149,946	300,809	23,229	0	144,159	163,362
46,353	309,770	42,086	0	189,022	704,501
2,257	219,140	5,690	—	51,183	214,611
3,501	306,172	48,827	0	196,926	687,349
127,946	332,749	13,627	0	220,189	109,632
14,645	258,932	16,861	0	144,448	44,261
6,785	273,855	3,859	—	132,742	51,910
16,617	297,914	77,926	0	136,946	14,899
121,787	358,707	28,430	0	368,866	146,219
677,278	3,667,842	339,993	—	2,036,544	2,273,957

附属資料10　出火原因別火災損害状況（平成7年中）

出火原因＼区分	出火件数	焼損面積（㎡）	焼損棟数	り災世帯数	損害額（千円）
たばこ	7,167	2,314,110	5,552	4,327	15,233,476
放火	6,169	124,059	5,028	2,298	12,570,502
こんろ	5,601	167,271	7,101	5,947	10,125,047
たき火	5,562	5,960,182	1,347	316	2,167,592
放火の疑い	5,136	639,912	3,420	1,472	11,069,206
火あそび	2,766	276,213	1,695	964	3,267,075
ストーブ	2,171	132,762	3,337	3,009	10,933,255
火入れ	1,669	1,708,212	193	35	254,608
電灯・電話等の配線	1,250	60,041	1,487	974	5,459,788
焼却炉	1,182	105,368	715	155	2,651,434
マッチ・ライター	1,041	119,623	758	601	1,847,376
風呂かまど	901	39,394	1,211	949	1,990,745
電気機器	900	26,131	953	564	3,568,891
溶接機・切断機	847	83,929	682	167	2,757,260
配線器具	759	23,979	916	663	2,903,244
排気管	729	5,638	79	18	699,358
灯火	535	84,658	784	719	2,771,020
煙突・煙道	478	50,143	604	380	1,435,125
電気装置	454	21,301	408	74	2,474,132
内燃機関	431	1,388	52	6	248,763
取灰	417	35,743	442	194	825,775
衝突の火花	338	209	7	2	411,860
ボイラー	191	5,121	213	140	408,111
炉	141	4,233	107	11	484,009
こたつ	125	12,682	183	164	614,274
その他	7,910	1,982,417	5,623	2,625	21,699,127
不明・調査中	8,034	8,751,011	15,060	13,598	74,887,892
計	62,913	22,735,730	57,957	40,372	193,758,945

附属資料11　主な出火原因の推移

出火原因＼年	平成2年 順位	件数	構成割合	平成3年 順位	件数	構成割合	平成4年 順位	件数	構成割合	平成5年 順位	件数	構成割合	平成6年 順位	件数	構成割合	平成7年 順位	件数	構成割合
			%			%			%			%			%			%
たばこ	2	5,846	10.3	2	5,945	10.8	1	6,197	11.3	2	6,186	10.9	2	7,167	11.4	1	7,176	11.4
放火	3	5,284	9.4	3	5,320	9.7	3	5,723	10.5	1	6,562	11.6	3	6,225	9.9	2	6,169	9.8
こんろ	1	6,633	11.7	1	6,156	11.2	2	5,778	10.6	3	5,748	10.1	4	5,629	8.9	3	5,601	8.9
たき火	4	5,148	9.1	4	4,609	8.4	4	4,793	8.8	4	5,059	8.9	1	7,964	12.6	4	5,562	8.8
放火の疑い	5	4,131	7.3	5	4,276	7.8	5	4,584	8.4	5	4,875	8.6	5	4,932	7.8	5	5,136	8.2
火あそび	6	3,129	5.5	6	3,167	5.8	6	3,021	5.5	6	3,390	6.0	6	3,134	5.0	6	2,766	4.4
ストーブ	7	2,134	3.8	7	2,426	4.4	7	2,203	4.0	7	2,284	4.0	8	2,153	3.4	7	2,171	3.5
火入れ	23	224	0.4	23	213	0.4	23	189	0.3	22	269	0.5	22	259	0.4	8	1.669	2.7
電灯・電話等の配線	8	1,867	3.3	8	1,942	3.5	8	1,900	3.5	8	1,933	3.4	7	2,192	3.5	9	1,250	2.0
焼却炉	19	569	1.0	19	416	0.8	19	420	0.8	18	484	0.9	14	641	1.0	10	1,182	1.9
マッチ・ライター	11	1,041	1.8	11	980	1.8	10	932	1.7	9	994	1.8	9	1,090	1.7	11	1,041	0.7
風呂かまど	9	1,166	2.1	9	1,106	2.0	9	967	1.8	10	942	1.7	10	846	1.3	12	901	1.4
電気機器	12	786	1.4	12	808	1.5	12	704	1.3	12	723	1.3	12	770	1.2	13	900	1.4
溶接機・切断機	10	1,078	1.9	10	992	1.8	11	886	1.6	11	830	1.5	11	843	1.3	14	847	1.3
配線器具	16	569	1.0	16	556	1.0	17	542	1.0	16	534	0.9	15	625	1.0	15	759	1.2
総出火件数	56,505			54,879			54,762			56,700			63,015			62,913		

附属資料12　用途別の主な火災事例

（百　貨　店）

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武タカツキショッピングセンター	6	14	7 061 300	放火
2	〃　11月29日	熊本県熊本市	大洋デパート	100	124	1 747 396	不明
3	〃　12月7日	千葉県館山市	いとう屋デパート	－	5	192 400	不明
4	昭和49年2月17日	兵庫県神戸市	神戸デパート	1	40	1 086 574	放火の疑い
5	〃　7月16日	神奈川県横浜市	京急サニーマート	－	－	247 000	不明
6	昭和51年1月2日	奈良県香芝町	香芝中央デパート	－	－	211 720	不明
7	昭和54年6月22日	滋賀県大津市	丸栄百貨店	－	1	213 266	まきま
8	〃　11月9日	東京都板橋区	イトーヨーカドー	－	4	356 954	不明
9	昭和55年12月23日	北海道倶知安町	コニ商事株式会社	－	－	330 228	不明
10	昭和56年3月4日	大阪府摂津市	正雀ニュータウンデパート	－	1	353 929	不明
11	平成元年12月23日	三重県四日市市	本総本店	－	－	346 434	放火の疑い
12	平成2年3月18日	兵庫県尼崎市	長崎屋	15	6	174 047	不明

（ホテル・旅館）

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和44年2月5日	福島県郡山市	磐光ホテル	30	41	1 098 261	石油ストーブ
2	〃　5月18日	石川県加賀市	白山荘	－	16	2 321 732	不明
3	昭和46年1月2日	和歌山県和歌山市	寿司由楼	16	15	216 637	不明
4	昭和48年10月11日	兵庫県神戸市	坂口荘	6	5	14 919	たばこの消し忘れ
5	昭和50年3月10日	大阪府大阪市	千成ホテル	4	64	99 477	不明
6	昭和53年6月15日	愛知県半田市	白川荘馬	7	24	60 116	不明
7	昭和55年11月20日	栃木県藤原町	日光プリンスホテル	45	22	533 751	アセチレンスガス切断機の火花
8	昭和57年2月8日	東京都千代田区	ホテル・ニュージャパン	33	34	1 726 126	たばこ
9	〃　11月18日	富山県庄川町	庄川温泉観光ホテル	2	8	472 780	不明
10	昭和58年2月21日	山形県山形市	蔵王観光ホテル	11	2	308 563	不明
11	昭和61年2月11日	静岡県東伊豆町	大東館	24	－	17 120	不明
12	〃　4月21日	静岡県河津町	菊水館	3	56	112 810	不明
13	昭和63年12月30日	大分県別府市	ホテル望海荘	3	1	3 114	たばこの火の不始末
14	平成6年12月21日	福島県福島市	若喜旅館本店	5	3	1 024 315	不明

（病　院）

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和35年1月6日	神奈川県横須賀市	日本医療伝導会衣笠病院	16	－	19 122	石油ストーブの消し忘れ
2	〃　3月19日	福岡県久留米市	国立療養所	11	－	1 536	不明

3	〃　10月29日	愛知県守山市	精神科香流病院	5	5	2 270	放火
4	昭和39年3月30日	兵庫県伊丹市	常岡病院	9	3	7 015	不明
5	昭和44年11月19日	徳島県阿南市	阿南市会精神病院	6	5	10 908	放火
6	昭和45年6月29日	栃木県佐野市	秋山両毛病院	17	1	2 365	放火
7	〃　8月6日	北海道札幌市	手稲病院	5	1	2 793	放火
8	昭和46年2月2日	宮城県岩沼町	小島病院	6	－	3 782	不明
9	昭和48年3月8日	福岡県北九州市	福岡県済生会八幡病院	13	3	57 593	蚊取線香の不始末
10	昭和52年5月13日	山口県岩国市	岩国病院	7	5	7 178	ローソクの疑い
11	昭和59年2月19日	広島県尾道市	医療法人社団宏知会青山病院	6	1	1 328	不明

（社会福祉施設）

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和30年2月17日	神奈川県横浜市	聖母の園養老院	99	9	15 340	かいろの火の不始末
2	昭和43年1月14日	大分県日出町	みのり学園小百合寮	6	－	2 793	アイロンの使用放置
3	昭和45年3月20日	山梨県上野原町	泉老人ホーム	4	－	不明	電気コンロの使用不適切
4	昭和48年3月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	－	234	不明
5	昭和61年2月8日	青森県弘前市	島光会草薙園	2	6	5 352	たばこ
6	〃　7月31日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	－	56 702	放火の疑い
7	昭和62年2月11日	静岡県富士市	佛祥院	3	1	14 807	不明
8	〃　6月6日	東京都東村山市	昭青会松寿園	17	25	71 666	放火の疑い

〔複合用途防火対象物（雑居ビル）〕

	出火年月日	出火場所	ビル名（火元事業所名）	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和47年5月13日	大阪府大阪市	千日デパートビル	118	81	1 649 693	たばこの疑い
2	昭和48年12月19日	三重県津市	大門観光会館	－	1	256 336	不明
3	昭和50年3月1日	東京都豊島区	アサヒ会館	5	17	57 789	不明
4	昭和51年12月4日	東京都墨田区	国松ビル（サロンうたまろ）	6	2	7 810	放火
5	〃　12月16日	北海道旭川市	今井ビル（二条プラザ）	3	－	10 270	たばこの不始末
6	〃　12月26日	静岡県沼津市	三沢ビル（大衆サロンらくらく酒場）	15	8	38 781	放火の疑い
7	昭和53年3月10日	新潟県新潟市	今町会館（エル・アドロ）	11	2	10 483	不明
8	〃　11月19日	東京都葛飾区	天狗ビル（和風喫茶古都）	4	3	17 685	たばこの投げ捨て
9	昭和54年11月20日	福岡県岡垣町	パチンコホール（ラッキーホール）	4	2	48 988	不明
10	昭和55年8月16日	静岡県静岡市	ゴールデン街第1ビル	14	223	554 226	爆発
11	昭和56年2月28日	島根県松江市	サンパチンコ	3	2	140 964	不明
12	昭和59年11月15日	愛媛県松山市	三島ビル	8	13	68 954	不明
13	昭和61年6月14日	千葉県船橋市	船橋東武	3	－	1 786 895	不明

附属資料13　昭　和　21　年　以　降　の　火　災　損　害　状　況

年＼区分	出火件数							焼損棟数			焼損面積		死傷者数	
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	建物（m²）	林野（a）	死者	負傷者
昭和21年	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	420	1,695
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432		—	—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
25	19,243	16,663	1,161	470	102	847		—	—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
26	21,263	18,130	1,582	1,551				—	—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100		—	—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271		—	—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820		35,083	21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092		36,231	20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607		41,418	25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971		37,705	20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194		39,196	20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398		41,446	17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793		41,014	19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159		46,265	23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740		44,867	21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039		42,930	19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340		43,688	19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456		45,116	20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477		41,103	18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924		45,840	19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528		43,864	17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328	18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810	17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900	15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539	15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956	16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	51,828	14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	53,552	15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054	1,854	8,718
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	51,925	14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933	2,070	8,157
55	59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821	51,317	13,890	4,954	32,473	2,128,326	530,685	1,947	8,049
56	60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983	53,239	14,441	5,166	33,632	2,094,854	196,866	1,971	8,004
57	60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401	49,331	12,832	4,692	31,807	1,932,409	313,606	1,849	8,112
58	59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606	50,615	13,563	4,686	32,366	1,954,917	766,602	1,828	7,407
59	63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842	51,949	13,767	5,025	33,157	2,031,409	372,739	2,089	7,858
60	59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676	49,717	12,927	4,582	32,208	1,977,347	492,389	1,747	7,550
61	63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958	51,026	12,879	4,696	33,451	1,944,033	489,257	2,061	7,731
62	58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810	49,255	12,552	4,261	32,442	1,854,633	488,983	1,857	7,681
63	59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265	50,336	12,621	4,428	33,287	1,859,535	317,623	2,116	7,703
平成元年	55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797	47,437	11,452	4,074	31,911	1,734,055	211,699	1,747	7,292
2	56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554	47,536	11,782	4,063	31,691	1,674,064	133,325	1,828	7,097
3	54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748	46,043	11,053	3,848	31,142	1,656,447	273,890	1,817	6,948
4	54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547	45,783	11,373	3,770	30,640	1,691,124	232,316	1,882	6,896
5	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280	46,124	11,269	3,934	30,921	1,668,483	326,001	1,841	6,895
6	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262	47,980	12,185	4,111	31,684	1,795,118	277,582	1,898	7,007
7	62,913	34,539	4,072	6,971	125	2	17,204	57,957	18,820	4,263	34,874	2,574,330	201,614	2,356	7,279

（注）火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

(1)　航空機火災をその他の火災から分離した。

附属資料13　昭　和　21　年　以　降　の　火　災　損　害　状　況（つづき）

区分 / 年	り災世帯数				り災人員数	損害額（千円）	
	計	全損（全焼）	半損（半焼）	小損		計	小計
昭和21年	23,954	21,193	2,761		—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121		—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897		—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311		—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895		—	21,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113		—	22,228,156	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370		—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732		—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738		133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517		139,117	31,859,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833		150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269		138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833		144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199		167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,259		156,564	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047		171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490		166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414		158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024		152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645		151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612		138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907		143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051		143,195	54,252,470	50,061,631
44	39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660
51	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191
52	39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870
53	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835
54	37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601
55	37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002
56	38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914
57	37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203
58	36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424
59	37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366
60	35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230
61	36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906
62	35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233
63	36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941
平成元年	33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632
2	32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731
3	32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061
4	32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622
5	32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244
6	32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847
7	40,372	16,328	3,082	20,962	105,335	193,758,945	184,763,331

(2)　建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。
(3)　り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

建物		林野	車両	船舶	航空機	その他
建物	収容物					
—	—	—	—	—	—	—
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	
—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	
—	—	152,172		227,993		
—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	
—	—	655,216	83,846	104,084	18,293	
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	
8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518	
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	
14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	
17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697	
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549
53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112
56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960
58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173
67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175
71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568
69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719
72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996
72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	—	1,356,824
74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499
72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022
69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531
71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542
68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313
74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449
78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189
82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	—	1,827,575
84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240
89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341
108,578,685	76,184,646	677,278	3,667,842	339,993	—	4,310,501

附属資料14　昭　和　21　年　以　降

年＼区分	総出火件数指数	出火率（指数）	死者指数	負傷者指数	損害額指数	出火件数構成比（%） 建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100	—	—	—
22	130	2.4(126)	115	159	326	—	—	—
23	118	2.2(116)	97	121	400	—	—	—
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	
27	153	2.6(137)	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4,385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4
平成元年	386	4.6(242)	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3
2	391	4.6(242)	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9
3	380	4.5(237)	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3
4	379	4.4(232)	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5
5	392	4.6(242)	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5
6	436	5.1(268)	452	413	5,181	54.5	7.2	10.7
7	435	5.0(263)	561	429	5,813	54.9	6.5	11.1

の　火　災　損　害　比　較

火災損害額構成比（%） 船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6	2.3		96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	
0.5	4.4		97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	
7.1			98.3	0.7		1.0		
0.7	5.0		97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	
0.7	4.9		96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	
0.6	6.5		98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	
0.6	7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
0.8	7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
0.7	8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	
0.7	8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
0.9	9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	
0.8	11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
0.8	13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	
0.7	13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
0.7	13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
0.7	12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
0.7	13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
0.7	13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
0.6	14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
0.5	15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	—	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0
0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5
0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3
0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7
0.3	0.0	22.9	95.4	0.2	2.6	0.7	0.0	1.2
0.2	0.0	23.4	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1
0.2	0.0	27.4	94.3	0.9	2.1	0.4	0.0	2.2
0.2	0.0	27.3	95.4	0.3	1.9	0.2	—	2.2

附属資料15　昭　和　21　年　以　降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2,412	515
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	宮崎市	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	熱海市	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1,583	376
18	松阪市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	名瀬市	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村（三陸大火）	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3,936	486
34	新潟市（昭和石油KK）	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	各務原市（川崎航空KK工場火災）	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774
41	滋賀県甲西町（東洋ガラスKK倉庫火災）	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

（注）大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²（1万坪）以上の火災をいう。

の　大　火　記　録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況 天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m²	千円				m/s	m/s	%
135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後霙	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	—
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	…	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不明	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72,498	建物 5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143,000						
156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175,966	1,590,140	不明	晴	SSW	9.3	17.0	53
36,274	360,000	煙突	曇小雪	SW	7.4	—	82
建物 66,314	建物 1,000,000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980						
建物 53,047	建物 2,155,350	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
林野 40,366ha	林野 3,784,596						
51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	—	60
44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72
64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	—	60
34,116	300,000	不明	晴	NE	1.0	—	96
37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22.0	—	40
53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	W	22.0	25.0	53
37,790	1,203,268	たき火	曇	WSW	5.7	—	52
33,846	2,321,732	不明	晴	S	8.0	—	44
152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
47,871	2,199,457	不明	曇	E	0.0	—	83

附属資料15　昭　和　21　年　以　降

番号	出　火　場　所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
42	神戸市長田区	平成7年1月17日5時47分	8	—	474	861	441
43	神戸市長田区	平成7年1月17日5時47分	60	—	685	539	750
44	神戸市長田区	平成7年1月17日5時47分	73	—	765	805	996
45	神戸市兵庫区	平成7年1月17日5時50分	40	—	1,021	764	699
46	神戸市長田区	平成7年1月17日9時頃	48	—	1,453	3,326	1,130
47	神戸市長田区	平成7年1月17日10時頃	5	—	434	908	404

の　大　火　記　録（つづき）

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
㎡	千円				m/s	m/s	%
75,840	2,308,787	不明	曇	NW	5	—	54
57,459	872,253	不明	曇	NNE	1	—	70
89,099	1,279,608	不明	曇	NE	5	—	54
94,787	1,494,081	不明	曇	NE	5	—	54
142,945	2,700,061	不明	曇	NNE	1	—	70
72,295	2,284,388	不明	晴	NNE	4	—	58

附属資料16　自然災害による都道府県別被害状況

（平成７年中）

都道府県＼区分	人的被害（人）				建物被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家
			重傷	軽傷	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道	2		7	11	8	8	465	378	1,660	424
青森	1		21	95	17	81	2,099	3	47	36
岩手			1			2	5	8	33	41
宮城	1		1				5		30	
秋田	3		5	3			37	78	632	2
山形	3		9	6		9	22	26	156	8
福島	1				4	2	8	69	480	9
茨城				2		1	67	7	85	34
栃木	1			2			9	10	105	2
群馬	1		1				9	7	357	77
埼玉					3		31	14	267	41
千葉	1		5	11	2	9	396	111	533	113
東京				2	16	25	661	82	207	439
神奈川		2	6	10		2	437	3	33	33
新潟	11	1	40	98	97	201	1,418	1,206	6,816	3,499
富山							5	1	115	17
石川				2			2	33	550	1
福井								3	46	21
山梨										
長野	5		2	5	46	105	14	131	650	7
岐阜	1			2			11		2	3
静岡	1		1			1	9		5	6
愛知				2				1	26	
三重				2			3	32	380	6
滋賀	1		1	11			101	1	87	68
京都	1		5	50	3	6	2,743	5	327	254
大阪	30		175	3,416	895	7,222	87,893	160	3,209	1,227
兵庫	6,279	2	39,488		99,261	101,244	215,098	4	172	3,281
奈良				12		2	70	218	1,729	46
和歌山	3		2	9	5	5	187	206	2,266	7
鳥取				2			5	7	176	7
島根	1			1	3	4	22	95	621	121
岡山				1			4	1	167	2
広島	1					2	27	35	1,011	
山口			1		1		15	196	1,449	6
徳島			9	12	6	85	1,089	12	21	68
香川			1	6	1		2		20	3
愛媛	1							298	372	127
高知				1			1	49	325	
福岡					1	2	27	91	1,452	78
佐賀								50	327	
長崎			2	6			259	20	191	37
熊本	1			3	1		4	161	668	147
大分					2	2	73	8	109	44
宮崎							7	136	775	143
鹿児島	1			4	7	5	103	341	1,256	2
沖縄	1		1	2	4	1	42	16	60	29
合計	6,352	5	39,784	3,789	100,383	109,026	313,485	4,313	30,005	10,516

（注１）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害である。
（注２）大阪府・兵庫県については、阪神・淡路大震災により発生した火災による被害を含む。
（注３）阪神・淡路大震災に係わる兵庫県の負傷者は程度不明である。

附属資料16　自然災害による

都道府県＼区分	その					
	田（ha）		畑（ha）		道路（箇所）	橋梁（箇所）
	流出・埋没	冠水	流出・埋没	冠水		
北海道	1	38		28	221	15
青森					95	6
岩手	10	2,428	22	333	208	4
宮城		122		21	5	
秋田					438	9
山形	32		4		162	1
福島	63	172	1	34	410	20
茨城	16	53		5	15	
栃木					132	2
群馬					45	
埼玉					259	5
千葉	11	1,203	12	77	540	1
東京					101	2
神奈川					20	1
新潟	283	6,832	21	644	3,364	18
富山	37		15		168	3
石川					352	1
福井	11	143		78	86	
山梨					49	2
長野	298		426		1,412	44
岐阜	3		1		144	6
静岡					60	1
愛知	1		1		47	
三重	11	340	1	3	241	3
滋賀	3	281		1	145	1
京都					306	8
大阪	54				1,881	4
兵庫	12	51	16		8,455	312
奈良	61	266			275	6
和歌山					624	8
鳥取					104	3
島根					873	4
岡山					363	2
広島	110				561	7
山口					1,072	37
徳島				152	175	1
香川					62	1
愛媛	21	501	91	258		
高知					517	6
福岡	33	6,457	3	135	1,137	34
佐賀	114		56		282	3
長崎	55	470	6	2	393	
熊本		1,030		149	1,257	14
大分	124	46	7	1	801	10
宮崎	1				183	1
鹿児島	188		167		895	5
沖縄		37	14	231	30	
合計	1,553	20,470	864	2,152	28,965	611

都道府県別被害状況（つづき）

（平成７年中）

他				り災世帯数（世帯）	り災者数（人）
河川（箇所）	崖くずれ（箇所）	鉄道不通（箇所）	被害船舶（隻）		
730				835	1,515
238			36	101	411
380			7	10	38
9					
1,164		6		78	267
417	7	1		35	123
629	1	2		82	276
42	9	15	2	8	24
327				10	33
48				7	18
4	3			20	61
113	111	11	22	122	392
9	71		199	122	273
1	8			6	11
1,581	1,644	19	2	2,188	7,936
200				1	1
445				33	94
15	4			3	8
179	1				
925	319	5		280	1,084
180					
137	2		3	1	2
4	8			1	2
348	84			35	123
175	66			1	4
375		2	6	14	43
7	152	3		20,768	43,947
435	385	12		466,572	1,199,109
222	24	2		222	662
927	2			228	760
67		22			
863	18		1		
376	1				
1,064		2		2	8
960				198	575
139				105	265
133					
				338	1,034
428				49	100
616	833			62	211
458	11				
268	55	1	23	21	58
1,614	1	2	10		
1,187	6	7		12	49
23	13				
1,561	42		37	478	1,014
8	29		1	3	12
20,031	3,910	112	349	493,051	1,260,543

附属資料16　自然災害による都道府県別被害状況（つづき）

（平成７年中）

区分／都道府県	被害総額（千円）	災害対策本部の設置 都道府県（回）	災害対策本部の設置 市区町村（団体）	災害救助法適用市町村（延べ数）	消防職員及び消防団員の出動延人数
北海道	34,802,588				5,924
青森	13,420,055				
岩手	20,814,041	1	5		8,220
宮城	588,985		3		1,903
秋田	50,570,160		10		2,533
山形	47,970,391		2		791
福島	16,998,190		23		8,144
茨城	1,507,757		27		2,534
栃木	6,670,380				
群馬	2,659,675				
埼玉	1,000		10		606
千葉	5,354,297		27		8,863
東京	7,295,540		15		2,133
神奈川	54,652		8		2,075
新潟	117,633,532		48	4	
富山	11,434,146		1		395
石川	16,945,273				194
福井	3,190,369				501
山梨	3,829,942				
長野	82,022,342	1	17	2	13,716
岐阜	4,465,648				
静岡	7,840,012		1		298
愛知	119,350	2	50		79
三重	10,263,556	9	386		704
滋賀	3,403,834		1		1,658
京都	7,466,464		20		1,867
大阪	103,335,915		20	5	
兵庫	9,930,097,278	1	28	20	104,066
奈良	9,533,642		14		2,383
和歌山	16,621,995		8		
鳥取	4,134,490		2		305
島根	1,832,191		4		
岡山	5,743,713		4		
広島	13,932,765		20		3,220
山口	14,833,976				
徳島	6,395,929		4		
香川	456,778				444
愛媛	10,292,539	4	177	1	3,736
高知	11,141,000		5		
福岡	11,491,636		48		
佐賀	10,817,840		3		
長崎	14,053,587				41
熊本	33,204,191	1	21		5,614
大分	17,086,335		26		1,920
宮崎	1,193,973		11		
鹿児島	33,708,405				2,084
沖縄	1,979,766		6		133
合計	10,729,210,123	19	1,055	32	187,084

（注）出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料17　関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模（M）	家屋損失戸数 全壊	全焼	流失	計	死者数
大正12．９．１	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
〃 13．１．15	丹沢山塊地震	7.3	1,298	—	—	1,298	19
〃 14．５．23	北但馬地震	6.8	1,295	2,180	—	3,475	428
昭和２．３．７	北丹後地震	7.3	12,584	3,711	—	16,295	2,925
〃 ５．11．26	北伊豆地震	7.3	2,165	—	75	2,240	272
〃 ６．９．21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
〃 ８．３．３	三陸沖地震	8.1	2,346	216	4,917	7,479	3,008
〃 10．７．11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
〃 14．５．１	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
〃 18．９．10	鳥取地震	7.2	7,485	251	—	7,736	1,083
〃 19．12．７	東南海地震	7.9	26,130	—	3,059	29,189	998
〃 20．１．13	三河地震	6.8	12,142	—	—	12,142	2,306
〃 21．12．21	南海地震	8.0	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
〃 23．６．28	福井地震	7.1	35,420	3,691	—	39,111	死者 3,848 行方不明10
〃 24．12．26	今市地震	6.2	873	—	—	873	10
〃 27．３．４	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
〃 35．５．23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
〃 36．２．２	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37．４．30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39．６．16	新潟地震	7.5	1,960	290	—	2,250	26
〃 43．２．21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
〃 43．５．16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49．５．９	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53．１．14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53．６．12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,383	—	—	1,383	28
〃 57．３．21	昭和57年（1982年）浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58．５．26	昭和58年（1983年）日本海中部地震	7.7	1,584	—	—	1,584	104
〃 59．９．14	昭和59年（1984年）長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
〃 62．３．18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
〃 62．12．17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2
平成５．１．15	平成５年（1993年）釧路沖地震	7.8	53	—	—	53	2
〃 ５．７．12	平成５年（1993年）北海道南西沖地震	7.8	601	—	—	601	死者 202 行方不明28
〃 ５．10．12	東海道はるか沖地震	7.1	—	—	—	—	1
〃 ６．10．４	平成６年（1994年）北海道東方沖地震	8.1	61	—	—	61	—
〃 ６．12．28	平成６年（1994年）三陸はるか沖地震	7.5	72	—	—	72	3
〃 ７．１．17	平成７年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	7.2	93,181	6,982	—	100,163	死者 6,310 行方不明 2

（注）１　昭和60年以降の地震については、M6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。
２　大正12年から14年までの地震のMについては、理科年表（国立天文台編）より抜すい。
３　昭和２年から35年までの地震のMについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
４　阪神・淡路大震災については、平成８年11月18日現在の数値である。

附属資料18　東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域

東海地震に係る地震防災対策強化地域　　6県（167市町村）

出典：昭和54年８月７日付け総理府告示第26号

県　名	区　分
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ケ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

備考　この表に掲げる区域は、昭和54年８月７日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

注）１　長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月１日に飯田市に合併。
　　２　静岡県浜名郡可美村は、平成３年５月１日に浜松市に合併。
　　３　長野県下伊那郡上郷町は、平成５年７月１日に飯田市に合併。

南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域　　7都県（281市区町村）

出典：平成４年８月21日：中央防災会議専門委員会

都県名	市　区　町　村　名
茨城県	土浦市、古河市、龍ケ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市、つくば市、波崎町、麻生町、牛堀町、潮来町、江戸崎町、阿見町、茎崎町、新利根村、河内村、桜川村、東村、伊奈町、谷和原村、石下町、総和町、五霞村、三和町、猿島町、境町、守谷町、藤代町及び利根町の区域

埼玉県	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、日高市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、毛呂山町、嵐山町、川島町、吉見町、騎西町、川里村、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町、吉川町及び庄和町の区域
千葉県	全域
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市、瑞穂町及び五日市町の区域
神奈川県	全域
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、勝沼町、御坂町、一宮町、八代町、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町及び上野原町の区域
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町及び小山町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成４年８月21日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

注）１　東京都秋川市と五日市町は、平成７年９月１日に合併し、あきる野市となった。
　　２　埼玉県吉川町は、平成８年４月１日に市制施行し、吉川市となった。
　　３　茨城県新利根村、河内村、五霞村は、平成８年６月１日に町制施行し、それぞれ新利根町、河内町、五霞町となった。

附属資料19　昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害（人）			住宅被害（棟）			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊（流失）	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9 .11～12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9 .15～17	アイオン台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6 .18～22	デラ台風	九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8 .13～18	ジュディス台風	九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31～9.1	キティ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1 .10～14	風害	九州、北陸、関東	11	109	－	43	56	－	－
7	9 . 3 ～ 4	ジェーン台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	26. 7 . 7 ～17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10.13～15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	27. 6 .22～24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7 .10～12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	28. 6 .23～30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7 .16～25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8 .11～15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9 .22～26	台風第13号	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	29. 5 . 8 ～12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	－	23
17	9 .10～14	台風第12号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9 .24～27	台風第15号（洞爺丸台風）	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	30. 2 .19～20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5 .11	霧害（紫雲丸事件）	四国（高松）	166	－	－	－	－	－	－
21	31. 4 .17～18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	－	2	10	1,087	1,320
22	32. 7 .25～28	水害（諫早水害）	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	33. 1 .26～27	風浪害（南海丸事件）	西日本	174	83	8	－	－	6	－
24	9 .26～28	台風第22号（狩野川台風）	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34. 8 .12～14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9 .26～27	台風第15号（伊勢湾台風）	全国（九州を除く。）、特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	35. 5 .24	浪害（チリ地震津波）	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36.6.24～7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9 .15～16	台風第18号（第二室戸台風）	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25～28	台風第26号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	37. 7 . 1 ～ 8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38. 1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39. 7 .17～20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	－	9,360	48,616
34	40. 9 .10～18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41. 9 .23～25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42. 7 . 8 ～ 9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	42. 8 .26～29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43. 8 .17	水害（飛騨川バス転落）	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47. 7 . 3 ～15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49.5.29～8.1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51. 9 . 8 ～14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	－	834	56	83	177	1,367
43	54.10.17～20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	55.12～56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	57. 7 ～57. 8	集中豪雨と台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	58. 7 .20～29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	58.12～59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	－	1,366	61	128	70	852

（注）死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料20　都道府県の防災訓練の実施状況

（平成７年度）

都道府県＼区分	回数	想定 災害						訓練形態			
		台風等の風水害	土砂災害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災	原子力災害	火山災害	その他	総合（実働）	図上	通信	その他
北海道	8	5	－	3	－	－	－	1	－	－	1	1	3	3
青森	6	1	1	3	1	1	1	1	－	1	5	－	1	－
岩手	3	－	－	2	1	2	1	－	－	1	3	－	－	－
宮城	5	－	－	2	1	－	1	1	－	－	5	－	－	－
秋田	3	1	－	2	1	1	1	－	－	－	3	－	－	－
山形	5	－	－	4	1	－	－	－	－	－	3	1	－	1
福島	10	2	－	9	1	－	1	1	－	－	9	－	1	－
茨城	5	－	－	5	－	－	－	－	－	－	1	－	2	2
栃木	4	－	－	4	－	－	－	－	－	－	1	1	2	－
群馬	2	1	－	2	－	－	1	－	－	－	1	－	－	1
埼玉	6	1	－	2	－	－	1	－	－	2	5	－	－	1
千葉	9	－	－	8	5	－	1	－	－	－	9	－	－	－
東京	19	1	－	10	1	－	－	－	－	1	4	－	8	7
神奈川	5	1	－	2	1	－	－	－	－	1	4	－	－	1
新潟	3	－	－	1	1	－	－	1	－	－	2	－	1	－
富山	14	13	－	1	1	1	－	－	－	－	2	－	12	－
石川	4	－	－	3	1	－	－	－	－	－	2	－	－	2
福井	3	－	－	2	－	－	－	1	－	－	2	－	－	1
山梨	4	1	－	3	－	－	－	－	－	－	3	－	－	1
長野	4	1	1	4	－	1	1	－	－	－	4	－	－	－
岐阜	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－
静岡	14	1	－	9	－	－	1	－	1	－	6	1	－	7
愛知	5	－	－	3	1	－	1	－	－	－	3	－	1	1
三重	6	－	－	5	－	－	1	－	－	－	3	1	－	2
滋賀	8	2	－	5	－	－	1	－	－	－	2	－	5	1
京都	4	－	－	3	－	－	－	1	－	－	1	－	2	1
大阪	6	1	－	5	－	－	－	－	－	－	3	1	－	2
兵庫	4	1	－	1	1	－	1	－	－	－	3	1	－	－
奈良	2	－	－	1	－	－	1	－	－	－	2	－	－	－
和歌山	2	1	－	1	1	－	1	－	－	－	2	－	－	－
鳥取	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
島根	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
岡山	3	1	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	－
広島	2	－	－	1	－	－	1	－	－	－	2	－	－	－
山口	2	－	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	－	－
徳島	5	－	－	4	1	－	－	－	－	－	3	－	1	1
香川	7	1	－	3	1	－	1	－	－	1	5	－	1	1
愛媛	6	1	1	2	1	－	－	1	－	－	4	－	1	1
高知	4	1	－	3	－	－	－	－	－	－	1	－	1	2
福岡	4	1	－	3	1	－	1	－	－	－	2	－	－	2
佐賀	5	1	－	4	1	－	1	1	－	1	3	－	1	1
長崎	2	1	1	1	1	1	1	－	－	－	2	－	－	－
熊本	2	1	－	2	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1
大分	2	1	1	1	1	－	－	－	－	－	2	－	－	－
宮崎	3	1	1	1	－	－	1	－	－	1	1	－	2	－
鹿児島	7	1	1	2	3	1	1	1	1	1	6	－	1	－
沖縄	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
合計	232	46	7	139	31	8	23	10	2	10	135	7	47	43

附属資料21　都道府県

都道府県＼区分	消防本部 計	市	町	村	組合	消防署	出張所
北海道	72	20	8	—	44	127	354
青森	16	1	2	—	13	37	51
岩手	14	3	1	—	10	21	55
宮城	12	3	—	—	9	28	75
秋田	17	1	1	—	15	21	70
山形	15	8	2	—	5	15	47
福島	12	2	—	—	10	27	72
茨城	28	8	6	1	13	64	58
栃木	15	4	1	—	10	17	54
群馬	12	2	—	—	10	29	53
埼玉	45	25	5	—	15	62	126
千葉	34	20	4	—	10	76	119
東京	6(3)	3①	2(2)	1(1)	—	79	213
神奈川	28	19	7	—	2	58	204
新潟	35	9	7	—	19	42	83
富山	22	9	11	—	2	29	21
石川	12	3	3	—	6	20	40
福井	12	1	3	—	8	16	36
山梨	10	2	1	—	7	17	31
長野	18	5	1	—	12	57	34
岐阜	24	8	2	—	14	49	49
静岡	31	13	3	—	15	40	98
愛知	46	28	6	—	12	63	138
三重	15	8	1	—	6	25	50
滋賀	11	3	—	—	8	24	19
京都	17	9	4	—	4	32	60
大阪	33	24	5	—	4	75	171
兵庫	32	18	1	—	13	55	101
奈良	13	5	—	—	8	26	22
和歌山	21	7	6	—	8	29	15
鳥取	3	—	—	—	3	13	13
島根	11	1	1	—	9	13	42
岡山	14	5	—	—	9	22	60
広島	20	6	3	—	11	39	77
山口	16	7	1	—	8	28	30
徳島	12	3	—	—	9	21	12
香川	11	4	1	—	6	16	22
愛媛	16	4	—	—	12	21	33
高知	15	6	—	—	9	19	24
福岡	27	9	2	—	16	46	98
佐賀	10	3	—	—	7	15	20
長崎	10	3	—	—	7	16	72
熊本	14	1	—	—	13	23	56
大分	15	4	1	—	10	19	35
宮崎	9	6	—	—	3	12	21
鹿児島	21	3	1	—	17	29	62
沖縄	23	9	3	2	9	24	23
計	925(3)	345①	106(2)	4(1)	470	1,636	3,219

(注)(　)内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
　○内は、東京消防庁（特別区）であり、内数である。

別市町村消防組織一覧

（平成８．４．１現在）

消防職員	消防団	分団	消防団常備部 計	市	町	村	消防団員
9,044	229	1,090					29,009
2,435	67	802					21,721
1,814	59	483					25,793
2,608	78	496	—	—	—	—	23,486
1,902	67	598					21,112
1,459	44	348					29,000
2,269	90	622					39,146
4,021	86	1,145					27,414
2,180	49	349					15,893
2,331	70	493					13,577
7,394	89	600	—	—	—	—	15,429
7,425	72	870					30,976
18,192	98	718					24,948
8,830	64	548					19,128
3,096	112	782					46,087
1,200	37	305	—	—	—	—	9,781
1,428	39	242					5,237
1,166	32	244					5,533
1,026	64	246					18,155
2,282	120	860					43,167
2,404	101	540					23,032
4,062	74	630	—	—	—	—	24,151
7,230	361	783					27,498
2,069	69	486					14,498
1,316	50	206					9,330
3,227	73	415					20,144
9,646	39	395					9,811
5,223	104	1,569	—	—	—	—	50,928
1,630	47	347					9,933
1,345	50	333					12,385
680	39	249					5,698
1,033	59	390					14,425
2,074	78	470	—	—	—	—	31,936
3,448	93	704					24,739
1,718	56	531					14,775
955	46	467					11,522
1,153	43	271	—	—	—	—	7,703
1,604	70	525					21,963
1,068	53	292					8,464
4,451	110	729					26,849
1,048	49	208					22,040
1,649	79	876					23,183
2,033	94	784	—	—	—	—	39,872
1,461	58	448					17,764
1,011	44	140					16,231
1,993	96	728					16,932
1,356	35	123					1,680
148,989	3,636	25,480	—	—	—	—	972,078

附属資料22　消防機関数と消防職団員数の推移

区分 / 年	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	消防団常備部	消防団員
昭和31	383	6	465	713	31,864	5,332	—	101	1,830,222
32	406	6	488	735	32,745	4,484	—	107	1,737,319
33	429	6	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34	438	6	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35	445	3	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512
8	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	—	972,078

（注）　各年とも４月１日現在の数である。

附属資料23　政令指定市町村数の推移

区分 / 年度	指定数 計	指定数 市	指定数 町村	町村合併等による移動 計	町村合併等による移動 市	町村合併等による移動 町村	差引累計 計	差引累計 市	差引累計 町村
昭和41年度	26	2	24	△1	—	△1	625	534	91
42	42	10	32	△11	1	△12	656	545	111
43	38	6	32	△1	1	—	693	550	143
44	95	2	93		—	—	788	552	236
45	218	4	214	△2	1△1	△2	1,004	556	448
46	389	7	382	△1	28△1	△28	1,392	590	802
47	507	18	489	△3	24	△27	1,896	632	1,264
48	365	2	363	△11	10	△21	2,250	644	1,606
49	221	—	221	△7	—	△7	2,464	644	1,820
50	68	—	68	△4	—	△4	2,528	644	1,884
51	73	—	73	—	1	△1	2,601	645	1,956
52	63	—	63	—	1	△1	2,664	646	2,018
53	50	—	50	—	1	△1	2,714	647	2,067
54	30	—	30	—	—	—	2,744	647	2,097
55	48	—	48	—	—	—	2,792	647	2,145
56	52	—	52	—	3	△3	2,844	650	2,194
57	62	—	62	—	2	△2	2,906	652	2,254
58	25	—	25	—	—	—	2,931	652	2,279
59	29	—	29	△2	—	△2	2,958	652	2,306
60	5	—	5	—	—	—	2,963	652	2,311
61	15	—	15	△1	2	△3	2,977	654	2,323
62	11	—	11	△6	2△1	△7	2,982	655	2,327
63	15	—	15	—	1	△1	2,997	656	2,341
平成元年	18	—	18	—	—	—	3,015	656	2,359
2	30	—	30	—	—	—	3,045	656	2,389
3	5	—	5	△6	1	△7	3,044	657	2,387
4	29	—	29	△3	6	△9	3,070	663	2,407
5	5	—	5	—	1	△1	3,075	664	2,411
6	20	—	20	△1	—	△1	3,094	664	2,430
7	9	—	9	△1	1△1	△1	3,102	664	2,438
8	13	—	13	△2	2△2	△2	3,113	667	2,446

（注）　消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、１の市とみなして計上している。

附属資料24 自主防災組織の都道府県別結成状況

（平成８．４．１現在）

区分 / 都道府県	市区町村数	管内世帯数（A）	自主防災組織を有する市区町村数	組織されている地域の世帯数（B）	組織率（B/A）（%）	自主防災組織数	平常時の任務とされている活動項目別自主防災組織数		災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
							防災訓練	防災知識の啓発	防災巡視	三角消火器具又は同購入	バケツ等の共布	その他	危険箇所等の巡視	災害危険箇所等の巡視以外の情報収集・伝達	初期消火	負傷者救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	212	2,287,503	100	410,574	17.9	862	340	563	141	50	90		187	317	224	135	187	175	44
青森	67	512,212	45	86,346	16.9	226	135	174	69	11	28		24	40	84	56	49	79	6
岩手	59	458,388	59	225,225	49.1	432	376	365	339	168	161		26	93	253	120	117	273	
宮城	71	772,535	69	576,288	74.6	2,649	2,218	2,416	1,735	1,382	1,241		1,094	1,233	1,806	1,504	1,357	2,165	356
秋田	69	386,613	69	197,169	51.0	2,429	1,557	1,632	1,258	637	220		1,047	1,099	1,416	725	1,059	983	205
山形	44	362,142	43	175,478	48.5	1,720	1,597	1,619	1,536	521	6		1,299	1,614	1,592	1,590	1,590	1,527	
福島	90	659,711	89	459,259	69.6	1,555	1,264	1,436	1,045	164	26		869	1,313	1,503	1,308	1,413	1,252	
茨城	85	936,010	62	273,909	29.3	1,201	1,015	913	512	290	156		639	932	1,065	952	889	918	121
栃木	49	630,163	28	120,560	19.1	501	325	309	254	233	1		203	282	318	279	282	251	192
群馬	70	648,404	28	151,250	23.3	331	143	141	158	7			53	122	103	81	127	128	4
埼玉	92	2,321,290	51	879,444	37.9	1,617	1,413	1,269	909	544	31		466	1,254	1,430	1,226	1,199	1,177	7
千葉	80	2,058,214	52	789,088	38.3	2,613	2,318	2,325	1,694	1,465	94		1,953	2,293	2,332	2,186	2,303	2,123	62
東京	63	5,091,774	51	3,734,771	73.3	5,313	5,178	4,605	2,175	1,358	748		3,179	4,813	4,800	4,801	4,802	4,626	1,015
神奈川	37	3,154,421	37	2,616,454	82.9	6,654	3,850	5,830	1,249	1,192	413		3,158	3,832	3,832	3,832	3,832	3,779	869
新潟	112	748,598	43	240,119	32.1	1,576	239	250	116	43			58	111	234	171	123	195	7
富山	35	336,642	31	76,023	22.6	373	300	159	239	97	19		30	55	259	73	126	72	24
石川	41	379,876	40	113,499	29.9	1,145	675	379	391	60	213		91	32	463	53	83	58	12
福井	35	242,165	32	95,284	39.3	1,151	1,058	651	548		310		129	211	978	274	195		
山梨	64	290,346	64	271,079	93.4	2,522	2,424	2,105	712	476	297		1,713	2,318	2,355	2,201	2,347	2,149	303
長野	120	706,000	69	396,037	56.1	2,228	1,842	1,592	973	680	84		941	1,437	1,510	1,412	1,480	1,222	
岐阜	99	638,775	82	514,826	80.6	3,491	2,001	1,409	936	446	50		702	1,462	1,572	1,383	1,559	1,415	18
静岡	74	1,214,868	74	1,187,590	97.8	5,059	5,038	4,880	3,047	1,842	395		3,003	4,280	4,247	4,268	4,238	4,107	432
愛知	88	2,336,562	69	1,988,126	85.1	8,628	8,390	7,463	1,251	1,012	4,870		1,676	7,319	7,864	7,350	7,810	7,217	5,459
三重	69	607,887	61	264,921	43.6	1,414	894	705	693	32	37		602	702	844	685	715	625	12
滋賀	50	393,789	48	207,900	52.8	1,521	1,110	961	899	233	328		439	371	1,099	568	566	298	183
京都	44	955,877	32	649,014	67.9	802	498	346	269	340	240		304	296	506	250	259	268	221
大阪	44	3,314,273	29	1,191,025	35.9	1,284	918	270	156	56	40		33	205	268	212	219	181	14
兵庫	91	1,944,522	69	666,586	34.3	1,883	926	924	701	100	107		335	669	955	657	643	575	102
奈良	47	476,216	21	128,699	27.0	372	161	136	200	110			43	99	199	141	150	8	
和歌山	50	383,028	20	42,396	11.1	257	67	114	23	8	7		9	10	54	51	13	49	
鳥取	39	198,608	39	93,039	46.8	1,571	1,185	897	593	57	88		380	639	1,215	510	731	235	
島根	59	251,549	35	70,743	28.1	784	164	338	203	92	27		96	174	244	146	279	211	1
岡山	78	672,478	63	205,705	30.6	1,168	538	614	214	117	42		140	185	689	104	91	164	
広島	86	1,077,610	29	581,516	54.0	1,904	1,875	1,872	1,865	21	1,829		1,822	1,826	1,860	1,843	74	1,840	1,822
山口	56	581,564	32	49,282	8.5	342	194	80	70	14	52		41	40	206	82	93	43	9
徳島	50	282,601	25	76,489	27.1	176	65	65	38	8	9		19	20	60	21	24	46	7
香川	43	358,660	34	82,241	22.9	332	100	88	70	8	1		48	47	110	54	46	66	41
愛媛	70	561,052	26	118,122	21.1	280	99	84	53	19	17		39	66	77	51	63	60	41
高知	53	321,016	25	34,121	10.6	276	121	135	112	9	2		77	80	117	69	159	1	3
福岡	97	1,804,777	45	630,639	34.9	586	406	360	293		5		277	266	394	266	282	293	
佐賀	49	272,600	12	23,531	8.6	125	11	114	3		5		84	108	110	85	85	112	
長崎	79	554,436	43	144,027	26.0	1,137	887	885	489	614	75		451	787	817	707	734	494	36
熊本	94	633,559	36	52,519	8.3	310	60	45	53	10	13		33	31	61	24	29	23	19
大分	58	444,088	56	238,635	53.7	2,169	1,553	1,800	1,588	625	7		1,563	1,731	1,855	1,538	1,876	1,600	1
宮崎	44	436,337	44	184,314	42.2	1,811	476	447	414	170	38		345	398	391	349	393	273	14
鹿児島	96	708,461	77	146,984	20.7	906	427	397	352	196	34		320	372	381	318	377	286	12
沖縄	53	422,761	6	13,004	3.1	73	3	23	20					1	3	3	3		
全国	3,255	44,830,961	2,194	21,473,850	47.9	75,759	56,434	54,185	30,658	15,517	12,456		30,040	45,585	52,755	44,714	45,071	43,642	11,674

（注）組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

附属資料25 事業所の自主防災組織の状況

（平成８．４．１現在）

都道府県＼区分	消防法施行規則第３条第１項に基づく自衛消防の組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めている組織数	左の内、消防活動を有する組織数	その他の法令に基づく自衛消防組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めている組織数	左の内、消防活動を有する組織数	市町村条例、規則に基づく自衛消防（防災）組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めている組織数	左の内、消防活動を有する組織数	事業所において任意に設置している自衛消防（防災）組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めている組織数	左の内、消防活動を有する組織数
北海道	36,753	237	72	258	7	4	—	—	—	36	11	11
青森	8,850	8	—	33	—	—	—	—	—	15	—	—
岩手	9,106	8	3	1	—	—	—	—	—	69	—	—
宮城	14,700	164	68	42	2	—	1	—	—	12	9	9
秋田	6,391	49	1	30	—	—	—	—	—	33	—	—
山形	5,820	18	17	6	—	—	—	—	—	13	—	—
福島	12,338	156	2	22	—	—	—	—	—	1	—	—
茨城	11,395	4	1	131	—	—	—	—	—	6	1	1
栃木	9,075	60	3	—	—	—	—	—	—	4	—	—
群馬	10,846	8	2	122	—	—	—	—	—	2	—	—
埼玉	19,576	8	5	256	—	—	—	—	—	36	—	—
千葉	19,036	—	—	75	42	42	5	1	1	32	1	1
東京	103,787	727	51	2	2	2	957	1	—	1	1	—
神奈川	44,181	59	—	106	43	20	93	—	—	120	—	—
新潟	13,293	9	6	101	1	1	2	—	—	92	—	—
富山	5,390	9	7	238	—	—	—	—	—	17	2	2
石川	7,687	49	43	19	—	—	—	—	—	3	—	—
福井	5,951	87	32	6	—	—	—	—	—	27	—	—
山梨	7,111	325	14	—	—	—	—	—	—	65	21	2
長野	12,164	65	52	41	—	—	—	—	—	90	3	2
岐阜	8,553	66	12	21	—	—	—	—	—	117	6	6
静岡	20,275	36	28	183	—	—	—	—	—	876	—	—
愛知	35,179	11	11	150	—	—	1	—	—	48	—	—
三重	7,018	—	—	41	—	—	—	—	—	39	18	3
滋賀	5,599	50	20	—	—	—	—	—	—	76	—	—
京都	12,946	31	9	16	—	—	136	—	—	122	—	—
大阪	43,567	2	2	56	7	1	—	—	—	1,142	—	—
兵庫	27,877	9	4	54	23	23	—	—	—	28	3	3
奈良	3,993	7	2	—	—	—	1	—	—	8	—	—
和歌山	5,075	7	1	10	2	2	—	—	—	30	—	—
鳥取	2,658	90	18	—	—	—	—	—	—	4	3	3
島根	2,358	23	11	76	—	—	—	—	—	12	4	4
岡山	7,463	—	—	29	—	—	—	—	—	2	—	—
広島	15,870	48	33	19	—	—	—	—	—	16	—	—
山口	8,675	2	—	240	—	—	1	1	1	72	1	1
徳島	3,357	—	—	25	—	—	—	—	—	2	—	—
香川	5,102	15	6	175	1	1	—	—	—	15	1	1
愛媛	7,864	2	2	16	—	—	—	—	—	375	—	—
高知	3,379	154	—	—	—	—	—	—	—	8	5	5
福岡	24,396	185	185	62	36	36	85	—	—	11	9	9
佐賀	5,792	4	4	11	—	—	—	—	—	2	—	—
長崎	8,489	19	2	15	1	1	—	—	—	5	—	—
熊本	10,707	—	—	7	—	—	34	1	1	15	—	—
大分	6,446	10	2	260	—	—	—	—	—	8	2	2
宮崎	5,503	—	—	—	—	—	—	—	—	79	—	—
鹿児島	8,846	26	9	5	1	1	2	1	1	58	—	—
沖縄	2,181	22	—	6	3	3	—	—	—	—	—	—
合計	662,618	2,869	740	2,966	171	137	1,318	5	4	3,844	101	65

附属資料26 危険物施設数の推移

年＼施設	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484
42	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891
43	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243
44	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142
45	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852
46	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880
47	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132
48	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913
49	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423
50	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642
51	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906
52	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874
53	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734
54	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823
55	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193
56	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755
57	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398
58	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724
59	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715
60	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749
61	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254
62	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509
63	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374
2	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630
3	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874
4	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599
5	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706
6	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543
7	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533
8	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552

（注）昭和34年は9月30日現在である。

（各年3月31日現在）

所			取扱所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702	—	—	7,742
4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059	—	—	25,270
4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478	—	—	34,628
4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907	—	—	43,586
4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274	—	—	51,800
4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553	—	—	62,244
4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	—	70,911
4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	—	79,948
4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258	—	89,974
4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751

附属資料27　容量別、都道府県別

都道府県＼容量	合　計	1,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所	1,000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所
北海道	3,666	3,001	665
青森	900	713	187
岩手	716	683	33
宮城	1,100	922	178
秋田	795	708	87
山形	744	715	29
福島	1,648	1,513	135
茨城	3,287	3,017	270
栃木	1,532	1,509	23
群馬	2,179	2,160	19
埼玉	1,896	1,864	32
千葉	5,677	4,674	1,003
東京	986	907	79
神奈川	4,719	3,533	1,186
新潟	2,404	2,152	252
富山	1,292	1,205	87
石川	903	836	67
福井	797	718	79
山梨	458	450	8
長野	1,759	1,737	22
岐阜	1,962	1,959	3
静岡	3,575	3,381	194
愛知	5,382	4,854	528
三重	3,626	3,221	405
滋賀	1,170	1,163	7
京都	452	426	26
大阪	3,217	2,693	524
兵庫	3,906	3,456	450
奈良	290	290	0
和歌山	1,455	1,172	283
鳥取	290	262	28
島根	636	628	8
岡山	2,867	2,330	537
広島	1,863	1,709	154
山口	2,945	2,325	620
徳島	614	586	28
香川	743	627	116
愛媛	1,550	1,250	300
高知	541	512	29
福岡	2,758	2,494	264
佐賀	585	574	11
長崎	1,024	942	82
熊本	1,062	1,023	39
大分	1,322	1,130	192
宮崎	805	752	53
鹿児島	1,726	1,558	168
沖縄	650	457	193
計	84,474	74,791	9,683
構成比（%）	100.0	88.5	11.5

屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）

左の内訳				
1,000kl～5,000kl	5,000kl～1万kl	1万kl～5万kl	5万kl～10万kl	10万kl以上
315	142	100	18	90
105	20	11	0	51
22	8	0	0	3
93	22	46	17	0
46	10	15	0	16
19	6	4	0	0
78	13	20	20	4
123	42	70	19	16
23	0	0	0	0
19	0	0	0	0
30	2	0	0	0
447	267	167	102	20
70	5	4	0	0
567	286	259	71	3
139	48	46	13	6
43	11	26	7	0
51	16	0	0	0
45	0	0	4	30
8	0	0	0	0
22	0	0	0	0
3	0	0	0	0
160	25	4	5	0
222	140	112	40	14
221	58	88	26	12
7	0	0	0	0
21	1	4	0	0
208	140	141	30	5
214	123	97	16	0
0	0	0	0	0
106	57	81	24	15
25	3	0	0	0
8	0	0	0	0
279	112	114	17	15
108	19	14	13	0
290	124	154	38	14
16	0	12	0	0
32	48	29	0	7
152	90	45	7	6
29	0	0	0	0
212	40	12	0	0
8	0	0	3	0
51	20	6	0	5
36	2	1	0	0
72	55	51	10	4
49	4	0	0	0
56	5	5	2	100
45	32	39	25	52
4,895	1,996	1,777	527	488
5.8	2.4	2.1	0.6	0.6

附属資料28　石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	区域面積（万m²）	第1種事業所	うちレイアウト	第2種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万Nm³）
北海道	1 釧路	77	7	1	0	32	190
	2 苫小牧	1,728	10	5	7	1,356	9,720
	3 室蘭	707	2	2	6	222	31,224
	4 上磯	44	2	0	1	64	12
青森	4-2 むつ小川原	251	2	0	0	621	0
	5 青森	12	4	0	0	15	0
	6 八戸	160	9	1	7	52	373
岩手	6-2 久慈	132	1	0	0	185	0
宮城	7 塩釜	30	8	5	3	31	684
	8 仙台	460	3	1	6	282	4,594
秋田	9 男鹿	161	2	1	0	496	0
	10 秋田	171	5	0	6	57	193
山形	11 酒田	335	4	0	2	24	51
福島	11-2広野	132	1	0	0	46	0
	12 いわき	746	11	2	9	212	1,095
茨城	13 鹿島臨海	2,410	14	12	11	744	54,658
千葉	14 京葉臨海北部	259	9	1	5	52	805
	15 京葉臨海中部	4,504	37	27	27	2,144	221,792
	16 京葉臨海南部	1,251	3	2	0	14	1,841
東京	18 品川・大井	29	2	0	0	10	0
神奈川	19 京浜臨海	3,500	49	27	47	1,304	112,984
	20 根岸臨海	634	4	1	5	507	32,685
	21 久里浜	71	1	0	0	59	0
新潟	22 新潟東港	469	12	4	1	237	14,965
	23 新潟西港	711	5	3	7	164	8,339
	24 直江津	303	3	0	2	9	68
富山	25 富山	75	2	1	3	125	3,397
	26 新湊	45	1	0	0	25	0
	27 伏木	17	2	0	1	8	89
	28 婦中	57	1	1	0	1	4,510
石川	29 金沢港北	34	6	0	4	31	481
福井	30 福井臨海	263	6	0	1	408	0
静岡	31 清水	114	3	1	11	70	462
愛知	32 渥美	108	1	0	0	98	0
	32-2田原	114	0	0	0	0	0
	33 蒲郡	17	2	0	2	15	199
	34 衣浦	1,027	5	2	6	37	1,759
	35 名古屋港臨海	2,641	32	9	20	930	50,720
三重	36 四日市臨海	1,102	17	15	21	741	83,033
	37 尾鷲	80	2	1	1	85	36
大阪	38 大阪北港	447	6	0	17	57	168
	39 堺泉北臨海	1,732	21	10	23	686	98,196
	37 関西国際空港	511	1	0	0	19	0
	40 岬	56	2	1	0	29	3

域の現況と防災資機材等の整備状況

（平成8年4月1日現在）

大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	大型化学高所放水車（台）	その他の消防車（台）	泡消化薬剤3%換算（kl）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	油回収装置用補助船（隻）
1	1	0	0	2	93	6,292	2	0	0
6	1	4	4	2	170	10,360	2	2	0
2	2	2	0	7	216	3,700	2	1	0
2	2	2	0	2	58	2,240	4	0	0
2	2	2	0	3	156	2,400	1	1	0
1	1	1	0	0	54	2,700	4	0	0
1	1	1	0	0	164	7,420	1	0	0
0	0	0	0	1	8	2,300	4	1	0
0	0	0	0	2	96	5,640	12	0	0
2	2	2	0	3	97	6,680	4	1	0
2	2	2	0	2	114	4,320	2	1	0
1	1	1	0	2	81	6,110	3	0	0
1	1	1	0	0	41	3,300	1	0	0
1	1	1	0	0	69	2,200	1	1	0
2	2	2	0	7	199	7,720	1	1	0
5	4	3	0	16	210	12,240	3	1	0
2	2	1	0	1	101	6,230	1	0	0
22	10	15	6	29	817	36,000	6	1	0
1	1	1	0	2	36	2,520	1	0	0
1	1	1	0	0	26	1,620	1	0	0
18	10	10	0	26	706	36,640	9	1	0
6	5	5	0	5	275	9,310	3	1	0
1	1	1	0	0	11	1,620	1	0	0
2	2	2	0	1	174	8,960	1	1	0
3	2	2	0	2	140	4,820	3	0	0
0	0	0	0	6	41	1,920	1	0	0
1	1	1	0	2	86	2,840	1	2	0
1	1	1	0	0	19	1,620	1	0	0
0	0	0	0	2	48	2,320	2	0	0
0	0	0	0	2	7	0	0	0	0
1	1	1	0	0	60	4,140	1	0	0
3	3	3	1	6	239	13,900	7	6	0
2	1	1	0	1	101	4,360	2	0	0
1	1	1	0	0	49	2,160	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	40	2,740	2	0	0
1	1	1	0	7	43	6,500	6	0	0
11	8	8	2	17	378	29,310	10	2	0
5	4	4	0	15	1,009	17,553	2	3	0
1	1	1	0	3	119	6,210	2	0	0
1	1	1	0	9	100	6,300	1	0	0
10	8	8	0	19	344	27,760	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	67	2,300	1	0	0

附属資料28　石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	特別防災区域	区域面積（万m²）	第1種事業所	うちレイアウト	第2種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万Nm³）
兵庫	41 尼崎	431	6	3	11	45	503
	42 神戸	287	8	2	4	80	2,451
	43 東播磨	1,098	6	4	10	44	6,947
	44 姫路臨海	1,920	10	8	12	394	17,082
	44-2赤穂	53	1	1	0	24	4
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	623	3	2	0	13	1,637
	46 和歌山北部臨海中部	148	3	3	0	94	568
	47 和歌山北部臨海南部	308	3	1	0	571	12,911
	47-2御坊	34	1	1	0	34	4
岡山	48 水島臨海	2,558	15	13	10	1,012	111,600
広島・岡山	49 福山・笠岡	1,280	4	2	2	27	4,288
広島	50 江田島	19	1	0	1	27	0
	51 能美	39	1	0	0	88	0
山口・広島	52 岩国・大竹	541	6	5	8	269	22,318
山口	53 下松	273	2	1	3	122	137
	54 徳山・新南陽	847	11	11	9	450	83,915
	55 宇部・小野田	922	5	5	10	468	23,007
	57 六連島	5	1	0	0	25	0
徳島	58 阿南	80	1	0	1	25	16
香川	59 番の州	436	3	2	2	340	10,912
愛媛	60 新居浜	439	5	3	4	21	4,310
	61 新方	30	1	1	0	20	5,156
	62 菊間	80	2	1	0	304	8,868
	63 松山	250	4	2	1	122	10,751
福岡	64 豊前	47	1	1	0	18	1
	65 北九州	2,314	16	9	14	83	18,995
	66 福岡	46	9	1	14	33	690
佐賀	67 唐津	35	3	1	1	20	857
長崎	68 相浦	22	1	1	0	18	1
	69 長崎	12	4	0	4	12	91
	69-2上五島	26	1	0	0	26	0
熊本	70 八代	16	5	0	1	14	49
大分	71 大分	1,122	11	10	5	328	53,798
鹿児島	71-2川内	44	2	2	1	13	476
	71-3串木野	5	1	0	0	169	0
	71-4鹿児島	10	3	0	0	15	0
	72 喜入	193	1	0	0	884	0
	72-2志布志	196	1	0	0	538	0
沖縄	73 平安座	419	3	1	0	786	6,756
	74 泊	19	1	1	0	33	62
	75 小那覇	86	1	1	0	210	1,412
合計		45,040	487	235	390	20,123	1,149,899

域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

（平成8年4月1日現在）

大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	大型化学高所放水車（台）	その他の消防車（台）	泡消化薬剤3%換算（kl）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	油回収装置用装補助船（隻）
1	1	1	0	4	65	6,010	7	0	0
2	2	2	0	5	98	8,040	5	0	0
1	2	1	0	16	78	9,840	9	0	0
4	5	4	4	17	160	15,790	10	1	0
1	1	1	0	0	17	1,620	1	0	0
1	2	0	0	6	58	4,980	4	0	0
3	2	2	0	2	92	6,200	4	0	0
4	5	4	0	4	253	6,900	4	1	0
1	1	1	0	0	0	1,800	2	0	0
4	5	9	0	25	257	24,630	12	2	0
0	0	1	0	5	67	4,640	6	0	0
1	1	1	0	0	31	4,410	2	0	0
1	1	1	0	0	23	4,420	3	0	0
3	1	3	2	14	197	9,740	4	1	0
1	1	1	0	1	77	3,680	2	0	0
5	2	1	2	14	177	10,680	8	1	0
3	2	2	0	9	144	7,100	3	1	0
0	0	0	0	0	29	1,620	1	0	0
1	1	1	0	0	19	2,380	2	0	0
3	3	3	0	5	107	11,980	4	2	0
2	1	1	0	3	100	4,600	1	0	0
1	1	1	0	0	30	3,620	2	0	0
2	2	2	0	1	38	4,700	3	1	0
2	1	1	0	5	73	5,940	4	1	0
1	1	1	0	0	12	1,740	1	0	0
4	4	3	0	9	188	13,260	10	0	0
1	0	2	0	2	110	8,540	7	0	0
1	1	1	0	3	20	3,860	2	0	0
1	1	1	0	0	16	1,620	1	0	0
0	0	0	0	1	71	3,140	6	0	0
0	0	0	0	1	130	4,240	2	1	1
1	1	1	0	0	63	3,240	1	0	0
4	4	4	0	10	248	9,060	5	1	0
1	1	1	0	0	20	1,620	1	0	0
0	0	0	0	1	41	2,300	6	1	0
0	0	0	0	2	93	3,780	1	1	0
1	2	2	0	2	145	8,340	4	1	0
1	1	1	0	2	0	2,900	1	1	0
2	2	3	0	6	68	5,610	4	2	0
1	1	1	0	0	32	2,440	1	1	0
2	2	2	0	0	98	2,680	1	1	0
193	154	162	21	379	10,407	568,965	273	50	1

附属資料29　都道府県別救急業務実施状況

都道府県＼区分	市町村数	人口（平成7年国勢調査）	救急業務実施市町村数A 市町村数	救急業務実施市町村数A 人口（平成7年国勢調査）	実施率 市町村数（%）	実施率 人口（%）	救急出場件数 6年中 B（件）	救急出場件数 7年中 C（件）	対前年増減率 (C−B)/B（%）	A内における人口1万人当たりの救急出場件数（件）
北海道	212	5,692,217	212	5,692,217	100.0	100.0	134,372	141,774	5.5	249
青森	67	1,481,602	67	1,481,602	100.0	100.0	27,479	29,021	5.6	196
岩手	59	1,419,510	59	1,419,510	100.0	100.0	25,814	27,567	6.8	194
宮城	71	2,328,815	71	2,328,815	100.0	100.0	43,254	46,330	7.1	199
秋田	69	1,213,772	69	1,213,772	100.0	100.0	20,901	21,784	4.2	179
山形	44	1,257,033	44	1,257,033	100.0	100.0	23,383	24,146	3.3	192
福島	90	2,133,491	90	2,133,491	100.0	100.0	43,475	46,384	6.7	217
茨城	85	2,955,512	84	2,953,607	98.8	99.9	57,520	60,731	5.6	206
栃木	49	1,984,500	49	1,984,500	100.0	100.0	39,025	40,928	4.9	206
群馬	70	2,003,533	70	2,003,533	100.0	100.0	42,416	45,016	6.1	225
埼玉	92	6,759,186	90	6,752,186	97.8	99.9	150,002	161,105	7.4	239
千葉	80	5,797,787	80	5,797,787	100.0	100.0	144,982	154,618	6.6	267
東京	41	11,771,819	35	11,763,584	85.4	99.9	428,777	453,880	5.9	386
神奈川	37	8,246,131	36	8,230,617	97.3	99.8	231,392	247,689	7.0	301
新潟	112	2,488,402	109	2,454,500	97.3	98.6	50,010	52,278	4.5	213
富山	35	1,123,043	32	1,118,207	91.4	99.6	19,044	20,313	6.7	182
石川	41	1,180,068	41	1,180,068	100.0	100.0	20,330	21,708	6.8	184
福井	35	827,062	35	827,062	100.0	100.0	14,350	15,306	6.7	185
山梨	64	882,005	64	882,005	100.0	100.0	21,048	22,082	4.9	250
長野	120	2,193,986	119	2,191,090	99.2	99.9	44,900	47,098	4.9	215
岐阜	99	2,100,333	93	2,077,162	93.9	98.9	41,831	45,016	7.6	217
静岡	74	3,737,541	67	3,703,347	90.5	99.1	78,178	82,449	5.5	223
愛知	88	6,868.022	81	6,837,728	92 0	99.6	147,226	158,853	7.9	232
三重	69	1,841,507	58	1,776,940	84.1	96.5	37,413	39,738	6.2	224
滋賀	50	1,286,930	50	1,286,930	100.0	100.0	28,263	30,813	9.0	239
京都	44	2,629,379	44	2,629,379	100.0	100.0	68,620	73,977	7.8	281
大阪	44	8,797,147	41	8,747,436	93.2	99.4	286,824	317,100	10.6	363
兵庫	91	5,401,899	90	5,392,875	98.9	99.8	133,480	157,729	18.2	292
奈良	47	1,430,845	41	1,417,239	87.2	99.0	33,853	37,805	11.7	267
和歌山	50	1,080,481	43	1,053,551	86.0	97.5	27,008	28,805	6.7	273
鳥取	39	614,954	39	614,954	100.0	100.0	12,892	13,964	8.3	227
島根	59	771,483	59	771,483	100.0	100.0	14,585	15,711	7.7	204
岡山	78	1,951,159	76	1,937,292	97.4	99.3	40,209	42,753	6.3	221
広島	86	2,881,707	82	2,866,053	95.3	99.5	64,418	69,408	7.7	242
山口	56	1,555,538	55	1,546,405	98.2	99.4	37,585	40,457	7.6	262
徳島	50	832,432	44	814,243	88.0	97.8	17,248	18,186	5.4	223
香川	43	1,027,004	42	1,023,404	97.7	99.6	25,349	27,091	6.9	265
愛媛	70	1,506,598	69	1,499,405	98.6	99.5	35,620	37,663	5.7	251
高知	53	816,772	53	816,772	100.0	100.0	22,020	23,462	6.5	287
福岡	97	4,933,294	97	4,933,294	100.0	100.0	114,700	123,693	7.8	251
佐賀	49	884,301	49	884,301	100.0	100.0	17,486	19,000	8.7	215
長崎	79	1,545,045	78	1,543,040	98.7	99.9	29,806	32,176	8.0	209
熊本	94	1,859,774	94	1,859,774	100.0	100.0	37,656	41,349	9.8	222
大分	58	1,231,297	58	1,231,297	100.0	100.0	25,533	27,457	7.5	223
宮崎	44	1,175,804	32	1,116,371	72.7	94.9	21,744	23,584	8.5	211
鹿児島	96	1,794,276	93	1,788,421	96.9	99.7	38,216	41,828	9.5	234
沖縄	53	1,273,508	41	1,253,012	77.4	98.4	28,763	30,222	5.1	241
計	3,233	125,568,504	3,125	125,087,294	96.7	99.6	3,049,000	3,280,046	7.6	262

附属資料30 都道府県別事故

都道府県＼区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷
北海道	976	10	140	19,936	2,185	1,187	15,607
青森	154	3	73	4,988	345	223	2,971
岩手	171	0	29	4,710	390	268	2,924
宮城	326	1	90	8,802	550	308	4,251
秋田	79	1	36	3,467	385	164	2,383
山形	117	2	32	4,151	380	155	2,705
福島	82	2	41	8,591	669	452	5,042
茨城	342	0	73	15,418	934	460	5,724
栃木	251	2	39	10,498	598	289	3,463
群馬	73	3	26	10,614	721	355	4,770
埼玉	1,299	2	65	35,523	2,557	1,401	16,646
千葉	961	12	114	31,605	2,040	995	17,091
東京	4,043	9	324	76,415	4,477	3,348	59,231
神奈川	1,898	20	153	44,903	2,960	1,745	29,947
新潟	140	22	104	10,637	1,001	388	6,547
富山	65	3	35	4,542	440	160	2,428
石川	27	2	39	4,898	424	199	2,702
福井	34	3	41	3,587	329	180	1,811
山梨	168	1	19	4,929	292	283	2,571
長野	209	9	33	9,016	881	449	6,103
岐阜	133	1	59	11,828	950	334	4,886
静岡	466	3	92	18,439	1,586	620	8,988
愛知	1,177	1	94	35,646	2,646	979	16,230
三重	64	5	35	9,479	802	306	4,509
滋賀	124	6	40	7,663	702	298	3,690
京都	247	71	60	18,586	888	577	8,238
大阪	2,832	596	97	54,611	4,199	1,603	36,670
兵庫	765	1,210	119	31,490	2,775	720	18,102
奈良	129	35	12	8,024	614	257	4,519
和歌山	64	8	62	6,448	437	158	3,399
鳥取	99	7	39	2,632	215	147	1,635
島根	43	1	42	2,946	284	185	1,982
岡山	77	0	60	10,989	694	239	4,896
広島	217	1	90	14,314	962	570	8,218
山口	184	5	58	7,502	474	303	4,787
徳島	34	5	34	4,353	342	163	1,921
香川	186	4	35	6,653	428	240	3,031
愛媛	165	5	34	8,498	615	284	4,428
高知	109	0	35	4,521	391	147	3,101
福岡	758	3	151	22,845	1,453	829	13,060
佐賀	23	1	29	4,278	225	162	1,913
長崎	46	1	65	4,576	360	254	3,798
熊本	98	8	44	8,131	555	404	4,484
大分	44	0	32	4,740	377	215	3,121
宮崎	261	0	38	4,483	321	204	2,095
鹿児島	197	3	72	6,756	574	411	4,366
沖縄	134	2	68	5,376	264	284	3,564
計	20,091	2,089	3,102	643,037	46,691	23,902	374,548

種別救急出場件数

(平成7年中　単位：件)

加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	搬器材等送資	その他	計
1,120	1,690	76,071	20,140	77	56	2,579	141,774
237	255	15,689	3,727	74	29	253	29,021
179	281	15,230	3,097	6	4	278	27,567
491	501	23,339	6,714	134	15	808	46,330
127	259	12,719	1,849	4	0	311	21,784
147	257	13,603	2,345	32	1	219	24,146
360	447	26,361	3,813	48	159	317	46,384
665	595	30,873	4,743	221	17	666	60,731
350	481	20,593	3,930	35	0	399	40,928
353	455	23,157	3,970	88	2	429	45,016
2,353	1,720	86,000	10,234	427	111	2,767	161,105
2,303	1,447	82,311	13,033	42	88	2,576	154,618
9,181	3,539	259,019	27,695	210	850	5,539	453,880
4,171	2,348	141,300	15,303	223	214	2,504	247,689
402	525	26,910	5,093	71	8	430	52,278
154	215	10,547	1,459	9	18	238	20,313
150	242	11,138	1,591	11	3	282	21,708
85	149	7,450	1,476	21	1	139	15,306
175	224	11,356	1,650	83	89	242	22,082
349	388	24,906	4,183	275	14	283	47,098
338	363	22,652	3,123	27	61	261	45,016
771	728	42,852	6,946	160	3	794	82,448
1,866	1,499	84,638	11,776	610	417	1,274	158,853
344	313	20,621	2,620	72	273	295	39,738
209	252	16,002	1,627	12	2	186	30,813
951	726	39,397	3,767	10	1	458	73,977
7,841	2,825	186,997	15,954	33	23	2,819	317,100
2,049	1,367	84,064	11,888	168	54	2,958	157,729
340	349	19,770	3,547	22	5	182	37,805
285	257	14,881	2,417	25	22	342	28,805
64	122	7,523	1,385	14	1	81	13,964
67	153	8,224	1,680	10	4	90	15,711
367	355	20,654	4,147	28	10	237	42,753
595	583	35,396	7,560	136	67	699	69,408
325	321	21,235	4,712	70	13	468	40,457
139	129	9,020	1,822	25	10	189	18,186
191	187	13,042	2,714	75	16	289	27,091
390	358	18,680	3,803	41	0	362	37,663
249	253	12,134	2,283	52	0	187	23,462
1,442	1,310	65,065	14,124	233	4	2,416	123,693
125	175	8,847	2,866	103	7	246	19,000
224	309	16,628	5,149	56	39	671	32,176
281	417	21,455	5,035	74	7	356	41,349
171	203	13,487	4,609	104	15	339	27,457
188	249	11,725	3,673	49	13	285	23,584
327	473	21,686	5,981	50	5	927	41,828
454	420	16,221	2,872	2	1	560	30,222
43,945	30,714	1,771,468	274,125	4,352	2,752	39,230	3,280,046

附属資料31　都道府県別事故

都道府県＼区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	228	14	102	23,912	2,134	1,205
青森	51	3	42	5,808	345	220
岩手	40	0	20	5,452	379	277
宮城	82	1	60	10,002	552	309
秋田	44	1	25	4,079	374	169
山形	46	2	22	5,052	380	155
福島	82	6	34	10,335	666	474
茨城	100	0	47	18,715	919	475
栃木	81	1	30	12,629	585	302
群馬	62	1	14	12,833	704	367
埼玉	326	3	32	40,362	2,505	1,440
千葉	245	17	75	36,871	1,989	1,030
東京	834	9	221	80,302	4,417	3,420
神奈川	359	20	97	48,859	2,905	1,783
新潟	71	28	80	12,056	982	403
富山	30	2	26	5,401	434	163
石川	23	2	30	5,623	411	207
福井	32	2	37	4,448	326	191
山梨	36	1	12	5,795	288	286
長野	103	4	21	10,829	862	458
岐阜	87	1	42	14,706	939	350
静岡	152	3	73	21,338	1,580	653
愛知	323	1	58	41,223	2,610	999
三重	66	7	30	11,321	771	318
滋賀	41	6	32	9,084	690	299
京都	134	71	38	20,352	878	587
大阪	507	483	68	58,586	4,103	1,650
兵庫	237	1,007	96	34,471	2,710	727
奈良	48	33	10	9,335	609	267
和歌山	34	7	47	7,306	428	167
鳥取	26	6	25	3,072	208	149
島根	43	1	38	3,463	276	187
岡山	73	0	49	12,267	686	249
広島	107	1	63	15,601	939	583
山口	79	3	45	8,182	463	312
徳島	25	4	27	4,893	334	169
香川	56	4	22	7,501	430	251
愛媛	58	4	32	9,229	612	286
高知	38	0	22	4,903	380	146
福岡	185	1	102	24,923	1,418	836
佐賀	21	0	23	4,967	215	165
長崎	44	6	53	4,986	358	263
熊本	57	6	34	9,019	535	415
大分	32	0	23	5,342	374	222
宮崎	33	0	25	4,808	315	202
鹿児島	99	5	59	7,358	558	407
沖縄	35	2	49	5,621	257	280
計	5,515	1,779	2,212	723,220	45,833	24,473

種別救急搬送人員

（平成７年中　単位：人）

一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
14,808	1,043	1,256	72,096	20,975	137,773
2,806	226	188	14,681	3,795	28,165
2,784	173	220	14,526	3,151	27,022
4,012	492	384	21,988	6,790	44,672
2,256	119	184	11,973	1,954	21,178
2,572	156	183	13,039	2,377	23,984
4,876	368	349	25,315	3,884	46,389
5,441	665	456	29,270	4,890	60,978
3,284	335	360	19,483	3,998	41,088
4,609	355	350	22,126	4,081	45,502
15,800	2,331	1,196	80,630	10,539	155,164
16,314	2,331	1,047	78,037	13,437	151,393
54,787	9,069	2,745	237,994	27,574	421,372
28,081	4,142	1,778	130,670	15,743	234,437
6,221	377	368	25,453	5,214	51,253
2,338	154	166	10,103	1,487	20,304
2,599	147	187	10,601	1,619	21,449
1,742	73	97	7,082	1,503	15,533
2,479	168	174	10,699	1,707	21,645
5,857	354	273	23,445	4,236	46,442
4,712	342	298	21,686	3,222	46,385
8,636	755	544	40,736	7,156	81,626
15,347	1,825	1,123	78,235	12,028	153,772
4,341	341	248	19,526	2,678	39,647
3,548	213	189	15,102	1,724	30,928
7,876	971	591	36,693	3,883	72,074
33,476	7,655	2,151	174,563	16,405	299,647
16,937	2,028	1,051	78,296	14,028	151,588
4,363	329	283	18,777	3,690	37,744
3,235	275	208	14,131	2,474	28,312
1,560	61	83	7,085	1,408	13,683
1,908	67	115	7,874	1,700	15,672
4,683	350	290	19,584	4,202	42,433
7,776	562	459	33,228	7,542	66,861
4,599	312	261	20,195	4,794	39,245
1,845	136	104	8,521	1,856	17,914
2,930	201	152	12,498	2,739	26,784
4,256	411	295	17,739	3,910	36,832
2,925	248	199	11,530	2,347	22,738
12,199	1,342	1,003	60,689	14,546	117,244
1,798	122	132	8,284	2,907	18,634
3,634	201	246	15,725	5,477	30,993
4,260	259	318	20,194	5,088	40,185
2,972	158	148	12,688	4,667	26,626
1,921	168	197	10,877	3,760	22,306
4,136	308	324	20,315	6,518	40,087
3,337	415	334	15,361	3,089	28,780
352,876	43,133	23,307	1,659,343	282,792	3,164,483

附属資料32　都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧

（平成８年４月１日現在）

都道府県＼区分	病院	診療所	計	国及び公的等病院		私的		
				国	国に準ずるもの	地方公共団体	公的等	診療所	小計	病院	診療所	小計
北海道	264	60	324	8	2	79	29	0	118	146	60	206
青森	56	19	75	2	0	23	7	0	32	24	19	43
岩手	59	4	63	0	0	36	3	0	39	20	4	24
宮城	54	8	62	2	0	16	7	1	26	29	7	36
秋田	33	1	34	1	1	9	11	0	22	11	1	12
山形	36	0	36	1	0	20	1	0	22	14	0	14
福島	54	0	54	1	1	7	5	0	14	40	0	40
茨城	112	7	119	3	0	6	9	0	18	94	7	101
栃木	72	44	116	2	0	1	12	0	15	57	44	101
群馬	84	29	113	4	0	9	4	0	17	67	29	96
埼玉	211	30	241	3	0	11	9	0	23	188	30	218
千葉	144	17	161	4	1	25	3	0	33	111	17	128
東京	376	45	421	8	1	20	14	0	43	333	45	378
神奈川	181	29	210	4	0	13	17	0	34	147	29	176
新潟	70	9	79	3	0	21	15	1	40	31	8	39
富山	46	39	85	2	0	11	8	0	21	25	39	64
石川	61	35	96	3	0	16	4	0	23	38	35	73
福井	59	31	90	3	0	6	3	0	12	47	31	78
山梨	35	13	48	2	0	14	3	0	19	16	13	29
長野	98	21	119	5	0	24	16	0	45	53	21	74
岐阜	76	13	89	2	0	17	9	0	28	48	13	61
静岡	94	86	180	8	1	19	13	0	41	53	86	139
愛知	221	96	317	4	2	32	14	0	52	169	96	265
三重	65	27	92	4	0	15	9	0	28	37	27	64
滋賀	29	1	30	2	0	11	4	0	17	12	1	13
京都	97	2	99	3	0	15	6	0	24	73	2	75
大阪	247	3	250	4	0	11	7	0	22	225	3	228
兵庫	165	16	181	6	0	27	6	0	39	126	16	142
奈良	35	1	36	1	0	10	3	0	14	21	1	22
和歌山	61	19	80	1	1	12	4	0	18	43	19	62
鳥取	20	4	24	2	1	8	3	0	14	6	4	10
島根	24	2	26	3	0	8	6	0	17	7	2	9
岡山	96	7	103	3	1	18	2	0	24	72	7	79
広島	130	70	200	5	1	18	9	1	34	97	69	166
山口	73	15	88	5	1	14	10	0	30	43	15	58
徳島	41	4	45	3	0	5	5	0	13	28	4	32
香川	65	40	105	2	1	11	5	0	19	46	40	86
愛媛	56	3	59	1	1	9	5	0	16	40	3	43
高知	42	6	48	2	0	11	3	0	16	26	6	32
福岡	122	16	138	4	0	13	7	0	24	98	16	114
佐賀	51	16	67	4	0	9	3	0	16	35	16	51
長崎	59	0	59	5	1	17	2	0	25	34	0	34
熊本	85	17	102	3	1	13	4	0	21	64	17	81
大分	48	6	54	4	0	5	3	0	12	36	6	42
宮崎	55	4	59	2	0	19	2	1	24	32	3	35
鹿児島	86	18	104	3	0	10	2	0	15	71	18	89
沖縄	21	0	21	1	0	7	1	0	9	12	0	12
計	4,269	933	5,202	148	18	731	327	4	1,228	3,045	929	3,974

附属資料33　都道府県別救助活動件数及び救助人員

（平成７年中）

都道府県＼区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故		建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	151	63	727	930	50	49	8	20	30	34	63	64	6	14	0	0	173	166	1,208	1,340
青森	30	7	158	186	38	31	1	10	5	7	3	5	0	0	0	0	48	41	283	287
岩手	64	3	131	153	7	7	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	15	14	223	182
宮城	111	19	303	375	29	20	0	0	11	11	13	13	9	3	0	0	42	28	518	469
秋田	32	1	145	178	16	15	8	2	2	2	1	1	1	2	1	0	34	36	240	237
山形	14	4	137	163	7	6	0	0	6	7	0	0	0	0	0	0	32	32	196	212
福島	61	15	270	330	14	15	0	0	8	8	5	5	0	0	0	0	38	37	396	410
茨城	106	17	423	478	38	24	9	3	17	28	6	7	1	2	0	0	48	39	648	598
栃木	59	4	275	303	8	6	0	0	12	13	5	4	1	2	0	0	28	26	388	358
群馬	65	0	213	281	22	16	1	1	8	8	7	7	0	0	0	0	35	35	351	348
埼玉	180	41	653	805	54	37	11	6	42	42	102	111	5	4	0	0	168	166	1,215	1,212
千葉	400	47	756	789	50	38	6	47	35	69	52	47	3	7	0	0	123	96	1,425	1,140
東京	1,560	120	3,763	6,356	74	64	0	0	97	165	1,980	2,023	21	528	0	0	459	461	7,954	9,717
神奈川	478	69	439	517	62	46	3	3	27	31	90	90	7	8	0	0	175	190	1,281	954
新潟	41	9	277	339	45	36	20	451	9	9	4	4	0	0	1	1	91	67	488	916
富山	11	8	116	135	15	17	5	24	5	5	5	5	1	2	1	1	33	36	192	233
石川	68	5	125	149	8	7	0	0	11	11	4	4	0	0	0	0	23	58	239	234
福井	21	17	105	130	4	5	2	1	3	3	1	1	2	0	0	0	22	33	160	190
山梨	46	1	118	143	1	2	0	0	1	2	4	4	0	0	0	0	51	48	221	200
長野	26	9	312	333	22	18	13	15	14	14	5	5	1	2	0	0	58	58	451	454
岐阜	24	19	228	273	28	30	32	31	14	15	2	2	0	0	0	0	40	38	368	408
静岡	163	11	455	568	30	21	0	0	24	27	11	11	1	1	0	0	106	107	790	746
愛知	436	68	649	752	48	42	43	110	48	65	80	88	5	7	0	0	99	95	1,408	1,227
三重	15	8	247	296	5	3	32	46	11	11	11	11	1	3	0	0	43	44	365	422
滋賀	36	4	217	264	8	7	1	9	9	10	7	7	1	1	0	0	30	34	309	336
京都	58	24	269	313	22	16	115	76	10	10	24	23	1	3	0	0	67	66	566	531
大阪	847	64	522	601	50	45	89	86	136	191	184	204	15	11	0	0	215	186	2,058	1,388
兵庫	305	64	592	699	61	48	2,015	2,496	61	96	90	78	2	3	0	0	178	149	3,304	3,633
奈良	31	8	166	191	2	2	60	51	13	13	14	15	1	3	0	0	36	35	323	318
和歌山	36	6	167	192	19	13	5	18	7	9	6	5	0	0	0	0	40	45	280	288
鳥取	9	2	97	114	10	11	3	17	6	6	1	1	0	0	0	0	20	21	146	172
島根	16	0	127	152	6	5	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	13	13	170	178
岡山	30	12	259	305	15	16	31	9	12	14	12	12	0	0	0	0	36	38	395	406
広島	137	11	349	427	25	25	1	7	17	19	17	17	3	3	1	1	54	53	604	563
山口	104	26	229	280	19	17	1	0	11	11	6	7	0	0	0	0	33	33	403	374
徳島	16	6	91	107	9	8	10	6	4	2	5	4	0	0	0	0	16	18	151	151
香川	58	23	161	201	8	8	0	0	8	8	8	7	1	1	0	0	14	13	258	261
愛媛	99	23	171	193	12	9	53	182	15	19	6	7	0	0	0	0	56	48	412	481
高知	2	1	109	128	10	13	0	0	3	3	1	1	1	5	0	0	29	29	155	180
福岡	168	33	456	533	59	50	3	5	24	30	31	34	10	8	0	0	111	97	862	790
佐賀	10	1	115	140	8	4	2	1	5	5	2	1	0	0	0	0	15	14	157	166
長崎	13	3	143	174	15	16	0	0	6	6	3	3	2	2	0	0	36	39	218	243
熊本	146	5	216	275	15	9	4	1	14	15	12	12	3	1	0	0	30	30	440	348
大分	30	3	134	176	13	10	2	4	6	6	7	7	1	0	0	0	49	44	242	250
宮崎	2	1	111	126	15	16	0	0	7	9	4	4	0	0	0	0	20	20	159	176
鹿児島	21	3	148	186	26	35	1	1	25	26	3	3	3	4	0	0	79	74	306	332
沖縄	36	11	98	111	28	24	2	3	12	16	6	8	1	1	0	0	40	39	223	213
合計	6,372	899	15,972	20,850	1,130	962	2,593	3,742	860	1,120	2,907	2,976	110	631	4	3	3,201	3,089	33,149	34,272

附属資料34 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

区分		平成5年度		平成6年度		平成7年度		昭和28年度～平成7年度	
		数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
一般施設	防火水槽	1,975	2,947,751	1,856	3,201,885	2,176	4,165,230	109,498	95,182,101
	訓練塔	9	45,783	5	25,435	12	61,044	129	651,153
	耐震性貯水槽	246	1,055,453	184	1,057,380	713	5,103,311	6,168	25,330,664
	備蓄倉庫	1	4,057	4	29,494	22	54,289	57	543,920
	自然水利利用施設	2	2,206	1	1,103	1	1,103	21	21,777
	空中消火等補給基地	0	0	0	0	0	0	9	116,226
	林野火災用活動拠点広場	—	—	—	—	2	71,742	2	71,742
	救急用ヘリコプター離着陸場	2	43,773	4	79,104	1	8,876	11	194,499
	体力錬成施設	8	97,446	4	33,221	5	61,679	23	272,058
	ヘリコプター離着陸用広場	0	0	0	0	0	0	1	12,000
	消防団拠点施設等整備事業	131	527,560	116	492,149	136	566,320	383	1,586,029
	広域消防・無線中継施設	—	—	—	—	4	35,163	4	35,163
	コミュニティ防災拠点施設整備事業	—	—	—	—	37	113,936	37	113,936
	小計	／	4,724,029	／	4,919,771	／	10,242,693	／	124,131,268
科学施設	消防艇	9	112,304	4	97,304	0	0	70	2,235,669
	消防用ヘリコプター附帯施設	1	70,000	0	0	0	0	4	214,455
	消防用高所監視施設	—	—	2	32,719	2	17,000	4	49,719
	画像伝送システム	—	—	—	—	27	4,531,526	27	4,531,526
	消防車両動態管理・情報システム	—	—	—	—	2	159,000	2	159,000
	小計	／	182,304	／	130,023	／	4,707,526	／	7,190,369
合計		／	4,906,333	／	5,049,794	／	14,950,219	／	131,321,637

（単位：千円）

附属資料35 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

（単位：千円）

区分		平成5年度		平成6年度		平成7年度		昭和28年度～平成7年度	
		数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
一般設備	消防ポンプ自動車	922	3,157,306	797	2,938,463	1,015	4,131,455	34,250	69,502,753
	小型動力ポンプ	260	128,420	239	119,124	444	188,767	47,289	10,542,084
	消防専用無線装置	201	43,915	147	30,161	270	51,011	23,523	3,836,836
	小型動力ポンプ付積載車	357	472,559	313	398,283	327	444,800	15,925	14,284,519
	小型動力ポンプ付水槽車	23	148,590	19	98,631	51	275,333	458	2,729,710
	消防団活性化総合整備事業	40	182,285	49	191,268	49	204,883	570	2,727,770
	防災無線	66	1,051,919	72	1,322,281	95	1,319,070	1,380	32,779,470
	受令機	1	315	2	630	4	764	67	15,918
	林野火災工作車	6	6,028	9	15,399	9	20,370	112	288,322
	チェーンソー	2	1,090	1	340	3	1,947	26	15,562
	可搬式消火機材	29	15,285	14	7,410	18	11,729	662	432,581
	可搬式小型動力ポンプ	115	55,060	29	14,999	390	61,855	6,243	2,393,788
	電源車	3	10,968	7	39,636	7	60,702	90	640,289
	起震車	1	3,229	3	9,687	8	25,832	87	260,137
	防災指導車	1	7,684	0	0	1	7,684	22	155,724
	多重情報処理車	1	9,636	0	0	0	0	3	28,908
	震災工作車	0	0	1	12,700	1	12,700	3	36,558
	火山噴火災害特殊避難車	0	0	0	0	0	0	2	9,961
	耐熱装甲型救助活動車	1	32,600	0	0	0	0	2	65,200
	救護所用資機材	3	16,169	1	5,587	20	67,366	24	89,122
	給水車	—	—	—	—	8	28,165	8	28,165
	コミュニティ防災資機材等整備事業	—	—	—	—	3,415	858,327	3,415	858,327
	その他	—	—	—	—	119	4,609,970	3,044	5,753,210
	小計	／	5,343,058	／	5,204,599	／	12,382,730	／	147,474,914
科学設備	化学消防ポンプ自動車	45	313,826	46	310,846	51	361,064	1,353	6,711,091
	はしご付消防ポンプ自動車	59	1,581,274	66	1,775,435	87	2,242,610	1,799	30,211,301
	高発泡車	0	0	0	0	2	9,752	60	204,856
	屈折放水塔車	1	12,537	0	0	0	0	26	238,154
	ヘリコプター	5	565,470	5	565,470	8	904,752	53	4,850,029
	ヘリコプターテレビ電送システム	2	144,200	1	72,100	0	0	8	570,156
	消防緊急通信指令施設	56	864,173	54	987,237	54	968,769	535	7,206,893
	救助資機材等総合整備事業	106	401,588	106	455,293	122	447,082	1,054	4,483,026
	救急高度化推進整備事業	—	—	—	—	—	—	61	795,456
	大型化学消防ポンプ自動車	1	11,340	1	11,340	4	56,700	87	1,141,131
	大型高所放水車	1	18,495	2	36,990	4	92,475	90	1,869,734
	泡原液搬送車	4	13,908	2	6,954	2	10,431	81	321,723
	救急業務高度化資機材緊急整備事業	86	737,364	118	976,833	228	1,871,481	432	3,585,678
	海水利用型消防水利システム	—	—	—	—	5	139,528	5	139,528
	救助工作車Ⅲ型	—	—	—	—	34	612,593	34	612,593
	救助用資機材	—	—	—	—	33	421,827	33	421,827
	高度救急用資機材	—	—	—	—	58	551,508	58	551,508
	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	—	—	—	—	45	586,098	45	586,098
	支援車	—	—	—	—	24	439,350	24	439,350
	援助隊用支援資機材等	—	—	—	—	24	43,778	24	43,778
	ヘリコプター運行管理システム	—	—	—	—	10	11,279	10	11,279
	画像伝送システム	—	—	—	—	1	108,150	1	108,150
	その他	—	—	—	—	61	145,375	1,085	2,435,124
	小計	／	4,664,175	／	5,198,498	／	10,024,602	／	67,538,463
計		／	10,007,233	／	10,403,097	／	22,407,332	／	215,013,377
救急指令装置その他		—	—	—	—	—	—	2,329	2,478,383
合計		／	10,007,233	／	10,403,097	／	22,407,332	／	217,491,760